

平成19年第5回

香美市議会定例会会議録

平成19年12月 5日 開 会
平成19年12月18日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 1 9 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 1 9 年 1 2 月 5 日 水曜日

平成19年第5回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成19年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月5日水曜日（会期第1日） 午前9時10分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

14番 島岡信彦

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	久保 和昭
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	阿部 政敏
総務課長	鍵山 仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	岡本 篤志
財政課長	吉村 泰典	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	小松 清貴
収納管理課長	後藤 博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中 育夫	支所長兼事務管理課長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	業務管理課長	横谷 勝正
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰三
福祉事務所長	法光院 晶一	業務管理課長	岡本 博臣
農政課長	宮地 和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹 内 敬 水道課長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

- 議案第 91号 平成19年度香美市一般会計補正予算「第3号」
議案第 92号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」
議案第 93号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」
議案第 94号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
「第3号」
議案第 95号 平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」
議案第 96号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」（事業
勘定）
議案第 97号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」（保険事業
勘定）
議案第 98号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（サービ
ス事業勘定）
議案第 99号 平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第2号」
議案第100号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
議案第101号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
議案第102号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
議案第103号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
議案第104号 香美市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の制定に
ついて
議案第105号 香美市道の路線の認定について
議案第106号 香美市道の路線の変更について

- 認定第 1号 平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成18年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
- 認定第 8号 平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
- 認定第 9号 平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（介護サービス事業勘定）の認定について

議員提出議案の題目

- 請願等第 4号 生活道の工事復旧と連絡道（迂回路）の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情書について

議事日程

平成19年第5回香美市議会定例会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成19年12月5日（水） 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. まちづくり推進特別委員会委員長の報告
3. 市長の報告

（1）専決処分事項の報告について

報告第16号 専決処分事項の報告について

平成18年度債務負担行為にかかる黒土2号団地Dブロック建設工事（建築主体工事）工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第17号 専決処分事項の報告について

住宅新築資金等貸付金にかかる訴えの提起について

報告第18号 専決処分事項の報告について

平成18年度債務負担行為にかかる黒土2号団地Dブロック建設工事（建築主体工事）工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第19号 専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について（物損分）

報告第20号 専決処分事項の報告について

硬式野球ボールによる自動車破損事故にかかる賠償金支払いについて

（2）行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 議案第91号 平成19年度香美市一般会計補正予算「第3号」

日程第5 議案第92号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」

日程第6 議案第93号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」

日程第7 議案第94号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」

日程第8 議案第95号 平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」

日程第9 議案第96号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」（事業勘定）

日程第10 議案第97号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」（保険事業勘定）

日程第11 議案第98号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（サービス事業勘定）

日程第12 議案第99号 平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第2号」

日程第13 議案第100号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第101号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第102号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第103号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第104号 香美市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の制定について

- 日程第18 議案第105号 香美市道の路線の認定について
- 日程第19 議案第106号 香美市道の路線の変更について
- 日程第20 認定第 1号 平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 2号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第 3号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第 4号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第 5号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第 6号 平成18年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第 7号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
- 日程第27 認定第 8号 平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
- 日程第28 認定第 9号 平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（介護サービス事業勘定）の認定について
- 日程第29 請願等第 4号 生活道の工事復旧と連絡道（迂回路）の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情書について

会議録署名議員

15番、依光美代子君、16番、黒岩 徹君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時10分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから平成19年第5回香美市議会定例会を開会をします。

議事日程に入る前に、報告をいたします。14番、島岡信彦君は病気検査のため欠席という連絡がありました。

これから日程に入りますが、その前に平成19年第5回香美市議会定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

いよいよ年の瀬、師走の月を迎え、議員の皆様方には何かと多忙の中、ご参集をいただき厚く御礼を申し上げます。

地域間格差や生活格差が広がり、地方はますます疲弊をしておりますが、去る11月25日には、高知県知事を決める選挙の投票が行われました。戦後18回目の今回の知事選は過半数が棄権し、投票率は45.92%と戦後最低の記録となりました。ちなみに、香美市は51.19%と辛うじて過半数を超えることができましたが、4年に一度の県民が直接県政にかかわることのできる機会であり、疲弊する県政を浮揚させるためにも県民みずから積極的に参画すべきではなかろうかと考えます。4期16年にわたって県政を担ってきた橋本大二郎知事の後任に、全国最年少、40歳の尾崎正直氏が選ばれました。橋本県政16年のご労苦に対し敬意を表するとともに、新知事には政策論議の活性化と政策決定過程の透明性を図りながら、全国最下位で低迷する県政を直視し、現状からの脱皮と県政浮揚のためにまい進されることを期待するものであります。

さて、本議会には専決処分事項の報告案件5件、議案第91号から議案第106号までの16議案、継続審査となっておりました決算の認定案件9件、請願等1件が予定されております。また、最終日には、追加議案1件、発議1件、議員提出の意見書案6件が予定されております。それぞれ慎重な審議の上、適切、妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて15番、依光美代子君、16番、黒岩 徹君の両君を指名をいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、11月30日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、西村芳成君。

○議会運営委員長（西村芳成君） おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成19年第5回香美市議会定例会の運営につきまして、去る11月30日に開催しました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りをしました会期及び会議の予定表のとおり、本日から12月18日までの14日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議であります。本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由までといたします。ただし、過日の第3回定例議会において継続審査となっております平成18年度一般会計並びに特別会計の決算の認定については、本日各常任委員会の審査報告から採決までを行います。

会期2日目、6日から、会期6日目、10日までは、休日並びに議案精査のため休会といたしました。

会期7日目、11日から、会期9日目、13日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目、14日は、議案質疑の後、議案等の各案件は各常任委員会への付託となります。付託となります案件は、常任委員会での質疑がありますので、所属の委員会外の質疑を行うようお願いをいたします。なお、議案第91号は本会議散会后、この場所で連合審査会を行います。

会期11日目から13日目までの3日間は、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期14日目の最終日18日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決、並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して、本会議方式で審議、採決を行います。

追加案件ですが、執行部から契約案件に係る議案が1件提案される予定と聞いております。

次に、今期定例会に陳情書が2件提出されましたので、この件について協議をいたしました。

まず、第1点目の請願等第3号、LPガスへの公平な扱いを求める陳情書については、去る11月19日に高知県LPガス協会嶺南支部支部長ほか8名の方の連名をもって議長に提出されたものであります。陳情の趣旨は、LPガスが環境負荷が相対的に少ないことや、地震の際の二次災害防止に効果的なこと等とあわせて、本市の新庁舎建設等に係る数字等の熱源空調設備への利用等に関して、LPガスを利用するよう議会の認識を深めてほしいとの趣旨であります。この件の取り扱いに関しては、協議の結果、この案件は最終日に追加案件として本会議に上程し、審議採決することに決定しました。

次に、第2点目の請願等第4号、生活道の工事復旧と連絡道（迂回路）の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情書については、去る11月19日に物部町岡ノ内地区等の地区長（自治会長）ほか7人の方が来庁され、岡ノ内部落長（自治会長）ほか7人の方の連盟をもって議長に陳情があったものであります。この陳情の趣旨は、生活道の整

備を求めるもので、岡ノ内地区の3集落の要望で旧物部村によって進められていた整備工事が財政事情のひっ迫によって中断していることや、袋道である地域の道路を延伸して、他の道路に連結すること、林道の新設によって木材の搬出とあわせて生活道に供用できることなどの要望であります。この件の取り扱いについて協議の結果、この案件は産業建設常任委員会に対して調査を付託して、常任委員会が現地調査を実施して審査をした上で、議長に調査の結果を報告して、議長が執行部に対してつなぐべき必要性のあるものについては、議長がつないでいくことにするというように決定をいたしました。

次に、議員発議によって、香美市長の専決処分事項の指定の一部を改正してほしいとの要請が執行部からあった件について協議をいたしました。

この件は、市長の専決処分事項の第5項に香美市特定公共賃貸住宅及び香美市ふるさと住宅の関係の条項を追加することによって、家賃等の滞納があった場合に、支払い及び明け渡しの請求に係る事務手続きが円滑に推進することができるように進めるため改正するものであります。この件については、協議の結果、発議第3号として最終日の本会議に上程することに決定をいたしました。

次に、議員から提出の意見書案6件が提案される予定でありますので、この意見書案の取り扱いについて協議をいたしました。

提案者側の内容は、執行部から上程の要請のあった意見書案が1件、議員から提出の意見書案が5件であります。この意見書のうち、執行部から上程要請のあった意見書案第20号及び議員から提出の意見書案第21号、意見書案第23号、意見書案第25号の4件については全会一致を目指して、意見書案第22号、意見書案第24号については、いずれも様式が整っておりますので最終日に追加案件として上程する予定であります。

次に、一般質問の通告は会期2日目、6日の木曜日午前10時までをお願いいたします。一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をするようお願いをしておきます。

次に、議会運営委員会で協議したその他の件についてご報告いたします。

1点目は、本日、本会議終了後、議員協議会を開催することになりましたのでご報告いたします。

議員協議会の議題は、1点目の議題が水道事業会計に係る起債の繰り上げ償還に関する説明についてであります。このたび、財務省から一定の基準を満たす地方公共団体や地方公営企業に対し、起債の保証金免除繰上償還制度が示されたことに伴い、償還条件である公営企業経営健全化計画を策定し議会への説明や公表を要することが条件となっております。そこで、本市の水道課において、この制度を利用して起債の繰り上げ償還をする予定ですので、公営企業経営健全化計画及びこの制度について議員の皆さんに議員協議会で説明していただくことになりましたので、お知らせをいたします。

2点目の議題は、香美市議会運営委員会申し合わせ事項の一部改正についてでありま

す。

議会運営に関して、議員協議会等で決定をした事柄については議会運営申し合わせ事項に文書に明記し残しておく必要があるということ、事務局から提案がありました。また、定例会の開会日及び閉会日とあわせて議会運営委員会の開催日、臨時会の際の議会運営委員会の開会時刻及び本会議の開催時刻等についても提案があり、協議をしましたが、最終的な決定については本日の議員協議会で協議して決定をしていただく予定であります。

その他、議会運営につきましては、従来のおりでありますして、議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から12月18日までの14日間としたいと思っております。これにご異議はありますか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月18日までの14日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【会議及び会期の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をいたします。

市長から地方自治法第180条第2項の規定により、報告第16号から報告第20号までの専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出をされています。

次に、今期定例会の議会運営委員会までに議長あてに2件の陳情書が提出されています。この件については、先ほどの議会運営委員会委員長の報告にありましたように、議会運営委員会の決定のとおり、請願等第4号については所管の産業建設常任委員会に付託することにしましたので報告をいたします。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、西山 武君。

○行財政改革推進特別委員長（西山 武君） おはようございます。21番、西山でございます。

9月議会以降、10月9日、30日及び11月29日の3回にわたり、行財政改革推進特別委員会を開催しましたので、その審査及び協議の結果を報告します。

まず、8月9日及び8月28日の2日間にわたって、各担当部署から説明を受けた香美市各種施設等の管理委託の現状について説明の内容を精査するとともに協議を行いました。委託の方法や委託料の積算の根拠等で改善べきであると思われる点を、10月30日に委員会で取りまとめを行い、お手元に配付してあります香美市内の各施設等の管理委託に関する提言についてとまとめまして、11月31日に市長に対して議長と委員長の連名により提言書及び参考資料として10月9日の会議録を添付し、また、「改善すべき点等の検討に早期に着手し、平成20年度には改善できるように。」と口頭で意見を述べて提言書を手渡してきました。この件に関して、農政課より支出根拠の見直しを行って進めているという話があり11月29日の委員会で説明を受けました。が、当委員会の提言に関して、特に積算根拠について誤解をしていると見受けられましたので、改めて当委員会の方針を説明しましたので、その趣旨を理解し見直しを進めていただきたいと思います。

そもそも行財政改革推進特別委員会は、年々厳しくなる財政運営の中でむだを省き計費の節減を目的として活動しているものであり、現状より経費をふやすことは毛頭考えていないことを申し上げておきます。農政課では林道管理で、現状では年間28万円と8万円、合計36万円で委託をしているものを、これは香美市分と香北町分ですけれども、土木の積算基準を用い年間108万円としようと考えているとの、そういう方向の説明がありましたが、これは当委員会の目的とは正反対であります。積算根拠をはっきりということは、業務内容を正確に把握し、外から見てその内容について矛盾のないように、理解できるようにしておくべきであるということでございます。例えば、庁舎の宿直を見ましても、土佐山田町の本庁舎では月15万4,700円、香北町では26万8,700円、物部町では20万2,125円が2人についております。庁舎の広さ等で多少の相違はありましても、このように内容が大きく食い違っているのは基準をはっきりしてないということでもありますので、こういう点は見直してほしいという趣旨でございますので、この1点をもう一度よく理解して積算等の基準の見直しを期待しております。提言書をよく読んで、その点の見直しを進めていただきたいと思います。

続いて、毎回経過を注意しています住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況につきましては、「9月以降7件の訴訟を起こし、3件については競売をし配当を受け、1件は和解をして現在支払われ、入金中です。他の3件は裁判中である。」との報告を受けております。「平成19年度の貸付金入金額は、10月末現在で4,934万5,000円で、平成18年度の同月現在3,435万9,000円より約44%増となっております。また、完済は年間で21件ですが、本年度は10月末で16件である。」との報告を受けました。本件に関して継続して経緯を見てきていますが、行政の毅然とした対応により収納がふえているので、今後ともこの厳正な対処を続けなければならないと考えております。

また、市営住宅使用料についても、経過説明を受けた15件については完済され、1

件は11月に完済予定である。滞納者の明け渡し請求の裁判も行い、少しずつ整理されている方向であると考えられます。今後とも手を緩めない取り組みを希望するものです。

続いて、香美市内の各施設等の使用単価について各所管課より12月定例会までに資料の提出を求め、次回の委員会で検討することを決定しました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

続いて、まちづくり推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を行います。まちづくり推進特別委員会委員長、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員長（坂本 節君） おはようございます。23番、坂本でございます。まちづくり推進特別委員会の協議の経過と結果について報告いたします。

10月10日午前9時から、本議会会議場において出席委員は9名で開会し、会議を進行いたしました。黒岩 徹君が入院のため欠席でありました。議題は、8月8日の本委員会会議の結果、今後まちづくりを進めていく事業、大項目を実施へ向けて進めていくための中項目、小項目の設定であります。ここで中項目、小項目設定に関する各委員からの発言には、今後まちづくりを進めていく上において解決していかなければならない支障となると思われる事項も何件かあります。詳しくやれば4時間半余りの論議でありますので、極力要点だけにまとめ、あらましについてご報告したいと思います。

まず最初に、設定した各項目の中項目、小項目について報告いたします。

大項目の「人口の定住策」については、中項目として、「1番、生活環境の安全整備」。「2番、若者対策、保育料」。「3番、教育環境の整備」。「U・I・Jターン、団塊の世代の受け入れ」。「5番、防災対策」。「6番、農林業、加工業」。小項目としまして、「1番、生活道の安全整備（安全施設）」。「2番、情報受発信網の完全整備」。「3番、進学対策」。「4番、若者定住策」。「5番、空き家、売り家、宅地対策」。「6番、上下水道整備」。「7番、台風、火事、地震等の対策」。

次に、大項目、第2項の「産業の振興策について」。中項目として、「1番、農業」。「2番、林業」。「3番、商業」。「4番、工業」。「5番、観光業」。「6番、地場伝統産業」。小項目としまして、「1番、農道整備。農地の保全、水路整備」。「2番、林道、作業道の開設」。「3番、農林産物加工業の育成、販路拡大」。「4番、打ち刃物生産の長期的戦略と販路の拡大」。「5番、商店街の活性化」。「6番、観光地の整備と観光客誘致、拡大戦略」。「7番、中心地付近に宿泊施設の整備」。「8番、生産品の地域内での極力有利販売」。

次に、大項目第3項で、「福祉の充実策について」。中項目として、「1番、児童、母子福祉の充実」。「2番、老人福祉の充実」。「3番、障害者福祉の充実」。小項目

として、「1番、施設の整備」。「2番、在宅介護の充実策」。「3番、施設入所者の負担の軽減策」。

次に、大項目第4項目の「基盤整備について」。中項目として、「1番、主要道（主要幹線道）の整備」。「2番、生活道の整備」。「3番、農地の基盤整備」。小項目として、「1番、あけぼの街道」。「2番、国道の未改良区間の整備」。「3番、県道、国道の未改良区間」。「4番、生活道の完全整備」であります。

これから、委員の発言の概要について、全体はなかなか難しいわけですがけれども概要について報告をいたします。

1番の人口の定住策について。若者の定住できる施策で、「若い人が働きながら子育てでも安心してできるまちづくり。育児休暇があっても高知県内ではそれを言うをやめえという感じ。保育料も早朝保育、延長保育で働いた金は保育料で消えてしまう状態。こういう問題の改善策が必要」。次に、「人口の定住には福祉の充実策。病気になっても医者にかかる余裕がない、医者まで行く足がない、道がないところもあるということで、非常に老後が不安、生活が不安であるというのが現状。この状態を香美市におれば子育てが安心で、老後が不安なく安心して暮らせるという福祉の充実策。まず、この2つの同時進行によって人口の定住、増加が図れるのではないか。子育てがしやすく、不安のない老後を迎えることができるまちづくりの施策を」。「土佐山田町内には規制があり、調整区域があるので家が建てれない。見直しをして、家を建てやすくするべきではないか。」また、「香美市では都市計画法が人口増の妨げではないか。逆に定住しにくい条件になっているのではないか。県とも連携して改善策を要するのでは。」「わかふじや堀田等10年間無償貸与で永住すれば、それから代金を回収する。あるいは20年間家賃を払ったら借家人の持ち家にするとか、利便性だけで住宅を求めているのではないか。」「子育て支援で保育料が高いということで子どもは何人も産めないということがあったが、保育料の状況によっては補助できるような具体策を考えなければいかんのではないか。高知工科大学もあるので、教育的な部分においても若者定住ということを考えていけたらどうか。」

「香美市で重要なことは第一次産業の農林業であり、ハコ物をつくった企業誘致は高知県の経済状況では厳しいのではないか。土佐山田町は土地も高いし調整区域もある。香美市の持つ特性、環境、森林、林業、農産物、農業の活性化を図り、加工して価値をつけて販売する。加工の段階で雇用の場もできる。若者の定住にもつながるのではないか。」「あけぼの街道が近い将来つながるということを前提にした場合、高知市、南国市、香美市を比較した場合、極端に言えば南海地震1つを考えても高知市は水の被害がはかり知れない、甚大なことが予想される。そういうことを踏まえて、香美市ならまずその不安がない。旧物部村がやっていた若者定住の施策は香美市では引き継ぐことができないという状況の中ではあるが、そのほかに何かがあるか。保育料も高いと言われるが、住みやすくはなったのか。都計のくくりもある。香美市の特徴としてマンションが多い。

マンションを転々としている若者、若い世代もある現状を踏まえて、その人たちが一軒の家を構えて定住する人には何らかの施策を打てないものか。そういうことが大事ではないか。子育て支援で延長保育の問題。やはり、若者のことについてはアピールできる施策を打ち出さなければ、定住へ結びつけるのが困難ではないか。定住策でいま一つ、年金生活をしている高齢者も大変貴重な存在であり、他県のことになるが、徳島県（勝浦郡）上勝町の高齢者などは、若者に劣らぬ所得を得て充実した暮らしをされているようで、香美市も元気に高齢者が住めるまちづくりが大事な視点と思う。」

「人口の定住策について、都市計画法の関係で土地があっても家が建てれない。高齢になって跡継ぎもいないので、土地を宅地にしたいと思ってもできない。（香南市）野市町のほうは線引きがないので宅地ができています。都市計画法が一番大きなネックになっているのでは。土佐山田町は家が建てれない。子育ても非常に大事であるが保育料が高い、若い人が苦勞していると聞く。人口の定住策には産業振興が重要。働く場所がなくては厳しい。特に土佐山田町では農地の除外、転用ができないとのこと。香美市は過去の資料を見れば世帯数は微増だが、人口は逆に減っている。兄弟がいて分家して家を建てようと思っても、香美市では建てれないので香南市へ転出するということがあり、線引きの見直しが必要ではないか。土地の宅地化がある程度進まなければ人口の定住策に支障があると思うので、農地行政、都市計画法については検討し、改善策を立てる必要があるのではないかと。若者対策では、教育の問題、教育環境の整備についても考えていかなければいかんのではないかと。」

「香美市の発展を目指して発足したまちづくり推進特別委員会、大きく4つに分けた項目。その問題点は、まず人口定住策について、定住が進まない問題点、種々あると思うが、その1つに若者の声であるが「香美市には若者の雇用の場がない。」特に物部町の若者からは「物部町に住みたいけれど仕事がないので生活ができない。」定住策実現には特に若者の雇用の場確保が急務であり、重要な対策である。テクノパークへも4社入っているが、香美市の人々がどれくらい雇用されているのか確かな情報は得てないが、やはり雇用につながる企業の誘致で、安定的な給料があって生活のできるような対策を実現せんと若者の定住は難しいと思う。高知県は非常に厳しい状況であるが、県外はすごく景気がよいということで県外へ流出しているのが現状であり、今こういう状況に対する対策を考え実現策を打ち出さなければ高齢化は進む。若者が厳しい状況の中では、農業に関して後継者もいないという。」

「Iターンを受け入れるとすれば空き家調査が必要。まずは空き家があるのかなのか。あれば貸すかどうかの調査が必要。」「Uターン、Iターン、団塊の世代の受け入れ等も含めて、人口の定住策にはまず生活する環境の完全整備。完全整備ということは一気には難しいと思うけれども、目標は完全整備。」定住ということについては、第一番に出てきました。そうして、若者対策、防災関係。「Iターン施策で、旧香北町で谷相（地区）に実績が残されていると思うが、その辺の費用対効果について分析をされて

いるか。また、経緯についてそのほかにもあれば調べてほしい。雇用についての話があったが、高知県は高知市に一極集中の状態であるが、南国市、香美市、香南市は高知市への通勤圏であり、IターンはともかくUターンしてくる人がおるならば、その環境を整えれば若い層などは帰ってくるのではないかと思う。香北町、物部町は少し遠いけれど、現在高知市へ通勤している人もいる。そういうことを踏まえて香美市が一番住みやすいというまちになる施策を考える、実行する、維持するということが大事であると思う。」「香美市に住んでよかったというまちにはなれると思うが、土佐山田町から高知市へは通勤可能であるが、物部町から高知市へといったら難しいのではないか。土佐山田町へ来る人はほかに通勤する人。物部町は高齢者が住みよい環境をつくるとか、香北町ならばIターンの受け入れとか、その状況にあわせた考えでいけたらよいのではないか。」「Iターン、Uターンの件で、空き家対策についてはもう行政のほうへ早くおろして、それぞれ旧町村でも調査していると思うが現在の空き家がどのような状況であるか。これを早く調査して、修繕もする必要があるとすると、各地区の区長（自治会長）さんにもお願いすればある程度の地域の状況がわかると思うが、空き家がありながら活用もできないものもあるので調査をさせるべきではないでしょうか。」「空き家調査というのはすぐできると思う。実際に早く手をかけるほうがよいと思う。去年、物部町に2件来た例があり、1人は空き家を買って住みたいということであったが、ほかにも（住みたいという人が）いるということであった。」「人口の6割程度が大都市に集中している。だから、地方の人口は減少ということであるが、（四万十市）中村ではインターネットなんかでIターンの応募があるという。以前から8世帯クラスとか、子ども連れで来てくれるとなればすばらしいことである。調査もしながら土台づくりをしたらよいと思うが、なされていない。都会の汚い空気を吸って長いことどこがよいことがあったか、そういう思いを持っていると思う。香美市の自然環境、美しいところ、山間地のよいところに若者を住まわせて、若者は車にも乗れるし、家賃も気持ちだけのことで貸して、家主は家賃と年金で生活できるような、場合によっては若者がここに住むなら家賃はただでと、または5,000円程度か。子育てには環境もよい、川も水もきれいだし、ネオンは少ないが、にぎやかなところに住みたい若者もいると思うが、家賃は少なくて済む。生活費が少なくて子育てができる環境であることも1つの魅力ではないか。」「Iターン、Uターンについて、同時に考える必要があるのが、退職したらゆっくりと田舎暮らしをと希望する人が全国的に多くなっていると思うが、住んでくれるということはありがたいが、医療費はどうなっていくか。予測と対策が必要と思う。若者定住策について、香美市は森林が多いので、香美市で家を建て永住するという若者には、家を建てるに必要とする木材は数量の基準をつくり、支給、支援をする。または加工した柱材とかを何十メートルかは寄附するとか、一石二鳥、三鳥の効果、林業の活性化にもなるのではないか。」「大栃高校があと3年で廃校になるが、現時点では県も具体的に後の利用について計画はないと言うが、ならば香美市として有効な利用、活用方法を

考えていくべきではないか。利用方法としては、私立の学校誘致ということもありましょうし、高齢化社会で独居老人も多くなっていく、介護的な住居にするということも考えられるのではないか。今から考えていったらどうか。」ということです。

「若者対策というのがあったが、これは若者と子育て、関係はあるので、子育てがしやすい環境づくり、子育てがしやすいまちづくりこそ若者定住策、若者がくると思うが、もっともだと思うが、これは福祉の充実ではないか。」「生活関連で言われた基盤整備は、道路網や通信網の整備という、住むための基盤整備というのは住むための基盤を整えるという意味で基盤整備になるのでは。子育てと年寄り対策は福祉の充実の項目がよいのではないか。」「人口定住策の中に若者が定住するには何が必要かということで、その中で子育て支援というのは大きな課題で、福祉の充実とは違うのではないか。若い人が多く住むということがこのまちの活性化につながると思う。若い層には、婚前、既婚、子育ての時期には、子育て支援という部分に入るのでは。」「福祉の充実よりは人口の定住策のほうがよいのではないか。これは重なる部分があるので意見はそれぞれ出して、最終的に枠組みを線引きして構わんのではないか。人口定住といえば、3項目、4項目に重なる部分もあるが、このまま1番でいくとまとめが大変だと思う。要は、意見をどんどん出してもらったらどうか。」

種々意見集約の結果、人口の定住策の中項目としては「1番、生活環境の完全整備、宅地等」。「2番、若者対策、保育料」。「3番、保育、教育環境の整備」。「4番、U・I・Jターン、団塊の世代の受け入れ対策」。「5番、防災対策」。「6番、農林業、加工業」とすることに決定。小項目もこれに準じたものとする。

人口定住から少しはみ出した感じもあるが、ここでは今言ったとおりであります。

次に、産業振興について。

産業振興と言えば香美市では1番に農業、2番に林業、3番に商業、4番に工業、5番に観光業であろうかと思うが、そのほかには地場伝統産業がある、伝統的な産業。6番に地場伝統産業を加えることにする。委員からの意見で、「農業について安心、安全ということで農作物に対して消費者団体側から要望が多いのですが、それに対して農家としては農協も含めて減農薬、化学肥料を使わないとか違反枠をつくるとか、非常に苦勞をしているのが農家、農業の現状。生産者は消費者の要望に対して非常に努力している。それゆえに生産費が高くなりそれで価格が、生産費と均衡がとれる価格では売れないと採算がとれない。農業、農家は成り立たん。こういうことが現実にあるわけで、それに対して、これは消費者のほうにきつい言い方かもしれませんが、消費者のほうは要望だけしておいて安全であるのに高いものは買わない。いわゆる外国産の輸入物、安いものを買う。こういうことで農家は努力しているけれども、消費者は言うだけ言って努力をしていない。こういうことが現実にあるわけで、これから先、行政としてはこのような農家の苦勞も消費者に理解をしていただき、少しの値段の高さは安全を買うという気持ちで香美市の生産物を買っていただく、国産品を買っていただくという宣伝、広報

的なものも必要じゃないかと思うが、やはりこういうことも産業振興の手法にもなるのではないか。」ということであります。「産品を採算のとれる値段で売るにはやっぱりブランド化してこの品物ではないといかんというような、蕪生米のことも出ていたが小項目の中で考えていくべきではないか。ブランド化するためにはどういう産品があって、やっこねぎとかも含めて一番大事な米も話題として出ているが、地域内で給食、量販店への取り組みとか検討してはどうか。」「先ほどは消費者へ理解協力をお願いすることの発言がありましたが、それを我々、また行政がどういうふうなスタンスで臨むか。地域内消費を推進するというのも、付加価値をつけて宣伝も戦略的に位置づけ、関係団体とも協力、行政も一定力を注ぐことによってと打開できるのではないか。」「先ほどは、香美市地域内で生産するのは地域内で（消費する）ということであったが、考えてみると全国に発信しなければいかんことであって、香美市だけの問題ではないと思う。というのは、先に言った農業の生産費が上がるのに消費者は安いものしか買ってくれない。高いものは敬遠する。最近こそ安心、安全なものについて消費者の方々も多少は目を向けてもらいましたけれども、やはりそれでも安いものを好んで買っていくということ。こういうことは香美市だけではなく全国的なことであり、全国の消費者団体に当然ながら意見を言っていくということで、その方向に向かわなければ、香美市だけでやってもこれは効果がないように感じます。」「確かにご意見のとおりだと思う。例として香美市の名前が出ましたが、そういう状況は全国的なものであろうかと思うので、やはり成り立つ農業経営を目標に、政治的にというか政策的な1つの活動、運動も含めてやっっていかなければいかんことではないか。行政としてもてこ入れをしてもらえるような方向づけをしていくべきではないかと思う。」

これまでが平成19年10月10日に行いましたまちづくり推進委員会における各委員の発言の約半分ぐらいの概要であります。この後については、次回以降に必要なれば報告することにしまして、今回はこの後、平成19年11月28日の委員会の協議の経過と過程についてご報告をいたします。平成19年11月28日開会しましたまちづくり推進特別委員会の協議の経過と結果について報告します。

開会時間は午前9時、出席委員は8名で定足数に達しておりましたので、直ちに会議を開きました。欠席2名でありましたが、島岡信彦君が検査入院のため、依光美代子君が左足首損傷により欠席でありました。

協議事項は、協議課題の確認についてであります。この件については平成19年10月10日の会議で協議して、まちづくり推進特別委員会の今後の取り組みの柱である4項目の事項、大項目に関して、これらの取り組みを具体化するための中项目的な事項とあわせて具体的な取り組み事項として小項目のまとめとしたものについてであります。第1点目として、記載した事項に各委員の意見が網羅されているか、否かということであります。第2点目として、それぞれの項目ごとに分類して記載してある内容がこれで適当であるかどうかということ。第3点目として、それぞれの文言の記載方法が適当で

あるかどうかということ。この3点の事項とあわせて、このほかに加える事柄があるかどうかについてであります。

これからの協議、発言の内容については、中項目、小項目の中の事業、施策をなお適当な項目への組みかえ、加除について協議であり、発言記録のそのままでは混同し聞き取りにくいと思いますので、組みかえ、調整後の結果について各項目別に報告いたします。

大項目1番の人口の定住策について。中項目としては1番、生活環境の完全整備。2番、若者対策、保育料。3番、教育環境の整備。4番、U・I・Jターン、団塊世代の受け入れ対策。5番、防災対策。ここには「農林業、加工業」というのが入っていましたが、ほかの項目へ変えました。小項目として、情報受発信網の完全整備。進学対策。若者定住策。空き家、売り家、宅地対策。上下水道整備。消防、地震対策。番号を抜かしましたが以上です。

大項目2番の産業の振興策について。中項目1番、農業。2番、林業。3番、商業。4番、工業。5番、観光業。6番、地場伝統産業。7番へ工科大学を新たに入れました。次に、小項目で1番、農地の保全、農道整備、水路整備。2番、林道、作業道の開設。3番、農林産物の加工業の育成、販路拡大。4番、商店街の活性化。5番、観光地の整備と観光客誘致、拡大の戦略。6番、中心地付近に宿泊施設の整備。7番、打ち刃物生産の長期的戦略と販路拡大。8番、地産地消、食育の推進。

次に大項目3番、福祉の充実策について。中項目として1番、児童、母子福祉の充実。2番、高齢者福祉の充実。3番、障害者福祉の充実。小項目として1番、子育て支援策の充実。2番、施設の整備。3番、在宅介護の充実策。4番、施設入所者の負担の軽減策。

大項目4番、基盤整備について。中項目として1番、主要道（主要幹線道）の整備。2番、生活道の整備。小項目として1番、あけぼの街道の整備。2番、国道、県道の整備。3番、都市計画道の整備。4番、生活道の完全整備であります。

以上、ただいま報告しましたように10点ぐらいいを出席委員全員において検討しまして、加除、組みかえを行いました。適正と思われる項目としたところであります。この訂正をするについての各委員の発言については報告に加えてないのですが、検討しまして、次回以降にしたいと思います。

以上でまちづくり推進特別委員会の会議の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） まちづくり推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまのまちづくり推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。13番、竹平です。

先ほどは、まちづくり推進特別委員長のほうから詳しく協議の経過と結果のご報告が

ございました。その中で大柝高校の件が出ておりましたが、大柝高校は実質、今からまだ3年後は現存するわけでございますので、当然、今後このまちづくり推進特別委員会の中でそういった案件が出て、意見として持ち上がってくるということは、それもほかのことも含めていろいろ協議がなされていくと思われまますので、今現存しておる以上はそういった、いわゆる生徒、それから大柝高校への配慮のためにも、それはまちづくり推進特別委員会として議論から外して協議をいただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 23番、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員長（坂本 節君） はい。ただいまの竹平議員の質問でございますが、確かにこの大柝高校の今後の問題については、慎重を期す面もあろうかと思えます。ですが、一部学校側の方からも、もう当然将来というものが見えてきたものでありますので徐々には今後の、大変立派な建物でもありますし、そういう利用策というのは考えていってもらってるんじゃないかというような話もあったというように聞いております。そういうことに基づいて、委員の中からの発言でございましたので、やっぱりこれは1つの、今後のまちづくりの中での重要な課題の1つであろうと思えます。それぞれの立場によって、「まだ今の時点ではこれは据えておくべき」と。「いや、これは当然先が見えてきたものであるので、将来のことを考えるべき」というような意見が、地元においても双方あります。そういう点で、もう既にまちづくり推進特別委員会に出てきたものでありますので、私はただいまその報告の中に加えていたものでありますので、今後の取り扱いについてはまた委員の皆さんの、議会の全員の皆さんの意見も聞きながら進めていくべきではないかと思えます。最初の委員会報告のときであったと思いますが、やはりこのまちづくり推進特別委員会の今後の会議の進め方、または取り組み方については、場合によっては議会全員の皆さんの意見を聞く必要もあるのではないかとということも私も発言しておるような気がするわけですので、今後、何かの機会には議会全員の皆さんの意見も十分に聞きながらということも必要ではないかというように考えております。現在の時点では以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 今のご報告を受けまして、ちょっと感じたことなんですけれども、もちろんまちづくりということで非常に多岐にわたるのはわかるんですが、一般質問等でも出る話も大分出てきまして、一番感じたのはまちづくり推進特別委員会としての方向づけがまだ見えてこないんですが、まずそれをきちんと明らかにする必要があるのではないのでしょうか。例えば、行財政改革推進特別委員会のほうでは、一番のコンセプトは自主財源の確保と。それから、今いろいろ調査をしておるうちにだれが見ても納得のできる公平な市政運営というところにまで、これは行財政改革推進特別委員会ならではの会といいますかテーマであり、会はそういうふうに進んでいってるんですけど。

やはり、まちづくり推進特別委員会であるならばそのまちづくり推進特別委員会ならではのそのまちづくりの方向といたしますか、何を指すのか。ちょっとお聞きしていてそういうふうなことを感じました。それで、やはりその会の進行についてコーディネーター的な方があったほうがいいのではないのでしょうか。例えば工科大学にはまちづくりのご専門の先生がおられますし、そういう方の助言を受けるのも一案かと思えますけど、その点いかがでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 23番、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員長（坂本 節君） はい、坂本です。お答えします。

確かにご意見もごもっともだと思います。このまちづくり推進特別委員会は、平成19年6月に発足をしたものであります。期間としては半年近くたったわけですのでそれなりの方向づけというものもできてこななければならないわけではありますが、一番最初は中澤議長の何と言いますか、基調的な1つの、今後の香美市というものを見きわめた話、発言を基本にしまして、委員としてはそれぞれの立場で発言をし、項目というのをまとめてきたわけです。その項目によって、今からそれぞれ行政に移していける手法というのを考えていかなければならんと思います。私個人の考えですけれども、やはり香美市は着眼をどこに置くか。3町村合併して2年間近となってきたわけではありますが、非常に市民の生活にも差があるわけです。日本の国の縮図と一緒にだと思えます。日本の国も地方が非常に厳しい、寂れた状態であることはもう申すまでもなく、ご承知であろうと思えますが。ただ、合併してこれからどうしていくかということを考えると、まずはこの厳しい末端と比較的条件の整った中心地との差を縮める政策が必要と。基本的には、まちづくりにもそれが出てくるべきだと思っております。いわゆる目配り、気配りのできた市の行政。まずはその差を縮めて、日本の国と同じように、日本の国は地方と中央、大都市とは非常に開きが出たと言いますが、その差をこのままでよいとは思いませんし、その縮図みたいなものが香美市にもあるというように私は感じておりますが、まずはそれから正していくべきではないか。これは行政の立場にある、政治の立場にある者の判断と実行によってのみしかできないわけですので、現在、私の念頭にあるのはそういうことを基本にして、運営していきたいと思っておりますけれども、これは委員全員の皆さんの発言において、考え方によって進めていくわけですので、ひとつ今後を見守っていただきたいと、かように思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 委員長の思いは今お伺いしましたけれど、それであれば皆さんでそれを、1つの大きな方向を確認した上で話を進めていくというふうにされるのがいいのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質問はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質問がないようでありますので、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第91号、平成19年度香美市一般会計補正予算「第3号」から、日程第28、認定第9号、平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（介護サービス事業勘定）の認定についてまで、以上25件を一括議題とします。

行政の報告並びに議案第91号から議案第106号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 改めましておはようございます。本日、ここに平成19年第5回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中をご参集いただきありがとうございます。

さて、先日執行されました県知事選挙におきまして、尾崎正直新知事が誕生いたしました。改めてお喜びを申し上げますとともに、退任されます橋本知事には16年間の県政運営に対するご努力に感謝と敬意を表したいと思っております。また、新知事におかれましては山積する地方自治の諸課題に対し、若さと行動力をもって精力的に取り組まれますよう期待をするものであります。

それでは、諸般の報告と、今期定例会に付します議案に対する議案提案理由の説明を申し上げます。議員各位にはお手元にお配りをさせていただいておりますので、詳しく記載をいたしておりますので、ご参照いただきたいと思いますというふうに思います。

まず、警察署の再編計画案でございます。

現在、人口の都市集中化や、また夜型社会の進展などにおきまして、治安の情勢の悪化等を背景にしまして、高知県内の警察署の再編が計画をされております。この計画では、大規模警察署であります高知署、高知南署、南国署で刑法犯の66%が発生し、多発事件に追われ攻めの捜査が困難であるということから、また、小規模警察署では、大規模事件、事故への対応力の不足、また、休日、夜間の体制が脆弱であるなどという理由とともに各署建築後30年を超える庁舎が16署中8署であるということから、現行の16署体制から1増5減の再編で12署体制に再編する計画案でございます。この計画では香美警察署は、平成28年ごろに香南署と南国署が統合されまして新南国署が建設をされるということございまして、香美警察署は分庁化をされるということが今計画として上がってきております。先日、香美警察署の主催によりまして、香美市内の地区長（自治会長）にお集まりをいただきまして、その説明も行われました。

総務課関係でございますが、新庁舎建設につきましては、臨時議会で建設構想の議決をいただきまして、その後、順調に事務事業は進めております。11月末には、基本設計委託業者選定の中心となりますプロポーザル審査委員会を立ち上げました。委員の構成は、市民の代表者2名、議会の代表者1名、有識者2名、執行部2名、7名中5名の外部委員をお願いをすることによりまして、公平性、公正性、透明性を全面に打ち出した体制といたしております。審査委員会で協議をいたしました結果、今回のプロポーザ

ルは指名型で実施することになりました。年内に業者を指名いたしまして、明年2月末に提案書の提出を受け、3月末には委託業者を確定するというスケジュールで進めていきたいというふうに考えております。

次に、地域審議会につきましては、11月8日に第4回の土佐山田審議会が開催をされております。当審議会では、庁舎位置検討委員会での協議結果の報告、次いで、合併協定書の変更についての諮問をいたしました。合併協定書の変更につきましては、協定項目7の地方税の取り扱いに関する前納報償金の廃止及び協定項目23の1の自治会、行政連絡機構の取り扱いに関する広報の配付回数の変更についてを諮問をいたしました。審議の結果、前納報償金の廃止、広報等の配付回数の変更につきましては承諾をいただきました。なお、香北審議会及び物部審議会につきましても開催をし、諮問するように予定をいたしております。

第2回の香美市民賞の表彰式につきましては、11月3日の文化の日にプラザ八王子にて行いました。受賞者は7名で、香北町の恒石 堯様、土佐の間崎福義様、同じく石川富男様、同じく大塚善子様、同じく山本貞雄様、そして旧物部村の老人クラブの会長を務めていただきました物部町の篠崎裕一様。そして、学校医等地域の医療に大きく貢献をいただきました佐野彰良様の7名でございます。それぞれ香美市、旧土佐山田町、旧香北町、旧物部村の中でさまざまな活動、活躍をいただいた方を今回表彰をさせていただきます。

本年の給与改定につきましてでございますが、地方公共団体における給与改定は、国における取り扱いを基本として地域における民間給与等の状況を勘案し、適切に対処することとなっております。また、人事委員会を置いてない市町村につきましては、都道府県人事委員会における公務員給与の調査結果などを参考に適切な改定を行うこととなっております。人事院は、8月8日の国家公務員の給与などに関し勧告。国は10月30日の閣議決定で指定職以外の職員は人勧どおり実施し、高知県人事委員会は高知県内の民間事業所のボーナス支給割合が県職員を0.02カ月下回っているため、据え置き案を勧告し、その他の月例給の引き上げを若年層に限定し、また全年齢層を対象に扶養手当など諸手当の一部引き上げも求めており、4月にさかのぼっての勧告となっております。香美市では、11月5日に団体交渉を行い、香美市は人事委員会を置いてございませんので高知県人事委員会の勧告のとおりボーナスは据え置き、若年層の月例給の引き上げや扶養手当（の一部引き上げ）は実施し、4月1日にさかのぼって、遡及して改定することといたしました。今議会に給与に関する条例改正を提案をいたしておりますので、ご審議をお願いいたします。

11月25日に執行されました高知県知事選挙につきましては、香美市では男性が49.06%、女性で53.01%の投票率でございます。全体で51.19%となっております。なお、開票に関しましては、以前より継続して事務改善を行ってきており、開票結果判明時刻は（午後）9時15分という早い中での開票結果を出すことができました。

た。

次に、企画課から地上デジタルテレビ放送対策についてであります。

2011年、平成23年ですが、7月24日までにデジタル方式に切りかわることによりまして、難視聴地域におきましては視聴ができなくなることが予想をされます。市としましては、こうした事態への対応として自主共聴施設における施設整備を前提として、現在の受信点における電界強度と設備の老朽度に関しての調査を行うため、去る11月7日に関係者を対象に説明会を実施しました。今回はNHKの共聴を除いて、高知局から受信をしている組合を対象として開催したところでもございまして、16施設の参加をいただきました。なお、参加できなかったところにつきましては、文書通知などで対応いたしております。調査につきましては、これまで補助制度が全くないということでもございましたが、ここ最近になりまして県当局によって何らかの支援策が検討されるという情報に接しておりますので、この動向が具体的になる時期を待つということで様子を見ております。推移を見ながら適切に対処することといたしております。

姉妹都市交流につきましては、10月20日、21日の両日開催されました刃物まつりにおきまして、今年も姉妹町であります（北海道）積丹町から11名が来市されまして、関係者との交流が深められました。

行政情報媒体等への広告掲載につきましては、行革の一環としまして行政経費の負担軽減を図るために行政情報媒体等を活用して広告を掲載するための準備を進めてきておりましたが、このほどホームページへのバナー広告と広報紙への広告の掲載につきまして、要綱により掲載希望者の募集を始めました。来年1月よりの掲載を予定をいたしております。また、窓口用の封筒と公用封筒につきましても、広告入りの封筒を寄附をしていただくという形式で募集をいたしております。

次に、香美市振興計画に係る実施計画についてであります。第1次香美市振興計画に係る平成19年度から平成21年度までの実施計画を取りまとめを行いました。この計画は振興計画の基本構想、基本計画の実現を図るための具体的施策として見通したものであります。事業実施につきましては今後の財政事情等を考慮しつつ実現を図るため努力していきたいと考えております。また、実施計画の取り扱いにつきましては、本市はもとより国などの事情等を勘案しながら毎年ローンリング作業により見直しを行うこととなっております。

防災対策課からは、平成19年11月現在で自主防災組織は62組織となっております。土佐山田町、香北町、物部町、それぞれ3町で設立をされておりますが、なお一層、今後も組織化へ向けて。また、防災力の強化を図るという意味からも組織化に努めてまいりたいというふうに思います。

交通安全対策につきましては、今年も年末年始の交通安全運動を平成19年12月20日より平成20年1月9日まで実施をいたします。それぞれご協力をよろしくお願いをいたします。

保険課から特別養護老人ホームにつきましてご報告を申し上げます。

大変おくれております物部町の特別養護老人ホームについては、さきにも報告をさせていただきましたが6月に建築物の安全性の確保を図るための建築基準法などの一部を改正する法律が施行されたことによりまして、建築確認の計画変更の必要性が発生し今年度中の竣工が不可能となったため、県高齢者福祉課を通じて厚生労働省財務局にこのような事情になったことについての理解を求め、交付金について事故繰越による平成20年度への繰り越しをお願いをいたしておるところでございます。現在、県高齢者福祉課を通じて、厚生労働省財務局から今年度中に竣工が不可能になった理由や経過などについて質問や資料の提出などを求められて、事業者と協議し資料や回答を提出しております。現在、その状況が続いております。一方、昨年度末では5階建ての予定でしたが、日照権などの問題もございまして事業者から4階建てとしての変更の申し出がございました。近隣住民との協議では了解を得ております。しかし、今後事業者が事業経営をしていくためには非常に厳しい事業運営が予想されることから、事業者の運営軽減を図るために、当初の運営形態には変動はございませんが施設をさらに3階建てとすることにつきまして、現在行政、事業者で検討を行っております。今後の予定は、平成19年12月中に財務局から事故繰越について内示決定がされる予定でありまして、事故繰越が認められた場合は、その後物部地区長会への説明の後、平成20年1月初旬に建築確認申請を提出しまして、平成20年3月中旬に確認済み証の交付を受け、平成20年3月下旬着工、平成20年10月初旬の竣工の予定でございます。

農政課からは、農業を取り巻く情勢は大変厳しく、輸入野菜の残留農薬問題や食品の偽装、賞味期限の改ざんなど、相変わらずの食の安全、安心に係る諸問題が多発をいたしております。そのような中、農産物出荷に生産者のさらなる努力が求められており、検査センターの活用や、高品質、安全、安心の生産推進を進め、安全性のアピールも継続していかねばならないというふうに思っております。

生産面におきましては、本年度は台風上陸も少なく、さきの突風以来、平成19年7月の台風4号、平成19年9月の台風13号では大きな被害は出ておりませんが、不順な天候による登熟期の日照不足により平成18年度産の早期米はやや不良で、作況指数は96の見込みでございます。園芸作物におきましても、特に不良作物は出ていませんが、暖冬、空梅雨、猛暑、残暑によりまして単価の伸びが悪く、価格低迷が続いております。また、同時に原油価格の高騰によりまして、関連資材の上昇が所得確保に重くのしかかっている状況であります。こういう状況のときに、議会の皆さん方も関東の市場を視察をいただきましたし、また私も香南市長と、またJAの役員との、園芸部の役員も含めまして関西、中部、関東のそれぞれの市場を視察をしてきました。その中で、やはり市場、JA、生産者、この三者の連携と同時にかたい信頼関係によりまして、今後の香美市の農業も安定の方向に向かえるように努力していかねばならないというふう考えております。

工事関係につきましては、農地、農業施設災害におきまして第一次査定を平成19年10月10日に受けまして、香美市全体で件数としましては9件、査定額約900万円、農地災害が6件で施設災害3件、それぞれ年度内完了に向けて進めております。

農道用排水改修につきましては、9件中2件が完了しまして現在の工事中は5件でございます。未発注2件につきましては、年度内の完了の予定でございます。

商工観光課からは、第14回日本観光鍾乳洞協会の幹事会、総会及び20回の日本鍾乳洞サミットin香美が平成19年10月3日から5日まで、保健福祉センター香北を中心にして開催をいたしました。鍾乳洞関係者の多くの参加をいただきました。

また、県の花・人・土佐であい博のプレ事業としまして、平成19年10月、11月に塩の道の日帰りコース、べふ峡温泉での宿泊を入れた1泊2日のコースなど、紅葉シーズンの食と体験を組み合わせたおもてなし事業を実施し、参加者からも一定の評価をいただいております。

次に、消費生活対策についてであります。

多重債務問題が深刻な社会問題となっているところでございますが、12月4日、昨夜でございますが、香美市消費者生活講座を行いました。高知弁護士会の石川裕一弁護士によりまして、借入返済に関するトラブル、グレーゾーン金利等についての講座を通じて、職員研修の一環も取り入れまして、市民が多重債務に巻き込まれないように、また、問題解決の糸口になれるように今後も啓発に努めてまいります。約60人ぐらいの皆さん方にご参加をいただきました。

建設都計課からは、土木工事関係でございますが、辺地事業で取り組んでおります市道谷相線と後入線の工事進捗率は約35%で、年度内完了の予定でございます。過疎事業で取り組んでおります市道大宮小学校線と堀田線も順調に進んでおりまして、年度内完了の予定でございます。平成18年度からの繰越工事は、災害復旧事業が4件、道路改良事業7件で、すべて完了いたしました。道路台帳の整備事業につきましても、現在作業中でございます。

都市計画関係につきましては、秦山公園の野鳥の森整備工事と駅北地区の高質空間形成施設整備は発注を行いました。高質空間形成整備事業につきましては詳細を地元と協議中であります。また、秦山公園の駐車場などの委託設計業務は、年度内完了の予定でございます。

災害復旧事業につきましては、平成19年11月12日に第八次の査定を受けまして、河川4件、道路1件という決定をいただきました。第七次までの工事につきましては全13件のうち12件は施工中でございますが、市道影藪線は治山工事との関連がありまして平成20年度対応となる見込みであります。

県工事関係につきましては、都市計画道路高知山田線は平成21年度までの完了期間宣言をいたしました。今年の次期工事は鏡野中学校南の交差点部分と、JRの西の部分年内に発注予定のようでございます。また、本路線付近は埋蔵文化財の包蔵地区にな

っておりまして、事前の試掘または本掘調査が必要な場合が多く、工事は調査後に実施するという状況であります。

住宅建設につきましては、黒土2号団地のDブロックC棟は先月完成をし、平成19年11月11日、12日に内覧会を行いました。完成した住宅は、鉄筋コンクリート造り4階建てで24戸が入居されます。工事費は本体工事、設備工事、電気工事あわせると2億9,000万円になります。今後、CブロックB棟の建設をすることとなります。設計業務は委託済みで、来年2月末に完了予定でございます。

下水道課からは、公共下水道事業につきましては、平成19年5月に発注をいたしました汚水整備工事2件、雨水整備工事1件につきましてでございます。

まず、汚水整備工事であります。公共下水道植分区枝線管渠築造工事につきましては、平成19年7月中旬より工事を開始し、平成19年12月末には完成する予定であります。公共下水道中部分区枝線管渠築造工事につきましては、平成19年8月中旬より工事を開始し、平成19年10月末に完成となりました。供用開始につきましては、両地区とも平成20年4月1日を予定をいたしてしておりまして、平成19年度事業完了時におきまして、市街化区域内における整備済み面積は約202ヘクタールとなっております。既認可地域につきましては、事業完了を平成21年度に予定しておりまして、平成22年度以降におきましては市街化調整区域の整備を行う予定であります。

次に、雨水整備工事ですが、浸水対策下水道中央雨水幹線他汚水枝線管渠築造工事につきましては、平成19年8月中旬より工事を開始しまして、平成19年12月末までの進捗は70%を見込んでおります。若干、遺跡調査等によっておくれれておりますが、平成20年3月中旬に完成する予定であります。次に、平成19年5月に発注しました浸水対策下水道戸板島排水区管渠実施設計委託業務につきましては、平成19年7月上旬より11月上旬まで現地測量調査を行いました。現況における雨水の排除状況の確認を行い、これらの調査資料に基づきまして基本設計業務を進めております。この成果を持って、平成18年度に委託した中央排水区の基本設計との総合的な検証を行い、市街化区域における雨水事業の基本計画と位置づけ、今後の浸水対策への段階的な計画を検討しております。次に、県が平成20年度において事業を予定しております中央雨水幹線の放流口付近の土生川改修計画と併行して、平成19年10月に発注しました浸水対策公共下水道中央雨水幹線管渠詳細設計委託業務につきましては、現在県河川課と設計協議を行っております。業務完成は平成20年3月を見込んでおりまして、土生川吐き出し口の雨水施設の整備工事は平成21年度を予定をいたしてしております。

特定環境保全公共下水道につきましては、香北町小川地区につきましては平成19年7月下旬より工事を開始しまして、平成19年12月末での進捗率は約85%を見込んでおります。完成は平成20年3月を予定をいたしてしております。供用開始につきましては平成20年4月1日を予定をいたしてしておりまして、平成19年度末の整備済み面積は96ヘクタールとなります。平成19年7月に発注しました特定環境保全公共下水道マンホ

ールポンプ設備設置工事につきましては、平成19年9月上旬より機器製作を開始しまして、平成19年11月下旬に機器の工場検査を実施しまして、現場への機器据えつけにつきましては平成20年1月中旬に予定をいたしております。

農業集落排水事業につきましては、平成19年度より土佐山田町逆川地区において実施をいたしております。事業実施をしておりまして、平成19年5月に発注しました基本設計委託業務につきましては、現在汚水処理方式、維持管理等の検討を行っており、業務の完了は平成19年12月末を見込んでいます。また、平成19年8月に発注しました管路施設測量設計委託業務は、現地測量を平成19年9月中旬から平成19年12月上旬までに完成しまして、平成19年10月上旬からは一部設計業務に入り、業務の完了は平成20年2月末を見込んでおります。

浄化槽設置整備事業につきましては、浄化槽の設置基数は全体で59基の補助を予定しておりまして、平成19年12月末には50基程度の設置が見込まれております。

健康づくり推進課からは、第1回香美市健康まつりが平成19年11月18日に土佐山田町のプラザ八王子におきまして行われました。保険課、環境課、下水道課、また市立の美術館等の、社会福祉協議会等の連携をしまして血圧・体脂肪・骨密度測定や、下水道啓蒙啓発用の児童作品展示等々を行いました。また、150人を超える方に4キロと7キロの健康ウォーキングへの参加をいただきました。

妊婦の一般健康健診の公費負担制度であります。従来2回公費負担で行ってまいりましたが、香美市におきましては平成19年12月1日から公費負担を5回に拡充して実施することにいたしております。新たな母子手帳発行の方はもとより、既に発行済みの方にも追加の受診券を送付いたしております。

林政課からは、林業振興についてであります。国産材の供給量は昭和42年をピークに最近まで減少を続けてきておりますが、平成14年を底に増加傾向に転じておりまして、（それに伴い）国産材の自給率が回復をいたしております。今後、市の施策としまして安定供給の基盤となる林道、作業道等の開設を行いまして、間伐の実施各種事業等で対応していきたいと思っております。

それから、協働の森で平成19年11月3日に株式会社ルネサステクノロジーの協定をいたしております「ルネサスの森」で約0.2ヘクタールの間伐を実施し、イベントが行われました。また、平成19年11月17日には「大法寺の森」でもボランティアによる間伐が行われております。

鳥獣被害対策につきましては、平成19年11月27日現在の捕獲頭羽数は、猪50頭、ニホンジカ580頭、ニホンザル17頭、野ウサギ7羽、カラス7羽でございまして、昨年と比較しますと猪が半減しニホンジカが大変多くなっております。また、県単、市単の被害防止事業で電気柵11件、ネット牧柵15件、トタン1件、合計8,300メートルが設置をされました。ゆずのニホンジカ被害対策を目的に阿佐地域鳥獣害防止被害対策協議会が行っておりますネット牧柵は、物部町押谷地区で約2,000メート

ルの設置が完了しております。

食肉加工関係につきましては、平成19年11月12日に四万十市西土佐の施設、しまんとのもり組合を視察してまいりました。ここでは年間処理数が2～30頭程度の小規模でございまして、解体の手間や販路、また経営状態は大変厳しいものでございますが、今後、高知県鳥獣対策室が物部町西熊の市有林で囲いわなによる大量捕獲の実証試験を行っておりまして、この結果も踏まえながら総合的に研究してまいりたいと思っております。また、平成19年11月下旬には徳島県を含む近隣市町村と一斉捕獲などについて1回目の協議を行いました。来年1月中旬には高知県東部地区の市町村担当者による情報交換会を安芸市で開催する予定でございます。

森林土木事業につきましては、繰越工事につきましては、押谷線を平成19年12月に発注予定でございます。すべて発注完了となります。2年間不通となっております物部町の西熊別府間の林道につきましては、平成19年10月末で災害復旧工事がすべて完了しまして、開通に向け物部支所を中心に草刈り、支障木の処理、路面補修等の維持管理を行い、通行可となっております。現在、災害6件につきましては、平成19年12月発注予定でございます。

復旧治山事業につきましては、物部町別府中尾谷は繰越工事でございますが平成19年11月末完成をし、（物部町）山崎の繰越工事は85%、香北町白川は50%の進捗状況となっております。

福祉事務所関係ですが、地区敬老会につきましては97会場で開催をされました。75歳以上の高齢者で1,932名が参加しまして、前年度より22会場、309名ふえております。また、福祉体育大会も行われました。

障害者自立支援協議会の設立が、平成19年11月30日12名の委員によりまして設立をされました。ケース検討によりまして、サービスの適正化、障害のある方が生き生きと暮らしていける地域社会を展望する積極的な取り組みを期待をいたしております。

民生・児童委員の改選につきましては、このたびの一斉改選で47名の方が退任し、49名の方が新任をされました。総数128名の新体制となりまして、平成19年12月1日からスタートいたしております。地域福祉の担い手として大いに活動していただきたいと考えております。

次に、学校教育課からでございます。

香美市の教育を考える会につきましては、将来にわたる豊かな教育を充実させ、それを支える環境の整備を図ることを目的に、当、考える会が設置をしました。地区長（自治会長）、PTA、保護者会、学識経験者など現在18名の委員で設立をしまして、平成19年11月29日に開催をいたしました。また、次回は平成20年2月中旬に行う予定でございまして、平成20年10月ごろまでに5～6回の会議を開催をし、目的に向けての提言をいただく計画をいたしております。

全国学力・学習調査状況につきましてはでございますが、平成19年10月24日に香

美市小学校の6年生207名、中学校3年生180名の調査結果が返却をされました。結果についての公表は行いませんが、毎年実施している学力到達度状況把握テスト結果とおおむね同じ傾向でございまして、今後は小・中学校が連携して学習、生活面において課題克服に取り組んでまいりたいと思います。

姉妹都市ラーゴ中学校への短期留学につきましては、平成19年10月28日から平成19年11月6日にかけて、ラーゴ中学校へ短期留学を山田高校と合同で実施をしました。鏡野中学校、香北中学校、大栃中学校あわせて10人と引率の先生2名が参加をしました。平成19年12月25日開催予定の香美市立中学校生徒の模擬議会（後に「香美市子ども議会」と訂正）におきまして報告することとなっております。

高知県学校安全情報共有システム調査研究事業につきましては、登下校の確認、不審者情報など子どもの安全に関する情報を携帯電話やパソコンのメール機能を活用し、迅速に伝え合う高知県学校安全情報共有システム調査研究事業を導入をすることとしました。最初に山田小学校、舟入小学校、楠目小学校に設置するよう作業を進めております。

生涯学習課からは、第2回香美市芸術祭が行われました。また、同じく香美市音楽祭も行われまして、吹奏楽部のコンサート、合唱コンサート、スーパーバンドコンサート、小・中学校合同音楽祭を含めまして約700人が参加をいただきました。また、あびす昭和横丁の特設ステージにも多くの方がおいでをいただきまして、音楽を身近に触れていただきました。

社会体育関係につきましては、香美市体育大会が平成19年9月から10月に開催をされておりまして、多くの方々が参加をいただきました。

消防課からは、平成19年1月1日から平成19年10月31日までの火災、救急及び救助出動件数につきましては、平成19年10月に建物火災2件が発生しておりまして、累計15件となっております。救急出動件数につきましては、昨年の同時期と比べまして少し増加しておりまして、累計1,344件。救助出動件数につきましては、平成19年9月に交通事故1件、その他の事故1件、平成19年10月に交通事故4件の出動がっております。

平成19年度の高知県消防操法大会に物部消防団と土佐山田消防団岩村分団がそれぞれ出場いたしております。

また、防災体験コーナーも実施をし、多くの方々が体験を受けられました。

秋季火災予防運動期間中の防火宣伝も実施することといたしました。

また、平成19年11月27日及び平成19年11月30日の発生の火災についてですが、平成19年11月27日午後4時30分ごろ香美市土佐山田町佐野におきまして、木造平屋建て住宅から出火しまして同一敷地内にあります木造2階建て住宅を含め2棟が全焼し、午後5時39分に鎮火をしました。この火災におきまして、被災者4名のうち1名の方がお亡くなりになっております。ご冥福を心からお祈りを申し上げます。また、平成19年11月30日午前11時45分ごろ香美市香北町永野におきま

して、木造一部2階建て住宅から出火し、他への類焼はなく同建物を全焼し、午後1時12分に鎮火をしました。両火災とも出火原因及び損害額等については調査中でありませ

す。
以上で行政報告を終わりました。続きまして、今期定例会に提案をいたしております議案についての提案理由の説明を申し上げます。

報告第16号から報告第20号までは専決処分事項の報告についてであります。ここで議会の皆様方に対しましておわびを申し上げなくてはなりません。専決事項の報告につきましても、地方自治法第179条第3項におきまして専決した次の議会で報告しなければならないことになっておりますが、報告第16号から報告第19号の4件につきましてもそれぞれ9月議会、または平成19年10月16日に開かれました臨時議会で報告しなければならないところでありませ

す。しかし、その事務を怠っており、まことに申しわけございませんが今議会で報告するものであります。議会報告事務の手続きの怠慢であり、議会軽視との批判を受けても申し開きのできない事案であり、重ねておわびを申し上げます。今後、このようなことがないよう気をつけてまいりますので、お許しをいただきたいと思

います。まことに申しわけございません。
議案第91号は、平成19年度香美市一般会計補正予算「第3号」についてであります。歳入歳出予算の総額に3,176万円を追加し、歳入歳出予算それぞれ151億3,017万2,000円といたしました。歳入では、児童手当負担金の追加、生活保護費負担金の減額、財政調整基金繰入金の追加などが主なもので、歳出では職員人件費の追加、庁舎建設費の追加、児童手当費の追加、生活保護医療扶助の減額などが主なもの

となっております。
議案第92号から議案第98号までは特別会計の補正予算についてであり、議案第99号は、平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第2号」についてであります。

議案第100号から議案第103号までは条例の一部を改正する条例の制定についてであります。
議案第104号は、香美市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の制定についてであります。

議案第105号と議案第106号につきましても、香美市道の路線の認定についてになっております。

以上、平成19年度一般会計補正予算「第3号」など報告5件、議案16件の提案説明を終わります。なお、詳細についての説明はそれぞれ担当職員が行いますので、議員各位におかれましては審査をいただき、適切なる決定を賜りますようお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君）　これで、市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

10分間休憩をいたします。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時09分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから、報告第16号から報告第20号までの専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番(片岡守春君) 11番、片岡です。

報告第16号ですけど、これ、屋根材の変更とコンクリートの関係でございますけれども、これは(黒土2号団地)B棟が完成をして、今入居されてるんですけど、それとの整合性といいますか、(黒土2号団地)B棟はこのことについてはどのような形で施工されているのか。

○議長(中澤愛水君) 建設都計課長、中井潤君。

○建設都計課長(中井潤君) 片岡議員のご質問にお答え申し上げます。

(黒土2号団地)B棟のほうは、B棟といいますかBブロックのA棟になるんですが、あそこはステンレス製の屋根材になってます。

それから、バルコニーの床につきましては、防水モルタルで仕上げをしております。それがひび割れる状況というようなことがあって、このバルコニーについてコンクリートの防水モルタルでなくて防水シートを敷くという工法に変更をいたしております。

以上です。

○議長(中澤愛水君) はい。11番、片岡守春君。

○11番(片岡守春君) 関連ですけど、そういうことであれば、そしたら最初建てた5階建てのほうは、やっぱり今建てた4階建ての製品よりか劣悪なということですか。

○議長(中澤愛水君) 建設都計課長、中井潤君。

○建設都計課長(中井潤君) ご質問にお答えします。

劣悪とかいうことではございませんで、(黒土2号団地)BブロックのA棟の建築に際して出てきました問題点を若干改良したということになってます。

それから、屋根材につきましては、予算の関係がございまして(黒土2号団地)BブロックA棟のほう为上質のようでございます。

以上です。

○議長(中澤愛水君) はい。6番、比与森光俊君。

○6番(比与森光俊君) 6番です。

報告第20号ですが、以前にもボールによる車の賠償があったと思いますけど、泰山公園のような場合スタジアムからボールが外に出て、その賠償は市が見るのが、これは普通言うたらあれですけど管理責任があるものですか。その辺。もし、これが人身事故の場合はどうなるのかという点、あわせてお願いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） お答えいたします。

今回、ファールボールのほうが駐車場入口にとめてます車に当たったものですが、これは施設を貸したり運営したりということで施設運営上の業務の範囲の中に含まれております。それで、一応保険のほうも施設運営上の業務遂行上に対して賠償責任ということでかけておまして、こちらのほうで対応しておるという状況です。高知市の球場につきましても同じように対応している状況がございます。（後に「同じ保険で対人も1億円で賠償される。」と説明あり。）

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 報告第19号ですが、金額は、損害が少ないわけですが、追突ということを書いてあります。追突して、これぐらいの金額で済んだのか。私ふつとこの金額を見たら接触じゃないかと思えますですが、状況説明をお願いしたいことと、それから、市の車の損害があったのかなかったのか。

それから、以前にも申し上げましたが、この対応をどのように処理をされてきて、本人にどういう注意をされておるのか。保険でいながらそのままいって、そのまま終わっておるのか。この厳しいことをしておかなきゃいかんということを前回にも申し上げたところですが、その本人についての、私はてんまつ書と言いますけど市のほうはてんまつ書じゃなかったわけですが、どういった処理をされておるのか。そこのところ、事故の状況について詳しくご説明していただきたいと思えます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） お答えいたします。

事故の状況でございますが、追突した、職員といいますか保険課の臨時職員でございますが、出張中に南国市スポーツセンターのところを南下、農免道路を南下しておったところ車が何台か並んでいきよって、ついていきよったところその南国市スポーツセンターのところちょっと工事をしておまして、その前の車がそこでスピードを落としたことに、前方不注意によりまして追突いたしまして。それで、相手の車は営業車でございますけれどもバンパーが少し傷ついておったという状況でございます。それから、市の車のほうには修理しなければならないような傷とかはありませんでした。それで、これにつきましては町村会のほうに報告をいたしまして、そして示談ということに。状況報告をとりまして、町村会のほうへ報告をしまして示談になったわけですが、この物損のほかにも人身分も、相手の方が首と肩が重たいということで病院のほうへ行かれました。そこで治療されておりました。それが最近治療が終わりまして、それで次の示談ということで今議会の最終日に報告する予定でございます。

それから、この事故につきまして保険課のほうへ十分注意してもらうように注意をいたしました。

以上ですかね？

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 状況はわかったわけですが、バンパーが傷んだぐらいで首が痛くなるいうたら、かなりいちゅうような気がします。それはまあ別といたしましても、保険課のほうはその本人に対してですけど、保険課のほうはその臨時職員に対してどういう、今後の指導についてされたか。そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） お答えいたします。

事故の報告を受けまして、相手方にもお話を聞きまして、相手方にもお断りをいたしましたし、それで本人、事故を起こしました嘱託職員にも今後気をつけて運転をするようにという指導をいたしました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、几内一秀君。

○生涯学習課長（几内一秀君） すいません、ただいまの比与森議員さんの質問で抜かっておりました。人身の場合はどうするかということでございますが、同じ保険のほうで対人のほうも保険金額1億円という形で賠償されるようになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 保険課のほうも本人に対して注意をしたということですが、やっぱり前にも申し上げましたですけど全体で、市役所全体でこの事故の問題についてはそういう担当とか置いて、やっぱりその該当者チェックをして、やっぱり今後、後に残していく。本人にもいろいろ始末書とかてんまつ書を出して、本人にも一筆書いていただくというようなことを、処理をきちっとして、今後の対応をやっぱりしていかないと大きい事故になったときも大変です。ふだんからそういう身を引き締めた運転をするということが大事でありますので、交通安全運動をするだけのことではありませんので、やっぱり事故をなくすためにはどういった日常の管理をしていくかということが大事でありますので、そのことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） お答えいたします。

事故、状況調査報告はしておりますが、今言われましたてんまつ書、本人からの反省と意思表示、そういうのをよう取っておりませんでしたので、それを今後そういう始末書までやるようにしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 総務課長、すいませんけど、やっぱりこういう、このことは、小さいこれは事故ですけど、いいということはありませんけど軽いわけですけども、やっぱり今後市としてそういう体制をきちっとしておくということで、課長会等でき

ちっと。ほんで、事故が起きたときはやっぱり本人からてんまつ書を取ってきちっと書類として残して、今後同じ方が何回もなることについてはいささかの処分をしなきゃならんわけですので。そういったことはきちっとしていくことが、やっぱり姿勢として示すことが、職員に対しても、運転する人についても、気持ちとしても引き締めていくわけですので。そういったことは市としてそういう方向性をとっていただきたいということをお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。ご指摘のとおりだと思いますので。なお、以前にも課長会等の中ではそういったことを指導いたしておりますが、なおそういったことについて徹底していきたいと思っておりますので今後よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 関連ですけど、この香美市としてはこれだけ多くの車を持つちゅうやったら、当然この運行管理者いうもんが数名おると思うんです。これは2年間に1回県のほうで教育も受けてると思うんですけど、そういう人員は何名配置をされているんですか。

それからもう1点。報告第20号で質問しますけれども、この報告第20号は「人身事故についても保険はかかちゅう」という答弁でしたけど、これは再発ということについては、再発防止のその防止のほうは、もう二度と再びこういうフェールボールは球場から外へ出ないように対応はしてるのかどうか。その点をお答え願います。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 片岡議員のご質問にお答えいたします。

運行管理という面では言いますと、安全運転管理者というのを設置をしております、管理者は本庁関係が私で、両支所長、それと副安全運転管理者につきましては4名選任して年に1回講習を受けております。そういうことで、この車の安全運転管理につきましては、そういうふうな形で指導もしていております。

なお、先ほどの西村議員のご質問のありました。通常、そのてんまつ書については、そういう事故があれば本来きちっと出てくるようなシステムにはなっておりますので、今後、十分に注意をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、丸内一秀君。

○生涯学習課長（丸内一秀君） スタジアム、フェールボール等の再発防止についてということですが、野球を行います限り硬式、軟式にかかわらず現在ではフェールボールが飛び出るようになっております。それで、再発防止につきましては、防球フェンスを高くする以外はないかと思っておりますが、現在の段階ではそのフェンスを高くすることについては大変金額的にも大きなものが要するというふうに聞いておりますし、現段階

ではちょっとできないというところが実情でございます。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

報告第17号ですけれども、これはほとんど支払いがないわけですから、裁判が大変遅かったと思うのですがこの辺の経過について教えてください。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） はい。報告第17号の経過につきまして、少し説明させていただきます。

貸付額、債権額、これに載せてるとおりでございます。支払いがほとんど滞っているのか、支払いはこの貸し付けにつきましては、貸し付け後に数回入金があった程度でほとんど支払いがございませんでした。最近でも1回5,000円程度の分割納付が数回あっております。ほとんど支払いがなかったということで、平成19年1月31日を期限とした期限の利益喪失の通知を行っております。今後の、これは法的措置へ移るための1つの手順でございます。それでも支払いがございませんので、平成19年7月10日、高知簡易裁判所へ支払督促の申し立てを行いました。本人がなかなか不在のため、本人に正本が到達したのが平成19年8月10日でございます。送達を受けて2週間を過ぎても異議の申し立てがなされず支払いもありませんでしたので、平成19年8月31日、仮執行宣言付の申し立てを申請しました。平成19年9月3日、高知裁判所から債務者あてに仮執行宣言付支払督促を出しております。平成19年9月10日、それが本人に届いております。その仮執行宣言付支払督促に対しまして、債務者から一応2週間以内に異議の申し立てが出てきましたので、高知地方裁判所での訴訟に移行したものでございます。

一応、その異議の申し立てにつきましては理由は何も書いてなかったということで、本人からの申し立てがわかったのが平成19年11月20日でございます。債務者からの答弁書の内容が届きました。一応、請求の原因につきましてはすべて認めると。支払える範囲での分割での支払いたいということで、話し合いをさせていただきますということで平成19年11月27日に第1回の口頭弁論が行われました。

一応、本人につきましては、香美市は支払いが滞っている金額も大きいということで毎月2カ月分以上の支払いを求めております。それに対しまして、本人はほかにも返済しているものがあるということでちょっと無理だということで、和解は困難な状況になってきております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 片岡です。

この報告第18号と、それから報告第16号との絡みですけど、平成19年8月16日に最初の補正を組んで、それから平成19年10月16日に同じ工事現場で補正を組

まなければならなかったというこのいきさつやけど、1つにはこの脱漏の責任はどこにあるのかということ、設計書の。言うたら平成19年8月に補正を組んで、また平成19年10月に補正組まにゃいかん。工事が本当に計画もなされずで、行き当たりばったりでこの設計がなされているような気がして仕方ないけど、そこのあたりのこの設計書の脱漏とかいうことは、実際この請負者との関係でこんなことはあってはならないのではないかと思うけど、そこのあたりの見解をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員のご質問にお答え申し上げます。

この平成19年8月16日と平成19年10月15日。これは予算の補正ということではなくって、事業の中の工事進捗に応じた部分中での内容の若干の変更ということでございます。本来、この8月分につきましては平成18年度分として3月末に出来高検査をして、平成18年度分の出来高支払いの請求ができるという状況にしなければならなかったのですが、屋根材の変更だとか、それから後に生じた外構、道路側溝の改修というようなことも見込まれておりましたので、増額変更になるという見込みがもう平成18年度末ごろにありましたもので、3月に出来高検査をしますと減額変更になるという数字が出ました関係で、減額にならない8月まで待つて出来高検査をしたという状況でございます。

それで、この工事内容の変更につきましては、（黒土2号団地）そのBブロックA棟の工事によりまして、そのバルコニーが非常に傷んで水漏れがするというようなことがありまして、それをコンクリート打ちっ放しと後の平成19年10月の変更でビニールシートの張りつけという追加工事になりました。

それから、この平成19年8月の時点では1階に防音工事をするという事で当初設計に計上してございましたけども、1階の下がもう土になりますので、そこの部分の防音工事が不要ないということでその部分を除きました関係で、3月末の出来高検査をした場合には金額が足らなくなると。平成18年度の見込みでは足らなくなるということで、平成18年度分が満足できる8月まで検査を待ったというような状況でございます。

この本体工事につきましては、出来高検査によりまして出来高払いというものが発生してございませぬけども、それに付随をしました電気設備工事、機械設備工事につきましては出来高払いの請求がありましたので、それにつきましては支払いをさせていただいております。当初からの設計が雑であったというふうには担当課としては考えておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。報告第18号についてお尋ねいたします。

ここに「美観向上によるごみ置き場の壁の仕様変更」というように提案理由の説明は

なっていますが、どのような形態をどのように変更するのか。目隠しのようにしてしまうのか。もし、そういうのだったら少し心配するんですけど、目隠しにされたがためにそこにたくさん、適切に守られないようなちりの捨て方がふえるとかそういうことがあってはならないし、もう1点として入居される人にごみの分別、出し方についての説明をきちっとしているのでしょうか。その2点についてお尋ねいたします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 依光議員のご質問にお答え申し上げます。

このごみ置き場の擁壁、壁の仕様の変更でございますが、（黒土2号団地）BブロックA棟のごみ置き場の背もたれといいますか、ごみを積んで置くところのもたせ擁壁が若干低うございます。ごみが多くなりますとあふれるという状況がありましたので、そのもたれ部分を高くしたということでございます。

それから、ごみの排出につきましては、ほかの現在お住まいのBブロックA棟のほうも同じでございますけれども、市の排出要綱といいますかチラシによって周知をして、正当に出していただくようお願いはしてございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、以上で報告に対する質疑を終わります。

次に、平成19年第3回議会定例会で継続審査に付してありました、日程第20、認定第1号、平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第28、認定第9号、平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（介護サービス事業勘定）の認定についてまで、以上9件を一括議題とします。これから、総務常任委員会、教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） 19番、前田でございます。総務常任委員会が平成19年度第3回定例会において付託を受け、継続審査となっております平成18年度会計の決算、認定第1号と認定第2号につきまして、平成19年11月6日審査をいたしましたので、その経過と結果の報告をいたします。

まず、認定第1号、平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。この案件は既に連合審査会におきまして質疑が終わっており、直ちに採決を行い、全員賛成をもって本案は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続きまして、認定第2号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行いました。

まず、「繰入金、446万円の積算根拠について。」の質問がございました。それに対しまして、「住宅新築資金の会計は貸付金の諸収入で補っており、公債費とか借入金の返済に充てている。前年度並みの予算を想定で組んでいるが、取り組みの成果、また

繰上償還とかもあり、7,200万円ほどの諸収入を受け、予想よりも2,000万円多くなることから、差し引きこの繰入金となる。」という答弁でございました。続いて、「何年までこれを回収するのか。」という質問に対しましては、「25年で公債費は借りており、最後に貸し付けをしたのは平成8年でありますので平成33年まで残り、昭和57年に貸し付けしたものが終わる。」という答えがありました。次に、「違約金とは。」との質疑に対し、「遅延金のことであり、雑入として分けて予算を組んでいるものである。」という答えでございました。次に、「住宅新築資金等貸付制度改善対策全国協議会に参加されているようであるが、どんな勉強をされているのか。」という質問がございましたが、そしてまた、「参加することにより、香美市にその成果が生かされているのか。」という質問に対しまして、「住新の貸付金については全国的な課題となっており、法的措置のやり方等々について毎年一度勉強会が開かれているものであり、旧土佐山田町時代から取り組んでいることもあり、一定の成果は上がっていると考えている。」という応答がありました。次に、不納欠損の内訳について質疑がございまして、これに対しましては、「財務規則第34条の1号から3号までに該当した分につき不納欠損としている。消滅時効の完遂で2件、破産免責で5件、議会議決で2件、合計9件である。」との答弁がございました。

等々の質疑応答の後、採決を行い、認定第2号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定をしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、小松紀夫君。

○教育厚生常任委員長（小松紀夫君） それでは、平成19年第3回定例会において教育厚生常任委員会が付託を受け継続審査となっております案件につきまして、去る平成19年11月6日に審査を行いましたので、その経過と結果をご報告いたします。

当委員会が付託を受け継続審査となっております案件は、認定第6号、同じく認定第7号、認定第8号、認定第9号の4件でございます。順次ご報告を申し上げます。

まず、認定第6号、平成18年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑応答に入りました。

その中で、「平成18年度に対象者が前年度より約250人減少したことにより医療費も減少しているが、今後の見通しはどうか。」との問いに対し、「70歳から75歳に対象年齢が引き上げられたことによる経過措置により医療費が減少したが、経過措置が終了したため今後は若干増加傾向になると思う。」との答弁がありました。また、「医療給付費の内容は。」との問いに対し、「全体として減少している要因は、自己負担割合が高くなったことと薬価の改定等が影響している。また、1人当たり医療給付費も減少している。」との答弁がございました。また、「歳入の中の国庫支出金、県支出金、そして市の負担分の割合は前年と変わっていないのか。」との問いに対し、「市の

費用及び国庫支出金、県支出金等の割合については、平成14年度より毎年変わってきている。」との答弁がございました。また、「今後医療費を抑制するための施策は」との問いに対し、「保険課は給付事業のみを行っているので、健康づくり推進課、地域包括支援センター、生涯学習課等と連携をしなければならない。また、健康づくりは高齢者になってからではなく、若いときから啓発をし意識を高めていかなければならないと考えている。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定についてを議題とし、質疑応答に入りました。

その中で、「国保の利用者への通知を現在は行っていないが、このことについて利用者に対して何らかの影響はないのか。」との問いに対し、「大きな影響というものは別がない。ただ、国、県からは通知をするように指導をされている。理由としては、医療機関の過誤や不正請求等を発見をすることや本人の医療費への認識のためである。しかし、費用対効果の面から当市は出していない。」との答弁がありました。また、「死亡された方の保険料滞納分についての処理は。」との問いに対し、「家族に引き継がれるので、当然家族に請求をしている。家族がいない場合につき不納欠損となっているが、すぐに不納欠損の処理をしているのではなく、時効等により判断をして処理をしている。」との答弁がございました。また、「死亡一時金は、滞納のある者についてどのように処理をされているのか。」との問いに対し、「一たん請求者に渡してから滞納分に充ててもらっている。」との答弁がございました。また、「人間ドッグにキャンセルがあった場合、追加ができないのか。」との問いに対し、「これは本市の基本健診のほうで対応をしている。」との答弁がございました。また、「医療費抑制の施策は。」との問いに対し、「国保としては、平成20年4月からの特定健診、特定保健指導によって対応をしていく。」との答弁がございました。また、「平成18年度の財政調整交付金は正確な額なのか。」との問いに対し、「平成17年度までの算定に違算があったということは聞いている。平成18年度については正確な算定額であると思っている。」との答弁がございました。また、「国保の基金から一般会計に繰り入れているというふうなことはないのか。」との問いに対し、「香美市になってからはない。」との答弁がございました。また、「滞納解消に関し、収納管理課との連携はどのようにとっているのか。」との問いに対し、「滞納になれば収納管理課にお願いをしているが、分納誓約については保険課も立ち会っている。分納となると短期被保険者証が発行されるので、収納管理課と連絡を密にして対応をしている。」との答弁がございました。また、「滞納世帯の中で、短期被保険者証、被保険者資格証明書の発行世帯以外の世帯は無保険世帯であるのか。」との問いに対し、「無保険者はいない。それは途中で収納があったか、また不納欠損の処理をした世帯である。」との答弁がございました。また、「健康づく

り補助金の交付団体は。また、不用額が発生をしているけれども、さらに推進をする必要があると思うがどうか。」との問いに対し、「健康づくり補助金を交付した団体は3団体であり、香北ヨガ教室、土佐山田町健康クラブ貴船、日本スポーツ吹き矢協会高知香北支部である。また、事業の推進に不用額が発生をしないように、事業の推進については今後検討していく。」との答弁がございました。また、「基金の残高は十分であると思うが、これを市民に還元をし保険料を検討する考えはないのか。」との問いに対し、「医療費に対応した保険料は維持をしていかなければならないと考えている。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号、平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定についてを議題とし、質疑応答に入りました。

その中で、「調整交付金は何%か。」との問いに対し、「約9%であり、県内平均ぐらいである。」との答弁がございました。また、「サービス利用率はどうか。また、保険料の徴収についてはどうなのか。」との問いに対し、「保険料の徴収については、普通徴収が影響して徴収率が下がってきている。サービス利用率はさほど変化はない。」との答弁がありました。また、「嘱託調査員の人数と認定調査の項目数は。」との問いに対し、「嘱託調査員の人数は6名であり、調査項目は70項目余りである。」との答弁がありました。また、「住宅改修の実績について。」との問いに対し、「住宅改修は前年並みである。」との答弁がございました。さらに、「生活保護者の住宅改修についてはどうか。」との問いに対し、「そのことについては1割の自己負担分。生活保護者に対しては、1割の自己負担分の申請は本人名でありますけれども、最終的には福祉分に返ることになり全額が公費負担で住宅改修を行っている。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号、平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（介護サービス事業勘定）の認定についてを議題とし、質疑応答に入りました。

その中で、「230人の利用があったとのことだが、認定者の人数はどうか。また、今後の見通しは。」との問いに対し、「認定者は629人であり、当初と比べると1.6倍程度になっている。今後は余り変化がないと考えている。」との答弁がございました。また、「ケアプラン作成の現状は。」との問いに対し、「当初は直営で作成しなければならないと考えていたが、事業所がケアプラン作成を受けていくれているので直営分は減ってきている。今後もできるだけ事業所に委託したい。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹平豊久君。

○産業建設常任委員長（竹平豊久君） 13番、竹平です。産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

産業建設常任委員会では、平成19年第3回定例回におきまして付託を受けました事件のうち、継続審査となっておりました認定第3号、認定第4号、認定第5号の3件の各会計の平成18年度決算の認定について、去る平成19年11月6日、出席委員8名で定足数に達しておりましたので審査を行いました。順次、審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、認定第3号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行いました。

出された質疑といたしまして、「歳入の水道使用料の中で不納欠損額19万8,246円、収入未済額183万3,977円計上されているが、滞納等で入金がない場合、供給停止ということで今まで不納欠損額がないと説明を受けてきた中で、どういった理由で不納欠損額が生じたのか。」との問いに、「これまでの説明のとおり、現年分の徴収率を上げるということを第一の目標に行っている。このことは、現年分の滞納をなくすことにより、滞納繰越や不納欠損をなくすための最善の方策と考えている。そうした中で、ここに計上されている不納欠損額19万8,246円の状況内容は、死亡に関するもの7名、5件。この1件のカウントにつきましては水道使用料1カ月分を1件としたものでありまして、以下も同じでございます。行方不明4名、31件。この行方不明につきましては5年間追跡し、なお不明の者の未済額である。また、本人の時効援用が2名、15件で、合計13名、97件となっている。これを不納欠損として計上したものである。」と答弁。また、「繰入金でマイナス補正を行っているが、この内容について。」との問いに、「今回、事業を抑制したことや料金改定もあるが、当初見積もっていた収入金額がそれよりも多かったということで、一般会計からの繰り入れが少なくなり減額したものである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、全員賛成をもちまして、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第4号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑の前段で執行部より決算書に準じた補足説明といたしまして、市監査委員から検討事項として提示のあった内容報告がありました。その内容とは、「特定環境保全公共下水道事業においては、分担金及び下水道使用料の収納率はほぼ完納に近い状態となっており数字の上からは問題はない。しかし、本年度の基準外繰入金は約6,400万円となっている。また、公共下水道事業にあつては、約1億2,000万円もの基準外繰入金を必要とした。なぜこれほどまでに繰入金を必要としなければならないのか。いま

一度経営という面から見直してほしい。」との監査委員からの提示事項も踏まえまして、認定第4号の質疑を行いました。

出された質疑といたしまして、「下水道に関しては、この状況では加入率が上がっても黒字転換は望めないのか。」という問いに対しまして、「下水道収入料金は経費と収入の差があり、この経費を押し上げているものとして起債償還金がある。ちなみに土佐山田町では公共下水道市債残高29億6,000万円とその利子9億9,000万円で、あわせて未償還金39億5,000万円。香北町では、同じく16億7,000万円。その利子3億1,000万円で、あわせて19億8,000万円の未償還金があり、その償還については、土佐山田町が平成5年から始まり終了が平成46年、香北町が平成8年から始まり終了が平成48年となっている。また、今年工事を行っているので起債をすると見える状態となっている。なお、繰入金の内容は一般財源から繰り入れる税金の部分と交付税措置される交付金でなっており、その割合は交付金50%、税金50%となっている。いずれにしろ、償還が終了しないことには黒字への転換は厳しい。」と答弁。また、「事業を推進すればするほど一般会計からの繰り入れがふえるという状況は望ましいものではないが、今後、範囲の縮小とか事業計画の見直しは検討されているのか。」との問いに、「土佐山田町の場合、公共下水道事業計画は市街化区域206ヘクタールが平成21年で完了予定で、その後、平成22年度から神母ノ木方面への440ヘクタールの計画を持っているが、財政との絡みとともに、計画を上げた以上、市民の方々への配慮や考慮も必要となる点がある。特に、市街化区域では家屋の新築の際、下水道もしくは合併浄化槽を設置しないと都市計画法で許可がおりないということもあり、財政と協議しながら区域拡大について検討していきたい。また、下水道の普及推進というのは、生活環境向上や衛生環境改善の側面もあるので、市の財政負担とも関係するが行政の総合的な立場から検討、判断をしなければならない。」と答弁。また、「事業の成果に関連してであるが、下水道全体整備戸数に対する割合、約64%が設置済みとなっているが、対象区域の中で受益者負担金を支払っているの数字なのか。」との問いに、「この64%の数字は供給開始されたところである。実際は100%が望ましいが、下水道接続戸数がこの数字である。」と答弁。また、「下水道施設費の中の説明書きで香美市水道事業者とあるが、業者名と具体的な内容。」との問いに、「これは香美市水道課のことである。下水道工事を行うとき上水道管が支障となる場合があり、その移設等の工事を行う場合それを管轄している水道課に連絡し、水道課はそれを受けて業者に発注し下水道課の費用で対処している。したがってこの場合の事業者とは水道課のことである。」と答弁。また、「下水道使用料に不納欠損額があるが、下水道は上水道と連動しており上水道が供給停止になると当然下水道は使用できなくなると考えられるが、こういった理由で計上をされたものか。」との問いに、「ご存じのとおり下水道料金と水道料金は水道事業者のほうへ委託しており不納欠損額は余り出ないが、この場合の内容としては平成13年度行方不明3名、平成15年度破産1名、平成17年度破産1名の

合計5名の方の不納欠損額として16万4,805円を計上している。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、認定第3号は全員賛成をもって、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第5号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行いました。

出された質疑として、「下水道施設費の説明書きにある香美市水道事業者とは、認定第4号の説明にあった市水道課と同様の形態のものか。」との問いに、「お見込みのとおりである。」と答弁。また、「下水道を施設整備して供用開始、(下水道管への接続が)64%の状況の中で、今後供給率向上を図らないと経費負担の圧縮につながらないと考えるが、これを踏まえ事業推進の是非をも含めての担当課だけではなく、行政全般的なものとしての協議はなされていないものか。」との問いに、「市としての下水道整備事業は環境衛生行政の側面も持っているので、そのことをも考慮しながら協議しなければならない。」

(サイレンにより中断)

○産業建設常任委員長(竹平豊久君) 「いずれにしろ、(下水道)使用料と負担金で会計を維持し、不足分を一般会計から繰り入れて事業を行っているのは現状のとおりである。経費圧縮の1つの方法として(下水道)使用料アップがある。ちなみに、現在香美市の(下水道)使用料は138円で、全国平均150円くらいと比べて低いので、国のほうからも「全国平均並みに」ということも言われているので、市としても平成21年ごろに見直しを検討していきたいと考えている。」と答弁。また、「(下水道)加入率向上のための方法として、下水道が敷設されたら接続してもらい利用していただくのが一番よいわけであるが、その辺の対応はどうなっているのか。」との問いに、「言われるとおり敷設されたら接続していただくことが(下水道)加入率向上、(下水道)使用料増加につながることもあり、会計検査院からも「(下水道)加入率は少なくとも70%を確保せよ」との指導もあるが、接続区域内の居住者には高齢者がいること。家を継ぐ方がいないこと。昨今の景気動向から(下水道)使用料負担が厳しいことなどがあり、(下水道)加入率向上が難しい状況である。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、認定第5号は全員賛成をもって、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長(中澤愛水君) 常任委員会委員長の報告を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

(午後12時01分 休憩)

(午後 1時01分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

教育長のほうからちょっと伝達がありますので。教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） すみません。時間をお借りしまして急ですが、市長さんにもおわびせずに時間もなくて申し上げる、すみません。諸般の報告でラーゴ中学校の短期留学について、「香美市立中学校生徒模擬議会で報告をする」というふうに市長さんのほうに出してありましたのでそういう諸般の報告をしていただいたんですが、考えてみますと、これは第1回目でございますけれど第2回、第3回とここ数年にわたって子ども議会が、子どもたちによる議会を開かせていただくということが予想されます。今回は中学生ですのでこういうふうにしたんですけれど、過去の例を見ましても小学生がやらせていただくこともあるでしょうし、小・中学校一緒になってやらせていただくこともあろうかと考えられます。そこで、本当に市長さんに申しわけないですが、市長さんにお断りする間もなくここを「香美市子ども議会」と訂正をさせていただきたいということです。まことにすみませんが、ひょっとしてご質問等が一般質問であったときに大変ご迷惑もかけたらいかんかなと思ひまして、急遽こんなことにさせていただきました。本当に申しわけありません。私の手落ちでございますが、ご了解いただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 久保です。

教育厚生常任委員長に聞きたいと思ひます。基金のことがお尋ね、出たそうですね。それで、国庫財政安定化指標というのがあります、これ総務省が1990年代に恐らくつくったものだと思います。それによりますと保険給付費、3カ年の平均の5%程度だと、基金がですね。そうすると、それよりかなり伸ばしておるということです。基金率が上回っておる。ですから、今後非常に心配されるのは、この一般会計からの繰出金が非常に心配をされます。そういう点で委員長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員長、小松紀夫君。

○教育厚生常任委員長（小松紀夫君） 8番、小松でございます。

前回のこの決算委員会の中ではそのような議論はなく、自分の委員長報告のみであったわけでございます。その制度的な、政策的なことはまた執行部のほうにでもお尋ねをしていただいたらと存じます。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第1号、平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、認定第1号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第2号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第3号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第3号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第4号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第4号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第5号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、認定第5号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第6号、平成18年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第6号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第7号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(事業勘定)の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、認定第7号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第8号、平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算(保険事業勘定)の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、認定第8号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第9号、平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算(介護サービス事業勘定)の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第9号は、原案のとおり認定されました。

これで本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は12月11日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

(午後 1時10分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 1 9 年 1 2 月 1 1 日 火曜日

平成19年第5回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成19年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月11日火曜日（会期第7日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

14番 島岡信彦

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	久保 和昭
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	阿部 政敏
総務課長	鍵山 仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	岡本 篤志
財政課長	吉村 泰典	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	小松 清貴
収納管理課長	後藤 博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中 育夫	支所長兼事務管理課長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	業務管理課長	横谷 勝正
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰三
福祉事務所長	法光院 晶一	業務管理課長	岡本 博臣
農政課長	宮地 和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹 内 敬 水道課長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成19年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成19年12月11日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 11番 片岡守春君
- ② 4番 大岸真弓君
- ③ 10番 山崎晃子君
- ④ 5番 織田秀幸君
- ⑤ 12番 久保信彦君
- ⑥ 6番 比与森光俊君
- ⑦ 9番 門脇二三夫君
- ⑧ 8番 小松紀夫君
- ⑨ 3番 山崎龍太郎君
- ⑩ 1番 山岡義一君
- ⑪ 15番 依光美代子君
- ⑫ 17番 竹内俊夫君
- ⑬ 2番 矢野公昭君
- ⑭ 7番 千頭洋一君

会議録署名議員

15番、依光美代子君、16番、黒岩 徹君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をいたします。14番、島岡信彦君は、病気検査のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

その前に、きょうの12月10日付けの農民という新聞の記事をちょっと紹介をしながら質問に入ります。「天高く、政治動かすむしろ旗」ということで、お米の値段が大変、急激な勢いで下落をしているということで、お米をつくっている多くの農民の皆さん方がこれではやっていけないということで、全国各地でトラクターや軽トラを連ねてのデモや集会を開くことによって政府に善後策を要求していくということでの運動が広がっております。記事をちょっと紹介します。「村挙げて危機突破大会。」長野県（北安曇郡）松川村というところ。「長野県にある松川村は県内有数の水田地帯。松川村農民組合は、11月23日みんなで守ろう日本の農業、農業危機突破大会を開き、米価暴落、百姓をつぶすな、などののぼり旗を立てて、トラクター、軽トラデモでアピールしました。快晴のもと、会場には舞台を囲んでむしろ旗や色とりどりのプラカードをつけたトラクター10台と軽トラック20台が並び、壮観そのもの。集会は、当初の予定を超えて60人ほどが参加。村長、農民連、食健連のあいさつに続き、議長、農協、農業委員会のメッセージがあり、「米価下落に歯どめをかけ、生産費を保障せよ」との大会宣言を上げた後、パレードに入りました。」ということ。また、「群馬県では、同じようなパレード終了後、代表が県庁を訪問。対応した農政部長、同副部長などに集会決議を手渡し、「肥料代への緊急補てん措置や品目横断対策中止、米価下落の緊急対策」などを要請」しました。県側は、「国の食と農をどうするかは死活問題だ。できる限り皆さんの要請を国に訴えていく」ということで、その地区地区の首長さんや議長さん農協の組合長という人たちが、この今の農政に対して怒りの行動に立ち上がっているということがおわかりかと思えます。では、質問には入ります。

秋田県（南秋田郡）大瀧村は、琵琶湖に次ぐ日本第二の湖だった八郎潟を干拓して40年前に誕生した村であり、国が日本農業のモデルとして育成した農村であります。一農家の平均経営面積は15ヘクタール、535戸の農家が大規模稲作経営をしています。政府は、「規模を拡大すれば生産費は下がり、国際競争に対応できる。」と言ってきました。その村が米価暴落に揺れています。全農秋田県本部が農家に支払う今年産の概算

金、仮払金は1俵60キロで1万円。この概算金を「12月から2,000円減して8,000円にする」と通告した農協もあります。農協系統に米を出荷する農家は、販売価格から事務手数料、検査手数料、出荷契約金、金利などが引かれるため、積算されてもこれ以上の収入は見込めそうもないと嘆いています。日本農業は、WTOに組み込まれた1995年以降、米価は年々下落、WTO農業協定に合わせて米の価格保障が廃止され、米市場の下支えも撤廃されて米価は市場の動向で決められるようになったわけであり、政府が進める米改革が始まって以降の3年間、豊作は一度もなく、国内産米の繰り越し在庫が過去最低にもかかわらず米価は下がり続け、生産者の手取りは全国平均で生産費を5,000円から6,000円も下回る事態となっています。

米価下落の主な原因は、まず1つ目として、政府が米の管理責任を放棄したもとで計画的な供給が崩され米の生産が集中する秋に価格が下落する仕組みがつくられたこと。2つ目に、大手スーパーや大手外食産業そして大手米卸が価格破壊と買ったたきを繰り返していること。3つ目に、政府はみずから備蓄米購入で買ったたきの先頭に立ち、売却するときは60キロ当たり6,000円から7,000円で超古米を放出して市場をかく乱していること。4つ目に、この秋、大手卸が全国で中国産米を5キログラム980円の超低価格で販売して新米時期の米価引き下げに一役を買ったこと。5つ目として、在庫が230万トンも積み上がったミニマムアクセス米も米価下落の強力な圧力になっていることなどがあります。政府は、米の需要実態を覆い隠すために、在庫の起点を10月末から6月末に変えましたが、従来の10月末で見れば期末在庫は2年続けてマイナス状態で、国が直接責任を持つ備蓄米は'04年古米まで食べてもわずか31日分しかない非常に低い水準です。たった1年の不作や作柄のおくれで米パニックを招きかねない事態に在ります。'04年からスタートした米改革によって、政府が米流通に対する責任を放棄した上で流通を全面的に民間任せにしたことが生産者米価暴落の引き金になったことは明らかであります。生産調整の農協への移管は、生産者米価をますます不安にすることが明らかであります。この点を踏まえて、本市における米価下落の実態について2006年と2007年の収入の対比がわかればお尋ねをするものであります。

農水省は、競争力のある農業を目指すとして農業経営に対する施策を効率的かつ安定的な農業経営か、それを目指す意欲と能力のある農業経営者に集中的、重点的に実施するとしています。農水省の打ち出している農業行動の展望によると、「2000年に324万戸あった農家を2015年には家族経営で33万戸から37万戸、法人生産組織で3万戸から4万戸程度の担い手に絞り、これに農地の7割から8割を集積する」となっています。まさしく政府自身が決めた食糧自給率向上目標を事実上放棄し、農産物の全面的な自由化を前提に国内の農業を縮小、再編することが農業構造改革のねらいであります。この方針のもと品目横断的経営安定対策が実施されているわけであり、私たち共産党は、農産物に価格保障と農家に対しては所得補償を拡充せよと強く求めてきたわけであり、規模の拡大だけで価格保障がないままの品目横断的経営安定対策に

ついついの見通しはどんなものか。明るい展望はあるのかどうかお聞かせくださいませ。

米価下落によって、中山間地域の農地の荒廃は水田の持つ食糧生産以外の多面的機能、特に洪水防止や水源涵養などの機能の大幅な低下をもたらし、自然災害の増加や下流域の水不足を招く可能性が高くなる。米価下落で、全国の米生産農家は生き残りをかけて価格の影響が比較的少ない野菜への作付に転換すると考えるとするのではないかと思われる。そうすると、野菜の過剰供給と価格下落を招き、本市の施設園芸、県内の農家に大きな影響が考えられると思いますが、行政としての認識を伺いたい。

農水省が発表した'06年産の米の家族報酬は2,046円であり、時給に換算すると256円となります。1時間に256円です。労働者の全国一律最低賃金、平均でございますけれども687円の4割程度というひどい状態です。また、米1俵当たりの生産費は、1万6,824円と農水省が認めているわけです。国民の主食である米の最先端を占う金額は当然政府が保証すべきと思いますが、農政課の見解を伺うものであります。

次に、交通安全対策についてお伺いします。

私の調べたところでは、国道195号線には高尾地区から県境までの間、側溝にふたのないところが2カ所あると確認をしております。11月13日の午後2時半ごろ、国道195号線、成山第一トンネル付近でツーリング中のオートバイが転倒する事故が発生しました。トンネルから下流方向、山側に30メートル程度の側溝にふたが設置されておらず、そこに脱輪したのが事故の原因であります。「この側溝は、ふたをはめるためのかまちまでつくられているのに、ふたさえかけておればこの事故は発生しなかったのではないか。」と立ち会っていた方々からの声を聞いたわけです。市として現場調査を行い、県に（ふたの）設置の要請を行うべきと思いますが、その対応を伺います。

また、事故現場から下流の津々呂第二トンネルの上流方面の側溝、山側。ここも30メートルほどですけれども、ふたが設置されていない。この場所は、ふたを設置するかまちもありません。この場所についても成山トンネル下流と同様、（ふたの）設置の要請をすべきだと思いますが、対応を伺うものであります。

11月13日の事故の発生から、都言うのはその成山トンネルの下流の側溝に脱輪した事故の発生から負傷者の搬送までに立ち会った方の話では、大変困ったとのことでした。立ち会ったのは数人で、その場に行き会った方は職業上経験ある方で、車の中にあつたタオルやひざ掛け等を持ち出し対応し、負傷者の状態を見ても職業柄落ちついた対応がなされ負傷者を励ますこともできたようであります。一番困ったことは、事故発生の緊急連絡が取れなかったことでもあります。この地区は、携帯電話の電波が届かない地域であります。緊急連絡が取れても、救急車が到着するまで30分ばかりかかります。国道195号線にある公衆電話は、高尾地区、岡ノ内グリーンカントリー横、べふ峡温泉ロビー、別府の農林漁業体験実習館前の4カ所です。私の調査では、岡ノ内地

区から県境にかけてはほとんど携帯（電話）の電波は届かないと思われます。事故に立ち会った方々は、「気持ちは焦るけれども連絡は取れず時間ばかりたった。」と。やっと通行者にはべふ峡温泉に立ち寄り連絡を頼んだのが実態であります。生命にかかわる事故の場合を考えたときに、また、事故発生時間帯を考え合わせたときに、この地域には非常電話を設置する必要があるのではないか。また、電話がどこあるのかを示す表示板を取りつけるべきと思われるが、対応を伺うものであります。

同じく、県道久保大宮線、県道大豊物部線についても同様に、電波は（届かず）五王堂地区から奥では連絡は取れません。公衆電話も安丸郵便局以外には、通行中にはほかにありません。以上の点を踏まえて、この路線についても非常電話の設置を強く求めるものであります。対応を伺うものです。

北滝本地区の土地開発についてお尋ねをします。

昨年、低レベル放射性廃棄物処分場の誘致問題が持ち上がった同じ土地でございますけれども、開発は進められております。北滝本地区の山合いに高速道の残土処理がなされ、広大な広場が造成されているわけです。このたびの開発は、その土地の西側からの進入路を国道32号線に連結したものであります。新しくつくられた道路幅員は入口で10メートルほどで、かなりの急勾配で登っています。あわせて、50センチぐらいのヒューム管によって上流からの排水が国道32号線の側溝につながっているわけであります。隣接する住民に何の説明もないまま進められ、工事中は山からの飲料水も濁って飲めなくなったと生活圏をもおびやかしている実情があります。

まず、第1として開発の目的などについて市への説明はあったのか。また、状況を正確に市は把握しているのかお尋ねをします。

開発の面積等があり規制にかからない面もあると聞きますが、対応する法令の遵守はなされているのかお伺いをします。

この土地は、降雨量の大変多い地区であります。山からの排水を国道32号線の既設の排水口につなぐことによって、今まではけていた水がよどんでオーバーフローする心配が隣接の住家はあるわけです。行政として認識を伺うものであります。

工事が終われば、飲料水も元に戻った状態ではありますが、これから先のこととして近隣住民は産業廃棄物処分場になるのではないかと不安を訴えているわけです。住民の不安解消に努めるべきであると思うが、対応をお伺いいたします。

開発規制のかからない開発は今後も考えられるわけです。そういう事態に対する対応についてお伺いをし、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 片岡議員の米政策、米の米価の下落のこと、1点目についてお答えをさせていただきます。本年度の収量、また米価の動向も、そして政府備蓄米の処理も確定していないため、どの時期、どの時点で試算するかは大変困難でございます。今回、私の試算した正確性については若干劣るかと思いますが、説明させていた

できます。

香美市の2006年度の生産目標数量による配分数量2,982トン、2007年産は3,051トンであります。米価格センターによる年度別平均価格の入札推移を見ると、約6.5%の落ち込みです。また、高知県の早期米価の市場流通価格帯を、全農の資料による8月期から10月期までの比率、これについては清算金が含まれておりませんが今現在、先渡しは13.2%の落ち込みです。この動向から、香美市全量で約5,000万円から1億円の間への減少となるような見込みとなっております。現在は、普通期以降の価格もやや上昇みで取引されているのが現状です。

2点目の価格保障、品目横断的経営安定対策についてですが、米は対象作物ですが面積要件などの制約から香美市の価格保障を対象とする米を主体とした農家の該当者は少なく、認定農業者で所得目標の半分を超えており、収入、所得、経営規模のいずれかが27%以上で、該当する米、麦、大豆などの生産者の加入者もないのが現状です。今後の見通しですが、継続され、要件の見直しなど明確なものは特に聞いておりません。

3点目の米価下落、施設園芸農家への影響、またその認識でございますが、香美市の園芸を主体とした農家も生産農地として流通米、自家消費米、縁故米、また輪作の連作障害、または農地保全の有効な策として利用しております。もちろん所得確保のために耕作をされております。米価下落の影響は、米策への営農意識の減少や東北地方などを中心とした米産地にも深刻な影響を及ぼし、園芸農業への転換や新たな営農形態が予想され、このことは本市のような園芸産地の営農にとっては新たな産地間競争も生まれ、農家の経営に大きな影響があらうと認識をしております。

4点目の（米1俵当たりの生産費）1万6,824円について最低でもこの金額を保障すべきだという見解でございますが、ご質問いただいたら確かにこの部分は私も、私的にもこれぐらいの価格は保障が必要やないかという思いがありますが、今、国の政策の中では米政策の転換から水稲による営農は、高知県の経営規模から今までも大規模集約コストや経営形態を変えなければ採算性がないのが現状であります。産地づくりや担い手対策も重要であり、地域に合った水田農業を進めなければならないと考えております。生産補償やこれからの水田農業のあり方、また米政策については消費拡大を含めた自給率の向上が議論されると考えますが、国の動向を注視し正確な情報を農家に知らせていきたいと考えております。

以上、私のほうからお答えをさせていただきました。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 私のほうから交通安全対策と非常電話の設置についての①についてお答えを申し上げます。

国道195号線の（物部町）成山トンネルの下流側の事故の件でございますが、ご質問をいただきまして承知をいたしましたので調査をいたしました。調査の結果を申し上げますと、4人が大型バイクでツーリングをして、別府方面から大栃方面に走っていた

ということでございますが、4人のうちの1人がスピードを出して後ろの3人から見えなくなるような状況で追いついたらもう事故を起こしていたというような状況のようです。現場は下り勾配の道路でございまして、トンネルを出まして約40メートルの黄色い欄干の橋を渡り切るころから右カーブになっておる場所でございます。バイクが落ち込んだのがは、落ち込んだといえますか底までタイヤがついていないという状況ではあったようですが、ちょうど床板のかかり始めの部分でございまして、側溝のかまちの上部にタイヤが当たって、もう一度回転をして2～3メートル下流側にもう一度当たってバイクはとまったようでございます。乗っていたライダーは最初の衝突現場から約15メートル程度下流側で倒れていたというような状況であったようです。「もしふたがあったらそのまま擁壁あるいはのり枠に激突をしてもっと大きなけがになっていたのではないか。」というふうに現場に居合わせた土木事務所の職員が言っておりました。ちょうど事故の直後に土木事務所の職員が通りかかりまして、交通整理や油漏れの処理をして警察や救急車の到着を待ったようでございます。また、維持管理を担当しております岩崎課長さんも現場のほうへ出向きまして、道路の瑕疵等の関係で現場へ出向いて午後5時ごろまで現場にいたようでございますけれども、警察からも道路の瑕疵というようなことには言及をされずに。また、現場に居合わせた方々もそのふたがあったらというような怒りの声というようなことは聞かなかったというふうに申しておりました。

それから、対策としまして「道路標識によります危険表示は検討する。」ということでも「通常の走行をしていけば危険は感じられないので、津々呂第二トンネルの上流方面の側溝も含めまして、現在のところ床板をする予定はない。」というふうに答えてくださいました。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 片岡議員の交通安全対策と非常電話の設置についての②についてお答えいたします。

ご指摘の場所を含め市内の中山間地域において、通行中に万一緊急を要する事態に陥った場合に不安はぬぐいきれないと想像いたします。携帯電話が通話できる区間に入った場合、安心する現実であります。設置についてN T Tの防災担当のほうに問い合わせをいたしました。電柱の問題、事故頻度、費用対効果等を考えた場合や中山間地域の面積の状態において、緊急時非常電話の設置は容易なことではないとのことでありました。設置に関して道路管理者等がN T Tと協議をして承諾を得なければならないことがありますので、今後は事故等の頻度や動向を見て関係機関と協議をする必要があると思っております。参考でありますけれども、香美市内には2カ所のトンネルに非常電話が設置されています。（後に非常電話の設置場所の表示について追加説明あり）

お願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） おはようございます。私のほうから3点目の香美市北滝本地区の土地開発についてお答えを申し上げます。

ご質問を受けまして私も先日現地を視察し、近隣の方ともお話をしてまいりました。

1点目でございますが、市への説明があったのかということでございますけれども、時期的には市への説明は受けておりませんでした。国土交通省から県の治山林道課に問い合わせがあり、一方、北滝本区長（自治会長）からも市の林政課に現地状況についての報告がございました。直ちに同日、11月5日でございますが、林政課が県とともに現地の確認を行っているところです。施工中の工事は、以前に周辺一体が皆伐された際に伐採木の搬出のために開設された作業道の当時の終点から、今回、国道までの連絡道としての延長工事であると見られます。また、議員さんも現地のほうを見ていただいておりますので、ご承知のとおりかと思えます。

（2点目の）開発に伴う法令等の遵守はされているのかということでございますが、開発または道路の改修に伴う伐採、これは伐採についても森林法により1ヘクタール以上であっては事前に林地開発許可の申請が必要となっていくところでございます。今回の場合は0.77ヘクタール、いわゆる7,700平方メートルでありまして、現在、市への伐採届が提出されておりますが事後のこともありまして、まだ受理通知には至っておりません。

水害等による住民への影響についてでございますが、3点目でございますが、道路の排水が国道に接続されることになっておりますので国道との調整も必要と考えられます。このことについては、現在、事業者が国土交通省に協議書を提示して、申請中であると聞いております。

4点目の水害等による住民への影響が考えられる（近隣住民は産廃になるのではと不安を訴えている）ということでございます。今回の工事は国道上部の盛り土に亀裂が若干生じており、また、国道の擁壁の裏側の目詰まりにより、豪水時等の安全のために盛り土を安全な場所に移動するために作業道を拡幅、開設している。また、施工後ののり面保護には緑化を予定しているとのことでございます。施工に際しては、近隣関係者にも説明をし施工しているとのことでございました。現在のところはこの盛り土の移動であり、将来的な土地利用については地権者は今後どう活用するか決めていないとのことであり、開発計画の説明など含め地元への相談には現在のところ至らないのではないかと考えております。

5点目の、今回のような規制にかからない開発については今後どのような対応があるかということでございますが、ご承知のとおり、この土地は広大な面積の土地でございまして、地権者もいろいろな土地利用計画を模索しているのではなかろうかと思われまますが、今後も開発の大小にかかわらず法の遵守を優先して、地域住民の安全、安心、また地域の活性化の行政視点に立って対応してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 2回目の質問をさせていただきます。

宮地農政課長さんのほうの説明では5,000万円から1億円ほどの減収になるんじゃないかというように私は聞いたんですけど、当然ながら税金には直接これ影響してくるわけよね。そういう点でも大変この米の下落というものについては大きな、まちとしてウェートを占めているということで、私が最初に新聞の記事をご紹介したとおり、やはり各市長さんもやっぱり大きく眼を見開いていかなければならないというように思うわけです。来年1月26日に高知市の城西公園をお借りしまして、日本の農業の再生と米価下落、日本の農政に対して高知県の農民の気持ちを訴えていくということで、やはりプラカードを掲げて運動を始めていこうということが決定をされているわけです。私も参加して農民とともに行動したいと思っておりますけれども、行政のほうもひとつ決意をしてもらいたいと考えるわけでございます。

何か私たちは、行政もそろそうしていかにやいかんと思うけど、この品目横断に対する期待がやはり大きくあるんじゃないかというように思うんです。私たちはこの品目横断の持っている性格は、やっぱり香美市の農政の担当者としてはしっかりやっぱりつかんでおく必要があるのではないかとということにも。今、百姓さんの中でどんなことが言われるかいうたら、香美市も山間へき地を持って多くのやっぱり木材を育てていきゆうということからいって、木材も自由化で外国産の木材が大量に流入した1977年以降と、林業衰退と同じ道を今、稲作はたどっていってるということをやっぱり百姓さんは明確に指摘してるんです。やっぱり外国のものをに入れていくということがこの品目横断のねらいなんじゃからね。日本の農業をつぶしていくということが主体なんです。今は個人農業で4ヘクタールという規制がかかっているんです。4ヘクタール以上が個人ということじゃけどよね。農業経営展望、これは農水省が発表してるんですけど、これで見れば行く行くは個人経営で15ヘクタールから25ヘクタール、高知県で成り立ちますか？集落営農で34ヘクタールから46ヘクタール。こういう大きな規模の農業にもっていくということで、もうすべての農業をなくしていくという方向がこの最終目標なんですよ。だから、私たちは今、各地で言われているこの品目横断をやめてくれと。ほんで、つくれる人にはみんなつくって、それだけの保障をしていけという要求は、やっぱり行政としても本質はしっかりつかんでいく必要があるのではないかと思うわけでありまして。品目横断的経営安定対策の前提は、関税を撤廃あるいは引き下げて圧倒的多数の農家を国際市場の競争にさらすものであり、一握りの経営を対象に経営安定対策を講ずるというものであります。しかし、価格の下支えが全くないまま米価の暴落を野放しにし、さらに農産物の輸入自由化を推し進めたら、対策から外された農家はもとより政府が目指す意欲と能力のある担い手の経営も破綻に追い込まれ、日本農業に取り返しのつかない影響をもたらすことは必至であると明確に指摘してるんです。この点についての、本当

にこの今、農民に訴えてる横断対策、担い手の育成という非常に言葉として、形としてはきれいなけど、本質は全く日本農業を破壊に導いていく方向なんだということだけは理解していただきたいんですけど、これに対する見解をお願いします。

交通安全の問題でございますけれども、今、緊急電話はあるんだということをおっしゃいました。私も檜山トンネルの中に何カ所、2カ所か3カ所かあるというのは確認しております。それと、私が言った国道195号線ではそういう電話の位置、4カ所ほどあることも報告したとおりであります。しかし、それがどこにあるかということ。その現場の、事故の現場から上流の何キロにあるとか下流の何キロにあるかということ、全然この通行人にはわかってないです。ただ、そこの事故にめぐり合った人たちがそういう土木の関係とかいろんな肩書のある人だったからある面はよかったということも言えるかもしれません。また、今、建設都計課長さんのほうから側溝のふたがなかったほうがよかったみたいなことを言うけど、それは全く違うぜ。（側溝のふたが）あったことの実験はしてないでしょう？（側溝のふたが）なくてまあ十分妥当だということによね、あったら大事やったと、もっと大きな事故だ。それは行政のしてないものの言い分であって、全く結果は、僕は違う結果が出たかもしれないと思うんですよ。そういうことを僕は軽々しゅう、やっぱり責任逃れなことは言うべきでない。そらあんたが言うたんじやない、県のほうが言うたということじゃからあんたを責めるわけじゃないけどね。そらもうはっきりしとかにゃいかんぜ。それね、なぜか言うたら、当然旧香北町から県境までが旧物部村の国道195号線です。その99.99、はるか100%に近いところの側溝にふたがなされてるのに、この2カ所の60メートルだけしてないということに大きな事故の原因というか、欠陥に責任があると思うんですよ。やっぱり、ほとんどそらふたしちゅうと思うてみんな走りゆうわけよ。その中でぽっかりしてない、落とし穴みたいなもんじゃろう。安全の中でそういう空間をつくっちゅうんじやから。そういうことも踏まえて僕はこのことは、そのかまちまでこしらえてるのになぜこの2カ所だけ設置しない理由があるか、それは答えできますか？なぜ2カ所だけふたせんのか、しない理由があるのかどうか。そのことについて答弁をお願いします。絶対してもらわにゃいかんと僕は思ってます。

表示板についてもう1回言うけど、表示板はする予定かね、これは。どこにその電話があるとか、何キロ下流、それから緊急電話は檜山トンネルの中にあるかということについての表示板を取りつけてくれという要望なんです。これについて明確な答えをお願いします。

それから、この北滝本地区の問題については余り深く言及はしない予定ですが、1点は差し当たり産業廃棄物の処分場にはしないというように理解してよろしいかとお聞きしたんですけど、それは間違いはないかね？再度確認をします。

それから、水害の問題でございますけれども、この家についてはこの道路が開設、農道はちっちゃな草道があったことは私も承知しております。その当時でもこの家の前に

ある三面水路、非常に緩やかな勾配でこの国道32号線にこの排水が、既設の排水が通っておったわけですが、これが国道32号線の排水路に直角に入ったことで非常にオーバーフローして困るということで、国土交通省、市のほうにも関係したかもしれませんが、これを斜めに設置を変えて現在はこのオーバーフローするのが少なくなったということで、非常に住民は喜んでたと。しかし、これをちょっと斜めにしたぐらいではもう、今度50センチの上からのヒューム管から来る排水が既設の国道32号線の排水、側溝に入った場合、上流からくる水位が上がったら自分ところの前にある三水路の水は恐らくはけんであろうということをお年寄りが生活の経験からそういう発言を僕にしてくれたんです。私もそれは生きた発言じゃと思うてます。恐らく、ここで大雨のときはもう1回床下を流れ私たちに被害をもたらすであろうということまで言われているが、このことについて建設都計課長さん、このあたりは私と一緒に気持ちかどうか。その副市長さん、そういう認識を持ってるかどうかお願いをするものです。

これで2回目を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。片岡守春議員の2回目の質問にお答えさせていただきますが、第1回目のときに農政課長のほうから詳しく説明させていただきました。

今年の特に米価の問題につきましては、私も家が農家でございますので。米はつくってはおりませんが大変関心もあることではございます。昨日、農協のほうへ問い合わせもさせていただきました。仮渡金等の価格も聞いたわけでありまして、大変昨年と比べましても厳しい状況になっております。そうした中で、議員も1月ですか高知市のほうで集会も予定をされておりますので行政も参加をというふうなご説明でございましたが。昭和40年代でありましたか、米価闘争をやったときに私も県庁前でピケを張ってデモをした思い出もございます。どのような今回の集会が性格なものかということもまだ聞いておりませんが、なおそうしたことも見きわめながら対応もしなければなりません、現在のところこれに対する参加をどうするかということは言明できることではございません。

また、品目横断的経営安定対策につきましては、国策として推進をされております。しかしながら、我が国の農業は家族農業、家族経営が大きなウエートを占めておるものでございまして、国の進めておるこの品目横断的安定対策事業につきましては、本当に大規模な農業を対象とした、また推進をしていくというふうな方向性があるわけでありまして、現実と大きなギャップがあるということが、特に全国の農業の間からも出てきておるわけです。そうした1つの方向性の中で、前回の参議院選挙でもいわゆる地方の反乱といいたいまいしょうか、農民、農家の反乱が起きたわけでありまして、今、政府与党のほうでは品目横断的経営安定対策についての見直しも論議をされております。まだ明確にどのようになるということは示されておりませんが、それが必要であるという

ふうに思います。やはり、政策を変えていくは国民主権であります国民の運動があつてこそでございますので、そうした部分が大きく今後も変えていくのではないかというふうに考えておりますので、なおこれについても今後も見きわめながら、また、本市にマッチした農業政策を推進していくことが大事だというふうに考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員さんの2回目のご質問にお答えを申し上げます。

国道195号線の事故の件でございますが、ふたがあつての結果はわからん。それから60メートルだけしておらんが、これは落とし穴みたいなもんだということ。それから、ふたをしない理由ということでございますが、通常の走行をしている限り考えられない事故であるというふうに思つております。スピードとライダーの技量とのバランスが崩れた結果というふうに考へておりました、通常では起こり得ない事故というふうに考へておりますので、津々呂第二トンネルの上流側につきましても、ちょっと上流側がカーブになっておりますけれどもその側溝のふたのない部分につきましてもは直線部分になっておりますし、待避所のような格好になっておりました道幅以上の待避所がちょっと三角にずつとなつて道路にまた戻るといふようなところでもございまして、通常の走行をしている限りは危険は感じられないといふようなことで、土木事務所としましても「注意の喚起は検討はいたしますけれども、側溝の床板の設置の考へは今のところ持っていない。」といふふうに答へておりましたので、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 片岡議員の2度目のご質問にお答えします。

1度目にお答えしなければいけません、抜かつておりました。すみません。設置場所の表示につきましてもは、道路管理者とか関係者と相談して対応したいと思ひます。広報香美等に載せて知らせるといふ手もあると思ひますが、それも協議したいと思ひます。よろしく。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私のほうから再度、北滝本地区の開発についてのことについてお尋ね、お答えをいたします。

どのように答へたらよいか。私も地権者じゃございませぬので、産業廃棄物処分場の計画をしておるかどうかについては、ここでないといふ返事はできませんけれども、先ほど申し上げましたとおりのこの開発につきましてもは、当然、行政に協議がなされるはずでございます。その時点につきましてもは、やはり先ほども申し上げたとおり法の遵守を最優先に、また、地域の住民のいわゆる安全、安心。または地域の活性化を視念に持つてやはり協議をしていきたいといふように考へております。ことに、前回の低レベル

放射性廃棄物処分場の二の舞にはならないように努めてまいりたい。地域の安心に努めてまいりたいというように考えております。私もせんだって近隣のじいさん、ばあさんと一緒にしばらくお話しをいたしました但那のような心配は、私が聞いておる限り持っていないような状況でございました。というのは、行政を信頼していただいておりますんだなというように、今ここで考えておるのが現状でございます。

それから、2点目に国道（32号線）へ（水を）排出するということについて、再びまた近隣の土地が浸水されるんじゃないかという心配でございますが、以前にも一度国道の側溝が狭いということで豪雨で浸水した経過がございます。当時は建設省でございましたが、国道の側溝の整備をしております。今後も国土交通省と事業者が協議をしておるといってございまして、そこらあたりを含めて、ただいまのご指摘も含めて注視していきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 3回目の質問をさせていただきます。

まず、順番が違ひますけど国道195号線のことをお願ひします。

これ、ふたをすることによつて悪い影響が出ないという、僕はふたをすることによつて悪い影響はないと思うんよ。ぜひとも市の、なんぼ国道であつても香美市内を走つてゐる国道ですので、安心と安全、生命、財産を守るといふのは行政に責任があるからね。だから、ここの部分についてなぜふたをしない、その理由ね。しないことによつてどういふよいことがあるのか。なぜほかの部分全部、カーブでも直線でもふたをしてゐるのに、この危険な場所についてふたをしないという主な理由は何かを明確にして、やっぱり要請していくと。（側溝にふたを）してくれという要請をしていくと。かまちまでつけてるといふことは、ふたをつけるためのかまちでしょう。そういうことも含めて要請を強くしていつてもらいたいといふことをお願ひをしておきます。答弁はよろしいです。

農業問題ですけど、これは市長さんが答えるか農政課長さんかどちらでも結構ですけど。1995年にスタートしたWTOは、多国籍企業と外国本意のグローバル化を推進する中心的な役割を果たし、世界の農と食を破壊の道に追いやつてきた元凶であります。しかし、発足後10年半'06年7月24日の決裂を経て、WTO交渉は破たん状態に陥つてゐます。WTOとの戦いの先頭に立ち続けてきたヴィア・カンペシーナは、「ドーハ・ラウンドは死んだ。今こそ食糧主権を実現するときだ。」という声明を発表し、WTOに対する根本的な対案である食糧主権の実現を世界に呼びかけました。食糧主権について皆さん方の認識を伺うものであります。

'06年10月、ローマで開かれた食糧サミット、食糧安全保障委員会特別フォーラムでは、「生産する力があるにもかかわらず国内生産を縮小して食糧を外国からの輸入に依存する日本の農政が、飢餓を半減するという食糧サミットの目標を阻害している。」として告発されました。WTOを絶対視して生産と農民を切り捨てる逆立ちした

農政は、日本の農業や食糧だけにとどまらず食糧危機や飢餓を克服するために努力する国際社会にとっても障害になっているわけであります。食糧自給率40%の日本が、食糧の外国依存から脱却し国内生産の拡大を通じて自給率を向上させる道に踏み出すこと。そのために多数の農民を生産から排除するのではなく、あらゆる生産力を結集すること。そして、生産コストを補う農産物価格を保障することが不可欠ではないでしょうか。この方向こそが日本農業の再生と国際社会への貢献であり、食糧主権に合致する方向だと確信するものであります。食糧主権は、すべての国と民衆がみずから食糧、農業政策を決定する権利、すべての人が安全で栄養豊かで民族固有の食習慣と食文化にふさわしい食糧を得る権利、食糧を家族経営、小農が持続可能なやり方で生産する権利であります。WTOの新自由主義体制に対する根本的な対案として提唱し、もう1つの世界と今、世界的に注目されつつありますが、食糧主権のこの姿勢と方向づけに対しての見解を伺うものであります。

私のすべての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 片岡議員の農業問題についてお答えをさせていただきます。

大変難しい理論を述べていただきました。私自身の言葉ではなかなかよう説明もしませんしなかなか理解もできませんけれども、日本は独立国でございますけれどもやはり世界の中での協調も必要であります。そうした中での農政があるわけでございますけれども、しかし、先ほども述べましたように日本の農業の形態は多くが家族農業であり家族経営であるわけであります。それにやはり準じた、それにマッチした農政をしてもらうというのが一人一人の農家の思いではなかろうかというふうに思います。そうした日本の現実、現状に合った農政をやはり推進をしていくということが国のあり方、国の形をつくっていくものだというふうに思います。しかし、先ほど言いましたようにやはり国際協調の中でも生きていかなければならないという日本の立場もあるわけでございますので、そう市町村たこをやはり酌みながら今後の農政を進めていただきたいというふうに思っております。ただし、先ほども言いましたように農政も含め、国政はやはの国民の民意によって決定をされるべきものでございますので、そうしたことを重視した国策を進めていただくことをお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で一般質問を行います。よろしくお願いたします。

まず、1点目の後期高齢者医療制度からです。

来年4月から始まろうとしています後期高齢者医療制度は、その中身が明らかになるにつれ、高齢者や自治体、医療機関からも制度の改善や中止、撤回を求める声が相次いでいます。75歳以上のすべての高齢者は、現在入っている国保や健康保険扶養家族か

ら外れまして新しく75歳以上の方だけを対象にした医療保険に組み入れられます。それまで、保険料を支払わなくてもよかったサラリーマンの被扶養者。つまり家族として健康保険の保険に入っていた方々ですが、この方たちも保険料が徴収されるようになります。高知県の保険料の平均額が先月高知新聞にも発表されました。資料をつけてますので、ごらんになりながら聞いてください。当初、県の説明では全国平均が6,200円ぐらい、これ月額ですが、高知県は7,400円ぐらいと言われていましたが、発表されました平均額は年額6万3,367円、月に5,280円という試算が示されています。上の端の表ですけれども、これが介護保険料のように年金受取額が月に1万5,000円以上の方は年金から天引きで、天引きができない、年金額の少ない方々は市の窓口で納付書を持っての直接の支払いとなります。問題は、保険料を滞納すれば短期被保険者証や被保険者資格証明書の発行、さらには保険証没収という扱いがされることです。また、制度に合わせまして、65歳から74歳の国保料も年金から天引きされることが決まっています。もう1つの問題は、この制度の財源ですが、横の資料2のところをごらんになってください。これは県が説明会のときに用いたものですが、調整交付金の仕組みということで表ができておりますが、これで見てくださいと、その75歳以上の後期高齢者の方が支払う保険料が割合として10%。真ん中の平均的な所得のある（後期高齢者医療）広域連合ということですので、香美市などは多分右のほうになると思います。高齢者の保険料が10%。そして、若年層といいますか他の医療保険からの支援金が40%、公費50%、国が25%、県が8.3%、市町村が8.3%という割合で賄われます。しかし、後期高齢者の人口比が増加するにつれまして、その資料3を、左側の下側をごらんください。これは、後期高齢者の保険料割合が、今、説明しました10%のこの点線の囲みのところが人口比率がふえるに従いまして自動的に2015年が10.5%、2025年が12.9%。また16.4%、最終的に2055年には18.4%に引き上げられるようになっております。医療費が増大すれば保険料は上がるんですが、保険料が2年ごとに見直されまして、医療費が増大しなくてもこのように高齢者の人口比率増によって保険料は上がっていく仕組みとなっております。香美市の例で考えまして、7.5%のこの保険料が、7.5%で計算して月5,280円ですので、その2055年度というのとはとても遠いですが、18.4%になったらどういふふうになるか。とても負担が大きいのではないかというふうに思います。

そして、次に制度は複数の医療機関での受診の抑制。そして、保険のきく医療に上限を設ける包括払い。例えば高血圧であれば保険でいく治療は何千円ですよというふうに上限が決められます。保険で幾らでも治療が必要なだけできるというわけではなくて、それ以上の、その上限以上の治療を望む人は保険外自由診療になってしまいます。また、高額になりがちな終末期の医療ですが、これにも抑制がかかっております。在宅でのみとりをふやそうとしています。また、余り報道されませんが、65歳から74歳の方でも、身体、精神障害者手帳保持者、また国民年金法による障害認定者などの方々

が後期高齢者医療制度の対象になる場合があります。どちらにするかは本人の選択、申請に任されると現在のところ説明していますが、仮に後期高齢者医療制度のほうを選ぶと医療の窓口負担は原則1割になる一方、後期高齢者医療の保険料になります。診療にも上限が設けられ、逆に国保や健保のままだと保険料や医療内容は継続されますが、制度改悪がそのまま実施されるとしまして、窓口負担が65歳から74歳までの人が3割、70歳から74歳までが2割となります。高齢者の健康保持を目的とする老人保健制度がなくなりまして後期高齢者医療制度に変わるため、65歳から74歳の障害者も制度解約の影響を受け、厳しい選択を迫られることとなります。この制度のねらいは高齢者医療にかかる国庫負担の削減であり、後期高齢者に手厚い医療を行う病院を赤字に追い込み、包括診療による検査や投薬の制限、入院、手術の粗悪化、早期退院などを促進することを意味しています。元厚生労働局長ですらこの制度改悪を「うば捨て山」と呼びましたが、まさに棄民の政治と呼ばなくてはなりません。地方議会でも反発が広がりまして、香美市もこれの改善を求める意見書を上げましたけれども、これまで280自治体から意見書が寄せられています。県内でも医療団体などをつくる県社会保障推進協議会高齢者運動連絡会が署名運動を始めておりまして、高知市老人クラブ連合会も制度の中止、撤回を求める決議文を県広域連合に提出しています。こうした動きに政府も凍結を言い出してはおりますけれども、その内容は一部の対象者の保険料徴収を延期するなどという激変緩和に過ぎないもので、平成21年4月からは通常の支払いにされることになっています。以上述べまして、順次質問を行います。

まず、高知県の保険料案が発表されました。先ほど示しました表の、これらのこの金額にそれぞれ香美市の何名の方が該当されるのか、わかりましたらお願いします。そして、県の対象者が上にも書いてますように11万7,949人ですが、香美市で、もしわかるならばで結構ですが、人数がわかりましたら、対象者の。また、国保何人、健保何人というふうにわかりましたらお願いします。

そして次に、余り衝撃的でしたので私は事あるごとに発言をしていますが、昨年県と高知市の担当者を招いての議員の制度学習会のときに、「県内の高齢者の実情からして、この制度ができて現実がついていかないのではないか。」と私が質問したのに対しまして、県の担当者が、「それは生活保護受給者がふえるでしょうね。」というふうに答弁されたことには大変驚きました。また、調整交付金、さっきの(資料)2の表のスクリーン(網かけ)のかかっている調整交付金ですが、これによって自治体間の均衡、余り違わないようにということで調整交付金が設けられておりますけれども、この部分を外出しにして、「国庫負担割合をふやせば保険料負担が随分減りますが」というふうに聞きましたら、「国が負担を減らそうというのがこの制度ですから。」と、あっさり答えられてしまいました。どこまでいきましても、本県の高齢者の実情などお構いのない制度です。保険料徴収や保険証を没収する、そういう窓口になってしまう市とか、運営を担う広域連合はこうした制度と被保険者との間を調整し、実情を反映させ、矛盾を是

正する役割を担っているのではないのでしょうか。そこで、②の質問ですけれども、後期高齢者の医療制度について定めた高齢者の医療の確保に関する法律によれば、その第99条で国保と同じように7割、5割、2割の減額制度を設けています。これは広域連合でもう既に条例化をされていると思います、法定減免ですので。また、地方自治法第291条4号に掲げられております広域連合の経費の支弁の方法を、これを引っ張ってくるならば、各市町村が広域連合に補助金を投入しまして、保険料の軽減や減免制度の拡充を図ることも法的には可能で、それは全部の市町村で足並みがそろっていなくても、一部の市町村の単独事業としても、一部の市町村に限定した減免も可能であると厚生労働省の担当官が述べております。また、県や市町村の単独事業としても、介護保険のような所得だけを問題にした軽減措置をしないようにとかいうふうな、そういう通知というかくくりはありませんので、その気になれば法的には独自の減免制度も可能ということです。東京都では、各市町村からの一般財源からの投入や、都からの財政支援をもとに保険料を引き下げる方向が検討されています。香美市としてもこうした取り組みは要るのではないのでしょうか。お尋ねします。

次に、③の質問です。この制度の最もひどいのは保険証の取り上げです。11月15日付けの高知新聞も一面トップにこの問題を取り上げました。国民健康保険法は75歳以上の高齢者からは保険証を取り上げるのを禁じていました。さきの議会で久保議員の質問に対し、(保険)課長が「資格証の発行もあり得る。」とのご答弁でしたが、例えば生活保護水準以下の所得で暮らしておられる高齢者でも滞納があれば保険証を取り上げるのかどうか。これだけは思いとどまってほしいと思うものですが、お聞きをします。市民の健康保持、福祉増進の事務をつかさどる保険課において、高齢者から保険証を取り上げるというのは業務の中身にも逆行しますし、高齢者の暮らしを破壊し、生存権を脅かすものです。ご答弁をお願いいたします。

次に、④です。高齢者医療全般にかかわる問題として、病院にかからなくても済むように医療予防を市の政策の中に重点的に位置付ける必要があります。もちろん、ぐあいの悪いときには保険証1枚でだれでも安心して診療が受けられるのを大前提として、高齢になっても健康に過ごせるのは共通の願いですから、これまでより踏み込んだ手だてを講じる必要があります。県や広域連合とも連携して取り組む必要があるのではないのでしょうか。庁内では、医療制度改革対策本部も立ち上げています。こうした予防医療の議論がなされているかどうかもお尋ねをいたします。後期高齢者の医療制度問題はそれです。

次に、学力テストについてでございます。

文部科学省は、4月24日に行われました全国一斉学力テストの結果を公表し、都道府県別に正答率が示されました。テストの実施から結果報告までにかかった日数としては最長不倒時間となっています。結果について、文部科学省は基礎知識や計算力はおおむねできているが、読解力や知識を実生活に活用する力は足りないと分析し、学習指導

要領の改訂などに反映させるとしてしています。また、新聞記事には、「本県では中学校の数学が全国平均を大きく下回ったので、授業改善などに取り組む必要性を県教育長が強調した。」と報じられています。つい先日には、国際的な学力調査である経済協力開発機構、OECDの学習到達度調査、PISAの結果も公表されました。PISAの調査は、知識量だけでなく知識をもとに思考力や自分で問題を見つけて解決する能力などを見る調査です。今回のテーマは科学が中心で、日本は2003年実施の前回に引き続き、読解力や数学的応用力、科学的応用力とも順位を落としました。これらの結果は、学力テストの結果とも傾向が煮えています。PISAの2003年の調査結果が出た時点で、ゆとり教育の見直しが叫ばれ、競争効果をねらって小・中学校の全国学力テストが43年ぶりに復活したものです。

そこでお尋ねします。教育長は今回の学力テストの実施から経過報告までの経過をどのように分析し、総括されているでしょうか。

次に、①の質問ですが、文部科学省の出した分析結果については、悉皆調査でなくても、「ことごとく全部を調査する悉皆調査でなくてもサンプル調査で十分わかるので、悉皆調査の必要はなかった。」という意見がたくさんあります。悉皆調査をして結果を公表することを続けていけば、どうしても競争主義が激しくなります。現実には、点数を上げるための学力テスト対策として、ベネッセと提携してベネッセの問題集を、これは県外の県教委ですけれども、県教委が問題集を買いまして各学校に与えたりとか、本番直前に入学式の日から類似の問題集を繰り返し生徒にやらせる。また、（東京都）足立区では困難な児童を、平均点が下がるからということでしょうけれども、困難な児童を保護者の許可もなくテストから外していたというふうな報道もあり、学校教育をゆがめるような事態が各地で起きています。こうした事前対策、訓練さえすれば順位は上がるわけです。しかし、それで学力がつくことにつながるのでしょうか。テストの返却時期も問題です。小学生も中学生もあと少しで卒業というこの時期に返されて、結果を学習の上に、生活の上にどう生かして改善するのか。しかし、そしてまた、子どもたちに返されました個人表が問いごとに結果のマルかバツかが示され、最後に全国の正答率が記されているだけなので、子どもは問題のどこにつまずいて間違えたかわかりようがないというものです。そして、家庭状況調査については、子どもたちの膨大な個人情報を実名入りで日本最大大手の受験産業に丸投げされるというのは、どう考えても問題です。学力と生活習慣の相関関係ですが、これは前回の私の質問で、「この家庭状況調査というのは学力と生活習慣の関連性を見るために必要」との、たしか教育長のご答弁だったと思うんですが、その相関関係につきましても、文部科学省による調査結果のポイントでこういうふうなポイントを示しております。学校の宿題をする児童・生徒のほうが、正答率が高い傾向が見られる。読書好きの児童・生徒、家や図書館でふだんから読書する児童・生徒のほうが、国語の正答率が高い。学習塾で学校の勉強より進んだ内容や難しい内容を勉強している生徒が、正答率が高い。朝食を毎日食べている児童・生徒のほ

うが、正答率が高い。こういった調査分析をしているのですが、こうしたことであるならば日々子どもと接している教職員ならだれでも実感していることで、何億円もかけてして悉皆調査をする必要はなかった、調査の必要性そのものが問われていると思います。そこで、①についてお尋ねします。今述べましたような点は、実施前から指摘をしてきた経過があります。今回の結果を踏まえまして、来年度も実施の意向かどうかをお聞きます。

次に②です。来年度も実施をするとすれば、家庭への周知は文部科学省の冊子を配付しただけでは不十分です。早い時期から詳しい内容を保護者に通知すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に③です。個人情報保護法からも家庭状況調査については、収集目的がきちんとわかるように説明し、本人と保護者の同意を得る必要があると思いますがいかがでしょうか。現場の先生方からもこの調査につきましては、「子どもによってはつらい質問もあったと思う。また、あんなことを調べてどうするのかという思いだ。もっと詳しいデータの蓄積は学校にあるはずで、国を挙げて一度データを取ってしまえばデータがひとり歩きする。データ結果をもとに国が対処することなどできるはずがない。また、外部から個人が特定されるのは避けるべき。」などの感想があっています。このように、扱いの非常に難しい問題ですが、事前に同意を得ることについて、これは実施をするとすればですが、（同意を）得ることについて見解をお聞きます。

次に④です。今年、教育委員会や学校で結果を公表されなかったことは英断だと思います。大阪の枚方市では全市立小・中学生を対象に、毎年行う学力診断テストの学校別成績表を学校の序列化につながるのを避けるということで、最初非公開としていましたが公開を求める住民との訴訟に負けまして公開をすることとなりました。こういった場合もこれから想定しておく必要はあると思います。その上で来年の取り扱いをどうするのかお聞きます。

次に⑤です。来年も実施するとして、子どものクラス名や氏名、性別の記入は必要ありませんし、書かせるべきでないと思います。今年は、文部科学省の態度が直前になって二転三転しすべてを無記名にできなかった教訓も踏まえ、ご答弁をよろしくお願います。

最初の通告のときに、⑥として発言通告をしておりましたが、これは削除しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、教育条件についてです。

文部科学省は子どもたちの学力低下への対策として、脱ゆとり教育を掲げ、授業時間を10%程度ふやす方針としています。「30年ぶりの授業時数の増加で、日本の公教育の一大転換にしては現行制度への検証と総括が余りに不十分で拙速過ぎる。」と新聞報道にもありますが、本当に猫の目のようにくると変わる教育政策です。中央教育審議会の審議まとめは、小・中学校で総合的な学習の時間を大幅削減し、主要教科の授

業時数をふやす方向で、早ければ2011年から実施の改定学習指導要領に反映されます。しかし、授業時間数の増がかならずしも学力向上につながるものでないことは多くの関係者やマスコミも指摘しておりますし、PISA参加の諸外国の例を見ても明らかです。今回の学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会の方向に、現場からは「学力を上げるなら、授業時数の増より教員をふやすほうが先だ。」といった声や、「今の現場には余裕がない。少人数学級の実現やじっくり学ぶ時間の確保なしには応用力を身につける指導は難しい。」と、小人数学級を望む声が多くあります。教師の多忙化につきましては、県内の小学校教員のメモから働き過ぎの実態が見てとれます。少し手記をご紹介しますと思うのですが、現場はこういうふうになっております。「放課後、一仕事終えてから、その日初めてトイレに入る。そんな日が珍しくない。小学校教員としての生活。なぜこんなに忙しいのだろう。休み時間でも待たなければならぬ数々のこと。子どもの話を聞くことができればいいほうで、40人近い子どもの幾種類ものノート点検、印刷。けがやぐあいの悪くなった子への対応、担当してる委員会の仕事、学習がおくれがちな子への指導、子どものトラブルへの助言等々で、肝心の授業の内容の準備をいつするのかといえば、放課後のわずかな時間では間に合うはずもなく、平日、土日を問わず家庭での持ち帰りの仕事となる。1時間の授業準備に費やす時間には、本来上限はない。ある授業のすべてで万全の準備は不可能ではないのか。持ち時間数に加え、教科等の多さ。小学校担任は8教科、道徳、総合的な学習、学級指導、クラブ活動、委員会活動。1人の教師が子どもにかかわって年間計画を念頭に置きながら、日々、その日目標とするところに向かい、子どもの実態に即して修正を加えながら準備する。指導し、評価していく。余りにもやるが多過ぎるのではないか。いつ仕事をやめようかと本気で考えながら、きょうも最後の戸締まりをして、同僚とともに帰途につく。午前7時半に家を出て、帰りつくのは午後7時半以降。1日24時間のうち12時間を学校にささげても、まだ教師としての1日の仕事は終わらない。多忙感、疲労感に押しつぶされながら、心のバランスを保っていくことが最大の課題になっている。」。このように手記を寄せられております。高知新聞の11月20日付けの新聞にこういう記事が載りました。「教頭らの希望降格最多」、これはやっぱり校内業務などの長時間労働が強いられる教頭、管理職などから降格をさせてくれと、余りに忙しいので。という、それが、そういうことでストレスになってこういう結果が出ているというふうに、こういう新聞記事もありましたので、本当に忙しさが、先生の本来の仕事にかかる時間を減している。こういう状況でストレスをためつつあるという状況です。早期の30人学級の実現、教員の増員は焦眉の課題です。

ここで尋ねします。先生方が十分な授業準備や子どもたちときちんとかかわれるよう、条件整備を望む現場の声にどう答えられるかお聞かせください。

次に、学校の暑さ対策です。

近年は毎年のように異常気象だと言って過ごしていますが、地球全体の異変がはっき

りと体感できるようになってもう大分になります。今年は熱中症で多くの高齢者が室内にいながら亡くられました。夏も冬も暑さ寒さ対策なしに過ごすことは、元気な子どもであっても無理な環境になってきているのではないのでしょうか。県教祖の緊急調査によると、資料につけております。2枚目のA4の資料ですが、「この暑さで体調不良を訴えたことがありますか。」という質問に、「病院に連れていった。」と回答した学校が8校で6%、合計12人。「保健室で休ませた。」と答えた学校が53校で40%、合計387人。「体調不良を訴えた子どもはない。」が43校で33%。その他となっています。「教室で暑さ対策をどうしているのか。」については、「緊急にエアコンを設置した。」が2校で、「扇風機でしのいでいる。」学校が75校で57%。「何もしていない。」のが43校で32%を占めています。エアコンの設置は、「全館にしている。」というふうに答えた学校が3校。「職員室に設置。」が88校で67%。「パソコン室に設置している。」が85校で65%ですが、「教室に設置。」は3校でわずか2%でした。学校では子どもよりパソコンが大事にされています。風通しのよい学校はまだいいですが、せめて子どもたちがぐあいが悪くなったときに行きます保健室にはエアコンを設置してほしいとの願いが切実にあるようです。「36度を超した日に、学習どころの話ではなくて、アトピーの子どもさんはとてもかゆみをとまらなくて、全児童が集中力がなくなって困った。ぜひ教室にエアコンを、せめて扇風機を。」と訴えられています。早急に対策を検討されるよう求めるものです。

次に、2学期制も含め、運動会の時期も再考する必要があるのではないのでしょうか。鏡野中学校では9月16日の運動会が雨で延期になり、1年のうち一番過ごしやすい季節となる10月末に1週間の休みを取ったと聞きました。前期、後期の2学期制になって、運動会はすべて雨で延期になっているそうです。日本の気候に前期、後期制が合っていないのではないのでしょうか。9月中旬に運動会を設定すると、グラウンドで練習する子どもたちはどんなに暑いだろうか、倒れはしないかと心配です。よく調査をされ、再検討されるかどうかをお尋ねいたします。

次に、いじめ問題です。

11月15日に文部科学省が発表しましたいじめの調査では、被害者の気持ちを重視して調査したところ、全国の小・中学校でのいじめの認知件数が12万5,000件で、前年度の約6倍という結果が出ました。これをどう見るかで、ほとんどの識者が実態とはずれがあるとの見方を示し、調査方法にも疑問を呈しています。いじめ自殺で高1の長女を失い全国で講演活動を続けています小森美登里さんは、「実態とはかけ離れた数字だ。いじめもいじめ自殺もこの100倍あっておかしくない。事実をもとにして対策をとるべき文部科学省に真実を見る勇気がないのでは。」と指摘しています。いじめ対策は、件数を減らすことより、まず子どもたちの置かれている状況に関心が向けられなければ先に進まないのではないのでしょうか。今、高校生の中にもメールやインターネットを使いいじめが急増し、さらに外から見えにくくなっています。

以上、述べてお尋ねします。子どもたちに直に聞き取りやアンケート調査をする必要が香美市でもあるのではないのでしょうか。ご答弁をよろしくお願いします。

次に、放課後児童クラブについてです。

10月19日に厚生労働省は、放課後児童クラブガイドラインを策定し各自治体に通知しました。これまで学童クラブは放課後の子どもたちが安全に過ごせる場、また生活の場として定着してきました。この間、関係者は子どもたちのさらなる健全な成長のために、学童クラブにも学校や保育園のような基準づくりが要るとして運動を続けてきました。このほど、ようやく厚生労働省がガイドラインを設けたことは一歩前進です。ガイドラインは強制力を持たず予算の裏づけもありませんので中身の不十分さはありますけれども、市の対応はまだこの通知にも追いついておりませんのでお聞きするものです。通知では、市町村の役割を「各児童クラブの運営状況を定期的、または随時に確認し、必要な助言、指導を行う等、質の向上が図られるようご尽力願うとともに、待機児童の解消や適正規模の確保に努められたい。」としています。これを受けてどのように取り組まれるかお伺いをします。通知の示したガイドラインの重立ったものを抜粋してみますと、後で触れますが香美市の学童クラブの現状を表にしたものを3枚目の資料としてつけておりますので、それをごらんになりながらガイドラインの指標とどうかお聞きください。まず、「適正な規模は、おおむね40人程度が望ましい。最大でも70人。また、児童のための専用の部屋、スペースの確保。児童おおむね1人当たり1.65平方メートルの保障。子どもが体調の悪いときなど休養できるスペースの確保。授業に必要な備品を備えること。指導員は児童の遊びを指導する有資格者が望ましい。防災、防犯のマニュアルの策定。けがや事故の防止と発生時の対処マニュアルの作成。子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。障害のある児童を受け入れるための職員研修に努めること。その他」となっています。また、「放課後児童指導員としての質の向上、そして、授業の公共性の維持」。ほかにもありますが、こういったことが主に列記をされています。

この聞き取りをしましてつくりましたこの各学童クラブごとの一覧表ですけれども、さっきのガイドラインからしましてどうでしょうか。例えば、上から物部町のもんべえ児童クラブですが、この子どもが休養するスペースについては、物部町の児童クラブからその下の片地まで、こういったスペースはありません。楠目（うぐいす）は専用施設ですので、建てる時に子どもが休むベッドもあります。これもやはり問題と思いますが、物部町のもんべえのところで、その他困ることのところで、落ちついて勉強することができない。外で遊ぶところがないために、お宿題をしている子ども、自習をしている子どもの横で別の子どもが騒ぐといったふうな、そういうことがあるというふうなことでした。それから、靴やかばんを置くところがない。これは必要な備品、設備の整備、こういうことに触れるのではないのでしょうか。それから、香長の児童クラブですが、指導員の身分を安定させてほしい。これは香長ばかりでなくどこともそうなんです、こ

の指導員としての質の向上を言うておりますけれども、これなしに、身分の安定なしに質の向上を求めても無理だと思えます。せめて市の職員、臨時職員並みにはできないかというふうなことが言われておりました。とても問題と思ったのは、この山田のくじら学童クラブがマンモスになりまして、現在116人の登録児童がおります。これだけが一堂にそろうということは余りないです、登録していても来ない子どもさんもおられますので。ただ、100人ぐらいは常時子どもさんがいるということで、今現在2クラスに分ける計画にしているそうですけれども、これは2クラスでは足りない。3クラスにする必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。そして、分けるにしましても、今、トイレが1つしかなくて、おなかを壊した子どもさんが間に合わなかったという、下着を汚したということがあったそうです。こうしたことの条件の改善も要ると思えます。そして、宝町のたけのこ児童クラブですが、ここも「外で遊ぶところがない。狭い部屋にずっと閉じ込めて子どもたちがかわいそう。」と仰ておりました。この宝町のたけのこ児童クラブでは、ずっとかねてから保護者の負担金がよそより格段に安いのでどうしてか、どうしてかというふうに言われてたんですけども、結局、障害のある子どもさんを多く受け入れておまして、それに加算がつくために、その加算でこういうふうに保護者負担金を少なくしておると。ただ、障害者加算に対する加算金というのは、障害者の方には手がやっぱりかかるでしょうから、1人指導員さんをふやしてというふうな、そういう意味での加算だと思うのですが、それが加算ではなくて負担金を減らすほうに回っておるというふうな、こういった現状とか、片地の児童クラブでは身分の安定のこともあります、指導員さんがよくかわると。ここもやはり施設の隣に土地改良区の事務所があります。これは（片地）学童クラブが後からこの多目的集会所にお邪魔したものです。大変気兼ねだと。ただ、片地の場合はグラウンドが近くにありますので、晴れた日は対応はできていますけど、雨の日にとっても困るのではないかと思います。楠目のうぐいす学童クラブ、ここでお聞きしましたら、その障害のある子どもさんについて、（宝町）たけのこ以外の障害のある子どもさんを受け入れている学童クラブですが、そうではないかと思われる子どもさんが、ADHDとかですね。専門家の判断を要する子どもさんがおられると、確かに。けれども、そういう方への指導がとても困ると。やっぱり専門的な知識が要るのではないかと。専門家の配置が欲しい。十分に手を尽くしてやれていないので、そういう悩みがあるというふうにおっしゃっておられました。このような現状ですが、学童クラブが発足したころから言いますと指導員の数も複数になりまして格段の改善ができていますけれども、この国の示したガイドラインから見ても、とてもおこなっているこの香美市の状況があります。これをどのように対処されるかお聞きをいたします。

次、最後の質問ですけれども、農業用油免税措置の活用についてお伺いします。

トラクターとかコンバインなどの農機具、ディーゼルエンジンが使う軽油の税金、軽油の引取税が、失礼しました。最後の質問ではありません、もう1つありました。軽油

引取税は免除される制度があります。原油高騰が農業生産に重くのしかかっている今、この制度を活用して少しでも農業者の負担を軽くすることができませんでしょうか。ディーゼルエンジンの軽油にかけられています軽油引取税は1リットル当たり32.1円ですが、それは都道府県税です。その税は道路建設や道路補修費の目的税となっています。トラクターとかコンバイン、また畜産用機械などは道路で使うものでないため、免税になっています。農家が使用料を申告して、免税証を受ける仕組みとなっています。免税を申請するには、実際どれぐらいの面積を耕作しているかの証明を農業委員会から取り寄せる必要があります、2年に一度の更新となっています。使用軽油の数量とか、引取予定業者などを記入して県税事務所に提出するようになっています。書類、手続きが煩雑なこともありまして、最初はおっくうだと思っていたけれども今では毎年2,000リットル分の免税を受けている農業者も、県外ですがおられます。

そこでお尋ねします。米価が生産コストを下回る大変なとき、県外では免税軽油への関心が高まっているとのこと。この制度を調査、研究し、手続きについて農協などとタイアップして農家に周知、普及できないものでしょうか。お尋ねをします。

そして、最後です。災害時の要援護者避難支援プランについてお尋ねします。

政府は、内閣府のもとに2005年3月、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を発表し、翌年に内閣府、消防長、厚生労働省の連名により地方自治体に通知しました。避難支援は防災関係、福祉関係をはじめ、広く関係者の協力を得ながら行いことが不可欠であることから、連携に関する検討会を立ち上げ、要援護者対策の具体的な進め方や、地域の取り組みに当たって有効と考えられる方策例をまとめたものを手引きとして発表しました。手引きは、2006年の7月の豪雨の際、実際に対応を行った市町村への調査結果をもとに市町村が取り組むポイントを7項目にまとめたものですが、その7項目ですが、1番目に災害時要援護者支援班の設置。そして、2番目に平常時から福祉関係者との連携。3番目に避難準備情報等の発令の判断基準の設定。4番目、要援護者の範囲の決定。そして、5番目に関係機関共有方式による要援護者情報の共有。6番目に住民等と連携した地域防災力の強化。7番目に福祉避難所の設置、活用による支援。これが緊急時に定めておかなければならない大変重要なポイントです。これが7項目にまとまっています。新潟県長岡市は、国からプランを作成するよう通知を受けた後、直ちに市内の福祉関係、防災関係者との協議はもちろん、民生委員、社会福祉協議会などの関係団体とも協議を行い、今年6月に「長岡市災害時要援護者避難支援プラン」をつくりました。市政だよりで周知を図り、町内会や自主防災組織を初め住民への説明会を開きました。これが7月16日に発生した新潟県中越沖地震で威力を発揮し、新聞でも「今年6月に登録に同意した高齢者や3,236人の災害時要援護者名簿を作成した。同県長岡市は民生委員や自主防災組織のメンバーらが確認先を決めていたため、震災発生当日のうちに全員の無事を確保した。」と紹介されています。震災が発生しましても自力で機敏に行動することができない方たちにとって、瞬時にだれかが駆けつけ

てくれ、安否を聞いてもらえるということはどんなに心強いことでしょうか。香美市にも通知は届いていると思いますが、どのようにこれに取り組まれているのかをお尋ねしまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時46分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の後期高齢者医療制度についてお答えをいたします。

まず、保険料についてですが、高知県の保険料については基本的には県下統一ですので、香美市も決められた発表のとおりです。所得割と均等割の2方式によって計算された金額の合計が保険料になります。所得割は8.88%で、均等割は4万8,569円です。香美市の平成18年度の所得によって試算をした試算結果によりますと、平成20年4月1日の対象者を5,790人と試算をしております。高知県の平均は大岸議員の示された6万3,367円ですが、香美市の平均はやや低くて5万6,242円です。それで、それぞれの分布ということですが、軽減の方の試算しかされてないので、その方についてお答えをさせていただきます。7割軽減の方が3,057人。これは均等割分の3割ということで、1万4,570円の年額になります。5割軽減の方が212人。2割軽減が358人で、合計3,627の方が軽減されて、62.6%の方が該当になるという試算がされております。

国保、その他の（保健の）老人の人数がわかっておればということですが、現在、平成19年10月末現在の老人医療の対象者が5,501人で、国保老人は4,579人です。その差でその他の（保健の）老人が922人となっております。試算の対象者との差が290人ぐらいあるわけですが、これがこれから以降の75歳到達の人というように想定をされます。

それから、次に減免制度の拡充、保険料軽減についてですが、「広域連合が保険料や一部負担金の独自の減免を行うとすれば減免した額を一般会計から繰り入れる必要がありますが、広域連合は一般財源を持っていません。市町村が負担しなければならないということになります。したがって、独自の減免を行うかどうかは市町村においてその必要性も含め検討しなければなりません。現在、国保においては一般会計からの繰り入れによる独自の減免を行っている市町村はありません。また、広域連合で行うためには構成市町村のすべてにおいて合意する必要がありますが、厳しい財政状況の中ではすべての市町村が合意することは困難ではないかと考えています。」と、広域連合の議会で執行部から答弁がされています。香美市としても同様と考えます。ご質問の中で一部の市

町村の同意のみで実施可能ということですが、裕福な財政の市町村はないと思いますので、広域連合の独自減免を提案する市町村はないと考えますし、香美市も同様です。また、香美市において単独での保険料の減免についてですが、所得の低い方には負担が過重とならないよう国民健康保険と同様に均等割額の7割から2割が軽減されることになっていますので、香美市においても独自の減免を行う予定はありません。

次に、保険料滞納者に正規の保険証を渡さないことについてですが、被保険者資格証明書交付は法律に規定されておりますので、納期限から1年間保険料を納付しない場合は、保険料を滞納してもやむを得ない特別の事情がある場合を除いて被保険者資格証明書を交付することになります。被保険者資格証明書の取り扱いについては広域連合長名での交付となりますので、市町村間での取り扱いに違いが生じないようにしなければなりませんと思います。制度実施後1年が経過する平成21年度の対応時期までに広域連合と市町村が協議し、統一した取り扱い方法を決めなければならないと考えております。

次に、医療予防についてですが、高齢者が医療にかからないで健康で長生きすることは理想的な状態だと思います。そのための事業で一般高齢者施策として健康づくり推進課の行っているポピュレーション事業や健康教育事業などがあります。介護予防事業を行うことも結果的には医療費の抑制にもなると考えますので、地域包括支援センターを中心に行っている地域支援事業などは有効な事業だと考えています。今後、広域連合とも連携し、研究をしながら有効な取り組みを進めていかなければならないと考えます。

対策本部の立ち上げについては行っておりますが、まだ議論をするというところまで進んでいません。今後検討していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大岸議員さんの教育についての中で、学力テストと教育条件といじめ問題について私のほうからお答えさせていただきます。

まず、今年四十数年ぶりに行われました全国学力テストについてでございますが、私たちももう少し早く結果が返されまして、何らかの形の方策も示され児童・生徒に返すことができるのではないかと考えておりましたが、大幅に返ってくるのが遅くなった。たしか10月24日だったと思いますが、帰ってきたのが。大変残念に思っています。その後、国や県からも総括が次々と提示をされております。市としましては11月の校長会で各校の分析結果を話し合いましたし、その後、対応策については各学校でも検討し、この21日の教育相談のときに個人に返すというような方向でいっております。今後に生かすようにしたいと考えております。それから、1番からまた順番にお答えさせていただきます。

来年度についてでございますが、平成20年度の全国学力・学習状況調査についての通知が先日ありました。それによりますと、調査対象は小学校6学年、中学校3学年であり、教科は小学校は国語と算数、中学校は国語と数学と、今年度と同じであります。

質問紙調査につきましては、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の側面に関するものと示されておりまして、これもまた本年度とほぼ同じものであり、平成20年4月22日に実施する予定であるということが示されております。また、平成21年度も実施する方向とその文書では受けとめました。そこで、本市としましては、今のところは今年同様に来年度も実施をしていく予定であります。しかし、今後いろいろな方面で研究も進むでありますから、そういったことも踏まえまして検討はしていきたいと考えています。

2番目に家庭への周知についてでございますが、本年と同じ文書になるかどうかはわかりませんが、本年同様に該当する保護者に始業式の日に通ずることになると思います。

3番目の家庭状況調査についてであります。今のところは保護者に直接同意を得るというようなところまでは、来年度のことですし考えてはおりません。

4番の結果の公表につきましては、先ほど申しましたが21日の教育相談日に個人の結果を保護者に返す予定でございます。またそのときに、その後どういふように学校では授業を進めているかとかいふような方策も話す予定にしております。

5番目に子どもたちの名前を記入するその記名方式についてでございますが、先般と申しますか前の議会でも答えさせてもらいました。今年は昨年度、小学校につきましては昨年度のCRTを記名方式で実施していたために、どうしても学力テストも小学校は記名方式にせざるを得なかったという経緯がございます。そこで、今年と同じように来年はなるかどうかはわかりませんが、本年度はCRTにつきましては小学校も中学校も番号方式にいたしましたので、来年度、今年と同じような傾向になるとすれば小学校も番号方式で実施できると考えております。

次、教育条件についてでございます。

教員は確かに多忙であります。目の前に子どもたちがいますのでいろんなことも起こりますし、多忙であります。多忙ということは、私も40年現場にいましたのでよくわかっていますが、私事になります。私も教員志望で若いときあったわけではありませんが、いざ仕事についてもますと多忙ではありましたがやめようと思ったことは一度もありません。もう少し多忙の中にも工夫をしていただいて、自分が教員であるということ、子どもたちの教育に携わらせていただいているということに誇りを持って、すぐ多忙でやめたいとかいふようなことでないような方向で教員として活躍していただきたいと思っております。教育効果を上げるためには、教員をふやすことともに教員の資質を向上させることが大事であると思っております。幾らふえましても、指導力がいかになものかという者が多くては教育効果が即上がるとは考えられません。しかし、教員の数が多いということは、確かに子どもたちにとっては手厚くといひますか、行き届いた指導ができる第一の条件であります。県としましては、今年も多分そうなるだろうと思っておりますが、小学校1・2年生を30人学級、3・4年生を35人学級というような研究を進めておりま

す。また、中学校の1年につきましては、1年だけを30人学級という方向を研究しております。これは4年前になりますか。研究をするというので鏡野中学校も申請をしたのですが通らなかったという経緯があります。現在、高知市内で2校、高岡郡のほうで1校この施行を試みている。その当時3校というのでしたんで学校がありまして、特に高岡郡のほうの学校では成果が上がっておるといようなことも発表されております。来年度これを数校ふやしたいといようなことが出ていますので、鏡野中学校も申請をしたらどうかということ今検討しています。ただ、香美市内も子どもが減りまして、この30人学級とか35人学級に当てはまるという学校はもうほとんどなくなりました。小学校でも山田小学校とそれから大宮小学校が該当するわけですが、大宮小学校も来年は生徒が減りまして学級数が幾つか、今の予定では減るような状況になっています。この人数に関係するのは鏡野中学校だけですので、先ほども言いましたように30人学級に手を挙げてみたらどうかと検討はしております。

なお、来年度の学校の教育方針に沿って学級編成の、今申しましたようなあり方と、また学校運営等を想定しまして、教員の異動についてのヒアリングを始めているところでございます。学校長の意見を尊重し、市の方針のもとに教育効果が上がる方向をとっていきたいと考えています。

また、予算につきましても、条件が整うように特別支援教育の充実とかいう関係もございしますので、予算についても明るい展望が開かれるように希望し、期待をしております。

これが教育条件についてのお答えでございます。

次、いじめ問題についてであります。

中学校で被害者として2名の者が、こういうことを調査をいつもしておるんですが2名の者が記入をしております。学校からもその都度私にも連絡がありまして、対応しています。生徒同士で話し合いました保護者にも来てもらいまして、連絡をしまして、どうしたらいいかといようなことを保護者ともども話し合い指導を行っています。が、いじめというのはこの2名だけではないかもわかりません。なかなかいじめは表に出てきにくい、心の中に閉じこもりがちであるといのが常であります。が、しかし、いじめはあってはならないことでもありますので、今後とも十分に研究をし対応していかなければならないと思います。しかし、今のところ直ちに聞き取りやアンケート調査をする予定はありません。1学期に校長会でいじめのことについて話し合いをしまして、そのいじめがあるかどうかといようなことのチェックポイントについても検討いたしました。ほとんどの学校がこれをもとに指導していると受けとめています。

学校の暑さ対策と放課後児童クラブについては、学校教育課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

学校の暑さ対策のことですけれども、今年は異常な暑さが続いたわけですから、6月から10月までに熱中症または熱中症らしいと判断された子どもたちは7人いたと学校から報告を受けております。そのほとんどが9月に集中しておりました。学校におけるエアコンや扇風機の設置状況についてですが、エアコンについては図書室とかパソコン教室、理科室などの特別教室については、多くの学校で設置されておるような状況があります。しかし、香美市内の学校の普通教室においては、エアコンを設置されている学校はありません。扇風機の普通教室における設置状況ですけれども、順次設置した経過もありますけれども、現在、山間地で比較的過ごしやすい繁藤小・中学校、大栃小・中学校では設置されていないというような状況になっています。すぐに全普通教室にエアコンを設置するというようなことはちょっと困難かも、現在わかりませんが、暑さ対策として水分を十分取ること、汗をふくこと、また風通しをよくすることなどの体調管理も十分指導しながら、今後とも良好な教育環境を整えていきたいと考えています。

運動会の時期の件ですけれども、今年度、春に運動会を実施した学校は香長小学校、楠目小学校、大宮小学校ということです。ほとんどはもう秋にしておりますけれども、運動会の時期については教育計画と児童・生徒や保護者の実態、保護者や地域の要望なども考慮しながら今後も決めていきたいと考えています。

放課後児童クラブガイドラインを受けてどのように取り組むかということですが、今年4月、総合的な放課後対策を推進するため放課後子どもプラン推進事業が施行されています。その中で、放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業ということであり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っていると思っています。現在、香美市には7つの放課後児童クラブがあるわけですが、開設時間や開設日数、開設場所、登録児童数、利用料等統一された形にはなっておりませんし、運営方法や設備等の面についてそれぞれの各クラブが工夫しながら実施しているというような状況があります。放課後児童クラブガイドラインについては、この10月26日付けで県より通知がありました。先ほど議員さんの資料の中にもありましたけれども、その内容、規模、開設日、開設時間とか施設設備とか職員体制、保護者ほか学校との連携等すべての項目について、十分に満たしているとは現在言えないような状況があります。今後においては、各放課後児童クラブの運営状況をまた定期的にも確認しながら、連絡を取りながら、このガイドラインを運営するに当たっての必要な基本事項として助言、指導なども行いながら、よりよい方向にいくように努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 大岸議員の農業用油免税措置の活用についてお答えをいたします。質問と非常にお答えが重複しますが、再度確認をする意味でお答えいたしま

す。

この制度は、農業を営む者が農業用機械に使用する軽油について、所定の手続きを経た上で免税とされています。対象となる農業用の軽油は、耕運機や栽培管理機械、収穫機械、畜産用機械などが対象となります。申請は年1回で、適時に農家が使用料と耕作証明書及び耕作計画書を高知県県税事務所に申請して、免税証の公務を受ける仕組みになっております。指摘のとおり、県外では適用されている方もおるといってございますが、非常に高知県のような小規模な農家の中で、その免税額の効果の割に制約や交付までの手続きに手間がかかるため有効に活用されていない状況であります。今後は関係機関と連携協議のもと制度の周知に努めていきたいと思っております。

なお、参考でございますが、1,000リットルの軽油で3万2,100円でございますので、100リットルについて3,210円。非常に県の証紙も400円の費用がかかります。10リットル（申請）する場合には、321円のために400円の証紙を張るというような実情でございますので、非常にこの地方の農業に合致したかというところも疑問でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 大岸議員の災害時要援護者避難支援プランについてお答えいたします。

災害時要援護者に対しまして、安全の確保をするため地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めなければなりません。平成17年3月に国より示された災害時要援護者の避難支援ガイドプランに基づき、一定の条件の設定により要援護者を特定、把握し、関係各課連携のもと香美市における避難行動、要支援者の避難支援プランの策定をしなければならないと考えています。災害時要援護者の把握、地域ぐるみの支援体制づくり、避難体制の整備、防災教育、訓練の実施等、消防団自主防災組織や社会福祉協議会、民生・児童委員、関係団体、福祉事業者などと連携して、避難準備情報体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画、誘導體制の整備について策定するものでありますので、今後、具体的に協議して進めなければと存じます。現在、市としての取り組みは県中央東福祉事務所とか市の関係各課で協議した経過はありますけれども、今後は具体的にプランについて協議を進めていかなければと思います。

先ほどご紹介のありました（新潟県）長岡市は、外部との情報を共有して安否確認を進めました。外部情報に同意した分は民生・児童委員や警察、社会福祉協議会などに配付していて、地震から約6時間後には全員の安否確認ができたと言われております。要援護者のリストはあっても、その運用の仕方で差があらわになった例でありますので、今後生かしていく必要がありますので参考にしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。2回目の質問を行います。

まず、後期高齢者の医療制度に関してですが、保険料は大体この試算でもう決定ということというふうにわかりました。それで、問題の保険料の減免措置ですが、介護保険の場合、何回か議会でもご紹介しましたがけれども減免制度を独自にやってる、横出し等もやっているとところがあるわけですが、香美市はそういった関係の制度が何もないわけです。特に75歳以上の高齢者の方が対象ですので、通常の介護保険とかいうふうなものと同等に考えるのじゃなくて、この制度のひどさをやっぱり重く受けとめて、こういう軽減策、減免制度についてはちょっと真剣に検討していただきたいと思います。広域連合と必要性を含め検討されるということですがけれども、一般会計からの繰り入れも含めまして、補助金ですか、市町村からは補助金という形になるそうなんですけれども、なお検討できないかお聞きをするものです。本当に1万5,000円年金があれば天引きというわけですから、それから介護保険料が引かれまして、この後期高齢者の医療保険料も引かれると。最初のうちは減免がありますけれども、軽減措置もありますけれども、もうやがてはずっと整っていくというふうな形で、新たな負担に高齢者にとってはなるわけですので、独自減免についてはちょっと庁内で真剣に考えていただきたいと思いません。

それから、保険証の被保険者資格証明書の発行ですが、広域連合で決めるからということで、それもやむを得ない、特別な事情を除いてはやるということですがけれども、この問題では、私は県下の保険課長とか首長が厚生労働省に一斉に抗議してもいいくらいの問題ではないかというふうに思ってます。和歌山県御坊市というところでは、これは自民党と公明党によって強行採決された法律なんですけれども、その和歌山県御坊市の自民党と公明党の議員が、後期高齢者医療制度を「すべての高齢者に保険料負担を求め、診療報酬体系を別立てにして格差医療を押しつけ、保険料を払えない人から保険証を取り上げる制度。」と批判して、凍結、廃止を求める連判状を県選出の国会議員に提出したと。こういうふうな事態まで起こってるほどの大変な制度だということのご認識をお願いしたいと思います。

それで、さっきご答弁にありましたやむを得ない特別の事情というのはどういう場合に該当しますか。その庁内でよく協議されまして、被保険者資格証明書の発行をしなくても済むような方策がとれないものか再度お聞きをするものです。高知新聞にも、この後期高齢者医療制度の中身が明らかになるにつれて、読者の声ひろば欄にもこういうふうに、これは野市町の医師をされてる方ですが、「75歳以上といえば戦中から苦勞し、戦後は日本の復興を支えてこられた方々。日本古来の道徳や価値観も有している方々。もしこれらの方が保険料を支払わないことがあるとすれば、それは支払わないのではなく支払えないのである。」こういうふうにおっしゃってます。これ過酷な制度やと、こういうふうに認識をされてるわけなんです、ぜひともこの通常の介護保険も負担は重

いわけですけれども、それよりまださらに大変な事態になるということをご認識いただいて、この軽減制度、それから保険証の取り上げについては再考いただきたいと思いません。

次に学力テストについてです。

教育長、もう少し早く結果が返されていればというふうにおっしゃったんですが、多分これ来年実施をしましても、今年のようにベネッセとかN T Tに委託をしたら同じ時期になると思います。来年も実施をされるということなんですけれども、教育長は、それでしたらこの学力テストの結果がよかったとご判断して、だから子どもたちの学力向上にとっても貢献するというふうに、このテストがですね。それで参加をされるというご判断なのか、そのあたりをお聞きをしたいと思います。

それと、悉皆調査についてなんですが、これはやはりサンプルでよいと、もう。悉皆調査にもようばんのではないかというふうな意見がたくさん学校関係者からも出てるんですね。この最初述べましたように悉皆調査によって、例えば文部科学省の分析では、1つ見逃しているそのポイントとして挙げられてないのが、異常な親が働かされ方をし、長時間過密労働を余儀なくされている父母。そういう親のもとで毎朝朝食を食べられない環境に置かれている子どもたち。それから家で宿題ができない状況に置かれている子どもたちが激増している。こういうことが各地でもう報告されているわけですが、この文部科学省の分析からは、そこには何も触れない。本来であればこういう子どもたちの結果がわかれば、地域間の格差とかそういう結果がわかれば、そのところをどうするかという手だてを対策として講じる。それであればこういう悉皆調査の効果もあると思うんですけれども、こういう結果で一体どこへどういう方向に学校全体をもっていこうとしているのか。今回、高知県では大崎教育長が声明といいますか発表をしていますけれども、この学力テストの実施、そして県別の正答率公表により成績の振るわなかった県の教育関係者って、とても今恐怖に感じておられると思います。最下位だった沖縄県が「強い衝撃を受けている。すぐに結果分析や対策を検討する。」というふうに言いましたが、このように下位のほうにランクづけされたところは、来年度はもう1つでも上を目指すことをいやが上でも周囲から求められると。そうなると、また教育委員会や子どもたち、生徒が競争、競争というふうに追い立てられていく。こういうことが容易に推察されます。このことは、基礎学力をつけるためというより、国語、算数、数学でよい点を取るために、そういう対策に偏重して教育活動がゆがめられている危険性というのがあるのではないかと思うんです。高知県の学校支援改善プラン、質問としては取り下げましたけど、これに示されている方向もやはりそういう方向になっています。ここに学校支援改善プランがどういう方向でいくかというのがあるんですけれども、その視点として4つありまして、その中に国語、算数、数学における指導方法の工夫改善、学習意欲の向上と学習習慣の定着のための学習環境づくり。このために今、支援改善プランを検討委員会を立ち上げてつくるんだというふうに県が言ってます。そして、これ

ができれば、恐らく市町村にまたおりにくるでしょう。これが、でも子どもたちの全体の学力の向上というよりは、国語、算数、数学というふうに教科を特別に挙げてますので、やはり学力テスト対策というふうにしか思えないんですね。これは、大崎教育長は、これを学力テストの結果を受けて新聞には発表しましたがけれども、文部科学省の平成19年度に既にこれが載っておりまして、そのレールのとおりいってるんです。だから、文部科学省が何を指してやろうとしているのか。こういうのをつくって、また、その改善の仕方というのはそれぞれの学校で個性もあるし、取り組み方も違うんだらうと思いますけれども、やはりこういうふうに検討委員会からのプランがおりにきて、そのとおりやらなければいけないというふうになると、学校独自の取り組みじゃなくてその学力テスト対策に追われていくという、こういうふうな危険性をはらんでいます。そのことも踏まえて来年度の実施については、本当に現場の先生方とよく協議をされ、お考えいただきたいと思います。

それで、家庭状況調査ですが、やはり教育長は必要とおっしゃったんですけれども、これが例えば個人情報保護の関係で問題があるという認識がおありがとうか。そのあたりもお尋ねをしたいと思います。

それから、先ほど（教員の）多忙感の問題で、教育長も「大変忙しかったことはわかるけれども、やめたいと思ったことは一度もない。」とおっしゃっておられますが、こう言うのは失礼かもしれませんが、教育長が現職でおられたころと今とでは忙しさが全く違うと思います。校長の評価、教員の評価、ありますね、いろいろと。そういう提出書類がすごくふえて、学校の子どもを取り巻く環境も家庭を含めすごく困難になってきて、そういう対応に追われてるんですね。1日12時間働いても仕事が終わらんとというのが、それでも我慢して熱意を持ってやりなさいというのは管理者としてどうかと思うんですけれども。この先生はとても熱心な先生で、こんな毎日でも学級の子どもの笑顔、学ぶ喜びにかがやく瞳、少しでも前進したと思える瞬間に立ち会えることの喜びが支えとなっている。でも、そんな瞬間はすべて苦勞がなかったかのように感じられる。しかし、社会情勢、ゲーム、マスコミ、塾、子どもや保護者も健全とは言えない環境にある。喜びを感じることは遠のいていくきょうこのごろ、多忙感や徒勞感に押しつぶされそうになる。精神疾患の方が非常に教員の間にもふえておりますが、こういうことがやっぱり環境として、管理、評価が強まったことのあらわれではないでしょうか。そういうこともお考えの上に立って、多忙感の解消のため少人数学級をご検討いただきたいと思います。来年は手を挙げようかというふうにおっしゃってましたけれども、ぜひお願いしたいと思います。その効果はもう既に出ていますので、小人数学級になっての。そうになると、先生方が楽になると子どもたちにより力を注げる。子どもたちに返っていく話ですのでお願いをいたします。

暑さ対策ですが、エアコンを、もちろん全室にとは言いませんけれど、扇風機の設置は普通教室に無理でしょうか。それもご検討いただけないものかお願いをします。

それと、運動会の時期なんですけど、その教育計画に沿って保護者の要望も聞いてということなんですけれど、私が問題にしているのはこの暑い時期に運動会をやったり、その前には随分練習期間がありますよね。南国市のほうでちょっと見てみましたら、帽子もかぶらないで子どもたち練習してるんです、一生懸命。その、気がついたら熱中症で倒れたとかいうふうなことのないように、実際ぐあいの悪い子どもさんが暑さのために出てきておりますので、子どもたちが学校で安全に過ごせるということを考えましても、この運動会の時期については再考されるべきであると思います。

いじめの問題ですが、2人ほどに接触をして調査をしているということですが、恐らく最初にも述べましたように潜在化してますので、とても2件とか3件とかそういう数字ではないと思います。それは教育長もご認識があると思いますが、いじめの問題を考えますときに、学校目標の中に、先生が書くその計画書ですね。学校の自己目標にいじめの件数を何件減らすとかいうふうなのが合ったんですが、そういうその件数が減ればいいんだというふうにとらえると、いじめの問題というのはやはり潜在化の方向へいってしまうし、本来の解決方法を誤ると思います。いじめの問題で多くの識者が「実態とずれがある。もっと多いはずだ。」というふうに言ってるんですが、日本の教育環境ですが、いじめを生むやっぱり土壌があるというか、そういうふう子どもたちを追い詰めているという現状があると思います。国連の子どもの権利委員会から「競争的な教育制度が問題だ。」というふうに、何回も改善勧告を受けてます。それで、最近の調査でもうつと躁うつの子どものが中学校1年生で10.7%、ストレスがたまる教育システムがあるわけですね。「先生も子どもの心を受けとめられるようなゆとりを持てるようにすることこそ問題解決の根本」というふうにもありますが、子どもたちのやはりそういういじめをしてしまう、他者攻撃のもとになるそのいら立ちとか、むかつき、不安感、抑圧感、依然として高い状態にあります。

○議長（中澤愛水君） 大岸議員、時間になりました。

○4番（大岸眞弓君） はい、わかりました。いじめの問題は、こういうふう根本のところから考えて、子どもたちに直に調査をされるようお願いをしまして、私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、減免の関係ですけれども、この事業は来年4月から始まるわけですが、事業を存続、継続していくためには、総医療費に応じてある程度の、ある一定の保険料を確保しなければなりません。その保険料を確保するために所得割と均等割の2方式によって保険料が決定されるわけです。所得によって段階が決められます。それで、所得割のかからない人には7割あるいは5割、2割の軽減があるわけですので、ある程度の所得の、低所得者の方にも負担は必要かと考えております。そういうところから今回示された保険料の額が発表されたものと考えておりますので、改めての保険料の減免措置というこ

とは、香美市としては今のところは考えておりません。

それと、特別な事情についてですが、これは国保とか介護とかの保険料と同じような考え方でして、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財、またはその他の財産について著しい損害を受けた場合とか、世帯主が死亡したこと。またはその者が心身に重大な損害を受け、もしくは長期入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。それから、世帯主の収入が事業または事業の業務の休廃止、事業における著しい損失、事業等により著しく減少したこと。それから収入が間伐、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不良。その他これに類する事由により著しく減少したこと。それから広域連合長が必要と認めた事由に該当したときとなっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大岸議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、学力テストですが、学力テストを行ってよかったと思う点でございますが、全国的な平均あるいは県の平均に比べまして、市内の各学校のおる位置、また市全体としてのおる位置がわかったということは大変よかったと思っています。そして、合併もしまして、いろいろ教育方法につきまして議論もしてまいりましたけれども、これをもとにしまして市として学校の教育の内容についてどういうふうに関後やっていくかということの取り組みができるようになりました。今後、取り組んでいく方法を今も検討をしております。

そして、学習状況調査についてでございますが、これはある面、私たちが今までやっておりました生活実態調査とダブる点があります。食育の研究を受けまして、またその受ける前から土佐山田町でももうずっと生活実態調査をし、家庭生活について、あるいは子どもたちの基本的な生活習慣について保護者とも連携をとってまいりました。市になりまして、昨年度も食育を中心に6月と12月の2回、生活実態調査を行いまして保護者にも返しました。本年度も6月に実施したものは保護者に返し、2回目の12月は現在実施をもう終わると。1週間の実施ですが、ということになっています。これを、12月にやった結果を21日の教育相談日に全部の学校が返そうと。そして、冬休みにもなりますが、家庭生活についてもまた考えていただこうというような方針をとってまいりますので、ある面はダブるとは考えますが、私としては文科省の方針も明確には判断しかねる部分もありますので、すぐこれを中止するとかいうようなことは私からは言明することはできません。学力調査結果につきましては、本当に国や県から、先ほども申しましたがいろんなデータが返ってまいります。しかし、ただデータが返ってくるだけで、どう対応するかということまでは示されておられません。それはもう市として考えていかなければならないことでありまして、私もいろいろ思うことはございます。

なお、申し添えておきますが、余談にはなりますが、昭和39年にこの学力調査を全

国的に行いましたときに高知県は45番目だったそうでございます。45番目は最下位だったそうです。沖縄県ともう1県どこかの県が実施しなかったようで、(昭和)39年も最下位だったし、今度も沖縄県の次であったということで、私たちも大変重く受けとめ、今後について研究をしていかなければいけないと思っております。

教師の多忙感についてでございますが、これは学校間格差もあります。個人格差もあります。市になりまして、つくづくそういうことは私も実感しております。例えば、中学校の教員につきましても、週に13時間ぐらい授業をしておるものと20時間しておるものとあります。学校によって違うわけでございます。それから、12時間働いている人もおると思いますが、そんなに働きはせん教員も私はおるんじゃないかと思っております。みんながそんなにしゅうかどうかはわかりません。しかし、私も常々県教委へも申しておりますし、市教委としても反省してはいますが、今はちょっとましになりましたが、土佐の教育改革をやっておるときは、毎年最後のほうは総括をするためにいろいろな調査がまいました。それは、現場のほうからも大変であったということが出ております。それから、確かに私が働いておったころと今と、ほいたら今が多忙であるか、私はそうは言えんと思えます。今も申しましたように学校によっても違うでしょうし、人によっても受けとめ方が違うと思うからです。例えば、例を言いますと学習指導要領は今ゆとりを削減し教科の時間をふやすというような方向に、改善の方向にしております。毎年10年ごとに文科省のほうで検討されて改善をされておるんですが、確かに4年ぐらい先にそういうふうに改善される予定ですが、今から何十年も前から比べますと、内容はだんだん少なくなってきました。今、中学校で教えていることを何十年も前は小学校の5年で教えておったというようなことがあるわけです。簡単に教育の歴史を振り返ってみますと、確かに日本としては戦後、一生懸命に学力をつけてきた。知識、理解はPISAの調査にしても何にしても上であるけれども、社会へ出たときにコミュニケーション能力が足りない。社会性がない。それで、実際に自分がどういうふうに働いていいのかわからないというようなことがありまして、研究した結果だんだんその知識、理解の部分を減らしまして、総合的な学習とかいう、体験学習とかいうそういった面をふやしてくるというような傾向になってきております。それで、今はそれをまた元に戻そうとか、学習には探求型の学習と習得型の学習があるわけですが、その探求的なものを減らして、いわゆる読み書きそろばんの習得的な学習の時間をふやそうというような計画になっております。欧米はこれが逆であったと、この何十年間の間は言われております。そういった中ですから、前は指導の内容もたくさんでしたし、それから学級数も、学級の人数も多かったのです。40人学級が示される前は1クラス50名近い、もう皆さん方も経験もあられる方もおいでだと思いますが50名近い人数が1クラスやったというようなこともあります。ですから、私が一度もやめる気がしなかったというんですが、それは世の中の、社会の仕組み、家庭生活の中もあろうと思いますが、もう一度言いますが、昔も今も人によって多忙感は多少異なるんじゃないかと思えます。そ

れは市の職員も全部同じだと私は思います。人間として同じだと、人によって違うと言いたいだけです。

それから、暑さ対策ですが、今、運動会の練習はどこも少なくなりました。ほとんど小学校も中学校も練習時間と位置づけてやっている時間はほんの数時間しかありません。体育の時間というような位置づけでやっております。それで、運動会を見においでても、もっと元気になったらいいとか、もっと何か内容の豊富なものと皆さん方も思われるかもわかりませんが、そういうように変わってきております。昔は大体、昔と言ったらまあ年がいった証拠ですが、何年か前は中学校は9月の第三、第四といいますか、9月の終わりの日曜日に行うと。小学校は10月の第一日曜日に運動会を行うというのが、もう香美市に限りません。大体県下的にといいますか、普通でした。今は、学校の教育計画や保護者や地域の方の実態によっていろいろ違っておりますが、鏡野中学校が9月にやっておることは2学期制だけではないということを書いたかったわけです。

それから、いじめ問題についてであります。先ほどもお答えさせていただきましたようにそのチェックポイントについて話し合いをしました。これは教師のチェックポイントと、それから子どもがどう受けとめるかというのがあります。何十項目、もう忘れましたが20項目ほどあったと思うんですが、それぞれ教師はどういうふうに受けとめるとか子どもはどうかというようなことを研究しましたので、私としましては、先ほども答えさせていただいたように学校はそれそのものか、幾つかに絞ってかはわかりませんが、教師も子どももそういったアンケートといいますか調査はしていると、しているはずであると思っています。なお、今後ともいじめについてもみんなと一緒に考えていきたい、なくさなければなりませんので考えております。

以上、抜かっておる点もあるかもわかりませんが、私のほうから2回目のお答えをさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時59分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いをまっすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で明快な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問をいたします。

初めに障害者福祉についてお伺いいたします。

今日の障害者福祉は、社会的に不利を受けやすい人々が地域社会の中でほかの人々と

同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるというノーマライゼーションの考え方を基本理念に具体化されてきました。ノーマライゼーションは、1950年代に北ヨーロッパで生まれた障害のある方々の人権の確立を目指した思想であり実践ですが、日本では障害がある方々の社会への完全参加と平等をテーマとする国際障害者年を契機として広く知られるようになりました。そして、国連障害者の10年へと引き継がれ国際的に大きな流れとなり、今では障害者だけでなく高齢者や子どもなど福祉のすべての領域に共通する基本的な考え方として理解されてきました。しかし、今日の障害者福祉施策は、障害を持っておられる方々の生活実態や意見の反映が不十分なまま進められており、普通の生活がしたいという思いが届かない施策へと後退してしまったような気がしてなりません。

さて、去る11月19日、土佐山田町の中央公民館において橋本大二郎前知事を初め大崎教育長、県教育委員会、健康福祉部など県の幹部と障害のある子どもさんがおられる保護者の方々との間で意見交換会が行われました。この会は今年9月安芸市で開かれた教育懇談会で、香美市の保護者の方が障害者の保護者から意見を聞く場をつくってほしいと当時の橋本知事に直訴したことが開催のきっかけになったとのことでした。香美市からは門脇市長を初め教育長、福祉事務所長、関係職員の皆さんが参加されておられ、保護者の方々も大変喜んでおられました。私もこの会に参加させていただきましたが、県内の入所施設の問題点や日常抱えている不安などについて訴えがあり、障害のある子どもさんがおられる親御さんの切実な思いが伝わってきてやり切れなく、とてもはがゆい感じがしました。このことは高知新聞にも報道されていましたが、その内容は「一組の保護者が県内の知的障害者入所施設が民間移管されたことでサービスの質が低下したことを挙げ、「食事はこぼしたらおかわりがもらえず、おむつをかえてもらう数も減った。ほかにも疑問点が多く、何度も訴えたが改善されず、やむを得ず半年で施設を出た。将来が不安でいっぱいだ。」などの訴えや、養護学校に通う子どもの保護者が、寄宿舎の危険箇所や指導員の資質向上の必要性を指摘。発達障害の子どもを持つ保護者は、「障害がある子とない子が同じ場所で育つことも大切なことである。学校で子どもの支援ができるよう人員の配慮をお願いしたい。」などの要望があった」ことが書かれていました。障害の重い方は意思表示をすることも困難です。その思いを酌み取り代弁していくのは、保護者の方々はもちろんのことですがその仕事に携わっている専門職の方々の姿勢がとても重要になってくると思います。以上のことをもとに幾つかお伺いいたします。

1点目に、意見交換会に参加されていた保護者の方々から入所施設の問題点や日常抱えておられる不安など訴えがありましたが、市長、教育長、福祉事務所長はあの訴えをお聞きになられて障害を持っている子どもさんとその保護者の苦悩をどのように受けとめられ、今後市として何をしなければならぬと感じられたのかお聞かせください。

2点目に、障害の多様化により、施設や学校現場での専門職の力量不足や教職員の意

識改革などについての問題点が指摘されました。教職員や保護者が勉強できる場づくりや特別支援教育に関して人員をふやす等の支援体制の充実を求める発言がありましたが、この点について教育長の見解をお聞かせください。また、障害を持っている子どもさんの受け入れについての取り組みや、支援体制などについても具体的にお聞かせください。

3点目に、香美市内や周辺自治体には就学前の障害児の受け入れ施設がないことや、リハビリやショートステイができる施設がなくて困っている保護者の方々がおられます。香美市にも多様な障害を受け入れる入所施設が欲しいとの要望も出されましたが、この点についてどのように考えておられるのか。また、具体的な対策についてお聞かせください。

次に、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。

私は、去る11月10日に行われた「三嶺の森を鹿の食害から守ろう」と題した鹿の食害防止ネットを取りつける作業に参加させていただきました。さおりガ原からカヤハゲルートの登山道周辺にかけて、樹皮をはがされる被害の大きいモミ、ツガなどの木に防護ネットを張りました。その周辺には鹿のふんや足跡が無数にあり、皮をはがされた木々を目の前にしてこのような被害が至るところで発生している状況は本当に大変なことだと思いました。私は鹿の食害から森が守られればと思いながら耐えられないネット張りにも精を出しましたが、このような環境をつくり出した私たち人間の責任も大きいのではないかと思います。有害鳥獣被害は今とても深刻な問題になっていますが、きょうの質問はその被害の中でも特に近年増加してきた猿による農作物への被害についてお伺いいたします。私は、物部の各地域を回るたびに住民の方々から鹿や猪、猿の被害についての悩みをお聞きすることが多いのですが、中でも猿による農作物の被害で困っておられる方々からの悩みも多く聞き事態の深刻さを感じています。また、私事ですが、先日私の家の畑にも猿が来てトウモロコシやカボチャ、柿、イモなどちょうど食べごろの作物を根こそぎ持っていかれました。この猿は、最近は庭先までやってくるようになり、追い払ってもふてぶてしくなかなか逃げてくれませんし、そのうち襲いかかってくるのではないかと不安を感じています。私が子どものころは鹿や猿は動物園で見ると思っていたのですが、今ではちょっと山に入れば鹿や猿が身近に見られるようになりました。動物園で見るとはかわいいねで済むのですが、せっかく作った農作物に被害が出てくるとかわいさよりも憎さ、怖さが出てきます。私たちの暮らしは少しでも農作物を作って食材にしなければ、すべてを購入して生活する状況にはありません。また、畑を耕し農作物を作ることが高齢者の方々の生きがいになり、介護予防にもつながっているのは事実です。このことを申し上げ質問に移らせていただきます。

1点目に、市長の諸般の報告によりますと、今年1年間の猿の捕獲数は17頭とお聞きしました。鹿と猿の捕獲数の違いの大きさに驚きましたが、被害のほうはどうだったのでしょうか。把握されている範囲の猿による被害の状況をお聞かせください。

2点目に、猿の被害対策に関してですが、今年1月中旬から物部町山崎で支柱がしな

るユニークな防護柵を試験的に導入して実証実験をしています。これは、猿がよじ登ろうとしてもみずからの重みで支柱の上部が手前に大きくしななって登れず猿が落ちる仕組みになっていますが、この防護柵の効果についてお聞かせください。

3点目に、先日「外国では猿が町にあふれ人を襲うようになった。」とテレビ放映されていましたが、今の状況からして日本でも、またこの香美市でもあり得ない話ではないと感じてしまいます。猿の被害が減少しない理由にはさまざまな要因があるでしょうが、物部町の猟師さんに聞いた話によれば、猿は撃とうとすると両手を合わせ、まるで助けてくれと哀願しているかのようなポーズを見せることがあり、そんなときは撃つ事をちゅうちょしてしまうということや、猿は人間と同じようなもの。なかなか撃てるものではないということで、このことも減少しない理由の1つなのかなと感じました。このような話を聞きますと撃つのはかわいそうだと思いますし、家の庭まで来て私たちに恐怖をもたらす猿には腹が立ちますし、複雑な気持ちです。しかしながら、本市での猿による農作物への被害は近年確実にふえてきていると聞いておりますので、この状況は何とかなければいけないと思います。本市では、猿の被害を少なくするために今後どのような手だてを考えておられるのか、具体的にお聞かせください。

最後に、地上デジタル放送についてお伺いいたします。

「4年後にはテレビが映らなくなるかもしれない聞いたが、本当かよ。」と物部町の山間地に住まわれている方々からよく質問されます。この地上デジタル化計画は、2011年7月24日までに現在放送されているアナログ放送を終了して、新たなデジタル放送へ移行するとして政府が進めているものです。この切りかえによって、デジタル放送に対応していない現在のアナログテレビは映らなくなるとされています。今の世の中でテレビが見られなくなれば、基本的な情報から排除されることになってしまいます。これはもうテレビ難民と言っても過言ではないと思います。デジタル放送を見るためにはデジタル放送に対応できるテレビに買いかえるか、またはチューナーと呼ばれるデジタル専用の受信機を購入し現在のアナログテレビに取り付けることが必要となります。しかし、高額なデジタルテレビへの買いかえは、それ自体住民にとって重い負担となります。また、デジタル受信機についても、政府は2011年までにデジタル受信機の1億台普及を目標に掲げていましたが、今年6月までの普及台数は目標の2割を超えた程度であると聞いています。総務省が5月に実施したデジタルテレビ購入動向アンケートでは、「今のテレビが故障したら購入」と「当面の間購入する予定がない」を合わせると、6割もの人が「買いかえの予定がない」と答えていました。また、電子情報技術産業協会が3月に発表した2011年アナログテレビ残存数予測では、デジタルテレビやチューナーなどを合わせても全国で約8,220万台にしかならず、結果的にアナログテレビが1,400万台以上残ることになると予想しています。つまり、全国で1,400万台以上ものアナログテレビが映らなくなってしまうということなのです。

そして、もう1つの大きな問題は、デジタル波を届ける中継局建設の問題です。全世

帯の99%まではカバーできる見込みとしていますが、山間部や離島など約1%が取り残されることになっています。1%であればそんなに多くないと感じるかもしれませんが、高価なデジタルテレビに買い替えることが難しい財政状況の人々を含めると、全国で少なくとも数百万人がテレビを見られなくなるのではないかと推定されています。総務省も2011年7月、アナログ放送を打ち切った時点でデジタル放送の電波が届かない世帯は30万世帯から60万世帯になるとその不備を認めています。高画質、高音質のデジタルテレビを普及させようとデジタル化の議論が国会で本格的になったのは、1990年代後半のことでした。当時の旧郵政省が設置した地上デジタル懇談会が1997年に出した提言によりますと、「中継局の全世帯カバーとデジタル受信機の世帯普及率85%を達成した時点でアナログ放送打ち切りの時期を検討する。」という内容になっていました。ところが、政府は突然2001年の国会でアナログ放送打ち切りを盛り込んだ電波法改定を提案しました。世界のデジタル化におくれるなどばかりに、審議時間は衆議院、参議院それぞれ2日間だけしか行わずに強行してしまいました。デジタル放送を受信できる体制が整わないままアナログ放送を打ち切るとするのは、余りにも無謀過ぎるやり方だと思います。海外の場合を見てみますと、2006年にアナログ放送終了を予定していたアメリカは2009年に延期しています。また、2010年に終了予定の韓国も2012年に延期しています。イギリスやドイツ、フランスの場合は3年から7年かけて段階的に終了するとしています。また、アメリカはデジタルチューナーの購入を補助するクーポン券を1世帯につき2枚配付していますし、イギリスでは低所得者や高齢者へのチューナーやアンテナを無料で提供しています。フランスは弱者対策の基金を創設しています。このように先進各国ではデジタル化に際し、国民に対しそれぞれ適切な対策が講じられています。日本もデジタル放送推進協会が政府に補助の検討を求めています。今後生活保護世帯や高齢者、障害者への手だてが必要になってくるものと考えます。そのような手だてをうち、デジタル放送が行き渡る条件が整うまでアナログ放送打ち切りは見直すことが必要だと思います。このことを申し上げ質問に移ります。

1点目は、現在のアナログテレビについてですが、市民の中には既にデジタルテレビやチューナー付きのテレビに買い替えたという方もおられますし、デジタル放送が始まってから買い替えるという方もおられます。しかし、その一方では少ない収入でやりくりし、食費から医療費まで切り詰めて生活している中で高額なデジタルテレビを買うことなど考えられないという方も多くおられます。現在のテレビを買い替える予定がない方や買い替える余裕がない方は、現在見ているテレビにデジタル専用の受信機を取り付ければ地上デジタル放送を受信することができます。しかし、先ほども言いましたようにこのデジタル受信機の普及は当初の政府目標より大幅におくれています。購入価格が高いというのがその原因の1つになっているようです。現在の価格は2万円前後と聞いていますが、少ない年金で生活されている高齢者の方、障害のある方、そして生活保護

世帯の方々にとっては、この金額の負担は重いものとなります。こういう方々のために国、県にも相談しながら何らかの対策を考えていく必要があるのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

2点目は、受信できない地域、テレビについてですが、冒頭でも申し上げましたように全国で1,400万台以上のアナログテレビが映らなくなることや、中継局建設の問題などから数百万人がテレビを見られなくなると伝えられていますが、香美市の場合はどうなのかと思い、ホームページで総務省が発表しているロードマップのデータを調べてみました。これによりますとNHKの場合の受信予測は、現在自前のアンテナでテレビを見ている世帯の中で2011年7月からはテレビを買いかえて、チューナーを取りつけてもデジタル放送を受信することはできないとされている世帯が、土佐山田町で受信可能な電界強度48デシベルとした場合が30世帯。同じく電界強度51デシベルとした場合が30世帯。この両者を合わせて最大数で60世帯とされています。香北町の場合は、同じ条件の計算で両者を合わせて最大で50世帯とされています。また物部町では同じく合計で最大70世帯とされています。また、現在共同アンテナでテレビを利用している世帯で、大規模なデジタル改修工事をしない限り地上デジタル放送を受信することはできないとされている世帯が、香北町で20世帯、物部町で70世帯とされています。そして、現在もアナログ放送の電波が届かない世帯で、2011年7月からは地上波のテレビ放送が一切映らなくなるとされている世帯が、香北町で60世帯、物部町で140世帯となっています。これらのすべてを合計してみますと、香美市全域で予測される最大数ではありますが、総務省が受信できないと予測している世帯は実に470世帯に及びます。これらの家庭では、衛星放送以外のテレビは映らなくなるということになります。家庭でテレビが見られない。今の時代にこんなことになってしまうのは、もう異常としか言いようがありません。都市部と地方の格差があらゆる分野で問題になっていますが、この問題はその最たるものと言えるのではないのでしょうか。国は、人が多く住み、民間会社や公的機関が集中している都市部のみを重要視し、私たちのように山間地で生活している者に対しては、あなたたちもうそこには住まなくていいですよと言っているようなものではないのでしょうか。山間地で暮らす人たちから生活の一部となっているテレビ視聴を強制的に奪い、テレビ難民、情報難民にしてしまう非情なやり方だと思います。執行部はこのような状況をどのように認識され、今後どのように対処していくお考えなのか具体的にお聞かせください。そして、2011年7月から香美市内の多くの家庭でテレビが映らなくなることについて、どのような危機感を持って臨んでおられるのかお聞かせください。

3点目ですけども、国や県などへの働きかけについてですが、平成18年3月議会の中で濱田企画課長が「補助制度については国主導で始めたことであるから、国の責任において対応してほしい。県や全国レベルでの働きかけをさまざまな機会に関係機関等を通して要望していきたい。」とお答えになっています。また、施設整備についても「こ

これは国が始めたことであるので、国の責任において当然対応していただくことだろうと認識しており、議会を通じて働きかけをしていきたい。」と同様の答弁をされています。このことに関して、あの答弁から1年9カ月が経過しましたが、これまで香美市として国や県に対しどのような働きかけや要望を行ってきたのかお聞かせ願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎晃子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

去る11月19日に高知県橋本知事そして大崎教育長等々においでをいただきまして、身体障害者の皆さんにかかわる人々との意見交換会に、私も呼びかけ人で行きました方と知り合いでございまして個人的にもご案内をいただきました。そうした中で出席をさせていただきますと、保護者の方の県の障害者施設に対する対応や施設不備の状況、あるいはまた多くのお話を聞くことができました。その中でお聞きした障害者を持つ保護者の方の苦悩や、また切実な思いを真摯に受けとめ、理解し、そしてそれに対応していく行政の姿勢がまず大切であるというふうに感じたわけであります。あのときもお話しましたが、「本市には県下に誇れるところの障害者受入施設が多く存在するわけですが、このことは従前より福祉のまちづくり計画を目指した政策を掲げて、その推進に努力をしてきた結果である。」というふうの説明しております。今後も障害のある人を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくことが大切でございまして、また、特に障害のある人に対する各種施設の充実とともに、社会のすべての人々が障害のある人に対して十分に理解をし、また配慮をしていくことが必要というふうに考えております。行政としましては、バリアフリーへの取り組みや、あるいはまたノーマライゼーションを基本理念とする障害者施策の取り組みに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 山崎晃子議員の障害者福祉についての2番についてお答えさせていただきます。

橋本前知事と大崎教育長が、県内3カ所で教育問題についての話し合いを9月にもたれました。私は12日の中部会場に出向いておりましたので、10日に開かれました東部会場での、そのもとになりました市内に住まれている方が訴えられた会場の様子は把握していませんでしたが、そういったことがもとになりまして会が開かれるということになり、教育委員会も担当の者数名と一緒に参加をさせていただきました。保護者の訴えに強く心を打たれ、初めて知るということも幾つかありましたが、私たち自身の取り組みについても考えられることが多くありました。

特別支援教育につきましては、昨年からは受けて実施しております学校評価システム構築事業の中の評価項目の1つにもなっております、市全体として昨年度もその取り組

みに甘さがあったという反省から、本年度も重要な項目の1つとして研究をしております。特別支援コーディネーター、各校にこれ配置されていますが、それを中心にした研修会や市教職員全体としての研究も重ねております。その市内の特別支援コーディネーターの2回目の研修のときに、実はあの日に発言なさいました、市内の直接私たちににかかわる保護者の方3名をお呼びしまして参加していただきまして、親の思い、親の願いを聞いて勉強をしておったこともありました。大変ありがたいとそのときも思っておったのですが、今後もこういった保護者と一緒になった研究も進めていきたいと考えております。

なお、その各学校に対する支援でございますが、来年度予算には支援員を、全部の学校ではありませんけれども配置するように予算的に計上しているところであります。体制も整えていきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 山崎議員の障害福祉についてお答えしたいと思います。

（意見）交換会においてどのように感じられたかということでございますけれども、本当に困っておられる状況をお聞かせ願ったわけでありましてけれども、残念ながら直ちにその具体策を示すということにはならないわけで、大変申しわけなく、そういう気持ちを持っております。

障害児と一口に言いましても障害の程度もそれぞれ異なります。また、保護者の方も、困っておられる内容は、それもそれぞれ異なっておるわけで、まずは切実な声を聞くことから始めなければならないというふうに思っております。その中には対策について具体的なお考えや提案もあろうかと思えますし、またそこに解決に糸口があるのではないかというふうに感じております。具体的には、昨年設置をいたしました相談支援事業所を活用していただいて相談を寄せていただくということで、その後は今回市長からも行政報告がございました障害者自立支援協議会が立ち上がっておりますので、そちらのほうでそれぞれケース、個々のケースなどについても会議をして、対応をともに考えていきたいというふうに思います。また、自立支援協議会の中に、そうした切実な思いを持っておられる方々の声を聞く場を設けるということも大切なことではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 山崎晃子議員の有害鳥獣対策についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の被害状況でございますが、平成18年度の被害面積及び金額は1.3ヘクタール、354万3,000円であります。平成19年度は既にこれを上回っております1.75ヘクタール、406万3,000円となっております。被害作物はトウ

モロコシ、ジャガイモ、大根、ニンジンなどの野菜のほかゆずの果実等に及んでおります。被害地域は、昨年までは物部町榎山地域、香北町小川周辺でございましたが、本年度に入りまして物部町上葦生地域や土佐山田町佐竹の一部地域でも目撃情報がなど、（被害が）広がる傾向にあります。

2点目の試験導入の猿害防止柵「猿落君」の効果でございますが、物部町小川地区に設置しております奈良県で開発された猿害防止ネット柵でございます。「猿落君」は1月25日に設置いたしまして、その後半年間は何の被害も出ませんでした。7月17日、支柱とネットをつないでいたビニールテープの粘着力が落ち、ネットの高さが若干低くなっていた箇所から数頭の猿の侵入を許しましてトウモロコシ数本が被害にあっております。8月14日には20頭近くの群れがあらわれまして、支柱に10頭近くの猿が乗ったためその重みで支柱が折れてしまい、侵入を許しサツマイモが半分以上被害にあっております。以上、2回の侵入を許しまして林政課のほうで調査しました結果、侵入を許している要因といたしまして設置場所の山手に石垣がございまして、石垣が踏み台となっていることが判明いたしました。したがって、9月20日にはその補修としまして石段上の石垣の上にも同様のネットを一行張りめぐらしました。その結果、本日現在ほ場には大根が植わっておりますが、被害にはあっておりません。この柵を設置してところの被害はあっておりませんが、その周辺地域の農地においては被害が起きているということでございまして、柵の設置は一定の効果が発揮できていると思っております。

3点目の被害減少対策を具体的にということでございますが、鳥獣害被害対策は猪も鹿も猿も共通する被害対策が必要と考えております。

まず1点目としましては、猟友会による捕獲でございます。平成19年度からは通常捕獲以外に、猿につきましては予察対象獣としました。また狩猟鳥獣でございませぬので、猟期中でございまして被害があつて申請があれば捕獲許可を出すことができます。

次に、被害防止柵の設置でございます。これが2点目です。被害防止柵につきましては、金網と電気柵の併用とか屋根つきとか、いろいろ柵については市販もされ研究もされておりますが、市販の柵は非常に高うございます。したがって、当市ではメートル当たり900円の安価でございまして、構造が簡単で施工性がよく設置が容易な猿落君を今後推進してまいりたいと考えております。

3点目に、地域の意識改革による集落全体での被害防止体制の確立でございます。これは、特に猿に限定して言いますと個人での追い払いも必要ですが、集落の課題として考えていただきまして、集落ぐるみでの追い払い等をしていただきたいなというふうに考えております。追い払いにはいろんな種類がございますが、本日、追い払いグッズの1点を持ってまいりましたので紹介させていただきます。これでございます。これも奈良県で開発されました。13ミリの塩ビ管、灰色の塩ビ管ですが、黒よりもグレーがいいそうですが、これも奈良県で開発されたもので、開発された人の名前を取って「ひと

しくん」と言います。これぐらいの径に溝が縦に入り、逆に十字に入っておりまして、底のほうはキャップがついております。これに子どもさんが遊びますロケット花火を挿入しまして、ちょっと切れ込みへ導火口がこうなるようになってまして、これにライターで火をつけて猿目がけて追い払うという、これ単発式のものでございます。全国でも農家の方が個人的にもういろいろなものを開発してまして、これの連発式というのもあります。また、これに猟銃のような銃身をつけまして、自分で木でつくって、農家の方が打ち上げ花火ですね、連発式ですが。それを挿入してやるという連発式の追い払いのものもございます。これが「ひとしくん」と言います。こういった追い払いグッズもございます。また、あと中土佐町でやっておりますのは補助事業を導入しまして、これも追い払いですが「モンキードッグ」と言いまして、犬を一定期間訓練しまして、それで犬が、人間の場合は追い払う、この花火で追い払うだけでそんなに追わえてはよういきませんが、犬はかなり遠くまで猿を追わせる、追い払うというものでございます。ただ、これにも地域の協力とか理解が必要で、犬を放ちますのでその集落のほうはわさを撤去するとか、そういう理解のもとに追い払いをするということになるかと思えます。一番近代的なのは、香川県（旧大川郡）大川町（現、さぬき市）でやっております猿の接近警戒警報システムと言いまして、メス猿に発信機をつけまして、GPSですね。猿が400メートルぐらいのところに来ますとサイレンが鳴るようになっております。それで周辺の集落の方が一斉にこういったものを持って追い払うということになっておりまして、いろんな地域でいろんな工夫をしながら猿の追い払い活動をやっております。特に猪、鹿と違いまして猿は非常に学習能力が高いわけで、今まで食べなかった作物も食べたりということになります。ほんで、場所によったら食べない作物を山際とか林のほうに植えておって、嫌うものですね、食べないものを。トウガラシの青とかいろいろあるようですけれども、そういうのを置いちゃって被害作物のほうにはネットをするとか、そういう併用をするとか、そういう方法もあるのではないかというふうに思えます。

市のほうでやっぱり今後推進していきますのは、予算のほうもありますので安価で市民の方がやりやすいような方法を今後も探っていきたいと思えます。それに国の関係機関とか、あるいは県の研究機関もありますし近隣の周辺市町村とも情報交換をしておりますので、そういった中で話し合いながら効果的な猿対策をしてもらいたいと思えます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 私のほうからは、山崎晃子議員の、こちらのほうは鹿、猿じゃなくて、国がある意味中山間地に被害を及ぼす地上デジタル放送についてお答えをしたいと思います。

3点ほどご質問をいただいておりますけれども、まず、そのさっき資料でおっしゃっていただきました②にございます（地上デジタル放送が視聴できないとされた）470世帯についてですけども、これについては、いわゆる難視世帯としてカウントされる場合に取り扱っております資料、これがその条件設定として電界強度を2つ設定をしての

部分ですので、加算式じゃなくていずれかを選択するという形になろうかと思えます。そういう意味では資料としてお示しをいただきました分と言いますと470（世帯）でなくて、私は400（世帯）というカウントをしておりますけれども、そういった部分についての取り扱いについてはともかくといたしましても、ご指摘のように総務省におけますシミュレーションによっても相当数の世帯が難視聴世帯としてロードマップで示されております。今日の生活の中におきましては情報受信とそれからテレビの位置関係というのを見ますと、これについては市としても対応について大変苦慮しているところです。そうしましたことを前提に弱者への対策、今後の具体的対処方法、国や県への働きかけについてと。この3点の質問につきましては、それぞれ関連等もございまして一括してご答弁をさせていただきます。

国におきましては、現段階では生活保護世帯への救済措置が検討されているとのことでございますけれども、それ以外については聞き及んでございません。私のほうからはこれまでの議会におきましても答弁をしてきましたけれども、この放送方式の切りかえは国策によりまして変更するものでございますから、私人、個人であれ公共法人であれ何らの負担を課すべきでないとも今でも考えております。しかしながら、現実的な対応をしなければならないこともまた事実でございまして、9月議会での予算組み替えを求めました際にも言いましたけれども、相当数の難視聴地域を有する本市といたしましてはその日を座して待つことにはならないということから、支援がなくとも調査事業に取りかかる必要があり着手の前提としての予算を承認をしていただきました。そして、放送事業者とか当面の対応、それからこういった施設を整備する事業者も含めてですけれども、そういった方との間で、あるいはその共聴組合に対しまして本市としての対応策等についてご説明をしたりいたしまして、情報あるいは意見交換会を実施をいたしました。この経過を踏まえまして調査事業の準備を進めているところでございますけれども、今議会冒頭で市長のほうからご報告いたしましたとおり調査等につきましても県として何らかの支援策を検討しているとの外部情報に接しましたことから、その動向を見定めた後に着手したいと考えております。なお、調査も一挙にはできませんので、来年度以降も順次進めていくことになるということです。また、設備の改修等につきましても、本年度の基本調査を受けまして来年度より着手するべく予算要望してございます。この財政と時間という2つの制約の中で、可能な限りアナログ放送電波が停波されるまでには間に合わせていかなければならないと考えております。

なお、県はもとより四国総合通信局、そちらのほうへは直接対応として本市の状況とさまざまな支援策拡充を。そしてまた市長会を通じまして国への働きかけをしております。こうした取り組みの経過といたしまして、有線施設については共聴組合から自治体への移管が支援措置の前提となっておりますこれまでの国の施策につきましては、現在制度の見直しが行われようとしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

まず、障害者福祉のほうについてですけれども、今回県との意見交換会は保護者の要請で行われましたけれども、市としてもこのような意見交換会を積極的に行い、障害を持たれている方々や保護者の方々の意見、要望をよく聞き、実態把握に努めながら市の障害者福祉施策に反映させていくべきではないかと思いますが、先ほど香美市自立支援協議会のほうの中でというふうなお話があったかと思いますが、具体的にどういう形で行われていくのかということをご再度お聞きいたします。

それから、障害のある子どもさんの保護者の方は、自分たち保護者に万が一のことがあった場合、その後の子どもさんの生活がどうなってしまうのかと、そのことをとても心配しています。このような不安を解消し安心して暮らしていけるように、新たな施設づくりも関係者と協議しながら前向きに検討していただき、また、その一方で市内で利用されなくなった学校などの公的施設や利用可能な空き家などを改修して、通所や入所ができる施設にする方法なども検討されてはいかがでしょうか。このことについてもご答弁をお願いいたします。

それから、先ほど教育長さんのほうからご答弁いただきましたけれども、その支援員を配置する予定ということをお聞きしたんですけれども、それはどこへ何人という形で、わかれば教えていただきたいと思います。

猿の被害対策についてですけれども、現在試験的に導入している防護柵のほうは一定効果が発揮できているというお話だったかと思いますが、これは設置費が300平方メートルで約8万円で、「防護柵の効果が上がれば購入費の補助も検討する。」というふうに高知新聞のほうに掲載されていたかと思いますが、この購入費の補助のことについてはどのように検討されてますでしょうか。また、その効果を見て猪や鹿への応用も研究したいともありましたが、この点についてもお聞かせください。

それから、その追い払いグッズについてどれだけ効果があるのかちょっとわかりませんが、そういったことを住民の方にお知らせするっていうことも必要かと思えますし、またそういったものを購入する際の補助なんかがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、猟友会による捕獲ということですが、先ほども言いましたように（猿の捕獲数）17頭って非常に少ないわけですが、今後そういうことがふえていくのかどうかちょっとわかりませんが、そういった見通しなんかはどういうふうにご考えておいでのかお聞きしたいと思います。

あと地上デジタル放送のほうですが、地上デジタル放送を見るためにはテレビを買いかえるかデジタルチューナーを購入すること。または地上デジタル放送を始めているケーブルテレビに加入することなどの方法がありますが、問題は費用になるわけですが、値段は下がってきているとはいえ地上デジタルテレビは安いものでも十数

万円かかると聞いています。チューナーもまだまだ高値ですし負担はこれだけではありません。アンテナもUHF方式にかえなければいけませんので電波受信の方向調整を電器店に依頼する必要がある、これらの費用も加わることになります。また2台以上のテレビにふやす場合には、ブースターと呼ばれる増幅器の取り付けも必要となります。これらの費用を試算して住民に知らせる必要があるのではないのでしょうか。その辺所見をお聞かせください。またそのような住民生活に配慮した細やかな手だてなども検討されているのかもあわせてお聞かせください。

それからもう1点、地上波のテレビが一切映らなくなる世帯についてですが、このような世帯を特定する作業は現在行われて、今調査をしているということでは言われたかと思うんですが、国が香美市の500軒近くもの家庭のテレビが映らなくなると正式に公表しているのですから、香美市としてこの事実を重く受けとめ何らかの対策を行う必要があると思います。そのためには、少しでも早く対象世帯の割り出しを急ぐことが求められます。特定でき次第まずはこのことの経過を正確に伝え、受信できないという事実をお伝えし認識していただくことが必要です。そして、対象世帯に対して2011年7月に間に合うように最善の解決策を見出し、対策を講じるべきだと思います。国が進めていることだからというだけでは住民に納得していただくことはできないでしょうし、今後大きな問題に発展する可能性もあります。国、県の援助をいただきながら最善の手だてを打つべきではないかと思いますが、先ほども国へも働きかけるということは言われてましたけれども、なお一層そういった手だてを打つべきではないかという点でまた見解をお聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 2回目の質問にお答えをします。

（障害者自立支援）協議会の中で声を聞く場を設けたらというお話をいたしました。この協議会の要綱の中には「参考のためにそういう意見を聞くことができる」という要綱の定めがありましたので、そういうところからそういうお話をいたしました。ただ、この自立支援協議会というのはそれぞれの個々のケースの検討も行いますが、その市の計画しておる福祉計画についてもチェックをしていくというふうな立場であります。したがって、協議会の中でどういう形で今、議員が提案されたような内容を消化していくのか、具体化していくのかということは協議会に任せていきたいというふうに思います。

2番目の施設の整備事業というお話でありましたけれども、施設を開設するということになると財政的な問題、あるいは専門のスタッフをそろえなきゃいけないという大変大きな課題もありますし、それよりも何よりもまず市民の皆さんの合意がきちんと得られなければならないということがあろうかと思えます。そしてまた、その前にやらなければならないことは現在ある施設、既存の施設をどう生かすか。そして、どう改善するかということをも知恵を出し合わなきゃならない、合意形成を進める努力がなければな

らないんじゃないかというふうに思います。お話に上がっております意見交換会の後、報道があったということでございましたけれども、香美市に在住されてその施設にお勤めの方とちょうど市役所の前で会いましたけれども、「報道の内容からするとすべて悪いような印象を持たれたんじゃないだろうかと。私たちとしても相当は努力はしてるんだが。」という、唇をかんで話されていたのが印象的でありまして、やはり話というのはそれぞれ聞いてみなけりゃわからないところがありますし、また、施設の人たちにもそうしたことをいたく感じながら改善を図ろうとしている方もいますので、そうした点でやはりすぐ施設ということではなくて、やはりやるべきことをやった上でさまざまな知恵を出して、必要であれば議員が提案されたような学校だとか空き家とかいうものも具体になるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 山崎晃子議の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

特別支援学級へ入級している児童につきましては、そこに担当の教員がおり毎日生活をしているところでございます。ADHDとかLDとかの診断を受けている者は、すいません、きちっとしたデータは持ち合わせていないのですが、たしかいつか調べたとき15人ぐらいではなかったかと思えます、香美市全体で。先日、またこれも調査の名前は明確に覚えていませんが、その準じる者と受けとめるような、ADHAとかLDに準じると診断はされていないけれどもそういった児童・生徒の数の調査がきておりました。その調査を見てみますと、大変学校によって受けとめ方が異なっておりました。それも20項目ほどの診断をするポイントがありまして、それによって学校で判断をして出しておりましたが、本当にどうしてこんなにたくさん的人数かなと思うような学校もありました。これも大変難しいのです。学校全体の取り組みや学級担任のかかわり方によって子どもたちの日々の行動も異なってくるからであります。そういったことで、きちっとした数字は覚えておりませんがそういう調査もありました。そういう子どもたちにどういうふうに対応していくかということでございますが、まずは今ヒアリングを始めております正規の教員の、その生徒支援に対するいわゆる加配という教員が配置されることがあります。まずはそういった、いわゆる支援を要する子どもの多い学校には教員の支援加配をもらうようにヒアリングを進めていきたいと思っています。そういったことの次に考えられるのが、今のところ小・中1校当たり84万円で全国的に交付金としてきております。そのお金を要求しまして、市としてその対応する支援員を雇うということでございます。84万円ですから毎日来るとということにはならないかと思えますのでちょっと考えまして、今のところこれも1つ。県に対して事業をもらうように要求してあるものもありますが、それも含めまして6人くらい毎日来てもらうようにすればいいのかなというようにことで予算計上はされてもらっています。そういう状態ですので、大体の目安はされていますけれども今ここでどこの学校へということはまだ決定をいたし

ておりません。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 山崎晃子議員の2回目のご質問にお答えいたします。

この「猿落君」等の猿害防止柵でございますが、これは市の広報でも猿害、市の広報でも猿の害のネット柵等については補助対象になるということで周知をしておりますので、当然補助対象になります。また、鹿、猪への応用ということでございますが、今のところ鹿とか猪の応用は考えておりません。鹿用、猪用、それぞれにネット柵にしましても習性に合ったそういう柵がございます。鹿でしたら、今香美市の物部町小浜、押谷地区にあります。下のほうの、地面のほうにスカート部がついた、鹿が足を入れるとこうかかるような、入らない、侵入ができないようなネット柵がございますし、猪につきましては、恐らく猪が来たと言う情報はこの（物部町）小川地区では聞いていませんが、突進してきたらもつかどうかちょっとわかりません。そのようなネットでございます。

次に、追い払いグッズでの材料代の助成等についてでございますが、これにつきましては今のところその補助ということはまだ考えておりませずに、これから紹介をしながら推進をしていこうということでございます。物部町におきましては一番猿害が多いわけですが、近く自治会長会等もある予定でございますので、そういうところでも紹介をしていきたいと思っております。

それから、（猿の）捕獲数についてでございますが、これは猟友会の方の捕獲に頼っているのが市の現状でございます。ただ、捕獲報償費は猪、鹿に対して2,000円高の1万円という金額も設定しておるわけでございます。見込みといたしましては微増程度ではないかというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 2回目の山崎晃子議員の地上デジタルテレビに関するご質問についてお答えをいたします。

まず、デジタルテレビが見れるような周辺整備をするのに、どれぐらい経費が要るものかというものについては試算をして知らせる必要がありはしないかというご指摘ですけれども、現在のところこの機器等につきましては、まさにピンからキリまであるような状況でございます。もう少しその時間がたった中で、現在価格が変動しておるわけですので、これが一定2011年7月24日が近づいてくる適当な時期にはそこら辺の様子を見ながら一定お知らせをしていくという作業は必要ではあるかと思っておりますけれども、今そういった非常にその価格に幅がある段階でのお知らせの仕方というのはちょっと難しいかなというふうに認識をしております。でも、おっしゃられるようにどこかのタイミングでは一定お知らせをしていく必要があるかというふうに認識をしております。

それから、（地上デジタル放送が）見れない世帯についての対応ですけれども、先ほ

ども言いましたように市としてどこまでできるか。これは時間と、それから財政との制約の中で私どもも苦慮しておる部分がございますけれども、当面は、やはりその共聴組合対応を急ぐということがありますので、そちらに力を注いで調査、対応してまいりたいというふうに考えております。現在のアナログ放送でも個別に受信をしておられる方、これは衛星受信をされておられる方もございますけれども、結果的にはそんなこともデジタルについて国は言うておりますので、そこら辺も視野に入れながら私どもも対応していかにゃいかんというふうに考えておりますが、そういったことを含めて今後の国の制度、あるいはその動向を見ながら市として可能な限りの対応はしていく必要があるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

障害者福祉のほうですけれども、やはり当事者の声というのがすごく大事になってくるかと思っておりますので、そういった声をきちんと反映できる、そういったきちっとしたシステムですね。そういったものに基づいてきちっと反映できるような形に、ぜひその障害者自立支援協議会なんかも含めてそういった体制を整えていただきたいということと、それから、その既存の施設をどう生かすかということと言われてましたけれども、またそういった施設との話し合いとかそういった協議をする場、障害が非常に多様化しておりますのでそういった多様な障害を受け入れて、今ある施設がどれだけ受け入れができるかということなんかの調査とかそういった把握もやっぱりしていく必要があるかと思っておりますので、そういった点で既存の施設をどう生かすかというところで福祉事務所長さんのお考えをお聞きいたします。

それから、猿の被害対策のほうですけれども、私もこの実証実験をしている畑のおうちの方のほうに行きまして何度かお話を伺ったんですけれども、網がずれてきて猿が入ったとか、それから近くに石掛けとか樹木があったらそれを飛び越えて中に猿が入るということで、非常にこの猿の対策というのはなかなかいいものがないのかなというふうに思いましたけれども、そこの方もやっぱり爆竹を鳴らしても逃げることもないし、それからいつ家の中に入ってくるだろうというすごい怖い思いをしているということと、やっぱり作物ができなくなったらもうここでは暮らしていけなくなるという、そういった不安な声もお聞きしております。このままでは農業が続けられなくなったり、あるいはまた転出してしまうという今以上に過疎を進行させてしまうことにもつながってくると思いますが、このような状況に対してやはり早急に、かつ有効な手だてを講じる必要があると思うんですけれども。その点、今からというふうなことにもなるかと思っておりますが、早急に有効な手だてというところでなお一層そういった研究をしていただきたいと思っておりますが、そのあたりで過疎化にもつながってくるということにもなりますので、見解をお聞かせ願いたいと思っております。

以上で本日のすべての質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 3回目の質問にお答えをしたいと思います。

既存の施設、市内また市の周辺の施設含めて障害児がどのように受け入れられて、またどのような形で受け入れができないのか調査が必要ではないかというお話でありましたけれども、その際にも、やはり言われるように当事者の声をしっかり聞くということが非常に大事なことではないかというふうに思います。障害を持っておられるお子さんの中にはまだ医療から離れられない方もおられます。そしてまたリハビリを続けていかなければならない方。あるいはお家によっては昼間だけ見てもらいたいというところ。あるいは限られた期間見てほしいという方もおられると思います。それぞれ異なった要望、困った内容というのがあると思います。そういうお話を聞かせていただいて、そして既存の施設等当たってみて、そして何が足らなくて何を工夫すればできるのか、そのあたりもやってみなければいけないんじゃないかなと思います。この（意見）交換会の中でも明らかになりましたように保護者が市内の施設と話し合っただけで受け入れをしてもらったという話もございますので、そうした点で調査というだけでなく当事者の声を聞くということで、それがどんな形でということではなく、どの時点でも聞かれる。どこでも聞かれる。協議会だけではなくて、市民の声が市役所にできるだけ届くようにやっていくということが基本ではないかというふうに思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 山崎議員の3回目の質問にお答えします。

このような猿害の状況に対し早急に有効な手だてをと、また研究を進めてほしいということでございますので、私どもも日夜猿と格闘しております。なかなか抜本的な解決策というは見出すことができませんが、農業分野を中心に鳥獣害対策というのは非常に研究がされております。国の機関もそうですし、高知県が一番、県で言えば、四国4県ではおくれております。県の体制も含めいろんなモデル事業等の導入等につきましてもおくれておりまして、市の予算の範囲内で研究やあれをしていく部分については限界がございますけれども、いろんなところでの研究の結果とかそういったものを、情報等を仕入れまして、少しでも中山間で農地を持たれるほうが安全で安心な暮らしができますよう今後も被害対策を研究してまいりたいと思いますので、ご協力をよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午後2時13分 休憩）

（午後2時23分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番の織田でございます。通告に従いまして4項目についてお伺いをいたしますが、まず最初にちょっとお断りしておきます。当初、（一般質問）原本のコピーを皆さんいただいておりますが、4項目目の4番、新しい分についてはもう削除をお願いしたわけなんです。4項目目の4番のところで「国保の加入者の受取代理制度」という形で私が4項目目に入れておりました。これは9月定例会で、市長の諸般の報告の中で「10月から実施をする」ということで明記をされておりました。私の勉強不足、そして担当課へ対しての確認不足ということで、本当に申しわけなかったわけなんです。市長を初め担当課の皆さんのそういった前向きなご努力に対して軽率でありましたのでおわび申し上げ、削除をしていただきました。新しい分についてはもうなくなっておりますが、その点よろしくお願いを申し上げます。わかったでしょうか。

それでは、質問に入らせていただきます。いつも言っております。ご答弁の際にはわかりやすく答弁のほどをお願いしたい、そのように思います。

まず最初、1番目ですが、10月16日の臨時議会におきまして新庁舎の位置が決まりました。計画案では平成23年に竣工の予定であります。今後は基本設計、実施設計を経て着工に至るわけなんです。設計者選定にはプロポーザル方式、それにより採用となっております。この方式は発注者の意見要望を反映しやすい、そういう利点があります。いわば設計者と発注者との密接なコラボレーション、これは共同制作ですが、それによる質の高い建築設計が可能であると。そして、本市の建築基本方針にも「香美材の積極的な活用を図る」このようにあります。どうか林業活性化、そのためにも庁舎に対しましては木質化の推進を私自身強く求めるものであります。今、地球温暖化に向けて二酸化炭素、炭酸ガスなどによる温室効果ガスの排出量の削減、それへ向けての取り組みが国レベルで実施をされているわけなんです。いよいよ来年度から具体的な温室効果ガス排出量の削減が義務づけられた約束期間に入っていくわけなんです。'08年度から'12年度までの平均排出量を1990年比、それで6%削減しようと、そういう案であります。この本市にあっても削減に向け取り組まなければならないことは事実であります。削減に向けてのごみの減量化やこまめな分別をするなど、市民の協力も当然不可欠な要素であります。

また、庁舎はOA機器を初め冷暖房使用等による膨大な電力需要が見込まれます。これらの需要に対する軽減策として断熱ガラスやペアガラスの使用など、こまやかな施策も重要になってくるのではないかと。高知県は全国的に平均して日照時間が一番長い県であると。これはネット検索で見たわけなんです。香川県が一番だったり、また山梨県が一番であったりという、そういう年々の違いはあるんですけどずっと高知県は2番ぐらいですので推移をしております。そういう意味からも、平均すれば高知県は日本で

あると、そのように思っております。こうした利点を生かして、また耐久性とかランニングコストの面においてもこれはまこと理にかなっているのではないかと、そのように思います。それで太陽光発電の設置に対する考えをお聞かせ願いたいと思います。

また、庁舎建設担当参事も庁舎建設ということで議員とは折に触れて常々懇談の機会を持たせていただいておりますが、庁舎建設担当参事としての温暖化対策へ向けての考え。それは行政のリーダーシップ、そんなものが特に大事になってくるのではないかと。そういう意味から見解をひとつ伺いしたいと思います。

次に、2点目に入らせていただきますが、現在楠目地区にあります市民グラウンド、これは都市公園土佐山田中央公園であると。周りはもうネットが張られております。夜間照明施設もあり、プールや、そこには部室もあるわけなんです。そして、昼間体育の授業で軟式テニスの練習風景も時折見かけます。私は、鏡野中学校の第2グラウンドと、そのように思っていたわけなんです。だれもが公園である、そういうその認識は薄かったのではないかと、そのように思っております。一般的に公園とは住民の屋外における休息、観賞、遊戯、運動その他のレクリエーション事業に供するとともに、あわせて都市環境の整備及び改善。そして災害時避難等に資するために設けられる共用の施設である。これは公園としての定義なわけなんです。しかし、現状、見ればおわかりのとおり周辺の子どもたち、また高齢者等があそこで遊んだり休憩したりとか、そういう姿は見かけることはありませんでした。そういう意味において、そういう状況をかんがみて、執行部としてどんな考え、見解を持たれているのか詳しく説明のほどをお願いしたいと思います。そして、将来は敷地南側に接して高知山田線、いわゆるあけぼの街道が開通するようになっております。そして、周辺の住民の皆さんを初めとして道路を利用する皆さんが便利であるか、そういうことも考えて、その西側の一角ぐらいにちょろっと、小それでも構わんですけれど休憩を取れるような場、そういうものを計画されてはどうかと。そのことについて答弁をお願いします。

3点目、私先月22日、野市町において環境教育研究発表会、それへ参加の機会を得まして、そこには教育関係者を初め多くの参加者がいたわけなんです。その子どもたちのエコに関する取り組みに皆さんが感嘆の声を上げています。動物の飼育や、ダンボールで物部川の模型などをつくったりしてそれぞれのテーマに取り組んでいた。これは分科会の様子なんですけど。そして、中でも緑のカーテンのパネル展示、これは本当によくできていた、そのように思っております。朝顔の日々の生育や、夏場にその朝顔の内外の温度差を克明に記してあり感動したのですが、大事なことは、一口にエコと言ってもその取り組みいうんはさまざまあるわけなんです。実際このように実践することの大切さ、そういうものを私も参加をして子どもたちに教えていただいた。そのように思ったわけなんです。今、地球レベルでの環境問題が取り上げられ、温暖化対策が最重要の関心事となっています。第一次産業を基幹産業とする本市においてもこの問題を軽視していったならば、やがては死活問題へと発展するのではないかと、そのように懸念

をしております。そういった意味において子どもへの環境教育は必要である、そのように思います。また、体験学習の取り組みはさらに重要と思うわけですが、以下の点についてお答えを願います。

1つ目として、子どもへの環境教育についての見解を伺います。

そして2つ目、これは現在、舟入小でも取り組みをされておるとのことですが、楠目小でもこれを実施したらどうかということ、ちょっとその件についてお答えをいただきたいと思えます。また、これ舟入小で行われるということで、これ通告になかったわけですが、この舟入小での緑のカーテンの状況、もしわかる範囲内でわかったらお答えをお願いしたいと思えます。

最後の4点目ですが、少子化対策の一環として、妊娠中の検診費用の負担軽減が行われることにより、経済的理由等により受診をあきらめる。そういった者を生じさせないために、処置として公費負担の充実を図ることが指摘されております。厚生労働省によると、母子健康のための妊婦にとって望ましい検診の回数は14回。最低限必要な検診回数は5回、このように言われております。しかしながら、医療保険が適用されないため、1回につき1万円前後の負担となるわけです。すなわち、平均的な検診費用が1人当たり約12万円もかかり、これは若い世代にとっては大きな負担となっているのも事実であります。こうした負担だけが原因とは言えないにしろ、妊婦検診を一度も受けないうまま生まれそうになってから病院に駆け込む「飛込み出産」が全国的にもふえつつあるということでもあります。これは母子ともに命にかかわる危険が高まり、リスクを伴うがため病院側から受け入れを拒否される、そういった原因にもなっている。さきの奈良県でのたらい回し事件がそのことを物語っているのではないかと、そのようにも思います。今年8月現在、公費負担の（検診回数）全国平均は2.8回、そのような回数にとどまっているわけです。こうした実態を改善するため、国は平成19年度予算において地方財政措置として妊産婦検診への助成を含んだ少子化対策のため、地方交付税額を前年度の330億円から700億円に倍増しましたよと。これを踏まえ厚生労働省は妊婦検診の実施主体である市町村に対し、「5回程度の公費負担を実施することが原則」との通知を出したとのことでもあります。この通知を受けまして、今、医療検診の回数をふやす自治体がだんだんふえてきていると。本市も、県下にあつては南国市とか香南市とか10番目に、この12月から2回から6回へと助成回数が変わりましたよと。その対象者の方からは喜びの声を聞いております。以上のことから3点についてお伺いをさせていただきます。

1つ目に、どうしても出産となったら県内外から出産を、お産を希望するこういう方もおいでになるわけですが、本市の取り組みとして里帰り妊婦の検診について、この対応はどうなっているのか。その点についてお聞かせを願います。

2つ目、全国的に見て出生率が'06年度で1.3人、これはネットで検索した場合、高知県は1.4人ちょっとぐらいやなかったかと思えますが、1.3～4人レベルの推移

であります。少ないわけではありますが、子育て支援策の拡充、そういう点から第三子の方については妊婦検診を無料にできないかと。次から次と金が要ることばかりを言うな、そのように市長は思われとんかもわからんですけど、そのことについてお伺いをします。

3つ目、本市において車というのは生活手段を支える大事な必需品であります。しかし、皆さんもご存じのように6歳未満の子どもにはチャイルドシートの着用が義務づけられています。これは、後部座席でお父さんやおじいさんやおばあさん、そういう方たちが抱いておってもそれはもう違反になるということなんです。当然、それはもう子どもができたらチャイルドシートが要るわけなんですけど、なかなかチャイルドシートをよう買わずにそのまま隠れるようにして車を利用するいう、そういう人も中にはいるそうです。そういうことから子どもの安全面、また若い子育て夫婦の負担軽減のために貸し出し等を含む補助策、そういうもんは取れないかと。そういうことで見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 織田議員さんの温暖化対策等につきましてお答えします。

まず、太陽光発電の設置を基本設計に取り入れるかどうかを問うということでございますけれども、現在、太陽光発電につきましての事務局での研究は進んでおりません。ただし、先進地視察等では、太陽光発電につきましての採用状況は行きましたら必ず聞くようにしております。この夏お伺いしましたところの（兵庫県）宍粟市では、「導入については検討したけれども費用対効果の観点から断念した。」と、こういうお話でした。また、先日見せていただきました高松サポート合同庁舎では、20キロワットの太陽光発電パネルを設置しておりました。同庁を建設しました国交省の四国整備局の担当者の方は、「国では費用対効果よりも太陽光発電開発技術を培養するという政策的見地から、今後建設するすべての国交省の庁舎には太陽光発電パネルを取りつける。」と、こういうお話でありました。地球温暖化対策の一環としまして新庁舎の電気の使用料の低減に配慮することは当然のことであるというふうに考えておりますけれども、同じ太陽光を利用するとしましても太陽光発電ではなくて太陽光暖房とかいう、そういう技術などもございますので、今後さまざまな技術を多角的に研究すると同時に、建設費に占めるコストバランスなんかも加味しながら太陽光発電の導入については総合的に判断していきたい。このように考えております。

そしてまた、2点目の温暖化対策への取り組みは行政のリーダーシップが問われるが対策についての見解を問うということに関しましては、地球温暖化対策につきましては建設基本方針で特に「地球環境への配慮」という項目を設けまして、「周辺環境への配慮、運用段階の省エネルギー、省資源、エコマテリアルの使用等に努め、庁舎のライフサイクルを通じて可能な限り環境への負荷を少なくする。」と、このようにうたってお

ります。また、本市では今年1月に地球温暖化対策実行計画書を作成しておりまして、地球温暖化対策には率先して行動しているところでございますけれども、新庁舎もこの実行計画の目標値3.7%の削減の実現のために、設計業者の知識、経験をお借りしながら具体的な対策を進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 織田議員の都市公園の利活用につきましてお答えを申し上げます。

土佐山田中央公園は、昭和45年の高知広域都市計画の市街化区域と市街化調整区域の線引きの後に、都市環境の向上、景観の保全、そして災害の防止等の理由から昭和46年に都市公園として都市計画決定を受けております。都市公園は街区公園、近隣公園、地区公園とありますけれども、いずれも議員が言われたように屋外におけるレクリエーションの場でありますので。また、災害における避難地としても利用されるものですから、できる限り空間を確保するという必要がございます。この観点から本公園は多目的の広場としての利用がされているというふうに認識をいたしてございます。広場でございますから特別の施設をすることなく、屋外活動の場として利用されて現在に至っている状況でございます。平常では球技グラウンドとして使用されているようですが土佐山田まつりなどでも使っておりまして、今のところ施設設置の考えは持ってございません。泰山公園のように運動、遊び、休憩を主とした公園もございますけれども、土佐山田中央公園は広場としての有効利用がなされているというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 織田議員のご質問にお答えいたします。

環境教育の取り組みについてというところで、子どもへの環境教育についての考えのところでありますが、地球温暖化や自然破壊など環境問題の深刻な状況を踏まえて環境を保全していくためには、職場や地域、家庭でどのような取り組みをすべきかというような環境教育を学校において学習することは非常に大切なことだと考えています。学校においては、環境教育は各教科、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通して取り組まれているところです。現在では、舟入小学校がエネルギー教育に取り組んでいます。平成18年度、平成19年度には、エネルギー利用と地球環境について考えようというテーマのもと、緑のカーテン、アーチづくりを行いましたし、CO₂削減コンテスト、エネルギー環境フェスティバル等にまた参加もしております。行っております。また、楠目小学校ではエコクラブが、子どもエコクラブ全国フェスティバルで環境についての考えや実践してきた活動について発表を行ってまいりましたし、現在も物部川のごみ拾いやレジ袋の使用を減らしていく活動。そして、登下校時の地球美化活動など環境を

テーマにして考え活動しているところです。また、香長小学校ではケナフの栽培、新改川の水質検査を行うなど、自然に気がつく、自然に親しむ活動を実践しているところです。このような活動を通じて子どもたちがみずから取り組み、省エネや環境に対する知識の高まりが見られるようになってきております。今後におきましても、学校や地域の特性に応じた取り組みがなされるよう支援をしていきたいと考えています。

楠目小学校でも緑のカーテンの設置についてはどうかということですが、花壇の位置関係とか教室への照度の低下というようなこともあるわけですが、実施する適当な場所はどうかなどまた検討しながら学校のほうにも話していきたいと考えております。以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 5番、織田秀幸議員の子育て支援についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の里帰り時の妊婦検診への対応についてのご質問にお答えいたします。本年12月1日から妊婦一般健康診査の公費負担回数をこれまでの2回から5回に拡大いたしました。その際、香美市妊婦乳児健康診査要領の見直しを行いました。従来、妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査については県外医療機関でも実施はできることになっておりましたが、医療機関との委託契約を前提とした条文になっておりました。そこで、県外医療機関での受診に際しては、香美市に住所を有する妊婦または乳児の保護者が妊婦乳児一般健康診査費支給申請書に実施医療機関の領収書と受診済み受診表を添付して市長に請求していただき、健診費用の実費について県内医療機関への委託単価を上限としてお支払いする償還払いの方法に改めたところでございます。これにより、県外へ里帰りされた妊婦及び乳児はどこの医療機関でも受診が可能となりました。あわせて、健診費用負担の軽減が一定図られるものと考えております。なお、県内医療機関とは委託契約がされておりますので、県内での里帰り、県内の医療機関での受診につきましては、受診券がそのまま利用でき特別な手続きは必要ございません。

次に、2点目の第三子からの妊婦検診の無料化についてのご質問にお答えをいたします。

このたび、妊婦一般健康診査の公費負担回数を拡充いたしました。第三子からの妊婦検診すべてを無料化にすることにつきましては現在検討しておりません。しかしながら、子育て支援や少子化対策は香美市の大きな課題でございます。子育て支援、少子化対策につきましては、市全体のさまざまな分野において積極的な施策を講じていく必要があるかと存じます。限られた財源の中でどの施策に重点を置いて実施していくのか。また、いろいろな施策を複合させながらいかに有効な対応策として打ち出していくのか。ご質問いただいた内容も含めまして関係課や関係機関とも協議を重ねていければと考えております。どうかよろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 織田議員の子育て支援について、3点目のチャイルドシートについてお答えいたします。

合併前の旧土佐山田町ではチャイルドシートの貸し出しを実施していましたが、貸し出し後の器具の取り付けと衛生面で、安全が、かぶれ等々の問題がありまして、また香美警察署内にある交通安全協会香美支部において会員対象に無償で貸し出しを行っていることから、現在市として貸し出しは行っていません。今後も同様のことから使用者に負担がかかる場合があるかもしれませんが、このことについて問い合わせ等がありましたから交通安全協会での貸し出しの説明をして対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず1点目、高知県は先ほど言いましたように日照時間が全国で一番長い。そういう意味からも積極的な太陽のそういう熱利用に取り組んでいただきたいと思えますし、庁舎建設担当参事のほうからも前向きなご答弁をいただきました。どうかそういう面からも、確かに太陽光発電となればかなり経済的な負担も強いられるわけなんですけど、20年、25年、30年いう、そういう耐久年数というんですか、そういうことからまた勉強していただいて、設置のほうに向けてお願いしたいと思えます。

そして、温暖化対策につきましては、これはもう行政であれば常に、先ほど言うたようにリーダーシップ、それで範を示していくと。そういう強い思いを常に持っていていただきたいと思えます。南国市は予算の関係でもう、耐震化いうんですかね、建てかえやなしに。そういうようなことがちらっと紙面に載っておりました。また、それぞれ県内におきましても老朽化したそういう庁舎関係、そういうものがあるし。また、これ香美市すばらしい新庁舎ができたなら、県下を初め全国からまた見ていただけるように、そういう庁舎づくりに、また執行部、市長初め頑張っていていただきたいと、そのように思えます。これは前田庁舎建設担当参事、答弁は要りませんので前向きによろしくお願いをいたします。

2点目、これは中井建設都計課長、私もあの地域に住んでおります。そして、この1回目の質問でも話したように、私が何を言わんとしておるか。地域の子ども、また高齢者が全然こう遊んだりとか休憩したり休息したりという、そういう場がないわけなんです。今年の春先やったですかね、あれ。NHKさんから各自治会長さんあてということでアンケートがきました。5～6ページにわたったかなり突っ込んだアンケートでありまして、最後の項目で「何か要望事項があったら言ってくれ」と書いておりました。私は、「小さくても構ん。砂場があり軽微な遊具があり、そういった公園が欲しい。」そういった旨のことを書いて出した、そういう記憶があるわけです。実際、いつ見ても、確かに夜間照明がついてソフトと野球の練習をしておる。それは大いに結構なことです。私自身もずっと少年時代からスポーツには一生懸命励んできたんです。そういう意味か

ら、そういったものを否定するわけじゃない。それもグラウンドがあり、すぐ西隣はテニスコート2面線引きされております。全然ほかは余地がないわけなんです。そして、それを取っ払って云々じゃなしに、ちょっと工夫をしていただいて。「今、高齢者がグラウンドゴルフとかゲートボールとか、そういった遊びをどこでしょんか。」と近所の年配の人に聞きました。「工科大の前のあそこのグラウンドへ行っとる。積んでいってもろうとる。」とかいう、そういった話も聞きました。近所で就学前の小さい子どももおる家があります。おばあちゃんが背中に負うたり手を引っ張ったりして、ずっと道をぐるぐるぐるぐるあの公園の周りを歩く。そういう状態を見て、そう大きくなくても構わん。小さい隅のほうに。網が、ネットをぐるっと張っとる関係でなかなか子どももよう入っていかん、実際は。そして、先ほど言うたように定義としてやはり公共の用地であるという、そういう1点から、大事な大事な少子高齢化の流れの中で子どもとか老人がそこでゆっくりと休息したり遊んだり、そういう場があったらえいんじゃないかというそういう思いからこの質問をさせていただいたものです。そういうことで、再度前向きにその検討いうんか、それをお願いしたいですが。

次に、楠目小の問題です。

先ほど来質疑の中で、今年の夏は暑かったぜよと。そらもう年々これ暑うなってきたよんか、これは年のせい、そういうような感じもありましたけどそうではない。本当に日射病とかそういう形で学童・生徒もかなり倒れたとかいう、ちよくちよくニュースでも聞いております。そして、扇風機とかクーラーというそういう話もありましたけど、楠目小は図書館を含めるこっちの西側の校舎は3階になっておりますが、これは花壇の位置等、何ら難しいいうんか問題はないわけです。そして、私は言うたようにやはりこの楠目小においても体験学習、川遊びとか間伐体験とかいろんな情報がどうしてもこう入ってきております。一生懸命自然、エコに対する取り組みいうんがされておる、そのように伺っております。そして、大事なことは、やはり自分たちがものづくりをする。あれ朝顔なんか日に日に言うたらあれですけど、だんだん伸びて、言うたらもう毎日が目に見える。自分たちが肥をやり水をまき、そういう形で、目に見える形としてだんだんだんだん、言うたら成長の姿がわかるわけなんです。そして、我々もやまびこ会とかスクールフレンド、そういった人にも呼びかけをして、そして、父兄と一緒になってそういった後押しができれば。ちょうど3階のところへ、2階ぐらいまでずっとネットをやったら。クーラーとか扇風機とかいうそういう話もありましたけど、また大きく温度差が7度も8度も違う。そういうところから考えて、また設置に向けて、積極的に取り組んでいただいて、そのようにも思っております。そして、これ環境の教育。私はこの教育いうんはすべての面において大事な大事なポイント。せんだって新人議員研修やったですか。ある大学の教授が、知識レベルの大学生が、お母さんが「米を洗ってください。」と言うたら洗剤を入れて洗うたと、米を。大根をおろしてください言うたら、水道の下へ大根を置いたままになっとった。これは冗談ではない、実話であるこ

となんです。大事なことは何か。確かに知識をどんどんどんどん蓄え、高学歴言うんですか、そういうことは否定しません。でも、何ができるんか。その1点が大事になってくるのではないかと、そのように思います。そういう意味からも、子どものときからしっかりとしたそういう環境の勉強。体で覚えていくという、そういうことも大事になってくるのではないかと、そのように思います。どうか、そういった意味において積極的な、また推進のほうをお願いしたいというように思います。

また、あと少子化、福祉の問題については、本当に私も先ほど冒頭に、何言うんですか陳謝したわけなんですけど、この香美市は本当に市長を初め担当課の皆さん、本当に一生懸命やっていただいとんだなど、そのように思っております。どうか、今後とも行政の温かい手をさらに少子化対策に向け、また手を差し伸べていただきたい。そのことを申し上げまして、これで質問を私は終わります。何かこの私の話の中で市長、まとめてひとつ。私はこれで終わりますので。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 織田議員の2回目のご質問でございます。市長にまとめてということで、私の話はちょっと耳にさわるかもわかりませんが、お答えを申し上げます。

現在、市街化区域でございます都市公園関係としまして、物部川緑地、山田堰のところにあります。それから、旭町公園、宝町公園、黒土公園、そして西町公園、それとこの土佐山田中央公園、そして秦山公園と八王子公園というのがございます。市街化区域の中にはこれ点在してございますけれども、全体的には公園が不足しているというふうには感じてございます。都市公園とは別に、まだ児童公園とか開発に伴います小さな公園があちこちにはございますが、まだ十分とはそれでも言いえません。ただ、広場として利用できる公園としましてはここしかないというふうな考えをいたしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） まとめてということですが、織田議員さんだけではなくて、各議員さんからは常に一般質問でも前向きといいたししょうか建設的なご意見をいただいております。そうしたご意見にすべてお答えをしていけるような行政であればいいわけではありますが、今、ご承知のとおりな状況でございます。しかしながら、大変大事な部分等々を含んでおくことにつきましては、今後も検討もしていかなければならないと思っております。特に、子育て支援等についての、先ほどご提案をいただきました第三子からの妊婦検診の無料化等につきましても、大変大事なことだというふうに認識はいたしております。こうしたことにつきましても、先ほどのご発言等も真摯に受けとめながら検討もしていきたいということで、まとめとさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番。一般質問でまず2点についてお伺いをいたします。まず最初に、障害者、介護保険の要介護認定控除についてであります。

長引く不況の中で住民の生活は大変です。こうした中で介護保険の要介護認定者を所得税、市町村民税、県民税の障害者（控除）対象者と認定し、その方やその方を扶養する家族の（税の）軽減が図られ、各地に広がろうとしています。65歳以上の者は、障害者手帳がなくても市長が身体障害者に準ずると認めれば税の障害者控除の対象となり、そしてまた、1級、2級の身体障害者に準ずると認定されれば、特別障害者の対象になるとしました。国税当局は、「介護保険法上の要介護認定者は障害者控除対象とイコールでない。」と、そういうふうに言っております。けれども、「市町村の発行の、市長の認定書があればそれに従って障害者控除を適用する。」との見解を出しています。要は市長の見解であります。障害者基本法第23条には、「国及び自治体は障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図ることや、税制上の措置を講じなければならない。」と規定をしています。こうした法の趣旨に基づいて、税控除が受けられるようにしなければならないわけでありまして、そうした立場に立って介護保険認定者が控除対象者であることを知らせるべきではないでしょうか。この2007年3月議会で質問をした経過がありますが、その後制度は正確に周知が図られているのでしょうか。その効果もあわせてお伺いをいたします。

2番目であります。認定方法についてであります。例えば認知症の65歳以上の高齢者で、障害者に準ずる者と認定を受ければよいこととなります。介護認定調査票、日常生活支援度の、これ2Aと読むと思いますが、2Aとは家庭外でたびたび道に迷うとか、そして買い物の事務、そして金銭の管理、それまでできなかったことが目立つ等と、これが2Aになるかと思えます。こういうレベルなどとして方法を定めておくことが必要ではないでしょうか。その点のご答弁をお願いします。

3番目といたしまして、老人ホーム、老健施設、病院などに、これは390人と以前に聞きましたけれども、これは月々違うかと思えます。要介護4、5ですね。（それの）認定を受けている方は何名でしょうか。また、要介護認定を受けている人は特別障害者に該当させるべきではないでしょうか。

以上で介護保険の質問をこれで終わらしまして、限界集落とその問題について質問をいたします。

高齢化や世帯減少で共同生活が困難になっているような集落を指します。その目標は高齢化率50%以上、1.9世帯としております。これは高知県山村調査を続けた大野晃、これは高知県の出身で、現在は長野県の大学教授だと思えます。高齢化人口が半数で集落の共同生活が低下し、社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている、これを限界集落と呼んでおります。限界集落という言葉は、これは使わなくても既に山間部の小さな集落は次々姿を消すか、その寸前に至っております。住む人のなくなった家は

朽ち、樹木に埋もれかけている光景を目にするわけであります。住んでいる人は高齢者ばかりで、それも体が不自由になると施設に入所していく。人が減れば、当然この耕作放棄や山林の荒廃が進む。もはや集落が消滅するのは時間の問題だと言わなければなりません。私が回っておる中で聞くところによると、もう10年もすればこの村はなくなるだろうということをよく耳にするわけであります。この限界集落の考え方の根底には、地域の活性化を図るという考えがあります。高齢者問題はもはやこの高齢者だけの問題ではなしに、家族、地域の問題、そして社会問題になっておることは周知のとおりであります。特に、この香美市はずっと東のほうへ行くほど限界集落があろうかと思えます。過去、この20年にわたるこの政治と自治体の経済政策、そして福祉政策の結果として今日の事態があることを認識する必要があると思えます。

そこで、1点目でありますけれども、山村から恩恵を受けている都市など下流の人たちが上流の山村を支援しながら、そして、流域で人間と自然が豊かなこの仕組みをつくるべきだと考えるものであります。また、山村の担い手は農業も林業もこなす農家、林業のこの農家、林業の直接の支払い制度の創設も必要ではないでしょうか。

そして、2点目には、農林水産省の資料でありますけれども「この中山間地域において集落が存続するための最低必要最低の条件は、この集落戸数が、集落の戸数、規模が8戸から9戸以上だ。」とも、このように言われております。「小学校までの距離が3キロメートル以下」と言われております。「最寄の人口集中地区までの到達時間が30分以内である。」と、このように農林水産省の試算では言われておるわけであります。高齢者が町においていかなくても維持できるように拠点を設置するなど、豊かな老後を送れる手だてが必要ではないでしょうか。この従来の人クラブというのは、どちらかといいますとレクリエーションとかが主な活動であったようであります。それがだんだんと年月がたつにつれて、お互いの教養を高めていこうという方向が出始めているわけであります。それから、さらにもう一歩進んでその地域で活動をやっていく。そういう形の経過ではなかろうかと思えます。

限界集落は、消滅への一里塚と言われております。本市のこの65歳以上の高齢者が住民の半数を超え、そして無人化のおそれがある限界集落は幾らでしょうか。また、その再生策はおありでしょうか。

4点目。12月1日の高知新聞に「65歳以上の高齢者が住民の半数を超えるという、この無人化のおそれがあると。この限界集落の再生を目指し、市町村で組織する全国水源の里連絡協議会の設立総会が都内で開かれまして、この活性化に取り組む市町村を支援する水源の里再生交付金制度の創設を求めることなどを決めました。」このように新聞報道では載っておりましたが、市長は限界集落の再生についてどのようにお考えかお伺いをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 久保議員のご質問にお答えをいたします。

久保議員から今年3月議会に同じ質問をされておりまして、それに答えておりますので再度お答えをいたしたいと思っております。

先ほどのご質問にありました障害者控除、所得控除でございますけれども、身体障害者の方については所得控除が受けられるという税の制度でございます。こういう所得控除につきましては、障害者に限らず各控除、勤労者控除、配偶者控除、通常の扶養控除というようなさまざまな控除がございます。そういった控除につきましては、全般的に皆様にお配りする。申告のときに、ご案内のときにお配りする申告の手引きによって全般的な周知を図りたいというふうに今年も考えております。

それと、認定についてでございますが、まず障害者の基準でございますが機能等の障害の程度をあらわすものということで、要介護度の基準というのは介護サービスを受けるための程度を定めたもので、基準がそもそも違うものであります。久保議員もおっしゃったように障害と要介護というのはリンクをしないものでございます。ということは、要介護を持たない方が当然対象になる可能性もあります。ということは、要介護を持っている方に限らず全般に周知をすべきだろうというふうに考えております。そのために手引きによって全般の方々に周知をしていくということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 久保議員のご質問にお答えします。

介護保険の要介護認定控除についての中の3番目、要介護度4、5の認定者数についてお答えをさせていただきます。平成19年11月末現在で、要介護度4の方は255人、要介護度5の方は240人が認定をされています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 久保議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

認定方法をあらかじめ定めておく必要があるのではないかというお尋ねですけれども、このことにつきましては、昭和45年、昭和46年に出されました厚生省の社会局長通知に基づきまして、香美市として障害者であることの、市町村の認定については香美市として独自に定めて運用いたしております。

次に、税務課長からもお答えをしましたが、特別障害者控除とするべきではないかと、介護保険の問題についてお尋ねでございましたけれども、この問題につきましてはもう既に決着をしている内容だというふうに私は認識をしています。と申しますのは、今言いました昭和45年、46年に出されました（社会）局長の通知の運用につきましては、国の取り扱い等がさまざまであったということで控除を受けられた時期もあったわけがありますけれども、これは平成14年4月8日の国の決算行政監視委員会の第二分科会ですけれども、その当時に福島豊議員が質問をして、これに対して政府参考人の国税庁村上課税部長と、それと厚生労働省の老健局長である堤局長が答えておりますので、

そこのところを紹介をしてご理解いただきたいと思います。

まず、福島議員のほうから質問があつて、これは政府委員の堤老健局長が答えておられるわけですが、
「介護保険法の目的に照らしますと、どの程度の介護サービスを提供するか。どのくらいの量の介護サービスを提供するかを判断するために、介護の手間のかかりぐあいを判断する。こういうふうな考え方に立って介護保険はやっておる。」
と。「そして一方、障害者福祉法の障害認定、障害手帳の交付のための認定でございますけれども、これは永続する機能障害の程度と機能障害による日常生活活動の制限の度合いを直接判定するものです。その判定の見方が違うわけでございます。」と。こういうふうにご答えて、両方の認定制度はその判断基準が異なっておりますと、こういうふうにご答えておるんですね。その福島議員が、この3月10日の赤旗のことを取り上げておるんですね。「赤旗の記事に、「障害者控除を適用、国税庁が認める。」こういう見出しを出したと。これはどうなつとるんだ。」と。こういうふうにご聞いたわけですか。そうしますと、村上課税部長、政府委員が、「今、赤旗の報道のお話ございましたが、そういう報道があつたことは承知してはおりますが、恐らくこの報道はこちらの発言を何か取り違えられて、誤解されて報道されたものではないかと思われまして。」と。「先ほど申しましたように、所得税法上の障害者に該当しない場合は、介護保険法の要介護認定があつても障害者控除の対象とすることができないのですから、報道のようなことを国税庁がご説明することはあり得ないと思っております。」と。こういうふうにご発言をして、この問題について整理がされております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 久保議員の限界集落とその問題点等についてのお答えの中で、特に林業への直接支払い制度の創設についてお答えをさせていただきたいと思つております。

限界集落のことについてお述べになりました。大野教授が1つの概念としてとらまえております限界集落、住民の過半数が65歳以上の高齢者で占められているということが1つの概念になっておるわけでありまして、冠婚葬祭や農作業、また自治会活動など社会的な共同生活の維持が困難な集落、過疎、高齢化の進展で中山間地域や離島を中心に全国で急速に増加をしておるといふことも報告になっております。そうした中で、本市におきましても物部町を含め大変数的な。数字は後で担当課のほうから述べさせていただきますが、多く、また心配がある集落もあるわけでございます。そうした中で、特に山林、林業へについての対応が必要ではないかというふうなご質問ございましたが、現在、中山間地域など等の直接支払い制度におきましては、これは条件不利地域における不利を補正するためのものがございますが、林業分野におきましては生産条件の不利な地域の特定が難しいこと。また、2番目には、公益的機能の発揮という観点から造林、間伐等の林業生産活動そのものに対して助成する措置が講じられているということから、制度上、直接支払い制度の形は適さないというのが林野庁の判断のようござ

います。しかしながら、広大な山林面積を持つ香美市、あるいはまた全国にも多くあるわけでございます。そうした中で、先ほど言われました限界集落等も生まれてきておるわけございまして、そうした観点の中では、やはり山村の活性化を図る観点からも直接支払い制度というものを1つの視野に入れることが必要ではないかというふうに思います。また、同時に地球温暖化の原因となっておりますCO₂の削減効果への効用というものも大変、森林の持つ占める割合も高いわけでありまして。そうしたことから、国の森林へ対する考え方、見方といたしましうか、風の吹き方、そうしたものも随分違ってきておるのが現実であるわけでございます。

そうしたことを考えまして、今後、機会を見まして、やはりそうした状況にあるということをして国に対して、また、あるいは国会議員等にも訴えていく努力は必要はあるというふうに考えております。

なお、再生策等につきましても、これは再生策の1つにもこうしたこともなろうかと言うふうに思いますが、まだ不透明な部分がたくさんございますので、そうしたことにも今後対応してまいりたいと思います。

以下、限界集落の数等につきましては、担当課のほうで。また、再生策につきましても担当課のほうで具体的にお話をさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 久保信彦議員の限界集落とその問題点についてというご質問のうち、②以下について説明をさせていただきます。

まず、高齢者が町においていかになくても維持できるような拠点の設置をというご質問ですけれども、施設も含んでさまざまな暮らしに必要な環境が生活の場の周辺、近くに整っていることは、豊かな生活を営む上での必須の条件であると思います。が、なかなかそうした環境を整備することは、行政としては困難な状況であると思います。そこで、拠点をつなぐために公共交通とか福祉対策などの手だてによりまして一定の補完をしております。これはまだまだ不十分でございますけれども、今日的な行政事情の中での対応ということでせざるを得ないというご理解をいただきたいと思っております。

3番目の限界集落と準限界集落の数及び再生策についてのお尋ねですけれども、本市には229の行政集落がございまして、このうち行政事務上集落として取り扱ってございまして8施設。これは病院であるとか介護施設であるとか寮とかいったものですが、そういったものを除きまして限界集落として定義をされております65歳以上の人口が50%以上の集落といたしましては、土佐山田町エリアでは111集落のうち8つ。香北町エリアでは41集落中13。物部町エリアでは69集落中46となっております。また、55歳以上が50%以上と定義をされております準限界集落は、限界集落を除いて、それぞれ土佐山田エリア44、香北エリア20、物部エリア19とカウントされております。

こうした地域の集落機能をどう維持させるかということは、すなわち再生策というこ

とになりますけれども、全国的な問題ともなっておりますように起死回生の妙案がないというのが実情ではないでしょうか。私もその議会に先立つ中央広域市町村圏事務組合で研修をさせていただく機会があったわけですが、この際、千葉県鴨川市にお邪魔したわけですが、こちらの市はいわゆる首都圏、千葉県といった都市に近いあの立地条件でもなかなか移住対策が、再生を大きく前進させたかと考えますと大変厳しいものがあるのではないかと見せていただいたものでした。なお、U・I・Jターンにつきましては、人の暮らしとか財産に直接関係することを考えますと、片手間仕事ですべきものではなくしっかりとしたシステムを整える必要があると思います。市としましては専任の職員を配置することが困難な状況の中では、県とどう連携できるかについて提案をしておるところでございます。この6日に地域活性化統合本部が地方再生戦略を打ち出しましたけれども、要するに所得保障がされる、すなわち食える食わせることの持続可能な政策を持たない限り再生は厳しく、また、今日疲弊をした自治体や地域にとってみますと、交付金に対応する原資、体力もないのが実情ではないでしょうか。ここをどうするのかの抜本的な打開の戦略もあわせて示してほしいものだと考えております。

次に、水源の里再生交付金制度の創設についてのお尋ねですが、この件につきましては、全国水源の里連絡協議会が11月5日付けで設立書を届けてくださいました。これを受けたこととございますけれども、この協議会の設立につきましては、10月18日、19日の両日、京都府綾部市で開催をされました限界集落の再生について話し合われたわけですが、そのシンポジウム、全国水源の里シンポジウムという名称で開かれておりますが、その終了後に限界集落を抱える自治体の全国ネットワークとして組織し、課題解決のための全国的な運動を展開しようとの趣旨で立ち上げが提唱されたものでございます。本市におきましても同じような課題を抱えますことから、この趣意書への対応について市長と協議を行いました。この中で1つには会費として1万円を要すること。また設立総会が11月下旬を予定をしております、その12日までに参画申請を行う必要があるということから、現段階では加入をしないことといたしました。なお、今後につきましては、市長会等で協議をするなど課題を共有する県内自治体と歩調をそろえて対応することも1つの考え方であるということで、市としてはそうした場面を踏まえて今後判断をしていくことについて市長と協議を行ったところです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 介護保険の件ですが、これ香美市にも恐らく来ておろうかと思えます。これは平成14年3月15日付けで高知県健康福祉部介護保険推進課長名で、「介護認定者に対する所得税の障害者控除の取り扱いについて」というものが来て、香美市には来ておるかどうかわかりませんが、この記といたしまして、1つには「障害者手帳の身体上の障害がある者として記載されている者などのほかに、これらに準ずる者として市町村の認定を受けた者となっております。」と、このように言われておりますが、

この「準ずる者として」ということはどのように理解をされておられるのかお伺いをいたします。

それから、2点目には、「介護保険の要介護認定を受けた者であってもこの障害者控除の対象の認定に当たらないので、別途厚生労働省の通知に基づき市町村から障害者認定を受け、障害者対象認定証の交付を受ける必要があると聞き及んでおる。」というようにこの（健康福祉部介護保険推進）課長は言われましたけれども、どうもこの通知から見るとそういうものはもう（まだ）すんでないんじゃないかと私は思います。その市町村の障害者認定を受けてというのをもっと、もう少しおりはしないか。3級、4級の、いや4級、5級の障害者対象は、もし言われたかもしれませんが何名？私の聞き間違いであるかもしれませんが何名であるのか。全体的なことは言われましたけれども、その点をお伺いをいたします。

そして、なお「この市町村が行う所得税の障害者控除の対象者としての認定手続きに関しましては介護保険制度の施行後、特に改正をされたものではありませんので、上記のとおり適切な取り扱いをしていただくようお願いをします。」というようになっておりますが、この適切な取り扱いをとらば一体どのようなことを指すのかという点でお聞きをいたします。

次に、障害者控除を受けるには税法上の障害者控除と認定をされればよいということはおもうわかっておろうかと思えます。そこで、特に障害者、特に要介護5に認定をされる人は寝たきり状態となる人が多いと言っております。それで特別障害者対象者に認定をされるのが、これが自然であると。このように考えることが自然であるというように言われております。それから、この点ですね。住民を大切に大きな成果を上げておられる市町村もあります。これは愛知県でありますけれど、愛知県ですべての介護の対象者にこの認定書を送付したという、すぐれたこの対応をされておるわけであります。また、この（愛知県）津島市では、これも同じことで介護認定者には障害者控除の対象者認定申請書の送付をしてこの申請を促しておるといふ、このすぐれた施策がされております。この国の制度改悪により課税となった人を救うために、これらの対応を参考に介護度の重い人だけではなくて介護者全員にこの障害者控除認定書を発行すること。この制度対象者及び家族に周知徹底することが必要だとも言われております。税務課長が言われましたようにこの申告書と一緒に送るのも結構ですけれども、この介護（障害者控除）対象者に、特にその人に対して送り、この認定の申請をして、土佐山田町へ（申請）してくるといふのが私は基本だろうというように思います。

それからもう1点、中山間（限界集落）のご答弁どうもありがとうございます。これは12月6日ではありますが、わかっておればお知らせを願いたいと思えます。この県予算の見積もりであります。中山間地対策としましてこの通院手段の確保や、過疎地の問題にきめ細かく対応したということでございます。農地や介護などの問題に対応する組織づくりを支援する創設につながるということでもあります。これは、先ほども言いま

したようにまだ12月6日でしたので調べてないかとは思いますが、知っておりましたら具体的にお答えを願いたいと思います。

以上で2回目の答弁（質問）を終わります。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 2回目のお尋ねにお答えしたいと思います。

先ほども申しましたように、国のほうで介護保険と障害者のほうとは直接リンクしないんだということが、平成14年4月8日に国会の中で決まったわけですよ。そこで整理をされた。それまでは国税庁の見解が分かれてるよというようなことで、新潟県とかそういうところでたくさん控除をしたわけですよ。そういう昭和45年、昭和46年の局長のこの通知があるじゃないかということ、（その）中から控除をしたらできるんじゃないかということで一時控除したことがあるわけですよ。それが、今言った平成14年4月8日に国会の中で整理をしたと、こういうことです。そこでちょっと、もうそこで切れたわけです。ですから、その後、今、議員が紹介をしていました県からの文書があるじゃないかと。これは平成14年4月15日でしたかね。8日にこういう国会が終わったわけですから大変なことになったということで、各市町村に通知を出した。これ以降そういうことをしちゃいかんよという。実は、そのとき控除をしていたのは旧香北町、久保議員さんのおられた香北町ですね。旧物部村と旧土佐山田町もそういう控除をするべきじゃないかということで議会でもいろいろ質問があったと思うんですけども、そのときには控除はリンクしないんだという話でこの2町村はやらなかったわけですね。高知県の中でも幾つかそういうふうな控除があって、控除ができるんじゃないかということで広がりを見せようとしたときにこういう国会の決定があって、それで急遽県からそういう文書がきて、それ以上やらないでくださいよと、こういうこと。その文書なんです。その中には、昭和46年の局長の通知はこういうことですよ。こういう基準で控除はできますよと。それをもう少し詳しく説明しますよということでいろいろ資料をつけて送ってきたわけです。その中身を現在香美市では、取り扱いについて認定の基準を定めてやっておるわけです。障害者と特別障害者、この2つが。そして、その障害者の中にも2つ分け、それから特別障害者の中も3つ分けということで分けてやってる。5つに分けてやっておるんです。それは、どういう基準でやっておるかということについては、これは客観的な資料が必要ということで障害老人の日常生活自立度。

○議長（中澤愛水君） 暫時、4時から時間の延長をいたします。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 判定基準。これは寝たきり度というんですけども、それが1つは在ります。生活の自立、準寝たきり、それから寝たきりと、こういうことで分かれておるんですけども。さらにもう1つは痴呆性老人の日常生活自立度判定基準、こういうものがありまして、2のAですかとかいう話をされてましたけれども、実は、それはこの中に入ってます、こうしたものを活用して香美市ではお医者さんに、医師会にもご協力いただくということで協力をいただいて、そして民生委員あるいは介

護保険の関係の職員、そういった人たちが参画をして基準を出し、そして証明を出しておるところなんです。したがって、非常にわかりづらいんですけども、香美市の中ではそうした状況にあつたら、そういう方には声かけをしたりとかしてやっておりますので、これまでも控除を求めて、証明を求めて来られております。なお、この内容をもっともっと知らせると、こういうことですが、なかなかこれが非常に複雑です。今お話ただけでもなかなかたくさんの基準があつてやっておりますので、そこはお医者様とか職員に協力してもらわんとできませんので、そういう方がおられたらなお市役所のほうに問い合わせをしたらどうかということで、ご紹介いただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 久保議員の2回目の質問にお答えをさせていただきますが、先ほどの県予算、12月に報道された県予算のことだったと思いますが、ちょっと質問の中身をちょっと妙によう聞き取れなかったわけですが、いずれにせよ内容は恐らくわかってないと、わからんというふうなお答えしかできんと思います。

それと、ただ県におきましても来年度、平成20年度予算につきまして中山間地域についてのいろいろな配慮といいますかそうしたものも打ち出されておりますし、国におきましてもいろいろな形で山間地域、中山間地域の考え方、そうしたものも出てきておるわけです。一番今、私ども関心といいましょうか、これは議員さんにもお願いをしたいと思います、実は山間地域で一番心配されておりますことが過疎法のいわゆる期限切れです。平成22年3月末には、これは時限立法でございますので法切れになるわけです。これで、やはり過疎法の継続を強力に、今、山村地域、山間地域の再生に向けては、これは大変大事な法案でございますので、過疎債の元でございますので、この過疎法がもし切れますと大変厳しい状況になります。ご承知のとおり旧物部村、旧香北町は過疎法が従前から適用されておりました。そして、合併によりまして旧土佐山田町も面積的な要件の中でこの香美市全域が過疎法に適用になっております。これがもし財政的な、合併効果によりまして財政的な形が出てくると、ややもすれば過疎法が成立してもこの香美市が除くと、のくということも心配をされております。そういうことから、先日東京のほうへ行ったときに7人の代議士にはすべて会いまして、ほかの陳情もそうでしたが「特にこの過疎法の継続については絶対死守してほしい。」と。「これをのけられたらもう立ちもはいもできんなるぜよ。」というまで言ってきました。各議員さんとも、これについては全力で取り組むという約束もしてくれましたし、また久保議員も強力な組織をお持ちでございますので、ぜひ組織も動かしていただいて、過疎法の継続に向けてやっていただきたい。このことが山村地域の生き残りをかける大きな方法であるというふうに認識をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 先ほどの中山間地域ですね、これ2億円、昨年より2億円（県予算が）伸びておるそうであります。この答弁はえいですが、そういう点ではこの高知県も過疎の地域を大事にしておることが言えるのではなかろうかというように思います。

それで、介護の質問、3回目の質問になりますが、これは平成19年1月25日提出となっております。これはだれが質問したかと言いますと、日本共産党の佐々木憲昭さんという人が質問をしております。だから、これは平成19年ですから今年ですね。どういう質問をしておるかという、1番に、全部はもう読みませんが「納税者、国民だけではなく税務職員も含む行政機関にさえ制度が正しく理解されていない。状況は極めて重大であり、直ちに改善をする必要がある。」と。それで「健康保険、介護保険の保険料や利用者負担、年金の掛金、さらに高齢者控除の廃止による実質の増税など、高齢者にかかる負担が急増する一方で各種の社会保障制度の給付削減が行われた。」と。そして、「そのため、今、高齢者の生活に大きな苦難が及んでいる。」と。「そうした折だけに高齢者への高齢者控除は制度の創設の趣旨に照らして、一層この重要性を増していると思う。」と。こういうこの答弁（質問）に対しまして、「ご指摘の高齢者に関しては、所得税45年度税制改正において個人住民税につき昭和46年度税制改正において、それぞれ老齢に伴い精神または障害のある年齢、65歳以上の者でその障害の程度が従前より障害者控除の対象となっている知的障害者または身体障害者に準ずる者として市町村等の認定を受けている者を障害者控除の対象に加えることができる。」と。これは内閣総理大臣の、前の安倍晋三でありますがこのように言っておるわけでありまして、それで、現在の4級、5級の障害者は幾らなのか。ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、その点を1点。

もう1点がこの、これは障害者と認定をされれば5年ですかね。あれ、さかのぼってこの控除ができるわけでありまして。そうしますと、1年間に3～4万円は税額控除があるということでありまして、これは大きな控除なろうかと思いますがこの点はいかがでしょう。最初に言いました4、5級のこの障害者控除を受けておる人。4、5級の障害者控除でなくても3級でもえいですが、その税法上のこの介護保険で控除を受けている人をお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 3回目の質問にお答えをしたいと思います。

この控除は、昭和45年、昭和46年のそのときの局長の文書の中で「障害の理由」というところがあるんですけども、そこは大変古いものですから今は適しない表現もあります。こういうふうに書いてあります。「精神薄弱者」というふうな表現をしますね。

○12番（久保信彦君） 今、ここへおいでしておる方は何名か？

○福祉事務所長（法光院晶一君） そのお話をしますので。

それで、もう1つは「身体障害者」と、こうなっておるんですね。それで精神薄弱者の方は中度あるいは軽度と、それから重度というふうに分かれると。身体障害者の方ももちろん1級から6級までと、こういうふうに分かれております。1級、2級が重度ということです。今、お話の中で非常に混乱をされておる部分は、それ以外に「寝たきり老人」という表現があるわけですね。「寝たきり老人」のところがとても大事になってきて、ここをしっかりと調べていけば控除が受けられる方があるよと、こういう話なんですね。だから、その寝たきり老人は介護度の4、5だから、もうそれは寝たきりの状態じゃないかと。だから（控除を）見てくれやと、こういう話なんですけども、それがだめですよということだから、その市としては基準を定めて、そしてお医者様にも協力してもらって、それでこの控除が受けられるように道を開いておりますよということなんですね。だから、身体障害の4級とか5級とかいうものは、もう既に基準で障害者なんです。だから、障害者控除を受けられているはずなんです。だから数が何人いるかなんていう問題じゃなしに、その方々は所得があれば控除を求めますから。今お話ししているのはこの中の寝たきり老人のお話でありますから、寝たきり老人につきましては香美市としては道を開いておりますということでございます。そして、ご質問のあった中で佐々木議員が質問をされたという中身でありますけども、全文が紹介されませんでしたのでよくわかりませんが、それは「こうした控除ができるということで認定書を福祉事務所が出します。その認定書は5年間使えるでしょ？」という質問をしたと思うんです。5年間使えるでしょ。1回やったら使えるでしょ。だから毎年毎年負担をかけなくたって控除をしてやってくれよと。こういうことを国税庁に聞かれたんだと思います。「それはそのとおりでよろしいですよ。」という答弁で、私も赤旗の日曜版を読ませていただいておりますから、そのことは書いてありましたので答弁にかえさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 久保信彦君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会をいたします。

次の会議は、12月12日午前9時から開会をいたします。

どうもお疲れでございました。

（午後4時11分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 1 9 年 1 2 月 1 2 日 水曜日

平成19年第5回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成19年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月12日水曜日（会期第8日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

14番 島岡信彦

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	久保 和昭
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	阿部 政敏
総務課長	鍵山 仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	岡本 篤志
財政課長	吉村 泰典	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	小松 清貴
収納管理課長	後藤 博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中 育夫	支所長兼事務管理課長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	業務管理課長	横谷 勝正
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰三
福祉事務所長	法光院 晶一	業務管理課長	岡本 博臣
農政課長	宮地 和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹 内 敬 水道課長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成19年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成19年12月12日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 6番 比与森 光 俊 君
- ② 9番 門 脇 二三夫 君
- ③ 8番 小 松 紀 夫 君
- ④ 3番 山 崎 龍太郎 君
- ⑤ 1番 山 岡 義 一 君
- ⑥ 15番 依 光 美代子 君
- ⑦ 17番 竹 内 俊 夫 君
- ⑧ 2番 矢 野 公 昭 君
- ⑨ 7番 千 頭 洋 一 君

会議録署名議員

15番、依光美代子君、16番、黒岩 徹君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。14番、島岡信彦君は、病気検査のため欠席という連絡が入っております。9番、門脇二三夫君は体調不良のため少し遅刻をするという連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 6番。おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。昨日の大岸議員の分と教育問題でダブる点があると思えますけど、よろしくお願ひします。

今春実施されました全国学力・学習状況調査、全国学力テストの結果分析についてお尋ねいたします。

小学校6年生と中学校3年生の約225万人を対象に今年の春実施されました全国学力テストの結果が、去る10月24日発表されました。その結果分析について、識者の意見として「データを公表、比較するだけでは、かえって序列化やテストの不正行為など副作用を増幅させてしまう。」とか、「問題や方法を変える抽出調査を複数種類実施すれば、少ない予算ではるかに課題を鮮明にすることができる。」などさまざまな意見が述べられていることは、新聞報道等により周知のとおりだと思います。私は、昨年的一般質問でも全国学力テスト実施に関しては参加すべきとの趣旨の質問をした記憶があります。今回の結果分析を受けて香美市教育委員会として今後どのように生かせばいいのか、大変重要であるとの思いから質問いたします。

今回の調査結果で、高知県は47都道府県の中で小学校国語A、全国26位。国語B、33位。算数A、32位。算数B、43位と全体的によい順位とは言えませんが、全国平均の正答率と比較した場合、特に大きな差はないように思います。しかし、中学校では、国語A、46位。国語Bは沖縄県と並び最下位。数学A、Bともに46位と最下位の沖縄県に次ぐ正答率の低さとなっています。朝日新聞には、「ワースト2位の高知県は、橋本大二郎知事が公約に掲げた土佐の教育改革を平成8年から続けてきた。教育委員会は大人が十分に力を引き出してあげられなかった結果、子どもに申しわけない。」との記事が掲載されておりました。昨日の大岸議員の質問に対し教育長は、「全国、県の平均を知り、香美市内のそれぞれの学校の位置がわかったことはよかった。」と答弁されました。私も全く同感であります。今回の学力テストを実施しなければ、今回のような現実を知ることなく通り過ぎていたのではないのでしょうか。この現実を知らないほうがむしろ危険ではないかと考えます。県内の中学校の教員の先生方の中に、高知県に限

りなく最下位に近い46位と予測した先生がおいででしょうか。私は、こうした結果も全国学力・学習状況調査を実施、参加したからこそ知ることのできた立派な成果ではないかと思っています。

高知新聞に興味のある結果分析の記事がありました。「学校の規則を守るかどうか」の質問で、各教科とも規則を守る意識が強いほど正答率が近くなっています。中学校数学Bの場合、（規則を）守る生徒の正答率は65%であるのに対し、守らない生徒の正答率は42%と、正答率に23%もの差がついています。スポーツ競技と比較することは適切ではないかもしれませんが、私自身スポーツ少年団で子どもたちとかかわる中で、言葉遣いや礼儀作法を指導し、競技の実力向上を目指しても、県下の大会や全国大会に出場しなければその実力をはかり知ることはできませんし、実力向上もあり得ないと考えます。そして、言葉遣いや礼儀作法を身につけ出すと、それに比例するかのようには競技力も向上するよう感じるようです。先ほどの新聞記事からも、教科の詰め込みが学力向上につながる考えには大きな危険性を含んでいるようにも思います。門脇市長の議会初日の諸般の報告の中でも、「小・中学校が連携して学習、生活面における課題克服に取り組んでいきます。」との報告がありました。規則を守ることや、学校生活、私生活の指導も今後大変重要ではないかと思うところです。学力を着実に向上させるためには、明確なデータをもとに対策を講じる必要があります。その意味からも全国学力テストには継続して参加してほしいと思います。ただ、学力テストの結果が学校の序列化や子どもたちが自信を失うことのないよう、その対応には十分心配りを望むところです。大崎県教育長は、「中学校では正答率が全国平均を大きく下回るなど、学力の定着状況に大きな課題がある。この実態を真摯に認めている。」と述べ、授業改善などに取り組む必要性も強調されています。以上のことから何点かお尋ねいたします。

今春実施されました全国学力・学習状況調査をどのように受けとめられているのか。そして、今回の結果分析では市教委に学校別と個人別に、学校長にはクラス別と個人別のデータがそれぞれ提供されていると思いますが、それらのデータは今後学力向上のためどのような取り組みを進めていく計画なのか、率直な見解をお聞きしたいと思います。さきにも述べましたように、学力を着実に向上させるためには明確なデータをもとに対策を講じる必要があります。今回の学力テストでは、完全ではなくてもこれまでに知り得なかったデータが出たわけですので、今後の取り組みは大変重要ではないかと思えます。昨日の大岸議員への答弁と重複する部分があると思いますが、一晩休まれたので、新たな対策も考えられているかもしれませんので、よろしくお尋ねいたします。

3点目の、来年度への対応ですが、昨日の答弁で「番号方式で実施する。」とのことでしたのでこれは一晩寝ても気が変わるものでないと思えますので、答弁は結構でございます。

次、2点目です。運動場のライン引きに使用されます消石灰についてお尋ねいたします。

この件は、前月10月11日付け高知新聞に詳しく記事が掲載されていまして、目を通された方も多数おいでるのではないかと思います。記事によりますと「日本眼科医会が今年9月、27都道府県の支部を通じて実施した調査によると、6割に当たる29支部で地域内の学校で消石灰が使われ、うち18支部で過去2年間、子どもの目に入るなどの事故が51件発生している。」とのこと。消石灰は強いアルカリ性で、目に入ると強い刺激で角膜や結膜を傷つけ、後遺症が残ったり失明に至るケースもあるようです。眼科医会の調査を受け、事態を重く見た文部科学省は安全性の高い炭酸カルシウムの石灰に変えるよう、全国の教育委員会に通知を出しています。香美市内でも消石灰が小・中学校において使用されているのでしょうか。現状をお尋ねいたします。もし、使用している学校があれば、子どもたちの安全を考えれば早急に改善すべきではないかと思いますが、今後の対応をお尋ねいたします。

教育の3点目に、武道教育についてお尋ねいたします。

中学校学習指導要領、第7節、保健体育の中に、「心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、積極的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。」との目標が示され、体育分野にあっては、「運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味あうとともに技能を高め、生活を明るく健全にする態度を育てる。」「運動における競争や協同の経験を通して、公正な態度や、進んで規則を守り互いに協力して責任を果たすなどの態度を育てる。また、健康・安全に留意して運動することができる態度を育てる。」との目標が述べられています。そして、内容の中に、「武道、ア柔道、イ剣道、ウ相撲」が、「伝統的な行動の仕方に留意して、互いに相手を尊重し、勝敗に対しては公正な態度がとられるようにする。」などが示され、武道については、中学校1年から3年まで授業に取り入れられると取れる学習指導要領の内容です。武道教育は、心身の鍛錬や礼儀、連帯意識を学ぶ場として注目され、文部科学省では平成17年、武道教育に関する調査、研究費を予算化、モデル校も指定し現在に至っています。数年前から武道教育で剣道を取り入れ実践しています東京都文京区の京北学園の鈴木教諭は、「武道の礼儀とともに楽しさも伝えたい。」さらに「楽しさの中にも日本人が忘れかけている伝統を重んじる心を伝えられれば。」と語っています。さきにも述べました中学校学習指導要領、第7節、保健体育はいつから導入されるのでしょうか。武道及びダンスについてはどちらか1つを選択履修となっていますが、今後の取り組みをどのように考えているのかお尋ねいたします。香南市の赤岡中学校ではその体制が整っているとのことから、来年度から剣道を取り入れるようにもお聞きしました。よろしくお願いたします。

教育の4点目に、うつ病など精神的な病気で休職している教員はいないのか現状をお尋ねいたします。保護者からの身勝手な要求や無理難題に苦慮している学校が全国的に増加しているようです。苦情を何時間にもわたり繰り返したり、脅迫まがいに金品を要

求するといった極端な保護者に対応し切れず、精神的な病気で休職する教員が増加しているようです。文部科学省の資料で、休職している公立学校の教員数は1996年、平成8年には全国で1,385人だったものが、2005年、平成17年には4,178人になっています。10年間で3倍以上の増加となっているのです。この数は、公立学校教員数の約220人に1人の割合にまで達しています。一昨日10日、月曜日のテレビでは無理難題な苦情や要求をする保護者をモンスターペアレントと言うそうですが、私も初めて耳にしました。このモンスターペアレントが公務執行妨害と障害で逮捕されたとの報道がされていました。給食を教室で食べていないので3人の教員が注意したところ、3人の教員が取り囲むようにその生徒を注意したことに怒った保護者が学校にどなり込み、話し合いの中で教員から「どういうしつけをしているのですか。」との言葉に立腹、暴力を振るったようです。岐阜県教育委員会が先月発表しました実態調査から、対応に苦慮された事例を述べてみますと、児童が登校せず連絡もないので心配した担任が自宅を訪問。玄関から大きな声で呼びかけたところ、保護者から「頼みもしないのに起こしに来て近所迷惑だ。」と言われた。給食費の集金のため家庭を訪問すると、「教師が勝手に給食を出している。うちの子には給食は出さなくてよい。義務教育なのだから税金で出せばいい。」などと言って払わなかった、などが紹介されています。国も来年度から教員の負担を減らそうと対策を本格化するようです。本格的な対応として、北九州市では教育委員会内に学校支援ラインを設置するとともに、学校支援ラインでも解決できない問題は弁護士、精神科医、警察官OB、臨床心理士からなる学校支援チームが立ち上げられ、その対応に取り組んでいます。京都市や東京都江東区などもその対策が進められているとのこと。これらの市や区では、かなり悪い状況にあるのではないかと推測されます。

そこでお尋ねしますが、香美市においてうつ病など精神的な病気で休職されている教員はいるのでしょうか。そして、保護者からの理不尽な苦情や要求の事例があれば、個人情報保護の範囲内でお答えいただきたく思います。そうした事例があった場合、対応はどのようにされたのか。今後どのような対策が求められるのかお尋ねいたします。

次に、環境問題、地球温暖化対策、CO₂削減に関し市民への啓発活動についてお尋ねいたします。

来年度から京都議定書に基づき、具体的な温室効果ガス排出量の削減が義務づけられた約束の期間に突入します。日本が目標に掲げるマイナス6%達成には、行政や事業者はもちろん各家庭での取り組みが絶対不可欠であるということは言うまでもないと思います。日本の家庭からのCO₂排出量の推移は、京都議定書の基準であります1990年、平成2年は1億2,700万トンでしたが、毎年増加し、2006年、平成18年には1億6,600万トンと、1990年と比較すると約30%も増加しています。国内全体では6.4%の増加であるのに対し、家庭からの排出量の約30%の増加は余りにも悪い意味での増加率ではないかと思えます。国民的な運動として地球温暖化防止対

策に取り組んでいますチームマイナス6%では、オフィスや家庭でさまざまな温暖化防止の取り組みを実践し、1人が1日1キロのCO₂削減を目指していくよう呼びかけています。香美市では地球温暖化対策実行計画書が作成され、CO₂排出量削減に取り組んでいることは十分認識しています。ただ、行政が京都議定書に基づきその目標達成に取り組もうとしているにもかかわらず、その熱意がまだまだ市民に徹底されていないように感じられ、残念に思うところでもあります。テレビでもCO₂削減のCMがたびたび放映されていることから、その必要性は認識されていると思います。先に述べましたチームマイナス6%の進める1日1キロのCO₂削減は、具体的にどうすればよいのでしょうか。市民に対してもっと具体的な啓発活動が必要ではないかと思います。政府は、暖房時のオフィスの室温を20度に設定し、寒いときには働きやすい衣服を着る。そして過剰な暖房機に頼らないウォームビズを呼びかけています。しかし、夏のクールビズは多くの国民に知られその取り組みが進んでいると思いますが、冬のウォームビズの知名度はまだまだではないかと感じています。環境省が支援する我が家の環境大臣では、電気、ガス、水道、ガソリンを記録することでCO₂排出量をチェックできる環境家計簿が提供されています。お隣の南国市では、独自の環境家計簿が作成され配付されています。ユニークな取り組みを紹介しますと、栃木県では省エネチャレンジ大作戦との取り組みがされ、この作戦は7月から9月までの3カ月間、電気使用量の同年同時期比の削減率が高い家庭の中から一定の割合で選び、5,000円相当の商品券を贈呈。この大作戦は、家庭部門のほか学校部門、事業所部門があり、参加した県民は約2万人で、3カ月の間にCO₂削減量は338トンと好結果が出ているようです。また、愛媛県松山市では一定の期間を決め、電気やガスの検針票がそのまま応募券となり、前年同期よりも節減できている家庭に対し1等1本3万円、2等5本1万円、3等100本1,000円分、図書カードの贈呈の取り組みがされているようです。市民にも好評で、身近なところからの省エネに対する意識の向上が見られているとのこと。先日、全戸配付されました広報香美12月号の中には、家庭でできる地球温暖化対策として「何キログラムの削減で何円の節約になるのか」とのCO₂削減のための記事が掲載されましたが、これまでに取り組んでこられた啓発活動はどのようなことか。そして、今後どのような計画を推進されるかお尋ねいたします。また、環境家計簿などほかの、作成に経費がかかるものではなく各家庭で壁に張っていただける1枚のカレンダーのようなCO₂削減への意識向上を目指してはどうかと思いますが、今後研究するお考えはないかお尋ねいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） おはようございます。比与森光俊議員さんの教育についての1番の学力テストと、4番の2の理不尽な苦情や要求について私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、学力・学習状況調査の結果でございますが、欠席者がほとんどなく、9つの小

学校の6年生207人、4つの中学校の3年生180人が学力テスト及び学習状況調査を受けました。中には、ふれんどる一むで受けた者もいます。土佐の教育改革の後期5年間は、特に県教委もそうでありましたので、土佐山田町といたしましては指定研究に各校が積極的に取り組んで子どもたちの学力向上に努めてきたという結果も、経緯もありましたので、私は結果はもう少しよくはないかと予想はしておりましたが、予想以上に厳しい結果でありました。各学校に差はありますけれども、小学校は、国語、算数ともに市全体の平均は全国平均のプラスマイナス5ポイント以内でありますので、全国平均並みであります。中学校は、これもまた国語、数学ともに学校によって特色があります。ある学校は国語がよかったり、ある学校は数学がよかったりというふうに特色はありますけれども、国語の市全体の平均は、Aが全国平均プラスマイナス5ポイント以内で全国並であります。Bは全国平均よりは少し低かったけれど県平均は上回っております。数学につきましては、非常に残念でありますA、Bともに全国平均より、また県平均よりも低いという結果でありました。この現状を踏まえまして、11月の校長会で各学校の結果の分析をデータをもとに話し合いました。さらに、今後市全体として研究を進めていくための、今データを収集しているところでもあります。学校の運営管理は校長に任せてありますけれども、これをきっかけに、合併して2年が過ぎようとしている現在、また、目の前に3年目も迎えようとしている現在、市全体として指定を受けて研究しているとかいないとかにかかわらず、市全体としての指導法の研究を推進していきたい。この学力テストの結果をそのきっかけにしたいと考えております。また、今の中学校3年生につきましては入試がもう目の前ですので、各学校とも懸命に、特に数学については取り組んでいるところであります。

次、保護者からの理不尽な苦情や要求についてお答えさせていただきます。

大栃小・中学校を除くすべてのPTAに学校教育課長と指導主事の3人で役員会等に参加させてもらい、話し合いをもたせてもらいました。大栃は、ゆずでせわしいということちょっと延びています。ある1校で予算面の要求がありました。それに私がよい返事をしませんでしたので、「底辺に合わせていると市全体の教育が低下することになる。」との厳しいご指導をいただきました。また、あるPTAでは学童についての話がありましたが、これは話があったという程度で私のほうからは私の考えをお話させていただきました。平素から私のほうに直接PTAの方から相談ごともあったり、校長のほうから相談ごとがあったりすることもあります。理不尽な苦情や要求はありません。学校へも今年はそういうことはきてないと思います。何かありましたら校長がすぐ来てくれて話し合いをしていますので、今のところはあります。が、ただ、よく年度末になりますと教員の指導力や学級経営についての話があります。これからの時期そういった話があるかもしれません。皆さん方に多くのご意見を、私も校長も聞きまた担任も聞き、みんなで教育を進めていくことが大事だと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

教育の中で消石灰の使用状況と今後の対応ということですが、消石灰、水酸化カルシウムについては強いアルカリ性で、目に入ると角膜や結膜を侵し視力に影響する障害を残す危険性があるということが指摘されております。このことから、運動場のライン等に使用する石灰については、より安全性の高い炭酸カルシウムを使用することが望ましいと思われまます。本市の小・中学校において調査をいたしましたところ、すべての学校でライン引き等に使用する石灰については炭酸カルシウムを使用しているというような報告を受けております。今後においても安全性の高い石灰使用について指導していきたいと考えています。使用方法については、屋外の運動部で教員の管理化で生徒が使用する場合がありますが、基本的には教員が使用するようにもた指導もしていきたいと考えています。

2点目の中学校学習指導要領の武道、ダンスの選択履修ということの件ですが、現在の中学校学習指導要領において第7節、保健体育、第2の3、内容の取り扱いのところ、「第1学年においてF武道、Gダンスについては、これらのうちから1つを選択して履修できるようにする。」ということがあります。現在の香美市の中学校では、武道は実施しておりません、ダンスを履修しているということです。フォークダンスであったり学校によっては創作ダンスであったり、いざなぎ流舞神楽であったりしております。決められた日数は、時間数はありません。中央教育審議会のこれまでの審議のまとめの中で、中学校の保健体育において、第1学年及び第2学年で体力づくり、器械体操、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンス及び知識に関する領域すべて履修させると今回あります。学習指導要領の改定時期は今のところはっきりしておりませんが、今後は武道もダンスも履修していくことになろうかと思えます。

うつ病や精神的な病気による教員の休職状況の件ですが、今年度において1人の教員においては3年の休職期限切れを前に、この8月末で依願退職をされたというようなケースがあります。また1人の教員においては、約9カ月の休暇、休職の後、精神的な病気による職場への復帰をサポートする職場復帰サポートシステムの適用を受けて10月より職場に復帰したケースもあります。また、もう1人の教員においては、約2年間の休暇、休職の後、職場復帰サポートシステムの適用を受けて来年1月から職場に復帰する予定という教員がおります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 比与森議員の温暖化対策についてお答えさせていただきます。ご質問と重複するところもありますが、答弁いたします。

2006年度の速報値における我が国の二酸化炭素を含む温室効果ガスの総排出量は、京都議定書基準年排出量、これは1990年でありまますが、の6.4%上回っております。

して、議定書の6%削減約束の達成には7%の排出削減が必要となっております。これには森林吸収源対策の3.8%、それと京都メカニズム1.6%の確保を目標とした数値が含まれております。これまでの香美市においての取り組みでございますが、香美市地球温暖化対策実行計画を策定しまして、平成19年度から取り組んでおります。この実行計画は、市役所の事務及び事業について職員一人一人が自覚の上、温室効果ガスの排出抑制に努めておるところでございます。この計画は、平成23年度までの5年間に、平成17年度を香美市は基準年としておりますが、排出量の1,955トンに対しまして3.7%削減を目標とし、年度ごとの結果を分析して公表することにしております。まずは市役所から率先して温室効果ガスの排出抑制を推進することが重要であると考えての取り組みでございます。

家庭でできる地球温暖化対策は、広報紙やホームページ、環境家計簿であります。において啓発もしておりますが、今後の取り組みにおきましては長期的な視野に立った市全域におけます事業者や住民を含めた香美市地球温暖化対策地域推進計画なるものを策定しまして、取り組んでいく必要があると考えております。引き続き広報紙等での啓発はしていきますが、イベント等の開催時には家庭でできる地球温暖化対策コーナー等を設けまして、高知県地球温暖化防止活動推進員さんがおいでますので、によります推進も図っていきたくと考えております。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 比与森です。2回目の質問をさせていただきます。丁寧なご答弁をありがとうございました。

教育長にお尋ねしますが、その中学校の数学が非常に全国、県下でも悪いということでしたが、特に自分が、中学校3年生が今回学力テストを受け、毎年のことですが1年生のときはおとなしく、2年生の夏休みごろから生活態度、服装、行動の乱れが。ずっと見てますと、中学校2年生の夏ぐらいから感じます。そして、進学を控える今の時期になるとおとなしくなる。3年生がおとなしくなると、じっと2年生が頭を持ち上げてくる、そういうサイクルを非常に感じます、生活態度で。1回目にも言いましたけど、その生活態度、1、2年生の生活態度、学校の規則を守る等によって点数が違うということも1回目で言いましたけど、その辺から現場での指導が。ただ勉強を詰め込むという指導ではなくて、そういう側面からの指導も、今後学力向上の取り組む上では大切ではないかと思いますが、その辺をお聞かせいただきたい。

そして、きのうの大岸議員の答弁の中、ずっと振り返って、また追加で思ったことがありますので。今回の学力テストに関し、私も4社の新聞すべて目を通しました。私なりに別のとらえ方として、現在の高知県、そして香美市の中学校への進学状況を見たとき、小学校で成績上位の児童は高知市内の私立中学校を希望する。そういう児童すべてとは言いませんが、その多くが進学塾に通い学力向上を目指しているのではないかと。私の家もそうでした。執行部の皆さんや議員の皆さんも、自分の子どもさんが高知市内の

どこか私立中学校に行きたいと言えば進学塾に通わせるのではないかと思います。そして、そこは記名式で上位何位までは点数を表示し、順位もつけられます。そして、最下位まで順位がつけられます。昨日、教育長の答弁の中で昭和39年度実施された学力テストでは、沖縄県はこのとき本土復帰してなかったと思います。「参加した45都道府県の中で高知県は最下位だった。」とのお話がありました。昭和39年は私が小学校6年でしたので最下位のはずがないと思うんですが、恐らく中学校のほうが最下位じゃないろうかと。この辺も高知市の私立中学校志望が高い原因であるのかというふうに思った次第です。教育長は、この現状をどのように受けとめられるか。そして、その率直な見解をお聞きしたいと思います。中学校の今回のデータ結果を分析してどう生かしていくか。その思いを具体的に。今現在の高知市の私立志向、教員OBとしてでもその思い、対策とかではなくその思いをお聞かせできればお聞きしたいと思います。

それから、地球温暖化ですが、各家庭でごみの分別の本になったようなのをいただいて、壁に張る1枚ものの新聞大のものもうちには張ってますけど、こういう形にしますとなかなか目に届かんし、どこかにしまうだけ。ほかの家庭へ行きましても新聞大の何曜日の、第何曜日にはビニールとか新聞紙とかいうのは割合張っている家庭が多いように思います。今回の広報の中にも、これは「暖房を摂氏1度低く、ウォームビズを取り入れることでエアコンの設定温度を工夫して過ごしましょう。年間33キログラムのCO₂削減が1,800円の節約です。」これではなかなか、市民がどうすればいいのか具体的にわからんと思います。これ南国市のいただいてきたがですけど、大事なことは、例えばテレビの待機電力が、これを抜いておけばどれだけのCO₂が削減できるのか。そのCO₂削減した、それに協力する、そういう取り組みをしたことで幾ら節約になりますよという、そういったものでないと、この広報香美のように年間で何キログラム、CO₂削減が年間1,800円とか言われましても、月100円やったら、200円やったら1日10円でもないかと。その感覚しか、どうしても意識として薄いように思うわけです。日常生活の中でそういうふうにちょっとした節約に対する、CO₂削減に対する行動がそれにつながるんですよというような、壁に張るような、そういうものを。今回、昨年ですか、今ごろ人権カレンダーを市のほうから町内会（自治会）で回ってきて、それをうちもずっと利用させていただいてますが、簡単に張ってすぐ目につくような形で市民に啓発活動を進めるような取り組みをすべきではないかと思いますが、もう一度環境課長に答弁をお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 比与森議員さんの2回目のご質問にお答えします。

昭和39年がどうであったかとかいうことは先日の教育長会で聞きました。詳しいことはわかりません。沖縄県が復帰してなくて、福井県と言ったのでしょうか、どこかの県が1個参加してなくて、45都道府県のうちの45番目であったということをお聞き

いただけです。

それから、私立へ行くということについてでございますが、それも先日の教育長会で聞きましたけれど、正確なことは覚えていませんしデータもありませんでしたのでここではっきり言うことはできませんが、高知県も私立も含めて考えても余り成績はよくなかったというようなことを聞いたように覚えています。何番目であったとかいうことは、そこまでは話はなかったですけど高知県全体として、私立も公立も含めてどういうふうに学力向上を図っていくかということが課題であるというふうに話があったと、私はその場では受けとめています。

さて、本市においての私立へ行くとかという話ですが、平成13年、平成14年ごろは、これは旧土佐山田町だけのことですが、生徒も今よりは多かったですけれど50人ぐらい抜けていました。私立へ行っていました。今は、おととしも、合併した去年もですが30人ぐらいだと思います。はっきりは記憶しておりません。各子どもたちに入学の通知を出しましたら、どこへ通ったのでその中学校へは入学しないということが保護者のほうから連絡がありますので、それによって教育委員会としてはわかるわけです。けれども、ご存じのように数年前には新聞報道もされていましていろいろ出ていましたが、今はだれがどこの学校へ行ったとかいうようなことははっきりはわからないようなことになってはおります。が、そういう仕組みで何人ぐらい抜けたかはわかります。そういった中でですが、一般的に言われておることは、これは本市に限りませんが中1ギャップということが言われております。割合中学校1年生の、これはCRT、到達度把握検査の結果ですが、CRTについては中学校1年生は数学、国語ともによいのです。これは大体本市に限らずどこもそう言われています。香美市でもそうです。これが中2になると落ちます。中3になると少しよくなるというような傾向が一般的でございます。それは、本当に私もこの仕事をしていて思うのですが、小学校と比べて中学校というのは本当に難しいと。思春期の子どもたちが集まってくるわけですので、しかも高校と違って義務教育ですので、本当にこの3年間は教育が難しい。けれども、人生の中で一番大事なときではないかとは思いますが。そこで、いろいろ今後これも踏まえましてどのように指導していったらいいか。それから、昨日も大岸議員さんにお答えをしたと思うんですが、生活についての調査を現在しております。香美市としてもそういうことももとに保護者にどういうふうに話して、家庭と一緒に子どもたちを育てていったらいいかということです。ただ、言われておりますのは、学力が二極化しております。よいものはたくさんおるのです。中ごろが少ないのです。よくない者がまたおるのです。平均値でいっていますので、平均したらどうということになるわけです。この学力が、いわゆる余りついてない者についてはやはり生活態度にも問題もあるでしょうし、いろんな面で、多方面で支援をしていかなければいけない。家庭や地域のご協力もいただかなければいけないということだろうと考えております。データを集めまして、市全体として生活面、指導面、両方ともどういうふうにより深く切り込んでいったらえいかという

ことを研究をする体制を、今整えつつあります。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 比与森議員の2回目のご質問でございますが、具体的な例を理解しやすい形で示していける啓発方法を今後検討していきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇二三夫です。きょうは香美市民の皆様と議員、執行部の皆さんにお断りを申し上げたいと思っておりますけれども、きのうから嘔吐下痢症みたいになりまして、ゆうべ薬を飲みましてどうしてもよう寝ずに、今朝方また薬を飲んで寝過ぎたというのが実態でございます。多くの皆さんにご迷惑をかけましたことをおわびを申し上げたいと思っております。

それでは、議長の許しを得ましたので通告順に従いまして質問をさせていただきたいと思っておりますが、実は風邪とともに歯を抜きまして、少し前歯が抜けましたのでお聞きづらい点があるかと思っておりますけれども、お許しをいただきたいと思います。

実はきのう帰りまして、今一般質問で1回目にセルロースからのアルコール製造についてということでご質問をさせていただく予定でございますけれども、きのう帰って日経新聞を見ますとこういうことが載ってましたので、まず最初にお知らせも含めましてご承知をいただきたいと思いますけれども、「森林の機能を生かして先進的な取り組み提案」ということで、これが環境省地球環境局総務研究調査室長の塚本さん、それから日本製紙の松本さん、それから三井物産の渡辺さん、それから三菱マテリアルの宮村さんが述べておられることですが、少し紹介をしたいのは松本さんという方が「塚本さんが話されたとおり、気候変動に関する政府間パネル、I P C Cの第4次報告でも森林減少が地球温暖化に大きな影響を与えている。」と報告されています。ここで私から言いたいことは、森林の減少は大きな問題ですが、短絡的に木を切らないことらに結びつけてはいけないということです。木を切らずに置いておけば確かに森林は減りませんが、どんどん森林の活力は衰えていきます。例えば、杉は日本国内においてCO₂の吸収固定能力が高い樹種の1つですが、木材としての利用価値が出てくる植栽後40年ごろを過ぎると吸収固定能力は減退します。生産された木材を有効に活用しながら、適切な方法で森林を再生循環させていく努力こそが必要と考えます。そして、渡辺さんがおっしゃられたのは、「適切な森林整備という点では、当社社有林の約4割を占める人工林で皆伐、新植、保育を繰り返す循環施業と間伐を繰り返しながら広葉樹の育成を促進し、針葉樹、広葉樹の混合林を目指す施業地に分けた管理をしています。いずれも適切な伐採と植林を行うことが重要だと考えています。」そして宮村さん、「住宅や家具に木を使っていますが、伐採や製材などの過程で当然歩留まりというものがあり、曲がった木やはじ材などをチップとして製紙会社が活用しています。伐採の際、搬出困難な枝葉などは今は林内に捨てられていますが、これを燃料とすることで化石燃料の消費を

減らすことにつながります。こうした仕組みを全体で考えていく必要があります。木質燃料の安定供給はさらなる森林の有効活用に寄与すると考えます。」というふうに述べられています。ちなみに、その三井物産がどれぐらいの森林を持っているかといいますと、日本の国土面積の1,000分の1に当たる面積を持っています。これは全国第3位。それから日本製紙は9万ヘクタールで日本1位、国土の2%。それから三菱マテリアは、それぞれ会社によって書き方が違いますが東京ドームの1万1,000倍ということですから約1%。この3社で日本の山林の4%、山林やなく国土という意味で書いてますが、森林に直すとかなりの数字を持っているということをもっと前提に、そういった企業が環境面といいますかその「仕様を、木材を有効活用していくことが必要なんだ。」ということをおっしゃられております。

すいません、長くなりましたが、まず1点目にセルロースからのアルコール製造についてということでお伺いをいたしたいと思います。

これは原油高あるいは地球温暖化対策の1つとしてエタノールの混合ガソリンの期待が高まっているところであります。昨年10月の定例市議会でも質問をさせていただいたところですが、当時から急激な変化があったということで再度ご質問をするものであります。このときに、現在のエタノール製造はほとんどがでんぷん等で作られておるということで、これは今の世界人口から見ますと安定した原料とはならないということをつけ加えさせていただきました。本年10月3日付けの日本経済新聞によりますと、アメリカ政府は石油資源を使用するのを抑えるためにエタノールを増産し、2017年までに1億3,300万キロリットルの供給を目指しています。2007年から2008年のトウモロコシの生産量というのは825トンであります。その20%を使用して4,940万キロリットルのエタノールを製造する予定のようですけれども、これはアメリカが輸出をするトウモロコシの量と同等の数量であります。この影響を受けまして世界的に乳製品、小麦、トウモロコシ、大豆等を原料とする製品が値上がりしていることはご承知のとおりであります。そして、この製造の問題点としては、アメリカの場合ですと100のエタノールを得るために80の石油を使うというところでして、環境面でのメリットは少ないと言わざるを得ません。また、ブラジルはサトウキビから製造しておりますけれども、サトウキビの作付をふやすために熱帯雨林を伐採し、ガスの削減にはつながっていないのであります。日本でもサトウキビを利用したエタノール製造が沖縄県等で行われておりますけれども、近年、稲わらや建築廃材を利用し、植物繊維からのエタノール製造をする方法が注目をされています。本年、国の公用車にE3、ガソリンに3%エタノールを混合した燃料を使用するという発表がありましたけれども、これは大成建設、大栄環境、丸紅等が大阪府堺市に建築廃材を原料として建設したプラントで製造されたものであります。そのほか、岡山県真庭市には三井造船とNEDOが建設したプラントがあります。本田技研と地球環境産業技術研究機構の研究グループは、木くずや雑草に含まれる繊維の全成分、いわゆるセルロースを短期間にエタノールに変

える技術開発をしたとのことをございます。内容は、「土や家庭内などに普通に生息するコリネ菌の遺伝子を組み替え、セルロースなどの植物繊維を分解してできるすべての糖をエタノールに変えるように改良した。」ということをございます。「雑草や木くずなどを集めそこに含まれる繊維セルロースを酸や酵素で分解して糖をつくり、反応タンクでコリネ菌をまぜればエタノールができる。植物繊維を分解するとグルコースやキシロースなどさまざまな種類の糖が精製する。従来の微生物は好む糖だけを先に食べて気に入らない糖は食べ残したり、後回しにしたりする。糖の一部が反応せず残ったり糖を食べ尽くすまでに時間がかかったりして生産効率が上がらず、コストがかさむ大きな要因だった。遺伝子改変したコリネ菌はすべての糖をえさとして好んで食べるほか、培養機の酵素濃度を下げればグルコースもキシロースも同時に食べ尽くすことがわかった。さまざまな糖を一気に分解するためにエタノールの生産コストが半分から3分の1になる。雑草や木くずなどからつくるエタノールの値段を大幅に下げられる。」という紹介をしているのであります。また、最近の動きとして、資源の有効活用と温暖化ガス削減につながるガソリン代替燃料として実用化を促進するとしまして、新日本石油、トヨタ自動車、出光興産、味の素、三菱重工、三菱農機、三井造船、明治製菓、月島機械、東レ、王子製紙、ヤンマー農機、日輝、ジャパンエナジー、三菱化学、三井化学の16社が結集。それに、原料生産技術開発で全国農業協同組合も加わるとしてあります。そして、これを受け、11月21日、経済産業省と農林水産省がバイオマス燃料技術革新協議会を発足させて、来年から企業、大学などが実証研究に着手をすることとあります。市長の諸般の報告の中に「製材用や合板を中心に国産材の自給率が回復をしています。供給量とともに自給率も回復しているのは、国内市場における国産材ニーズの高まりを示すもので、着実に需要は高まっていると言えます。一方、価格の面では国産材についての国際的な相場の中で決定をされるため、中でも杉材はもはや国際価格となっています。」との内容が含まれておりました。確かに合板メーカーは、近年まで使用した南洋材や北洋材の値上がりと数量の不透明から国産材にシフトをし需要量は高まっていますが、住宅建設戸数が減少する中で、今後製剤された用材との競合が心配をされる場所とあります。また、曲がり材、鹿の食害を受けた材、増材の発生する枝葉、端材、また製材で発生する端材等を含めると50%以上が廃棄をされていることなどから、これらのセルロースを活用することが資源の有効活用だと考えているところとあります。

農林水産省は、国産バイオマス燃料の生産拡大を支援するためガソリンと国産バイオ燃料をまぜた燃料を製造する事業者には、ガソリン税、1リットル現在53円80銭でありますけれども、これに相当する額の補助金を支給する措置の検討に入ったようであります。国産に比べ安いブラジル産に対抗できるよう販売価格を引き下げるねらいで、2008年予算の概算要求に盛り込みたいと考えるを思っておりまして、補助金によるガソリン税の負担軽減は国産バイオ燃料に絞って支援できる利点があり、国産支援の補助金は、1万キロリットルを製造するのであれば5億3,800万円の規模になるのであります。

同省は、原料輸送のコスト削減のためバイオ燃料の製造工場を農地に建てられるよう規制緩和をすることも検討中とのことでもあります。また、11月23日の高知新聞によりますと、経済産業省の地域資源活用型研究開発事業に津野町の稲田建設と高知工科大学などと県産資源を用いた鋳物用加炭材の研究開発、これはコークスを炭に置きかえるという事業ですけれども、これが選ばれたというふうな情報が出ていました。研究にはほかに特殊製鋼所、県工業技術センター、県産業振興センターが参加をするとのことでもあります。本市の面積538平方キロの90%を占める森林、林業の活用と活性化のため、全国で森林率一の高知県と高知工科大学等との連携をし地域資源の活用型研究開発事業等を活用したエタノール製造について取り組む考えはないか、市長の所信をお伺いをいたします。

続きまして、山間地域への定住策についてでございます。昨日の久保議員の（質問）中でも私と、今から質問させていただきます限界集落等の問題、似たような点がございませけれども少し、久保議員さんの問題では山を対象に含めなさいということ、私の場合はその山間地域に住む農業者の所有する森林ということで、やや視点が違いますので質問をさせていただきたいと思っております。

本市の山間地域では、社会的共同生活が難しい限界集落が増加をしています。物部町を例に取りますと、昭和35年3月に実施をしました国勢調査によりますと1万1,351名ですが、平成17年国勢調査では2,734名と、45年間で24%にまで減少をしています。町内の集落で昭和35年の人口から50%減にとどまっているのは町の中心であります大栃、山崎の2集落でございまして、そのほかの集落は12%から15%となっております。熊押142名、臼牛39名、上岡42名、中上61名が消滅をしたのであります。私の住む神池の昭和35年の人口は521名ですが、現在70名。うち23名が60（歳）以下、10年後には65歳以下は9名から12名と予測をされます。ちなみに神池、楮佐古、平井、臼牛、これが以前の物部村立神池小学校の校区でしたけれども、そのときの人口というのは約900名、児童・生徒は120名おりました。このような急激な人口減は、山間地域の現金収入源であった林業、養蚕、こんにゃく、製紙原料である楮、ミツマタ、炭等が輸入、あるいは硬貨への変化。燃料革命によって価格が低落をし、現金収入を求めて下流域の市町村に転出をしたためであります。今、国は輸入農産物との競争に対抗できる足腰の強い農家を育成するとして、4ヘクタール以上で経営する農家を中心とした政策を進めています。しかし、日本の1戸当たりの平均経営面積というのは1.6ヘクタール、アメリカが189.9ヘクタール、カナダが246.1ヘクタール、オーストラリアは4,011.1ヘクタール、EUが17.5ヘクタールと比較にならないのであります。また、日本農業の基本政策は価格補てんが中心で、現在行われています価格安定制度というのがございませけれども、野菜の再生産につなげるとしているものの実際の制度あるいは事業内容の価格補てん内容から見ますと、消費者に安定供給することを目的にした消費者対策色が強いのであります。ちなみに、ス

イスでは直接所得保障が充実をしております、山間部の農家では550万円、平たん地の農家では380万円、国民1人当たりの所得が410万円ですので、スイスの農林業者がいかにか国から多くの所得保障を受けているかということがおわかりいただけるかと思えます。一例を挙げますとスイスの山間部で17ヘクタールの牧場を持つ農家は、国で決められた12頭の乳牛を飼い、その乳の販売額は生産コストプラスマイナスゼロということですが520万円の支払いを受けています。そして、65歳の年金受給になると、それは子どもに移譲をされるということでございます。

11月10日付け日本農業新聞の論説で次のようなことが述べられています。「地方の反乱による夏の参院選挙での自民党惨敗で、政府与党はやっと地域対策に真剣になってきた。政府は10月初めに地域活性化統合本部を設け、地域再生戦略をまとめようとしている。この中で山村振興をしっかりと位置づけるべきだ。国土交通省の今年の調べで、限界集落は過疎地の前集落の13%に当たる7,900にのぼる。同省は地方重視の政治の風向きで、農林水産省、総務省と連携をし集落維持対策の検討に着手。農林水産省も中山間地域直接支払いを使い、限界集落での耕作放棄防止などに支援をする方針にある。だが、国に言っておきたいことがある。限界集落の延命的措置で済ませてはいけない。山村全体の抜本的な再生策を打ち出すべきだ。農業と林業の両方からの所得で暮らしていける山村を取り戻す必要がある。山村では山持ち農家が多い。だが生計は厳しい。農林水産省の2005年度調べで、山間地域の販売農家1戸当たりの総所得は437万円に過ぎない。」しかし、この数字というのは高知県に当てはめるとこういう437万円というのは当然考えられない、もっと半分以下になるのではないかというふうに思っていますけれども、統計数字でありますので437万円というのを取り上げさせていただきました。「このうち、農業所得も79万円と少ないが林業所得はわずか8万円で、なきに等しい。主に年金と農林業外収入に頼っている。これでは、若者が山村に魅力を感じてU・Iターンしたくても、とても家族を養えないとあきらめざるを得ないだろう。」と山間地域の農家の代弁をしています。長野大学の野 晃教授、昨日の市長の答弁の中でも出ました。当時は高知大学におられたと思えますけれども、11月17日の高知新聞の識者論評でも述べられてますし、11月27日の日本農業新聞にも願いととして同様のことを述べられております。それを少し紹介をいたしますと、「私は20年前から村消滅に警鐘を鳴らしている。住民の過半数が65歳以上となり、社会的共同活動の維持が難しい集落を限界集落と名づけた。だが、昨秋までの小泉内閣は地方交付税を減らし、小さな自治体の住民サービスを低下させ限界集落の増加を加速させた。限界集落になると神楽などの伝統文化は保てず、心の誇りも失う。美しい森と田が荒れ、日本人の原風景も失う。山の荒廃は下草も生えず鳥もいない沈黙の林を生み、赤土は川に流れて海の磯枯れを起こす。国は市街地で生活機能が整うコンパクトシティをつくり、限界集落の住民を移す考えがある。だが、これでは山、川、田を守れず、国土荒廃のしっぺ返しが必ずくる。人間と自然がともに豊かになる地域社会をどうやってつくるかが

21世紀の課題だろう。限界集落をふやさない予防行政が重要だ。55歳以上が半数を
超す準限界集落の再生が焦点となる。各集落は風土的に見て個性的であり、再生方法も
違ってくる。住民が活性化策を立案をし、自分たちでできないことを国、県、市町村、
JAに求める。そうした草の根政策提案が必要だ。」このことは大変重要だと思ってい
ます。私の集落でもゆずの農家が3戸、それから柿をつくる農家が2戸ですけれども、
2～3年前に1人の後継者が加わりました。やはり自分の地域でできるところは自分た
ちでやっていくということがないと、いかに直接支払い制度をやっても意味がないとい
うふうに考えています。ただ、むやみに直接支払い制度をするのではなくて、地域を何
とか守りたいという人がいることが大切だ。このことを大野先生もおっしゃられていた
と思います。ただ、最後に先生が言うたのは、「ただ、今の日本の山村は経済のグロー
バル化にはひとたまりもない。重要な環境保全地域として保護が欠かせない。国はカン
トリールネサンスの時代認識で農家の中山間地域直接支払いを欧州連合並みにふやし、
林家への直接支払いも講じ、農林業の総合振興策を取るべきだろう。」というふうに述
べられております。先ほど申しました農業新聞にあった、国土交通省の過疎地域調査は
今年2月に実施をされたものでございますけれども、今後、消滅のおそれがある集落は
全国で2,641。このうち422が10年以内に消滅をすることをしています。地域別で
は、四国が90、中国地方が73と多くなっているのとあります。一方、65歳以上の
高齢者が住民の半数以上を占める限界集落は7,873。そして高齢者しかいない集落
は425に上っています。日本学術会議が農林水産大臣に答申をした森林の持つ多面的
機能評価は75兆円。水田の持つ多面的機能は8兆2,000億円としています。この
75兆円の機能を持つ森林を支えているのは全人口の4%の人々であり、1965年に
354万人の山村人口は、2005年には206万人と激減をしています。

今、山の荒廃は確実に進んでおり、放置林下には草木が見られず表土がむき出しにな
っており、降雨のたびに表土が流され植林されたヒノキや杉の根は浮き上がり、これを
数回繰り返すと大崩落につながり川や海を汚しています。また、猪やニホンジカは山村
の集落内にまで侵入をし、米や野菜だけでなく植林した木の皮をはぐなどの食害を受け
ています。防護柵などの補助金はあるものの余分な支出を強いられているのであります。
また、山間地域の高齢者の年金だけで生活する方は国の世話になりたくないという考え
の方もおられますし、生活保護などに該当しない方も多くおられます。こうした人たち
を守るために、このように疲弊をした山間地域を生んだというのは国の経済を優先する
政策による結果ですが、国が本当に環境問題に取り組むとともに限界集落を守るのであ
れば、温かい手を差し伸べる最後のチャンスだと思っています。そして、その政策とし
ては、山間地の農家に対しては耕作地だけではなくて山をも対象とする直接支払制度、
山に住める対策が必要だと考えているところではありますが、地方六団体などを通じ国に
要望する考えはないか伺いをいたすものであります。

3点目でございますけれども、物部川の濁水対策についてであります。

物部川の濁水の原因は近年の集中的な降雨や放置林の拡大。ニホンジカなど有害鳥獣による笹や樹木への食害によるものであります。気象庁統計でも1時間降雨量50ミリ以上の発生回数は、100地点当たり調査で1976年からの10年間は16.6回。1986年からの10年間は17.7回。1996年から2005年までの10年間は21.8回となっており、その大雨の回数は確実にふえております。そして手の入っていない放置林の土砂を洗い流し、ニホンジカの食害を受けた笹や樹木は枯れ地面がゆるみ、大きな山腹崩壊による土砂が物部川に流入をしているためであります。しかし、放置林やニホンジカ対策等については直ちに解決できるものではなく、国、県、市町村など関係機関と連携をし、中長期的な目標を定めて対策を立てる必要があります。

そこで、現在最も効果が上がる方法としては、物部町安丸にある砂防ダムと永瀬ダムに流入している土砂の取り除きが急務だと考えているところであります。特に上葦生川に流入する砂採取は公共事業の減少などから現在休止をされており、流入量は増加をす一途となっています。そして、堆積した土砂によって河床が上がるために、これは平成16年災害ですが平井部落の上葦生川橋の上流部が崩落をいたしました。そして、本年は平井部落の下流が崩落をいたしました。そのほかにも北村水道の集水口となっております柳瀬が崩落をし、楮佐古川の下流に当たります、シモタビバシの少し下になります。ここも崩落をしたわけでございます。このように土砂の堆積は濁水の原因となるだけでなくダム周辺の災害にもつながり、これらも濁水の原因となっています。人によってはダムの貯水量、いわゆる増減によって崩れるという方もおります。確かにそれもあろうかと思えますけれども、もとの原因は河床の上昇によって下部が流され、その後ダムの増水あるいは減水によって崩落をするものであります。皆さんもご承知のとおり、水というのは1気圧当たりで毛管現象によって10メートル水位が上がるというふうに言われておりますので水の増減というのも確かに原因はあろうかと思えますけど、私は、第一の原因はその河床上昇によって起きておるという認識を持っておるところでございます。そして、保水力を失った山々に降った雨は直ちに川に流入をするために、昔のように大雨が降れば1週間以上増水をしていたのが、現在では2～3日しかその水量を確保することができないために川岸の砂に土がついたまま残り、次の大雨で土が流れるを繰り返しているのであります。特にここで上葦生川の砂を取り上げたのは、槇山につきましては岡ノ内で砂の採取がされており、採取場からダムまでの距離は近くダムへの流入量は比較的少ないと思われるからであります。永瀬ダム管理事務所によりますと、平成18年度測量の堆積土砂、これは建設当時からでございますが、ダム全体で1,246万7,000立米でございます。これは平成13年からしますと53万1,000立米増加をしています。そして、上葦生川分の平成18年度の測量の貯水容量、これは槇山川、楮佐古川、上葦生川とありますけれども、そのダムができる以前の合流地点までの貯水量ですが上葦生川分としましては1,638万1,805立方と、平成13年に比較しますと13万8,317立方減少をしているのであります。現在、県では久保安野地

区で平成16年に三嶺の崩壊で発生をした土砂を掘り取っていただいておりますけれども、安丸にある砂防ダムの砂を取り除けば、ダムに流入する土砂は数年間はないものと思われま。そこで濁水と災害の発生源となっております上葦生川から流入したダムへの土砂と、砂防ダムの土砂について緊急に取り除くよう県に対して強く要請をすべきと考えますが、市長の所信についてお伺いをいたします。

続きまして、最後になりますけれども大柘地区内の排水施設の改修についてお伺いをいたします。

大柘地区内の排水施設の改修につきましては、大柘部落（自治会）からの要請のあった内容で改修、改善がなされつつありますが、広範囲のために進捗は十分とは言えないのが現状であります。物部町は山林割合で見ますと、物部川の67%の水を供給をしております源流の村でありました。下流域に住む流域の方々に安全できれいな水を供給する責任を持っています。この大柘地区内の側溝は排水が流れずに一部停滞水となって腐敗した水が見られますし、夏ですと病原菌や蚊の発生源となり住民の健康への悪影響も考えるところでありま。また、その腐敗した水がダムに流入をし、湖水を汚すことにもなるのであります。台風時には側溝よりあふれた水が民家に流入したこともございますので、早期に全面的な改修が必要なことから、私が平成17年旧物部村議会において質問をさせていただき、執行部の答弁の中で「平成17年度中に全体計画を作成をし、翌年以降ダム周辺環境整備事業、電源立地地域対策交付金の事業を財源として整備を図る。」との答弁をいただいているところでありますが、その後の実績を見ますと平成18年度600万円、86メートル。平成19年度計画では600万円、66メートルの予定であると聞いておりますけれども、余りにも進捗が遅いのではないかというふうに思われま。当時の旧物部村の予算の中で、平成17年度議案第88号、これは私がお聞きをしたものですが、「議案第88号、平成17年度物部村一般会計予算「第9号」の道路維持費において、大柘地区の排水施設改修工事測量設計委託料として1,040万円が補正をされており、要を得た予算であると感謝をいたしておるところでございます。住民の健康面や、きれいで安全な水を供給するためにはできるだけ短期間で改修を終えることが望ましいと思われま。通行にも配慮する必要があることから工事実施計画、すなわち工事開始から完了までの期間は何年ぐらいを想定をしておるかお伺いをいたします。」というような質問をしています。しかしながら、今の進捗状態から見ますと到底短期に終了するとは思えませんが、平成20年度予算編成に当たり今後の経過についてお伺いをいたすものでございます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時41分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 門脇二三夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のセルロースからのアルコール製造についてということでございます。国は、再生産可能で環境への負荷の少ない木質バイオマスの利用を促進することは、地球温暖化の防止、循環型社会の形成や山村地域の活性化などを図る上で重要であるということをもとに、今、国自体で進めているわけでありまして、これは木材生産システムとともに連携した安定的かつ効率的な生産、搬出、流通体制の構築が必要でありまして、間伐材を含む林地の残材等の活用についてはまだまだ課題も大きいと考えられております。そうした中で、ご承知のとおり最近では、新エネルギー政策の中では穀物からエタノールの製造が行われているようになってきておりますが、その過程の中では、特に最近では食糧問題にも間接的に影響してくるというふうな状況になっております。しかしながら、世界的な課題の1つでございます国道43号の地球温暖化対策にも結びついていくわけでありまして、香美市としましてはこのCO₂の削減問題に対しまして香南市、香美両市が一体になりまして、本年8月、香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会を設立をしまして、代替エネルギーについてと、またそのビジョンづくりに取り組んでいるところでございます。組織のメンバーは、東京農業大学で農村バイオマスのエネルギー科学技術を専門としておられます牧教授、また副委員長には、高知工科大学で電子光システム工学の八田教授を。そして財団法人高知県産業技術センター研究開発コーディネーターの松崎工学博士、そしてJA、森林組合や四国電力などと一緒になりまして新エネルギービジョンの策定中でございます。そういうことから、当面はこの香南香美新エネルギービジョンの策定を進めていくことといたしておりまして、現在のところ工科大学あるいはまた県と連携をしましてこのエタノール製造につきまして取り組んでいくというふうな予定はございません。ただ、こうした重要な課題でございますので、やはりこうしたことは国の政策として取り組んでいただきたいと思いますし、また同時にそうした重要なことでございますので、内閣を初め先ほどご紹介がございました企業であるとか、あるいはそうした研究機関によりまして将来のエネルギーのあり方を含め、大いに研究開発の促進をお願いをしたいというふうに思っております。

次に、山村定住の、地域の定住についてのいわゆる山林に対する直接支払制度についての考え方でございますが、我が国は国土の約7割以上が森林でございまして、森林林業の振興は国づくりの上からも欠くことができないことであるというふうに認識をしております。しかし、現実には林業では生計が成り立ってはいけず、山林は荒廃をし、または高齢化の中で山村は崩壊の危機に接していると言えます。そして、今ご紹介がございましたが65歳以上の高齢者が半数を超える限界集落の増加が大きな問題と、社会問題化をいたしております。その限界集落でございますが、過疎地域の全集落の13%が限界集落であると言われておりまして、今後そうしたものを含め山村地域の抜本的な再生

策を打ち出すことが強く求められております。先ほど論説のご紹介もございました。私もその論説を読ませていただいておりますが、特にそうした中にも書かれておりますように、山村振興の上からも農業と林業の両方からの所得で暮らしていける政策が必要であると思っておりますし、また同時に、先ほど来申し上げております、特に地球温暖化防止の役割を大きく担う山林に対する政策は重要であるものというふうに認識をいたしております。そのためにも山村再生への大きなかぎを握りますところの林業、そして林業に対しましての国の財政支援は最も必要でございまして、提案してございまして、直接支払制度、これはご質問の中では農業者が所有する山林という限定をされたものでございますが、やはりそうした制度の中で地域を自分たちで守るという自立意識を養うための支援でなければならないというふうに思っておりますが、そうした支援につきましては今後も、私自身も機会あるごとに要望していきたいと思っております。今までも県にも、あるいはまた国会議員の皆さん方にも山村振興につきましては常に私自身の言葉で要望もしてきておりますので、今後も強くそうしたことは要請をしていきたいというふうに思います。

次に、物部川の濁水問題で、特に砂防ダム、永瀬ダムに流入している土砂の取り除きが急務と考えておるが県のほうに要請をすべきではないかということでございますが、この物部川濁水問題につきましては、県の主催しております物部川濁水対策検討委員会でも多方面から検討、協議がなされております。しかしながらなかなか抜本的な対策には至っていないわけでございまして、ご提案の貯水池に流入堆積した土砂の取り除きはこうした濁水問題には大変大きいと思っております。ご指摘をされております安丸の砂防ダム、また永瀬ダム等につきましては、一部砕石業者によりまして砂利の採取をしておりましたが、近年の需要の減少によりまして採取を休止しているということでございます。そういう意味からも、貯水池へは年々堆積をしておるとというのが現実であろうというふうに思います。県にも問い合わせもしました。今後は県におきましても補助事業等によりまして堆積土砂の取り除きができないのか検討していくということでございます。そうした関連でございまして、稼働対策としましては平成18年度には別府峡で約6万立米、そして岡ノ内でも2,200立米、そして柳瀬等でも行われておりますし、平成19年度でも上久保あるいはまた佐岡の貯水ダム等でも稼働におきますこの砂利の取り除きもしております。そういうことで、順次県のほうにもそうしたダムへの堆積物につきましても除いていただくようお願いをしております。私自身も、今年春でございましたが、ちょうど濁水次期でございましたがダムへの堆積状況につきまして自分で見てまいりました。これは、そのときの写真ではございませんけれども、確かに、これは槇山川の仙頭大橋の上流でございまして、大変ダムへの土砂の流入が多いということで、この濁水検討委員会の中でも、私自身もこのダムの堆積した土砂の巻き上げによって濁水が発生をしているということを見ても、そのことにつきまして強く要請、要望したこともございます。そうした中で、県のほうとしても今後具体的な取り組

みをどうしていくのかということを検討していただけるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 物部支所業務管理課長、岡本博臣君。

○物部支所業務管理課長（岡本博臣君） 門協議員の大栃町（地区）内の排水施設、市道側溝の改修についてのご質問にお答えいたします。

大栃町（地区）内の排水路、市道側溝につきましては、施工後かなりの年数を経過し老朽化が著しく進み水路内のコンクリートが剥離し通水が悪くなっていることと、その後、周辺的生活道等の舗装を行ったことによりまして降雨後の水量が増加し、一部では側溝からあふれる状況になっております。改修の今後の実施計画と見通しでございますが、改修に当たりましては平成18年度（後に「平成17年度」と訂正あり）に委託調査を行いまして、大栃町（地区）内の排水路4.8キロのうち老朽化の激しい箇所、排水機能の悪い箇所、約1.6キロを改修するよう設計委託を行いまして全体計画としておりまして、総事業費で約9,000万円程度必要ではないかと試算をしております。改修場所につきましては、通水性が悪く悪臭のひどい箇所、排水断面が小さく側溝からあふれる箇所を早期に改修し、その後は随時老朽化の激しい箇所、排水断面の小さい箇所を最優先に改修していきたいと考えております。

また、改修工事の実績につきましては、平成18年度にはダム周辺環境整備事業によりまして事業費5,000万円で89.6メートルを完成し、本年度は600万円で66メートルを計画しております。平成20年度はこのダム周辺環境整備事業によりまして約1,000万円の予算要求を行い、随時改修工事を進めていく予定でございますが、現在の状況では完成までに相当の年数が必要になりますので、有利な事業等がありましたら乗りかえも視野に入れ早期完成を目指したいと考えております。

平成18年度にはダム周辺環境整備事業によりまして、事業費500万円ということで訂正させていただきます。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇です。2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

市長のほうから丁寧な説明、答弁をいただきましてありがとうございました。ぜひそのバイオマスエネルギー等についてはやっぱり今後大切なことだと思いますので、真剣に考えていただいて推進ができるような方策を、努力をいただきたいと思いますし我々も協力をさせていただきたいと思っています。

質問を、議長にお許しをいただけたら、ちょっと市長にお許しをもらいたいのは、今物部支所業務管理課長からお返事をいただきました。2回目の質問は萩野物部支所長から答弁をいただきたいと思いますと思うんですが。市長、構いませんか、お許しをいただければ。というのは、当時の担当課長でございましたので、萩野物部支所長のほうに答弁をいた

だきたいと思っています。というのは、私が先ほど言いましたように質問をしました。その中で、今、物部支所業務管理課長が言うたような答弁ではなかったんですよ。何十年もかかるような、500万円とか600万円で156メートル、1,600メートルやるのに20年かかるわけですね、そういう予算編成では。そうやないはずなですよ。「5～6年で事業を完了したい。」こういうような答弁をいただきました。というのは、何でかといいますと今年もありました。大門という地区があります。これは今の三嶺組があるところに大栃の国鉄の駅がございました。そこからだだっつと下ったところに山崎製材というところがありますけれども、そこにある側溝が時間雨量で言うと70ミリ以上の雨が降りました、今年6月やったですか。そこがオーバーフローして、庭に入って、トイレに入って汚水が流れるような状況にあるがですよ。そういう意味で質問を旧物部村時代からさせていただいて、早期な改修が必要ではないかということでお尋ねをしておりますけれども、そのときの、物部支所長、その当時の議事録、コピーをとってきてますが、その中で物部支所長がお答えになった、当時の旧産業建設課長としてお答えになった内容では、「調査設計が終わりますと、事業費等も含めて計画ができる。」と。「事業期間等も決まってくるというふうに考えておりますけれども、当面この市道につきましては、合併いたしますと建設都計課のほうになると思います。」と。「そちらのほうで今後計画をいただくというふうになると思いますが、現在考えておる事業費等からしまして水源地域の電源立地対策交付金と、それからの、助役から説明してもらったダム周辺環境整備事業等の事業を充当いたしまして整備を図ってまいりたいというふうに考えております。」と。また、「そのほかに有利な補助事業等があれば調査をしながら導入していく。」これを言うちゅうがですね。その当時、旧物部村時代ダム周辺で1,200万円ですかね。それと、条件はそれ以上のお金が当然予算として組まれるべきやないかというふうに私は考えちゅうがですよ。これ、私は旧物部村長と物部支所長はうそを言うたと。旧物部村長と当時の旧産業建設課長はうその答弁をしたんやないかというふうに私としては認識をしちゅうがですが、それについてどういうふうにお考えなのか答弁をお願いします。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長（萩野泰三君） 門協議員の2回目の質問にお答えをいたします。

議事録の写しを読まれましたのでそのとおりでございますが、大栃町（地区）内の排水につきましてはただいまご質問がありましたとおりに議会での答弁、また現在の進捗状況につきましてはご質問があったとおりでございます。先ほど物部支所業務管理課長のほうから「平成18年度の調査」という答弁をいたしました、これは「平成17年度」の誤りでございますので訂正をお願いしたいと思います。

この排水工事につきましては、財源といたしましてはダム周辺環境整備事業の交付金。また、先ほどご質問がありましたように電源立地交付金を充てる考えでございました。

そういうことで答弁もいたしたわけですが、ダム周辺環境整備事業につきましては、香美市枠で大体年間2,000万円程度。また、電源立地につきましても旧物部村当時の額で1,200万円強じゃったと言うふうに記憶をしております。また、今ご質問がありましたとおり今年7月の台風4号、それから8月の(台風)5号でも、雨水によりまして側溝があふれて民家に流入するというようなことも起こっておりますので、今後早急に改修をしていかなければならないというふうに認識もしております。また、財政課ともその財源については協議もしていきたいというふうに思っておりますが、現在のようなダム周辺環境整備事業、また電源立地につきましても単年度申請事業でございまして、全く目途が立たないというのが現状でございます。こうした点も考えますと、やはり全体計画で認定を受けまして、また年度別計画に基づき着実に着工できるような事業を導入するというのも大事なことであろうと思えますし、そういう点で平成20年度にはそういう事業にも乗れるようなことも検討もいたしておりますので、住民の皆さんには大変ご迷惑もおかけしておりますが、ご理解もいただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長(中澤愛水君) 9番、門脇二三夫君。

○9番(門脇二三夫君) すいません。9番、門脇です。3回目の質問をさせていただきたいと思えます。

物部支所長のお考えはよくわかりました。そこで、お構いなかったら市長のほうにご答弁をいただきたいのですが、先ほど言いましたように大事なことは住民の健康管理の問題。そして、先ほど言いましたように排水からオーバーフローした水が民家の庭に入って、トイレに入って、その汚水がダムに入るといふようなところがあっては決してならないというふうに私は考えてまして、旧物部村時代からやっぱり上流に住む人間としては、下流域の人に健康で安全でできるだけきれいな水を提供していくというのが大切だというふうに考えておるわけですが、先ほど言いましたように、少し質問に誤りがありましたけれども、電源立地のほうは1,200万円という理解でええわけですね。というのはですね、そういった金額が必要なのにもかかわらず、たったとは言われませんが600万円で改修をするというのは20年かかるわけですね、単純に言いますと。1キロ600(メートル)を修理をするのに、66メートルとか56メートルとか言うてたんでは20年かかる。これは我々も、質問した側も答弁した側も責任が持てるので、20年で。日本の平均寿命からいきますともうあっち向いていってますから、そうではなくてやっぱり自分らが責任が持てる範囲の中でお互いが質問させられて、いろんな事業を進めていくというのが基本じゃないかというふうに考えてますけれども、できるだけ早い機会にこういった障害がないといえますか、できるだけ住民の方に迷惑をかけない。そして下流域の人にきれいな水を提供できるというふうな予算をいただけたらというふうに思えます。ただ幾ら組んでという、金額が幾らということやなしに、いろんなそういった事業があると思えますのでより研究をしていただいて、市からの持ち

出しというのは少ないに越したことはないがですけれども、やっぱりある一定の金額で。例えば、5年なら5年、通常ですと3年とか5年とかいう計画なんです。私たちも住民の方からいろんな苦情があったとき、私も今年の災害のときは立ち会いをしました。そして「全体ではこういう計画で見直しはしますよ。5年ぐらいのうちにはそういった整備ができて皆さんにご迷惑をかけんよになりますから、それまでは辛抱してくださいね。」という話もしてきましたし、当時私も区長（自治会長）をさせていただきました。今共通で言いますと自治会長と言うのですが、その会の中でも話をさせていただいちゃうがですので、やっぱりできるだけ当時の計画、旧物部村当時の計画。合併しました、しかし、その当時の大事な1つの取り決めといいますか、決定の内容についてはできるだけ早急に解決をしていただきたいなというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で最後の質問とさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 門脇二三夫議員の3回目の質問に答えさせていただきます。

先ほど旧物部村時代での話、議会でのやりとりにつきましてのことにつきまして物部支所長のほうからお答えをさせていただきました。この状況、またそれに至ってまでの経過等につきましては、物部支所長も十分認識をされております。なお環境の変化等々あるわけでございますが、そうしたことを踏まえて今後物部支所長とも協議をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

次に、8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番、小松紀夫でございます。通告に沿いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、学校教育についてでございますけれども、この質問につきましてはまっこと同じことばかり聞くねと思われるかもとれませんけれども、それだけ関心のあることということで、視点も若干違うということでご答弁をよろしくお願いをいたします。

本年4月24日に、全国規模では43年ぶりの全国学力テスト及び学習状況調査が小学6年生と中学3年生を対象に実施をされ、10月24日に結果データが県単位ですけれども公表をされたところでございます。その目的は全国的な義務教育の機会均等、またその水準の維持向上の観点から、各地域における児童・生徒の学力、学習状況を把握し分析をすることによって教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ると。また、教育委員会、学校等が全国的な状況との関係においてみずからの教育施策の成果と課題を把握しその改善を図り、あわせて児童・生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげると、そういうことになっております。そこで、お答えをできる範囲で全国学力テストにおける本市の小・中学校の結果をお伺いをいたしますが、この件につきましては先ほどの比与森議員のご質問にお答えをさせていただいて、その中で小学校にお

いては全国並み、中学校は落ちると。一部、これは本会議での発言ですから一部公表されたということかもしれませんが、数字ではなかったわけでございます。また、本定例会初日の諸般の報告でも結果の公表は行わないとのことでしたがけれども、今回のこの学力テスト及び学習状況調査には77億円という巨額の税金が投じられております。このことから本市の小・中学校の正答率は、全国平均と比較してどうなのか。また高知県の平均と比較してどうなのかというぐらいは市民の皆さんに公表をするべきではないか。そういうふうに思います。また、そうすることによって、全市を挙げて小・中学校の学力向上に関心を持っていただくと。そういうことが意義のあることで必要なことと考えるんですけれども、ご答弁をお願いいたします。

また、新聞報道等によりますと、今回の学力テストの結果で高知県においては小学校は全国平均とほぼ同水準の正答率ですが、中学校では正答率が全国平均を大きく下回っていると。学力の定着状況に大きな課題があるとのことでございます。このことは、毎年実施をしております到達度把握検査、CRTです。CRTによっても小学生は全学年で算数、国語ともほぼ全国平均並みであるが、中学校では英国数3教科のいずれもが全国平均を下回る傾向が続いていると。そういうことから、ある程度今回の全国学力テストの結果は予測をされた結果ではないかと、そういうふうに思っているところでございます。

そこで、本市におきましてもそのような傾向があるのか。また、あるのであればその原因をどのように分析をし、対策を講じているのかお伺いをいたします。

さて、今回の全国学力テスト及び学習状況調査につきましては賛否両論がございます。賛成意見としましてはこの調査の結果は次に活かしていく情報であると、そういうふうにとらえ、教師、保護者、教育委員会等が課題を共有して対策を考えることができるということなどございます。反対意見としましては、学校や子ども同士を競争させ序列化するという問題。それとともに個人情報保護の点でも問題があると。そういうこととございます。そこで、本市の教育行政の長でございます教育長の、全国学力テスト実施に対するご見解をお伺いをするところでございます。

次に、本市が平成18年度より取り組んでおります教育施策の1つでございます学校評価システム構築事業につきましてお伺いをいたします。

学校評価の目的は、教育の質の保障、向上、学校運営の改善、信頼される開かれた学校づくり等でありまして、評価の方法としましては、まず各学校において校長のリーダーシップのもとで全教職員が参加をし、あらかじめ設定をした目標や具体的な計画に照らしてみずからの取り組みについて自己評価を行うこととございます。その自己評価の結果を保護者、地域住民等で組織をいたしました外部評価委員会、今現在は学校関係者委員会です。その外部評価委員会が再評価をして、その結果を受けた教育委員会は学校に対する支援や条件整備等を改善していくと、そういうことになっております。

そこで、この学校評価システム構築事業の成果をお伺いをいたします。ただ、平成1

9年度につきましては現在、各学校で自己評価が終わってこれから外部評価と。そういうところがございますので、現時点での成果をお伺いするところがございます。

また、この学校評価システム構築事業は、国の補助事業としては平成19年度で本市は終了するというわけがございますけれども、平成20年度以降、本市単独でこの事業を継続をしていく考えがあるのかどうかをお伺いをいたします。

次に、不登校児童・生徒の問題についてお伺いをいたします。

一般的な考えられる不登校の原因には、友だちとのトラブル、いじめ、部活動でのトラブル、先生とのトラブル、学業不振によるもの、また家庭のさまざまな問題によるもの、新しい学校での適応障害によるもの、また要因が複合的に起因をしている等さまざまでございます。

まず、本市における不登校の児童・生徒の人数をお伺いをいたします。また、不登校児童・生徒への対応をあわせてお伺いをいたします。

次の質問に移ります。指名競争入札における指名基準についてお伺いをいたします。

土木工事の指名基準につきましては、合併当初の平成18年度におきましてはAランク5社、Bランク14社、Cランク7社、Dランク3社というふうにランク付けをし、Aランク及びBランクが1,000万円以上の工事。Cランク及びDランクが1,000万円未満の工事であったと存じております。この指名基準が平成19年度、現在ですが、現在はDランクを廃止しAランク7社、Bランク9社、Cランク8社というふうにランク分けをして、Aランクが3,000万円以上の工事、Bランクが500万円以上5,000万円未満の工事、Cランクが1,000万円未満の工事となっております。このランク付けや指名基準額等については副市長を初めとする香美市契約等審議会において検討をされたものと思われませんが、この指名基準を1年で変更された、その理由と基準額の根拠をお伺いするところがございます。

また、平成18年度及び平成19年度のランク別の契約件数と契約額をお伺いをいたします。

現在の指名基準を平成18年度と比較をしたときに、Aランクの業者については平成18年度は1,000万円以上の工事に入札資格があったと。が、平成19年度には3,000万円以上の工事となり、単純に考えて入札に参加する機会が少なくなっているのではないかというふうに思います。また、Cランクの業者について言いますと、平成18年度は1,000万円未満の工事に入札資格があると。そして、Aランク及びBランクの業者は1,000万円未満の入札には参加できない、だからCランクだけでできると。そういうことになっておりましたが、平成19年度になってBランクの業者も500万円以上の工事に入札資格ができたため、やはり契約の機会が少なくなったのではないかというふうに考えます。Aランク及びCランクに対してこのBランクの業者、現在9社でございますけれども、このBランクにつきましては、平成18年度はAランクと同様の1,000万円以上の工事ということでございましたが、契約額の下のほう

は、この1,000万円以上というところが500万円以上と下に範囲が広がりました。上限は5,000万円未満と定められましたけれども、平成18年度にはAランクも入っていたこの1,000万円から3,000万円の間のこの工事が、Aランクが3,000万円以上ということになりましたのでBランクのみ入札ができるというふうなことになっております。このように、この指名基準額等を見る限りにおいては、Bランクの業者は平成18年度よりも有利になっているのではないかというふうに思われます。それと同時にAランク及びCランクの業者にはやや不満があるのではないかというふうにも感じるところでございますが、このことにつきましてご見解をお伺いをいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 小松紀夫議員の学校教育についてお答えをさせていただきます。

さきの議員さんにもお答えいたしました。結果につきましては、今年のCRTの結果も昨年に比べてよくなかったので心配はしていました。心配はしていましたもの思ったよりもよくなくて、私もショックを受けて責任を感じております。特に、小学校はもう少しよいかと思っておりました。小学校は全国平均並みで悪くはなかったですが、もっとよいかと思っていました。学校別に見ますと、結果のよしあしは別として私が予想しておったような結果であった学校もありますし、予想していたよりもよかった学校も、また予想しておったよりも悪かった学校もありました。CRTにつきましては、もう旧土佐山田町で平成15年からですからずっと公表していましたので、香美市になっても去年も今年も広報香美に市の平均を公表いたしました。全市についての公表、私もいろいろ迷ったんですが、公表はしないということを校長会等でも約束をしておりますので、公表するつもりはありません。が、この受けとめ方についてですが、私が受けとめているのと同じぐらいに12人の校長が受けとめているかどうかということが一番の問題であります。小松議員さんも学校関係者評価委員さんになってくださっています。そのほか各班にお1人ずつ議員さんをお願いしてございますので、5人の方が先日来学校評価システム構築事業について学校の説明を聞いてくださったと思います。その中で、これについて校長のほうから積極的に話した学校がどれくらいあったかということ。私はすべての学校で、学校関係者評価委員さんには点数だけでなくよかったことも、これからのことも話してもらいたかったと思いますが、そこまで校長会では約束はしてありませんでした。そういったことから、校長の人間性といいますか、教育に対する価値観といいますか、責任感といいますか、おわかりいただけたと思います。学校別に見ますと、おおむね授業改善や集団づくりについて、あるいは基本的な生活習慣の確立についてなど、数年来研究を続けている学校にはその成果が見られました。原因は3つあると思います。1つ目は子どもの生活習慣がどれくらい確立されておるか。家庭のあり方も含めて問題だと思います。2つ目は学級経営だと思います。3つ目が指導方法だと考え

ます。私も個人なりに見てみますと、6年生と中3がテストを4月に受けたわけですから、今の学級、学年よりもそれまでの、去年がどうであったか、その前がどうであったかというようなことを考えてみますと、やはりこの学校におきましては学級経営と指導方法が原因であると、よくっても悪くっても結果が、思うところでございます。

そこで、指導方法につきまして、1つは先ほども議員さんにお答えを、比与森議員さんにしましたが、中1ギャップという問題があります。それは、小・中の連携について工夫する必要があるかと思えます。例えば、今回成績のよかった秋田県や富山県などは、家庭学習でどういうことを子どもたちがやっているか。復習よりも予習をしておるそうでございます。また、PISAの国際的学力調査でトップの成績を修めていますフィンランドでは、フィンランドへ留学しておった子どもを先日テレビで放送していましたが、ほとんどドリルというものは使ってないそうです。7月に本市でも市販のドリルや副読本の使用状況について各学校別のデータを出しまして、校長会で検討をいたしました。これは4月に義務として教育委員会へ届け出るようになっておるのですぐわかるわけです。ドリルとかいうような、この市販のいわゆるワークブックをたくさん使ってどういう授業をしておるのかということは予想できるからでありますし、また、経済的な負担のこともありまして7月にはそういった話をしました。私も反省をしております。旧土佐山田町のときからそうでしたが、学校の立地条件とか子どもの数が違いますので特色ある学校づくりということを進めてまいりました。市になってもそのようにしております。特色ある学校づくりを進めるということになりますと基本的なものを、もちろんみんなが同じ学校ではないはずですから何も押しつけるとかいうことはできないわけですが、基本的なものをきちんと示すことが少なくなるわけでございます。学校運営を学校に任すわけです。私が幾ら笛を吹きましても学校が踊らなければ、必謹な例ですみませんが効果は薄いということに。これは学力テストだけのことではありません。学校経営自体がどうかということになるわけでございます。その点はすごく反省をしております。

そこでこの26日に、実は鏡野中学校と6つの小学校の管理職と研究主任を集めまして、今度の学力テストの結果を中心にいろんなデータを集めまして、県の指導主事にも来てもらって分析をしようと考えております。どうして鏡野中学校と6つの小学校かといいますと、校長会も香美市になりましてエリアが広くなりました。けれども、みんなが本当に自分ことも出し合って、校長会では自分の学校のよいことも悪いことも出し合って話はしていますけれども、鏡野中学校と6つの小学校だけの話を極端に進めることはできません。そして、物部町と香北町（の中学校）におきましては、合併後ずっと毎月私たちの行っている校長会とは別に、2人が集まって会議をしております。私は呼ばれてないので行ったことはありませんが、2人が話すことはずっと続けております。繁藤中学校は小中連携で毎日一緒にやっておりますので、そういうこともありまして鏡野（中学校）と6つの小学校の会をもちたいと思っております。夏に一度、生徒指導と中学

校1年生の子どもたちの状況について、その会をもって大変よかったです。細かいデータも出されましたので。そういうことをいろいろ、今資料も集めておりますが話し合いをしまして、そして年が明けまして1月には市全体として全部の学校が集まりまして、その26日の会も踏まえまして、またデータは物部町も香北町も繁藤（中学校）も同じものを、例えばドリルの使い方とか校内研修を何回どうしておるとか。それからチャレンジタイムというのがありますがそれをどうしておるとかというようなことですが、そういうことも出し合って話し合いを全体に広めてしたいと思っています。ある校長が個人的に申しますのには、「大学の先生を講師に招いたりして、香美市として基礎学力の定着と学力向上に向けて最低どういうことをやったらいいかというような研究を何回かした方がいいじゃないか。」と言っておる校長もありますので、そういった方面でやっていきたい。積極的に指定を受けて授業改善に取り組む学校と、そうでない学校についての差をなくしたい。一応基準としてこういうことはこの学年でやろうとか、学校全体でやろうとかいうことを、最低のことを決めてやっていきたいと思っています。

先日、山田小学校は文科省の、鏡野中学校は県教委の指定を受けての学力向上の研究発表会を実施いたしました。市内の多くの教職員が参加し、とてもよく研究ができておりました。鏡野中学校へは市長さんにもおいでいただきました。来年度は片地小学校と楠目小学校が授業改善に向けての研究発表会をするようになっております、予定であります。そういう指定を受けてとか受けてないとかいうことを度外視してほかもやっておるわけですから、全体で進んでいきたいと考えております。

次、学校関係者評価についてですが、この指定を受けまして、運営委員さんや学校関係者評価委員さんになっていただいております方には大変お世話になりました。ありがとうございました。現在は、先ほども言いましたように学校側からの説明を受けて、今後は年末に慌しくなりますが皆さんに外部評価をお願いしたいと考えています。その後2月2日に予定しておりますフォーラムまでに総括に向けてのアンケートもお願いするようになっております。私は、この町村合併の時期にこの指定を受けて大変よかったと思っています。また、校長とかいろんな方もそう言ってくださいます。といいますのは、やはり教育委員会も3つありますと、それぞれ教育に対する思いや力点に特色がございました。けれども1つの思いになって学校が全部進んでいけたということは、本当によかったと思っています。成果と課題をきちんと検証し改善を図りながら、来年度以降も取り組みたいと考えています。これで何がみんなが一緒になったかといいますと、教育計画といいまして、どういう指導要領に沿ってどういう教育を子どもたちにするかということが、同じ認識に立つこともできました。評価項目については、学校によってレベルの高い学校も低い学校もありました。そういったことを再三研究し、今年はある一定のレベルを各学校が持てるようになりました。教育全般について、これによって学校を平均化、ある面することができました。学力につきましては、先ほど申しましたような会等を通じまして平均化した学力向上に向けた指導方法や学級経営ができるようにしたいと思っています。

います。

最後に不登校についてであります。

教育支援センター、通称ふれんどる一むが、問題行動、長期欠席に関する調査という指定を今年を受けて研究をしております。毎月児童・生徒の動向を調査し、対応を研究するというものであります。11月の調査では、小学校の不登校が5人、中学校が12人です。県下的に見ましても、昨年に比べても中学校は減少しております。小学校は県下の平均と変わりません。中には1学期に不登校であっても2学期に学校に復帰した者もいれば、2学期になって不登校になった者もいます。いろいろな方法で学校やふれんどる一むが対応しておりますが、十分であるとは言えません。今後も研究をしていかなければなりません。保護者の意識もいろいろありましてなかなか難しい問題ではあります。ただ、市外から転入をしてきてくれておる子どももおります。学校が変われば不登校が治るだろうかということに来てくれておる子どももおりますが、なかなかこういった子どもさんとかかわりを深くすることは難しいということもあります。なお皆様のご協力をいただきながらやっていきたいと思っております。私も今ここに各学校別の学力調査もC R Tの結果も、平均と比べてよかったかどうかというのを色刷りにしたのも持っていますが公表することはできません。ただ、市長さんには先日ご報告はしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 小松議員さんの指名競争入札における指名基準についてにお答えをさせていただきます。

まず1番目に、指名基準を1年で変更した理由と基準額の根拠についてというご質問についてでございますが、まず現在の香美市土木業者のランク分けでA業者が9社、B業者が9社、C業者が8社となっております。ところで、指名基準につきましては毎年年度初めにその方針、基準を決めてまいるということでございます。平成19年度の入札指名基準は、全年度の発注状況、毎年度、年度初めに各課からとる発注見通し、それに高知県内の同規模市町村の前年度発注基準などを参考にいたしまして香美市契約等審議会で審議して決めたものでございます。

次に、2番目の平成18年度及び平成19年度のランク別の契約件数と契約額のご質問でございますが、ランク別の契約件数と契約金額につきましては、平成18年度はAランク、Bランクが1,000万円以上、Cランク、Dランクが1,000万円未満の工事という指名基準でございましたが、結果はAランク、Bランクは契約件数28件の、契約金額9億8,460万円。Cランク、Dランクにおきましては、88件の2億2,036万3,000円という結果になっております。次に、平成19年度におきましては、指名基準はAランクが3,000万円以上。Bランク500万円以上、5,000万円未満。Cランク1,000万円未満となっておりますが、今現在でAランクは契約件数6

件、契約金額2億5,620万円。Bランクは11件の1億5,649万2,000円。Cランクは38件の8,701万750円となっております。

次に、3番目の、現在の指名基準ではBランクにある業者には有利な基準と思われ、Aランク、Cランクの業者には不満があるのではないかとのご質問でございます。これにつきましては、今日のように公共工事の発注が大変減少している中におきましては、どのランクの業者におきましても厳しく、危機感を感じているのではないかと思います。しかし、指名基準につきましては、初めに申し上げましたとおり各資料をもとにいたしまして契約等審議会でも慎重に審議された結果によるものでございまして、ご了承いただかなければならないものでありますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 2回目の質問をさせていただきます。

学校教育についてお願いをいたしますが、この全国学力テスト及び学習状況調査等の公表、市民に対する公表はしないと校長会で約束をされたこと、こういうことではございますが、今、開かれた学校づくり推進委員会等も設置をされて、学校と住民が交流をする、住民が学校の中へ入ってきて情報も交換をして、地域によってこの学校、児童・生徒等の教育もしていただくと。そういうふうな開かれた学校づくりということもどんどん進められている中でございますけれども、やはりその1つの情報として全国的に関心のあるこの全国学力テストの結果というものは住民にも、ただ学校単位で好評ということは、これは無用の混乱を招くと思えます。ただ、香美市内の小・中学校の平均正答率というものは全国と比べてどうか。高知県内と比べてどうかということはお知らせをして教育に関心を持ってもらうという機会、起爆剤にもなるかと、そういうふうに思います。自治体によっては公表をされている自治体もあります。恐らくそういう自治体は、公表することによっての効果ということも考えて公表ということになっていると思うんですが、公表しないということであればそれなりの理由もあろうと思えますので、その理由をお伺いをいたします。

それと、中学校の学力が低下している。小学校と比べて中学校が低下すると。その問題ですけれども、自分もある会で中学校が小学校と比べてぐっと落ちてるということについて、県教委の方も一緒にいた席だったんですが、やはり高知県の場合、私立中に一定優秀な子がかなり多く行くと、抜ける。だから中学校の成績が下がるんじゃないかというふうな質問をしたことがあるんですけれども、そのCRTの結果をやはり見ますと、中学校1年当初、入学当初に行うCRTでは中学校1年生は全国水準。ただ、2年生になれば下がる。3年生でもそんなに上がらない。やっぱり全国より低いということから、その私立中へ抜けるからちゅうのはそうじゃないという県教委の方の話も伺ったことがあります。そこで、じゃあ何かといいますと、今教育長さんも答弁で申されました中学校での授業の質の問題というのはやはり出てくるんじゃないかと。それと同時に家庭学

習というのが先日の調査の結果でも、他県においてはやはり小学校より中学校のほうがだんだん学習が高度になっていきますから、家庭学習の時間は小学校より中学校がふえていく。他県はそうなのですが、高知県は中学校になったら小学校より減ると。家庭学習時間が減っていくという現象があるというのがやはり1つの大きな問題じゃなかろうかと。これも学校現場での対応が大事になってくるのではないかというふうに思っております、原因としては。それで、この中学校で小学校よりずっと全国とどんどん差が開いて、下がってくると。そうなると、じゃあ高校でどうなるかと。高校で急にこう上がるということは余り考えられない。やはり高校でも、今度は逆にもっと大きく差が、全国と比べてついてくるんじゃないか。そういうふうなことを考えますと、この中学校でのこの学習の低下ということは、本市の将来を担う子どもたちの将来に深く、大きくかかわってくる重大な問題であるというふうに思っています。重点的な取り組みが必要じゃないか。そういうふうに思っておりますが、ご見解をお伺いをいたします。

それと、この全国学力テスト実施について賛否がありますが、教育長はどういうふうにお考えかという質問には、何かお答えがなかったみたいですのでお願いをいたします。

あとですが、その学校評価システム構築事業につきましては、平成20年度も単独で継続していく考えがあるかというところもちょっと抜かっておりましたので、お願いをいたします。

それと、この学校評価システム、この事業において「学校現場が一つになって、レベルが一定上がって平均化をされてきている成果があらわれてきている。」と、そういうふうなご答弁がございました。この学校評価システム構築事業は、PDCAサイクルを基本としてこの事業は行われております。このPDCAサイクルってほかのさまざまな事業なんかに導入されてるんですけども、簡単に言いますと、このPというのはプラン、目標設定ということで、この学校評価システムにおきましても中期と単年度の目標を明確に設定をすると、そういう作業。プラン、Pでございまして、次のDがドゥーということで実行ですね。それをその目標に向かって各学校が実行するということです。そして、Cがチェックです。学校内部の自己評価、そしてその自己評価に対する外部の評価がチェックで、その次が、Aはアクションで改善です。が、やはりこのAが一番重要やないかと自分は思っております。やはりチェックをして、目標を立てて取り組んでそれでチェックして、その後ですよ。これはもう当然学校現場も取り組まなければいけませんけれども、設置者もこの学校の状況を把握をして、学校に対する支援、条件整備等の改善、これが非常に重要なところだと思います。また、この学力テストなんかも膨大なお金と時間をかけて出てきたこのデータが来ましたので、これを使っていかに改善していくかというところが重要であるというふうに思うところでございますが、教育長のご見解をお願いをいたします。

次に、不登校児童・生徒の問題ですけれども、あわせて17人今おられるということをお聞きをいたしました。この対応、保護者の対応も難しいと思いますけれども子ども

の非常に難しいと思います。というのもその原因が、先ほど申し上げましたように非常に多様であります。多様であると同時に行きたくないという子と、行けないという2つの原因もあると言われております。行きたくないという子どもはある程度原因がわかってるんですけども、なかなかその原因、特にいじめなんかだったら子どもは言わないと。なかなか言わないからわからない。行けないという子どもは、前日までは行く準備をして寝るんですけど、朝起きたら腹が痛くなったり頭が痛くなったりということで行くことができないとか、非常に多様である。こういう対応を、当然現場の教師が宅訪などして対応してるんですけども、これにはある程度限界があるんじゃないかと思いません。やはり、この専門の知識のある、こういう不登校に対する知識のある専門的な方を登用して教師とともに対応に当たらずというふうなことも考えたほうが、問題解決は早いんじゃないかというふうに思いますが、お考えをお聞きします。

また、過日繁藤小・中学校を訪問した際に校長先生とお話をしたんですけども、繁藤小・中学校には不登校になっていた子が市内からも来ていると。市外からも来てるということでお話をしました。あそこはご存じのとおり小中一環であると。少人数複式学級と、非常に環境が、他の大きな学校と比べると全然環境が違う。そういう違った環境の学校に行くことによって不登校が解消されている部分もあるんじゃないか。また、やはり不登校になるとどうしても学習面でのおくれということで、悪循環になって余計学校へ行きたくないということがあるかもしれませんが、その繁藤小・中学校は今申し上げましたように少人数で複式だと。小中が一貫しているということで、そういう学習面のカバーも非常に不登校児に対してできるんじゃないかというふうな思いもしました。そういう繁藤小・中学校の活用といいますか、不登校児に対する。そういうことも考えてみればと、そういうふうに思いましたので、ご見解をお伺いするところです。

それから、指名入札の指名基準については大体お話がわかりました。それと、契約額、契約金額、契約件数ですか、を見ても大体うまくここはいつてるなと思いました。

1つだけお伺いをするんですが、ということはこのランク付けは当然毎年すると思いますが、この指名基準の額なんかは毎年度見直していくものか。例えば平成20年度でしたらその発注の見通しなんかをずっと見て、またそれによって基準額とか変わっていくということなのかということを確認をしておきます。

以上、2回目の質問とします。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 小松議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、学力テストの公表についてでございますが、私自身は市の平均であれば公表してもいいかなとは思ってるんですけど、今このように世間でいろいろと報道もされ、問題になっておるときに公表するのはどうかなというような思いもあります。それから、賛否両論ある中で公表するのはどうかなというような思いもありますので、来年度は公表

するかも知れませんが、来年のことはわかりませんが今のところは公表を控えたいと思っています。と申しますのは、この26日にもデータをそろえるように、1月にも全部の校長会でも示すようにしておる1つの資料にこんなものがあります。それは何かといいますと、そのCRTの結果を7月に個人には返しました。各学校ごとに保護者に返そうということは約束しました。もうこれもずっと去年もやりましたし、その前からずっと続けてきておることですが、なかなか公表しない学校もありました。それで、またその公表の仕方もいろいろでありました。点数で公表しておるところもあれば文章でしておるところもある。その結果だけを公表してもいけないと。それに対してどういう手だてをするかということもあわせて保護者に知らせるよということを言うてあったんですが、それもいろいろですので、私もきちんとよう覚えてないので13校を全部そろえまして校長に見せたいと思っています。自分ところはこういうふうに公表したが人はこんな方法もとっておるといようなことで研修もしたいと思っています。そういう状況もありますので、学テにつきましては今のところというか今年はいろんな課題がありますので公表はしないということにさせていただきたいと思ひます。

中学校の学力についてですが、その、ずっと鏡野中学校ではもう何年も前から校長がそのCRTの検討をするときに通過率というのを示しておりました。通過率というのは、全部を100としますとそれがどれほどいっておるかという点です。中学校1年の場合には、例えば98.5とかいう通過率が、中学校2年になると95とか。また、学年によれば、中3になると94とかだんだん下がる学年もありますし、それから中3で持ち直す学年もあるといようなことをずっと検討してきました。これはもう担当の教員にとっては大変なこととございます。異動がない限り、これほどこの中学校もそうですが教科は1人で持ち上がっております。香北（中学校）や大栃（中学校）や繁藤（中学校）は1人の者が全学年を教えています、鏡野（中学校）なんかは学年にクラスが幾つかあって教員も何人かおられますけれども、異動がない限り中1で数学を教えた者は、その学年、中2も中3も教えています。ほかの教科もそうです。そういうふうになっていしますので、なかなか教員にとっては大変な面もあると思ひますがそういうような方式をとりまして、私たちに見せるだけでなくって職員会でも検討もしてきておるんですが、大体そういうふうになっております。

そこで、中学校の指導がどうなるかという、やはり小学校で受け身の学習を、受け身画一の学習をしておると、そのときはある程度の知識理解はできてテストはいくと思ひますが、勉強の仕方を知りませんので、中1になって教科担任になり自主学習を進められるときに自分で学習をようしないのです。ですから、学校というのは学習内容と一緒に学習方法を子どもに知らせることが大事ですが、ややもすると小学校でそういうことが抜かっておると、中学校へ行くときできないということが起きてくるのであります。それが中1ギャップとか学力の二極化に、中学校につながっていくと思ひます。けれども、夏、8月に総合的な時間のあり方について発表したときに、くしくも香北中

の数学の担当の者が、家庭学習でどういうふうに子どもたちが自主学習しているかというような発表をしました。それも大変よかったです、そういうことはどこでもやっております、中学校も。自主学習でやったもののノートを出さすとか。けど、その切りかえがうまくいかないのではないかと思います。もうずっと文武両道ということを書いてまいりましたが、私もこないだも中澤校長と、鏡野（中学校）の、言いました。中学校の文武両道ほど難しいものはない。部活と学力を両立させるということです。なかなか難しいということを実感しております。けれども、それはどこの、市外の学校もどこも一緒ですのでこれから研究していかなければならない。文武両道は難しいと言ってはおられない問題だと反省をしております。中学校がどういう授業をするのかという工夫をしていかなければいけないと考えております。

次の、学テを来年度続けるかということですが、こういった意味で大きな1つの教育のあり方についての参考にもなりましたので、来年は続けていきたいと思っています。校長会等の反省会でも別に議論はありませんでした。で、続けていきたい。保護者からも直接、間接、おしかりといいますかいろんなご意見も今のところいただいております。続けていく方向でやってみたいと考えています。

それから、学校評価についてでございますが、先般の学校評価運営委員会でも「来年度も続けたら。」というご意見をいただいております。総括をしました結果、例えば班がえがあるとか評価項目を変えるとかいうようなところはあってもわかりませんが、何らかの形で続けていきたい。自己評価まではどこもやっています。外部評価はやってないのです。外部評価をやっていただくことでどれくらい学校が変わることができるかということが大事ですので、やっていきたいと思っています。

そのP D C Aについてでございますが、今度外部評価委員さんにも評価をしていただくんですが、改善をした点がどのように、去年やってみて改善をした点が今年どのように成果を上げているか。そして、来年にそれをどのようにつなげ改善をしていくかということの評価をしていただくようになっています。あくまでもこの改善が大事であります。その教育計画を再三研究したということはそこにあったわけでございますので、また市全体としても教育計画、そして学校評価の結果を受けまして、みんなで研究をして進めていきたいと思っています。学校をよくする体制づくりは、人と金の問題があるかと思いますが。皆さんのご協力も得ながらやっていきたいと思いますが、学校をよくするには校長のリーダーシップと教職員の輪と、保護者や地域のご協力ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 小松議員の2回目のご質問にお答えいたします。

指名基準の額は毎年見直すものかというご質問でございますが、毎年審議会で決めていくものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 3回目の質問をさせていただきます。

教育の関連でございますが、教育長はこの学力テスト結果データの公表につきまして、「個人的には（公表）してもよいのでは」というような発言があったわけですが、来年もこの学力テストには参加をすると。継続して参加をすると。そういうことであるならば、なおさら公表をすることによって現場のモチベーションアップにもつながっていくのではないかと。近隣の自治体がしていないとかいうことは理由にせずに、教育長がそう思うのであれば公表をしたらいいのではないかと思います。その（愛知県）犬山市なんか、学力テスト自体にも参加をしなかった市もあるわけなんですけども、そこは市長さんが教育長さんに「どうして参加せんか、参加しろ。」と、そういうふうに言われたらいいですが、犬山市の教育の考え方ではそれは参加しないと、そうじゃない方向で頑張っていくと。そういう主体性を非常に持っているわけでございますけれども、教育長も自分のそういうふうな信念を貫いていただきたい。ご答弁をお願いいたします。

それから、この学校評価システムも、これは人と金が要るわけですが継続をしていきたいと、こういうことですが、今この評価システム、評価の項目が、これは国の事業です。国が指定された10項目ということで目標を立てて評価をしているわけですが、なかなかこの10項目となると非常に項目が多くて、取り組みで非常に力が分散をされていると。外部評価をするほうとしましても、なかなか多岐にわたりますので評価が大変だという部分があります。現場の先生方ともお話をしたりする中で、もうちょっと項目をぐっと絞りまして重点的に取り組むように、絞ったほうがいいんじゃないかというふうな意見もありました。自分もそうではないかなと。もう少し項目を絞って3つぐらいにして取り組んだ方が成果があらわれやすいんじゃないかというふうな気もいたします。見解をお伺いするところでございます。ただ、ご答弁にはありましたとおり、このような事業も継続をし単独でするならば非常にお金も要るということでございます。今、報道によりますと、日本は先進国の中で教育にける予算が最低ランクであると。そして、日本の子どもたちの学力も年々低下をしているという報道がございます。そういう中で高知県、またこの香美市の子どもの現状というものも今回学力テストでも出てきたわけですが、こういうときこそこの教育予算に重点的に投入をして課題を解決していたかなければならないと。将来を支える子どもたちのために予算を、今ちょうど来年度の予算の編成等もあるわけでございますけれども、広く浅く予算を投入するというのもあるとは思いますが、このような重要な部分、教育に関しまして重点的な予算配分ということも考えてはどうかと思います。ご答弁をお願いします。こ

のことは、もしよろしければ市長さんのご見解も、予算が関係しますので、ございましたらご答弁をお願いしまして、質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 小松議員さんの3回目のご質問にお答えさせていただきます。

公表についてでございますが、私も気が見かけほど強くはありませんので、あえて発表するという事までは差し控えたいと思います。私ももうこれくらいの人間です、ご答弁も数々させていただいておる中で皆さん方にもご理解いただいた面もあると思うんですが、この学力テストの結果が自分自身にこれほど重くのしかかるとは思っていませんでした。新聞等でも報道されていますが、いろんな会へ行きますと県や国のデータが洪水のように私たちの手元にまいます。（教育）委員会にも来ておりますが、これを全部出して書類にするというのはとても時間がかかるんです。各学校も同じであります。それをしておる間に学力が落ちやしないかと思うくらい集中しなければ、データの収集、分析ができないくらい多岐にわたっております、学習状況調査等もありますので。そういった中でも前向きに受けとめて、改善策に早く乗り出さなければいけないと考えてきょうまでできています。ですから、学校の意向も酌みまして公表はしないと。軽率なというか、これくらいの人間ですので、個人的にはまあしてもそんなにも思ったりはしますが、それは個人的なことでありまして、自分の立場としましては教職員やみんなのことを考えまして、みんなの意見に沿った形で公表はしないということにします。ご了解いただきたいと思います。

次、大変ありがたいご意見をいただきました。学校評価システム構築事業についてですが、今年、去年度と大変国のほうからお金をたくさんいただきまして、人も雇うこともできましたしいろいろ資料をつくることもできました。そして、資料代として学校へも応分のといいますか、過分のといいますか、紙代とかいろんなものを渡すこともできました。そういったこともありますので来年、運営委員会でもご指導いただきましたように細くできる方法で進めていきたいと。予算もお願いしなければなりません、細く進めていきたいと思っています。高知県版の学校評価システムガイドラインを、県教委は今、策定するように委員を決めまして何回か会をもっています。その中にはうちの研究の経過も順次報告もしましてつくっているようなわけでございますが、確かにあの10項目は多うございます。あれを絞って重点的にやっていけば、何回も申ししていますが香美市全体としての学校教育の質の向上につながっていくと考えていますので続けていきたいと思っています。予算面でご協力といいますか、ご指導くださいまして大変ありがたいと思っています。これくらい何回も学テについても皆さんにご質問もいただきました。財政課長も聞いておりますし、みんな聞いていますのでいい結果になるのではなかろうかと。何より市長さんのご理解が要りますが、市長さんは大変教育にご理解をくださっておりますのでいい方向に行くのではないかと考えています。

それから、先ほど抜かっておりました不登校の子どもについての答弁でございますが、繁藤小・中学校には、現在市内外から4人の子どもが通っております。大栃中学校にも1人通っております。大栃中学校は、7～8年も前になろうかと思いますが、かつて1人市外から、市外といいますか旧土佐山田町からですけれど、当時は。旧土佐山田町から行って卒業した子どももあります。繁藤のほうは学校を変えまして、行って卒業して元気に高校へ行っている者もおります。そういった状況もありますので。特認校制度があります。特認校にすれば自由に行きやすいわけですが、もう特認校も、高知市内もいろいろ特認校制度も言われております。今は特認校制度にしなくても割合、申し出ていただきますと緩やかにといいますか教育委員さん方のご審議はいただかないけれども、校区を変えて入学することはできます。来年度の市内の小学校1年生にも中学校1年生にも、そういう市内の学校であれば、A学校へ入学しなさいという通知の下に「いろいろな事情があってB（学校）へ行きたいというようなことがあれば、教育委員会へ相談に来てほしい。」というようなことも書き添えて入学通知書を送ろうと思っておりますし、広報等でもお知らせもしております。そういうふうに緩やかになりましたので、あえて特認校制度にする予定は今のところございませんが、皆さんに来ていただけたらと思っております。ただ、今、言いました繁藤小中と大栃中の市外から来ている子どもについてはなかなか来にくいと。1人と1人で2人ですが、なかなか来にくいという事情はございます。

それから、それに対応するのに専門的な人を雇ったらというようなご意見を先ほどいただいております。何人かは市として、今もそうですので教育相談員や指導員の形で雇うようにしたいと思っております。いい方がありましたら、また皆さんにもご紹介いただきたいと思っております。なお、スクールカウンセラーとして鏡野中学校へ1人、もう数年来、もう5年ほどになると思っておりますが金曜日に1日来て来ています。その職の会長もなさっておいでるような、県下でも屈指の実力者が来て来ておられますが、来年はどなたがおいでるか分かりませんが来て来ておって、一応鏡野へは来ますけれど、市内の保護者であればだれでもいつでも金曜日に相談ができるとか、また別の学校へ出向くこともできるというようなことは学校を通して知らせてありますので、そういった人の力も借りながらやっていきたい。みんなが学校へ来れるようにしたいと思っておりますが、なかなか親御さんには学校へ行かなくてもいいじゃないかというような認識の方もおいでます。世の中も変わりましたので、親御さんのご理解もいただきながら不登校に対する対応はしていきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 小松議員の教育予算についてのお答えをさせていただきます。

いよいよこの議会が済みますと、平成20年度予算の編成に向けて取りかからなければなりません。各課からは、今、財政課のほうへ要望が出ておるようでございまして、

平成20年度歳入との比較の中で歳出の要望が約十数億円多いということをお聞きをいたしております。それをどういうふうにして帯を結んでいくのかというのがこれからの作業になろうかと思えます。教育につきましても、先ほどから皆さんからご質問がございました点に、本当に原教育長さんお答えをいただいておりますので、私自身も全然無知でございますので、教育のことにつきましては本当に原教育長に全幅の信頼を置いてお願いをしております。本当に教育長は夜昼なく、本当にすごい行動力の中で各地域を、また学校を回っていただいております。それに見合う予算が、じゃあ張りつけておるかと言われますと、それもなかなかかなわないと、かなってないというふうで大変恐縮に思っておりますが、先ほど来るお話がございましたこと、また教育部会（教育委員会）と一緒になりまして考えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 小松紀夫君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎、通告に従い順次質問をいたします。

まず最初に生活保護についてお尋ねいたします。

厚生労働省が設置した生活扶助基準に関する検討会が、11月30日報告書を取りまとめました。内容は、低所得の夫婦と子ども1人世帯や60歳以上単身世帯の生活扶助に相当する支出額が、生活扶助費より低いなどの結果であります。この報告を受け舛添厚労相は、「きちんと受けとめ、第一歩としてこれをもとに作業をしていきたい。」と述べ、2008年度予算で生活扶助費引き下げを検討する姿勢を示しました。しかし、これまで生活扶助基準は、2003年度に0.9%、2004年度に0.2%引き下げられています。また老齢加算は廃止され、母子加算も2009年度までに廃止しようとしております。あわせて、生活扶助基準は、生活保護制度を利用する人だけではなく国民全体に大きな影響を及ぼします。介護保険料、利用料の減額、地方税の非課税、公立高校の授業料免除、就学援助の給付対象等々に連動していき、結局のところ国民全体の生活を引き下げる結果をもたらしかねないと考えられます。私どもは政府の施策により新たな貧困層が生まれていると考えるところであり、生活扶助より低い生活をしている低所得者層の引き上げが求められているわけであり、本末転倒の方向である生活扶助費削減は許せないと思うところであります。生活扶助費は、元来国民の消費水準との比較で決められてまいりました。しかし、2006年骨太方針で低所得者世帯の消費実態を踏まえ見直しを行うとなり、今回の結果、夫婦と子ども1人の場合は14万8,781円で扶助基準より1,627円低い。また、60歳以上単身世帯では6万2,831円で、8,378円安いとしました。この低所得者層は、金澤誠一仏教大学教授の試算によると、生活扶助基準を大幅に下回る生活を余儀なくされていたとのことであります。この層より生活扶助が高いと言って切り下げることが、貧困への底抜けを招くものでありま

す。また、報告書では「地域における生活様式や、生活水準における地域差が縮小している傾向にある。」と指摘し、窮地制度の見直しも視野に入れていると思えるところです。この厚生労働省の動向に関し、担当課の見解を伺うものであります。

生活保護の2点目に、生活保護申請却下における不服申し立て審査請求についてお尋ねいたします。

市福祉事務所設置以降、何件の不服申し立てがあったか。また、結果はどうであったか、最初に伺います。

次に、具体的に香美福保・第2-15号の審査請求の裁決から何を学んだか。また、今後の教訓とすべき点は何なのか。あわせて指導等はなされているのかお尋ねするものです。当初からのやりとりは省略いたしますが、県の裁決文は以下のとおりです。「審査請求裁決書。主文、平成19年8月17日付けで提起された審査請求は容認する。よって、香美市福祉事務所長が平成19年6月20日付けで審査請求人に行った原処分は、これを取り消す。」中は省略しまして、判断について少しお示しいたします。「判断、以下のとおり判断する。法第4条第1項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、生活に困窮する者が、その有するの能力を最大限に活用したと認められる場合は同項に規定する要件を満たすと解される。そこで、これを本件について見ると、事実認定2、3にあるように処分庁は検診を実施している。この請求人の検診を実施し、請求人の稼働能力を把握した処分庁の判断は妥当である。しかしながら、処分庁は請求人に対して求職活動を指導し、その求職活動の評価等を行うべきにもかかわらず、請求人に対して求職活動を指導した記録もなく、その求職活動を誠実に行ったかどうかの評価等も全く記載されていない。稼働能力を活用したか否かは地域の雇用情勢、請求人の求職活動状況等について総合的に評価し、判断すべきにもかかわらず、それに関する記録はなく、検診の結果のみをもって稼働能力の不活用により原処分したことが妥当であるとの判断はできない。したがって、処分庁が法第4条第1項の規定による保護受給要件を欠くものとした原処分については稼働能力活用状況の評価を十分行わないまま行っており、不適切な処分と言わざるを得ない。よって、本件審査請求は理由があるので、行政福祉審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。」であります。指導の記録も残さない、報告も相談もないというふうに取り扱われますが、福祉事務所の体質は現在は改善されているのでしょうか、お尋ねするものです。

この件の2点目に、請求人の反論書で示されている職権乱用、適正手続違反については、県の判断としては具体的には示されておりませんが担当課の見解を求めるものです。その項の反論書を読み上げてみます。「職権乱用、求職指導をした時期と処分根拠。処分庁が申請人の検診結果を把握したのは6月19日である。既に述べているところであるが、申請人は体調不良で働けず、そのために生活に困っている。このために申請をし

てるのであるからまず病状把握が必要であるところ、処分庁は申請を受け取った5月16日の翌々日である5月18日に求職活動を行うよう指導している。すなわち、処分庁は申請人の主張を無視して就労活動指導を行った。検診結果は就労可能とあったとされるが、そうであれば検診結果を把握した6月19日以後の就労指導は適正と言うべきであろうが、処分庁が検診結果把握後に就労指導をしたとの事実はなく、弁明書の記載からもそのような事実は見当たらない。すなわち、処分庁が診断結果を得た後の指導すべきときになって指導せずして、指導に従わないとの理由で申請を却下することは却下の根拠を欠く恣意的処分であり、職権の乱用と言うべきである。次、適正手続違反。手続上の処分の間違い。体調が不良で働けないとの主張を無視して無理な求職活動を指導をしたこと。就労可とする診断結果を得たことで求職活動を指導をすべきにもかかわらず、これをしなかったこと。就労可とされた検診結果に対する申請人の弁明の機会を与えなかったこと。診断結果を得てから履行期限も定めず、極めて短時間であるその翌日、直ちに本件却下処分をしたこと。裁定却下決定通知書にこの通知が申請受理後14日を経過した理由が示されていないことは、いずれも適正手続を欠いている。生活保護行政を適正に運営するための手引き、平成18年3月30日、厚生労働省社会援護局保護課長通知の趣旨からも逸脱する。適正な手続を経ずされた本件却下処分は、違法であり無効と言うべきである。」との反論についてですが、この点を踏まえていかがでしょうか。お尋ねします。

4点目に、医療扶助における移送費は認められていると思いますが、ある方が「費用を出していただきたい。」とケースワーカーに尋ねたところ、「支給されている保護費以外は出ない。」と言われたとのことでありました。主要通達には、「移送の給付として、移送給付方針及び移送費として給付方針、最低限度の移送を原則として現物給付するものとし、その範囲は次による。」として、「入院、転院、退院、通院、健診命令による受診または外泊に伴う移送のための交通費、医療機関の自家用車及びこれに準ずるもの以外の交通機関による往診等のための交通費」となっております。先ほど述べたことを踏まえて、その点いかがでしょう。答弁を求めます。

被保護者は、アルバイトでも働けば保護費を減額されるので仕事をしてはいけないみたいな考えに陥っております。しかし、勤労控除として基礎控除額は最低8,000円設定されており、収入により控除額は上昇してまいります。ケースワーカーは、就労支援を積極的に行うならばこの制度も正しく周知するべきではないでしょうか。通達には収入の認定として認定指針、就労に伴う収入の中でよくあるケースとして「エ」の項目に、その他不安定な就労による収入として「知己、近隣等より臨時的な報酬の性質を有する少額の金銭、その他少額かつ不安定な稼働収入がある場合で、その額が月額8,000円を超えるときはその超える額を収入として認定すること。」となっております。逆に言うと8,000円まではオクケーということになるわけですが、そういうことの被保護者への周知について伺うものであります。

また、葬祭費についてですが、扶養者に該当しない家族等に適切に説明できているか、その点お伺いします。

続きまして、税の申告について伺います。

所得税、住民税の税源移譲によって、担当課においては新たな事務も発生するわけで、諸準備等も含めてお尋ねるものであります。税務課の窓口に総務省全国地方税務協議会が出しましたこのパンフレットが置かれております。償却資産の手引きのときもそうでしたけれども、非常に総務省さんが出すこの手引き、資料関係、非常に私が理解しづらいと思うのほかの人も理解しづらいのかもしれないけれども、まず理解しづらいという点を指摘しておきたいと思います。

1点目に、住宅ローン控除についてですけれども、平成18年末までに入居し、税源移譲により所得税が減額となり、所得税から住宅ローン控除額を引き切れなかった方は翌年度の住民税から差額が控除できるわけでありまして。適用者には二重、三重の手間を要することとなります。市県民税、住宅借入金等特別税額控除申告書を市もしくは税務署へ提出しなければなりません。このことの諸準備、啓発等は進んでいるのか。また、対象となる方は給与所得者、事業者でどのくらいおられるのかお尋ねいたします。

あわせて、平成20年は3月17日までに住宅借入金等特別税額控除申告書の提出がない場合は住民税からの税額控除は受けられないのでしょうか。期限後であっても申告、更正の請求は可能か、その点お伺いします。

あわせてもう1点、住民税控除分の国に対しての事務処理はどうなってくるのかお尋ねします。

2点目に、所得減少にて所得税が課せられなくなった方は、平成20年7月1日から7月31日の期間中、住民税の還付申告を行う必要が出てきたわけでありまして。ほとんどの住民は知らないと思います。いかなる方法で知らせていくのか。税務署及び市の対応を伺うものであります。

次に、自主防災組織についてお尋ねいたします。

現在、自主防災組織は市内63組織が設立にこぎつけたと伺っております。立ち上げに当たっては規約等を整備し、防災計画も策定した上の運びになろうかと思いますが、ご苦労も多いことと推察いたします。本市の重点施策として今後も加入組織をふやし、実のあるものにしていかねばならないわけでありまして、数点についてお伺いします。

1点目に、自治会総数から言えばどれほどの設置割合か。また、山間地、高齢者等により立ち上げが困難な地域には、さまざまなプランも提示しつつ地域住民がこれならできるといふような方策を見出していくことも担当課の仕事と考えますがいかがでしょうか。

2点目に、自治会、町内会と別組織として、町内会（自治会）には加入していないがそのような市民からも会費をいただき自主防災組織に参加を促しているところもあると聞いております。その実態を伺うものです。また、ほとんどの自主防災組織が現在のと

ころ町内会（自治会）と連動しているのかお尋ねいたします。

3点目に、防災計画に基づく支援は、現在のところ資材、備品についてのみか。また、金額的には1組織幾らになるのかお尋ねします。

訓練に助成を考へてはいないのか。例へば、頻繁に訓練をすれば、訓練の中身によつて炊き出しや消火訓練、備品の修繕、燃料補給等、経費が要してまいります。実費支給をすべきではないでしょうか。あわせて年間助成等については検討できないかお尋ねいたします。

5点目に、自主防災組織の活動状況の報告やチェックはできているのか。また、できてない組織への指導、援助はどうであるのか。

6点目に、先進的また自主的、計画的に地域の実態に即した取り組みをしようとする自主防災組織は、災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づく活動も日常的に強化されていかなければなりません。具体的な支援を要しますが、昨日の質問では全く手つかずの状況と伺いました。情報提供や組織運営、組織運営に対しアドバイス等が大切であります。この点に対して見解を求めます。

7点目に、隣接する自主防災組織の連携は図れていないのか。共同訓練の推進や設備面でも基本的装備のほかは別個の資材を隣同士で共有するなど、費用面でも今後の1つの方向性と考へますがいかがでしょうか。

以上で1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 山崎議員お尋ねの生活保護についてお答えをいたしたいと思ひます。

生活扶助基準に関する検討報告書に関しての見解を求められておるわけでございますけれども、報告書の内容は、被生活保護世帯にとっては大変厳しい内容だというふうにお受けとめております。事実、世帯員からも同様の声がかかれておるところでございます。最低程度の生活水準は絶対的水準でやるべきだという見解もあつたり、あるいは相対的水準で定めるべきだという見解、こう2つあるわけですが、我が国では後者の水準均衡方式ということで改定がなされておりまして、今回につきましても低所得者世帯との比較を根拠としておるところです。政府経済見通しによる翌年度の消費伸び率に準拠して一般国民の生活水準動向に歩調を合わせるとするものではありませんけれども、平成17年に被生活保護世帯が10万世帯を突破したと。その後も増加の一途であるという、こうした情勢を受けての今回のこうした報告書になっている、そこに起因しているのではないかというふうにお受けとめております。

次に不服審査についてのお尋ねでありますけれども、議員に詳しくご紹介をいただきましたその1件のみでございます、その内容も議員のほうから詳しくお話がありましたとお受け取り消しと、こういうことでございます。その裁決から何を学んだかと、教訓はということ、また改善はしたかということでありまして、保護申請を却下

したことは、処分庁としては責任を持って判断したことでありまして、限られた時間の中で調査検討等できることはすべてやって尽くしたというふうに考えておるところでございます。その判決が出ましてからは、生活保護にかかわる職員全体と会議をいたしまして、改善すべき点についても検討をいたして、改善するべきところは現在改善しております。その中で反論書の中の職権乱用でありますとか適正手続違反、そうしたことに対する見解を求めるということでございますけれども、この反論書の中の職権乱用、適正手続違反ということでございますので、不服申し立てがあつて、福祉事務所からそれに対する弁明書が出されて、その後反論があつて、そして県が決裁をしてこれを受けて入れて現在に至つたおるわけでございますので、この反論書について私がこの時点でいろいろ見解を述べことは適切でないというふうに考えます。

医療扶助におけますところの移送費、勤労控除でありますとか葬祭費について説明が十分できているかということでございますけれども、生活保護スタートの日にはしおりを渡して係員から詳しく説明しておると、そのように理解しております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎龍太郎議員の税の申告についてについてお答えをいたします。

まず、住宅ローン控除についてでございますが、啓発等でございますけれども、現在は市のホームページ、広報、また金融機関等でのポスター、パンフレットでピーアールをお願いをしております。それと、対象者数561人、これは住宅控除を受けておる方です。減額の対象者ではございません。住宅ローン控除を受けている方が561人。それと給与所得者、事業者の別ということですが、特別徴収の方が403人、その他の方が158人という構成です。それと、このおっしゃいましたように非常にわかりにくい制度で、また個々の所得の変動によつても状況が変わってくるという制度でありますので、この対象者全員に案内文書を発送するよう予定をしております。

それと、国の事務処理でございますけれども、まだ現在どういうふうな事務処理の流れになるかというのは示されておりません。この減額分については国から補てんをされるということは決まっておるんですが、どういうふうな流れで、どういうふうなところでやるのかということについてはまだ示されておりません。

それと、3月17日までの提出がない場合は税額控除が受けられなくなるかというご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように国の事務処理についてのまだ通知がないと。それと、現在のところ地方税法の中で3月15日までに提出がある場合、今回は3月15日が休日ですので3月17日ということになるわけでございますけれども、3月17日までに提出されたものに限り適用するという法でございますので、現在はその法の趣旨に従つて、その期限内の受付ということになります。

それと、所得減少により所得税が非課税になった方、税源移譲の経過措置によりまし

て所得が激変をした方が対象になるわけでございますけれども、この方についても住宅ローンと同じような方法でピーアールを現在しております。住民税での減額、還付ということですので、一応賦課決定、所得確定後6月になりますけれども、この対象者。対象者は前年と比べればわかりますので、システムの的にわかるようにする予定ですので、そのわかった方全員に個人通知をして周知をしたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 山崎龍太郎議員の自主防災組織についての質問にお答えいたします。

1点目の設置割合、それから立ち上げが困難な地域への手だてはということです。

香美市内の自治会数193に対しまして、設立数62組織で32.1%であります。山間地、高齢者等により立ち上げが困難な地域への手だてであります。まずは自治会長に説明会等の開催依頼に向けて努め、なおかつ困難な地域への手だてとしましては、近隣の自主防災組織への協力依頼を含め、その組織への加入促進、今後未組織の地域にはアンケート等調査を行い、各支所との連携をもとに情報の把握によって対処することが必要と考えます。

2点目の自治会に加入していない市民の方も自主防災組織に参加している事例があるという、その実態でございます。

自主防災組織は自治会を主体として設立されておりますが、自治会とは別の組織であります。目的は市民や地域を災害から守ることでありますので、自治会未加入者の自主防災組織への加入は、説明会等でも質問があれば依頼をしております。また組織設立準備段階、その後において加入努力をしてくださっております。また実態として、自治会へ入っていない人が自主防災組織へ加入しているという実態はあります。

それから3点目の防災計画に基づく支援ということですが、自主防災組織支援活動事業は県のみんなで備える防災対策事業補助金によって、防災活動に必要な施設及び資機材の整備を促進するため、災害に強い人づくり、地域づくりを目的としております。この要望に沿って資機材の購入の補助をしているものであって、1組織に22万円と1世帯1,600円を加算しまして、上限50万円であります。また、地域、各自主防災組織に見合った資機材の購入を実施しております。

4点目の防災訓練に対する助成を検討できないかということですが、現在、防災訓練に対する助成は、上限1万円で訓練で必要と認めたものに対し助成をしております。

5点目の自主防災組織のチェックについてでございます。

自主防災組織へのチェックは、設立時に資機材購入のチェック、防災マップほか設立時の必須条件のチェックは行いますが、設立後は自主防災組織の目的から特に必要な場合を除くとチェックはしておりません。また、防災訓練や研修会の要請依頼があること

や9月の一斉防災訓練等報告もあり、自主的に活動しているものと見ます。現在まで未活動はないものと考えて、指導をしたことはありません。

6点目の先進的、自主的防災組織を支援するべきではあります。

自主防災組織は、各計画のもと地域に即した活動をしています。先進的、自主的に組織の発行する広報や資料作成、防災訓練等、市としてできることは支援しています。今後、先進的、自主的防災組織を含め、全組織の有効な組織の防災活動の推進及び支援を視野に入れて、組織との協働が大事だと考えております。

7点目の共同訓練の推進や自主防災組織同士の連携を進めるということでございます。

現在、共同の防災訓練は、9月に高知県内の自主防災組織が一斉に防災訓練を実施している地域のみならず自主防災訓練に、香美市自主防災組織みんなで避難訓練として実施しております。非常時における住民自身の自助、共助による適切な行動の修得を図っております。また、この訓練の充実及び推進に努めていきたいと存じます。資機材において各自主防災組織に見合った備えが必要であります。その上で隣接組織が連携して有効に保有し、協力体制をとり防災活動をとるということは、自主防災組織に必要な目的であると考えます。まず、各自分の地域を回り、その後応援協力、連携ということにつながるというものと考えますが、全市的な連携の必要もあります。課題として推進に努めなければと存じております。よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、2回目の質問をさせていただきます。

生活保護についてですけれども、審査請求はこの1件であったということですが、ほとんどなかったという結果であります。不服申し立てができるということは書いてもおられますし、書類として書かれてもおりますし実際口頭でも説明されている思いますが、実際は申請を却下され（不服申し立て）手続きに入ること自体は福祉事務所自体も想定してないというか、予想してない。ゆえに、こう言ったらちょっと失礼に当たるかもしれませんが、安易に申請が扱われているという傾向はないのか。福祉事務所長は思っていないか、ケースワーカーにはそんな思い込みがあるのではないかと、私は若干危惧を覚えるところでありますが。だから記録すらないし、ケース診断会議にも反映されていないということではないでしょうか。申請者や被保護者の多くは、生活弱者であり法的知識も有していないのがほとんどであると思います。先ほどの説明では書類等を渡しているというふうに言われてましたけど、やっぱり口頭による丁寧な説明。この説明責任を果たしているのか疑問が残るところですが、その点をお尋ねいたします。

それと、先ほどの説明では改善の中身が全く見えてこないわけですが、何をどう判断によって解決されたのか、詳しい説明を求めます。

反論書についての発言は適切ではないということですが、反論書のみならず一般的に考えても順序が違うのではないかとということについては、認識があるのかということをお聞きしたいんですが。検診結果で就労可能と出て就労指導を行うというよ

うな、この基本線ですわね。診断結果を得て指導が適切に行えるように改善されているのか。極端に言ったら窓口へ申請に来られた方に「あなたは働けるんじゃないですか。」とかいうことを、こういうことを言うこと自体、もうある部分法律違反ですわね。そういうことにまでどうなのかという疑問を持つわけでありませぬけれども、そこら辺のところ。それと、申請を受理して14日が経過した理由というのが通常書かれなければならないと思いますけど、福祉事務所長の話では限られた時間の中で責任を持って判断したということと言われてたわけですけれども、やはり保護申請自体のその緊急性についての認識が乏しいのではないか、そこら辺。やはり保護というのはやっぱり急がれるということで14日という規定がされてるわけですね。それがおくれた場合にはやっぱり却下通知にもその旨は書かれるべきというふうに思います。大変きついことを言うみたいですが、そこら辺のところを伺います。

それと、移送費、勤労控除、葬祭費等についても書類を渡してるというて言われましたけど、その件も前段に言われたことと同じであって、口頭での説明と理解されてない方にはやっぱりきれいに理解させるというところまで踏み込めないものなのか。そのことをお尋ねします。

それと1点、これ苦言を呈することになると思いますけど葬祭費についてですが、あるケースワーカーが葬祭費のみで葬式を行うと犬猫以下の葬式になるというふうなことを、扶養者ではないけれども身内に近い方に言われたようなことがありました。それを伺っております。そういう人権に対しての意識自体はいかがなものなのかと。仮にも頑張ってる、今入院中であっても来られた方に対して、それを例えであっても犬とか猫ということを対象にしてしまうと。福祉事務所長は知らないかもしれませんが、そういう話を私はある方から聞きました。やはりそこら辺の福祉事務所長の指導性というのが、そこら辺がやっぱりどうなのかということをお伺いします。

次に、税及び税の申告の、まず住宅ローンについてですけれども、現時点においても事務処理が決まってない。3月17日提出がおくれた場合は、今のところでは3月17日限りということになっているということでしたわね。期限後申告や更正の請求自体もわからんと。ほんで、まだ現時点で国の指導もないということですが、ちょっと国もお粗末やないろうかと。もう3カ月ということですのでそこら辺のことですが。ここで言っても仕方ないことでもありますけれども、実際ここに住宅借入金等特別税額控除申請書の確定申告書を提出する納税者用と給与収入のみの方のやつがあるんですけども、実際これ書こうと思うても税になかなか、税を知らないとかやっぱり日ごろなれてない方、素人と言われる方にはすぐ書けるでしょうかということが1点疑問が残るんですけど、そういうことに対して援助体制が取れるでしょうか。その点を伺います。

所得税、住民税の申告期限と同じ日となるわけで、事務が繁多で大変になると思いますが、私は実際のところ、道義上考えても今までは所得税の手前で済んでたわけで、それを住民税の手続きまで住民に強いるわけですね。その点からも経過措置や弾力的運用

はもちろんのこと必要であるし、税法上も期限後申告や更正の請求等は可能と考えますが、先ほどの答弁以上のことがなければ結構ですが、そこら辺の見解はお持ちじゃないでしょうか。お尋ねします。

所得税がかからなくなり住民税の還付を受ける方の減額申告書の様式は、このように簡単なものなのか。住所と氏名と印鑑と整理番号等がありますけれども、これを提出するだけでオッケーなのか。あとは市の税務課のほうで計算をしてやるのか。その点、確認いたします。

この辺において期限、7月1日から7月31日までというふうになってますけど、それ以降の受付等についてはどうなるのかお尋ねします。個人通知等で周知はされるということで、現時点での十分な対応は構えるということですが、ぜひこういう申告が適切に、期日までに間に合っていくようにある部分期待もし、祈るところでもあります。

それともう1点、特別徴収の方が403名ですかね。その方が主として市のほうに届出を本人が持ってきてと。特別徴収やけど源泉徴収を添付して、この申告書を出してというふうになりますよね。そういう受け付けする事務だけなのか。ほかにも、先ほど言ったようにその計算も含めて市の職員が403人分を対応するのか。それは会社なら会社のほうからそこまでできたやつがくるのか。それからもう1点、郵送等での受け付けはどうかとか、そこら辺のところは整理できてたら答弁のほうよろしくお願います。

それと、自主防災組織についてですけども、説明ありがとうございました。（補助金は）上限1万円、現在のところも申請によって出してるということですけど、その実績はいかがでしょうか。そういうことで出してきた、それから実績からあるのかなのか、その点をまず伺いたいと思います。

それと、実際問題その自治体と連動してないけど、現実のところはほとんどのところで連動、同じような仕組みになってるということでもありますけれども、極端に言ったら、その中山間地域なんかで小集落で、自治会はもっと広いけど小集落で一番機能的な自主防災組織と言われるときに、やっぱり基本ベースは（1組織）22万円と1世帯1,600円という（補助の）形なのか。そこら辺を、そういう説明を受けて、立ち上げたいけど余りにも広過ぎて、これは何かあっても手が回らないと。けどやっぱり立ち上げたいけど、10世帯ぐらいで近隣でやりたいというときには、その財政面も含めてどういう手はずがとれるのか伺います。

それと、さまざまなことで担当課も手を入れられてるということでしたが、実際、防災訓練等にどれぐらいの参加が得られてるのか。もしデータがあればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、質的にはやっぱり向上した訓練になっているのか。なかなか指導等は、現在のところはしてないということですが、そこら辺のことについて再度お聞きします。

以上で2回目を終わります。よろしくお願います。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 2回目のお尋ねについてお答えをしたいと思います。

議員のほうから説明責任はどうなっておるかというふうなことで、その申請について軽々しい気持ちを持ってんじゃないかという発言がございましたけれども、大変残念に、そのような認識を持たれておることを大変残念に思います。私どものほうは、申請については大変大事な仕事をさせていただいておるということで真剣に取り組んでおるわけございまして、現在も県のほうで生活保護の課長さんをされた方が相談員として（相談に）乗っておりますので、申請前から、相談のときから詳しく説明したり事情をお聞きしたりしておりますので、申請につきましても大切に取り扱いをしておるところでございまして、そうした認識は改めていただきたいというふうに思います。

改善の内容につきまして細かなことまでは申し上げられませんが、私は生活保護の中で自立を促すということは大変大事なことだというふうに思っております。そのような自立を促したことについて、そのことに対する申請者の行動、態度についても事実を最大漏らさず記録をしておいたほうがよかったと。ですから、今後はそうしたことについては最大漏らさず記載をしておこうということも強く指導しておるところです。

順序が逆になっておるんじゃないかと。検診命令の後で就労指導があつていいんじゃないかというお話でありますけれども、申請者に対しましては急迫しているということからして、仕事についてはつけるように努力をしなければならぬということについては、仕事をしなさいというやなしに就労できるような条件を探したりとかいうことはできるわけですから、そういうことは当然申請をしている間だけでも、申請結果が出るまで何もしないということではなくて、探すなり努力をするなりをしていただかんといかんということは申し上げたと思います。非常に悪い状態の場合にそれをやるのは酷ではないかというお話ですから、それは当然そうだと思います。今回の場合につきましては、こうした生活が窮迫した原因としての病気が2つ大きく挙げられましたので、2人のお医者様に検診をお願いをいたしました。双方とも就労可ということで結果が出てきましたけれども、なお詳しく調べてほしいということで再度お医者さんをお願いしましたが、その結果も就労可ということになっておるわけです。議員のほうは14日間までに結果を出さなきゃいけないんじゃないかということでございまして、この検診命令あるいはその結果を得て、あるいは親せきの扶養照会、あるいは生命保険、預貯金、これらの調査をやりますとやはり14日というのはなかなか厳しいものがあるわけがあります。現実の問題として14日というのはなかなかクリアできないところがあります。それは生活保護に携わっている人たち皆さん同じ認識だと思いますけれども、それでもできるだけ早く結果を出さなきゃいけないと。急迫状態の救済に当たらなきゃいけないという立場からその努力をやっておるわけでありまして。

緊急の認識というお話がございましたけれども、急迫状態にあるものを救済していく

ということですから、先ほど申しましたようなできる限りの調査を素早くやろうと、やっておるわけですが、これがもし調査が誤っておった場合には大変後にお互いが禍根を残すような形になりますので、やはり調査は慎重にやらなきゃいけない。早くもやらなきゃいけないけど慎重にやらなきゃいけないというところがあるわけでありませう。

そして、生活保護に関するさまざまな問題についての理解が十分できおるのかと、ケースワーカーに。そして、葬祭費の問題について例が挙げられましたが、私は、このケースワーカーにつきましてはケース検討会を開いておりますが、全部の検討会にケースワーカーを参加させております。疑問点については質問させて、その根拠について担当職員に説明をさせておりますので。これだけ全部のケースを検討会に上げておるところはないと思うんですけれども、そうした中で職員の能力は相当高いものがあると私は理解をしています。先ほど申されましたような犬猫の話がございましたけれど、言語道断だと私は思います。そういう方が現在のスタッフにいるのかいないのか、そのことをはっきりさせていただきたいと思います。もしいるんだったら私が責任を持ってその職員を指導したいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、住宅ローン控除でございますけれども、申告書がわかるのかということでございますけれども、記載については記載要領を添えてお送りいたします。それで、特別徴収の方は当然源泉徴収票が必要でございます、確定申告をしない方は。源泉徴収票から、どこからどの分を記載をすればいいかというのは記載要領を見ればわかりますし、もしわからなければ税務課でご説明をしたいというふうに考えます。確定申告についても同じようにその方についての記載要領をお渡ししますので、確定申告の申告用紙の何欄の数字をここへ挙げなさいというような記載要領ですので、記載要領を読んでいただければわかると思います。またわからなければご説明をいたしますので、よろしく願いしたいと思います。

それと、申請書は郵送でも可ということなんですけれども、必要な事項というのがそろっておれば郵送でも構いません。ただ、もし必要事項が整ってない場合はまた郵送でのやりとりということになると非常に面倒ですので、できたら来てご相談していただければ一度で済むということになりますので、不明なことがあればできれば直接来ていただければとその後すぐ申告をしていただければということになりますので、できたら直接お話をしたほうがいいのかというふうには考えております。

それと、経過措置の様式は、それはちょっと示された様式で、それが様式でございます。あとはこちらのほうで計算をして決定をするということになります。それと、ちょっと勘違いをされておられると困りますけれども、住宅ローンについては3月17日というのが。これが期限というのは、これは変わりません。ただ、経過措置の場合は7月

1日から7月31日までの期間でございますけれども、特別な事情があればという注釈つきでございます、こちらのほうは。というのは、香美市から転出された方というのも当然対象になりますので、転出された方については多少おしてくる可能性があると思います。これは県税も絡んでくることですのでし個々の事情というのがあると思いますので、その事情によっては対象になるということもあり得ます。それはちょっと個々の事情とあと県税との協議ということで決定をさせていただくということになります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 山崎議員の二度目のご質問にお答えいたします。

防災訓練の補助でどれぐらいの実績があるかということでございますが、防災訓練の要請がありましたときに消防本部と連携を組んで、大体防災訓練の内容で職員の補助といたしますかお願いしてやるようなことが多い関係で消防本部へ連絡するわけです。そのときに初期消火といたしましたら、水式という消火器で的をつくってやっております。それから、人工呼吸等、消防本部で器具を持っておりますので、それには必要ありませんけれども。本年、ちょっと今私の手ばかりで何組織しちゅうかという正式な数字はわかりませんが、何組織かその防災訓練で必要な炊き出し等に行ったとか、原料費を補助をしております。

それから、自治会組織と関係ないという意味で言っておりません。自治会を基本にお願いしておると、依頼をしておるという関係で、自治会を主体としてつくっております、規模としましたら10人ぐらいをとということで大よそいっておりますけれども、先ほどお話がありましたように自治会組織でないところもあるかもしれませんが、そこへはまだ手だてというか言っておりません。それから、広いところにおきましては、名前を出しましたら東上地区でかなりの自治会が加入しておるところがありまして、そこは余りにも広い。それから、防災的に倉庫といたしますかそれが2カ所ぐらいは要るだろうというようなことで、分別をするじゃありませんけれども1組織に倉庫2カ所、それへ見合う資機材を購入するというようになっております。

それから、防災訓練であります、本年度、県下一斉で17組織が参加いたしまして、それは避難訓練をやり、それからその組織によって初期消火とかいろいろな訓練をやって組織によって内容は違っております。それで、そのほか個々のこれへ参加したところを含めまして避難訓練をやっておりますが、それもここへちょっと資料として持っておいたらよかったですけれども手元にありませんので、何組織がやったということはまた後でご連絡をしたいと思っております。

それと、狭いところへの、狭いといいますか離れちゅう集落におきましては、今後といたしますか今でも自主防災組織の設立に出向いたときにも、まだ説明が済んでもできないところを含めまして処置といたしますか、対応せないかんという認識のもとでは進んでおります。なお、具体的にやっていかないかんという認識のもとでおりますので、また

支所を含めまして地域住民の方たちと話しして対応を図るというようなことでいかないか
んと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。3回目の質問をさせていただきます。

生活保護について伺いますが、私自身もこういう事例があったこと自体は残念であります。申請自体も、私も何度か福祉事務所のところをお尋ねしてさまざまなこととお話をさせていただいたこともあります。そういう中の対応がまずいということは申ししておりませんが、この間の流れを見たら先ほど申したような、役場（市役所）の窓口においてのそういうふうなことが全国的にニュース等でも出ております。そういうふうにも、もちろんならないとは確信しておりますけど、危惧されるので先ほど質問としてぶつけたわけでありまして。そのことを重々お含みおきいただきたいと思います。市長はこの件についての認識されているというふうに思いますけれども、実際、福祉事務所も生活保護からさまざまな児童のことも含めてやらんといかんわけで、福祉事務所長自身も大変ですが、福祉事務所長が自信を持って取り組んでいることはわかりますが、実際のところやはりそういうあったなかったということは私も事実を調査して申ししておりますので、ある部分、個々の案件でありますのでここでは申し上げませんが、責任を持って指導をしていただきたいと思いますということを1点申ししておきます。

それと、14日間がおくれたということについては、もちろんさまざまな検診も含めてやるわけです。ただ、それに対して私はその理由を書かねばならないのではないかと申しているわけですが、おくれた理由を。それがやっぱり却下の通知書に書かれておくべきであるということを私は考えるところであります。そこら辺に福祉事務所長の認識と若干違うということをおし添えておきたいと思っております。この辺について、実際、生活に困窮されてる方々が最後のよりどころで生活保護に来られたときに、現在の福祉事務所の申請等に対する部分は私は認めておりますが、こういう結果が1件出たということ。これがまた次々どういうふうになっていくのか。なかなか先ほどの福祉事務所長の見解の中では流れの部分で私と認識を異にする部分もあります。やはり申請を受けたら、そら就労の指導も含めてやって当然やないかという部分もありますが、実際そこら辺どうでしょう。私は若干違うんじゃないかというふうな見解を示して、最後の発言とさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 3回目のご質問にお答えをしたいと思います。

14日を過ぎたことについて却下処分書の中に明記すべきでないかということにつきましては、少し勉強させていただきたいと思います。そのような処理の仕方のほうがよろしければそのような処理に改善をするということにいたしたいと思っておりますが、これはちょっと研究させていただきたいというふうに思います。

生活保護にかかわっております職員というのは、常に緊張状態にあるわけでありまして。精神不安ですとか病気とか不潔、孤独など急迫状況と向き合っておるわけですね。そういう生活保護を受けておられる方ですので、そういう状態等も向き合っておると。その反面、被保護者の方からは不満が出てきたりとか誤解とか混乱、要は脅迫とか暴力にもさらされておるわけです。また、生活保護者の中には不法行為をする方もおられます。また偽装をしておられる方もいます。こうしたものに目を光らさなければならないケースワーカーに対して周りはどうかと言いますと、もうケースワーカーは身元保証人のようにさまざまな方面から相談要請、苦情が寄せられるわけです。このような中で職員は仕事をしておるわけですから、適正保護でなければならないということはもう重々わかっておるわけです。適正保護でなければさまざまな問題が生じてまいります。市が福祉事務所を持つことによりまして市民からもさまざまな情報が寄せられるわけですね。こういう不正な行為があるぞとかいうふうなことがあります。ですから、その信頼の上からも適正な保護に努めないといけないというのは、わかっているのは、一番わかっているのは、これは職員なんです。その、適正でなければ、またそれを元に戻すということについては大変なエネルギーが要するというのもよく承知しておるんです。したがって、申請があれば真剣に調査をして検討しやってきたということなんですけれども、そうした中で今回ご指摘のあったような却下処分について不服申し立てがあったということでありますけれども、そうした中で職員が仕事をし、適正保護でなければならないということをご理解をいただいて、私たちが皆さんの、きょうお話があったことを十分踏まえて今後事務に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎議員の生活保護について、私の感じていることを少し述べさせていただきますと思います。

この生活保護につきましては、ご承知のとおり合併によりましてこの市が単独でやらなければならないというふうな制度になってきておるわけです。そうした中で、初めてのいわゆる仕事として精力的に福祉事務所のほうで取り組んでくれております。そして、場合によってはいろんなケースが出てこようかというふうに思います。そうした声が私のほうへも届く場合もあります。昨夜もそうでした。その前の晩も2日続けて生活保護の方からの電話がございました。そして昨日も、今朝もでしたが福祉事務所長とそして担当課とも話しました。当然、そうした電話がかかってくる方については、大変対応についての不満とかさまざまなことが発せられます。しかしながら、私はその方にもお話をしたのは、「今専門職の中でさまざまな対応をして事に当たっておられるので、十分お話を聞いてもらいたい。」と。そして、「自分が納得がいけない場合は、やっぱり納得がいくまでお話を聞くことが大事だろう。」ということもその方にもお話をしました。そして、今朝職員、福祉事務所長も含めて一緒になって話をさせていただいたことは、

やはりこの住民の方々にも納得のいくような話もすることも大事だし、そして話を聞いてあげること大事だと。また同時に、先ほど福祉事務所長が言いましたように、大変ケースワーカー含めいろいろな全国的にさまざまな問題が出ておりますので、大変なプレッシャーも持って臨んでおるといふふうに思います。本当に私自身きょう、今朝もそうでしたが、職員も励ましながら「一生懸命取り組んでくれておるので、今後もよろしく頼む。」ということをお願いをしたことをございました、現場はそのような状況の中で神経も本当に細かな部分まで研ぎ澄ましてやってくれておると私自身思っておりますので、また議員の皆様方からのご指導もいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午後2時27分 休憩）

（午後2時39分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 1番、山岡でございます。私は、学校保健教育と就学前教育につきまして一般質問を行いたいと思います。

過日の高知新聞の報道がありますが、文部科学省の2006年度の調査で小・中・高校で学校保健室に訪れ、いじめや友人関係の問題、家庭環境などの心の悩みを訴えて養護教員に相談する子どもが、この10年間、1996年度から2006年度までの間に小学生で8%から41%に、中学生で18%から47%に、高校生で14%から44%で大幅にふえているという状況でございますが、保健室を利用する子どもの指導はその場でだれかに相談することのできない場合もあり、養護教員の負担が考える以上に大きい香美市の小・中学校の現状と、特に生徒数の多い山田小学校、鏡野中学校はどういう状況であるか。また、その対応についてお聞きします。

就学前教育についてでございますが、過日、千葉県鴨川市で議員研修を行ってまいりました。鴨川市では、括弧の中は省略をいたしますが、幼保一元化を平成18年度、平成19年度に施行し、平成20年度に実施を予定しているということでございますが、特に保育園、幼稚園間の人事交流を行っております。また、夏休みに幼稚園職員が保育園で研修を行っておるそうでございますが、幼保一元化に向けて職員の資質の向上が大変重要であると思われまいます。香美市は3町村合併後、旧町村の保育係から幼保支援課になりましたが、幼保一元化の取り組みの現状についてお伺いをします。

また、下記についてもお尋ねをしますが、1つ目、幼稚園への支援策。2つ目に幼稚園職員と保育園職員の研修。特に交流研修はどのようになされているかということでございます。3つ目にお教を願いたいですが、幼稚園と保育園の教育内容の違い。この

ことについてお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 山岡議員のご質問にお答えいたします。

学校保健教育についての現状とその対応ということでありまして、いじめや不登校が大きな社会問題として取り上げられている中、香美市内の小・中学校においても心のケアを必要とする子どもたちはふえてきております。学校現場においては、養護教諭が児童・生徒の心のケアをする大切な役割を担っています。養護教諭の職務については、子どもたちのけがや体調不良等の対応、身体検査等の定期検査の処理や結果報告、心のケア、また組織の一員としての校内研究の推進など多岐にわたり多忙化の傾向にあるという現状があります。山田小学校や鏡野中学校において心の悩みを持ち保健室をしばしば訪れる子どもたちは、4人程度それぞれいるという報告を受けております。しかしながら、不登校傾向の児童・生徒、問題行動と課題のある児童・生徒を含めるとかなりの数字に上っていると思われまます。このような状況もあり、現在、山田小学校、鏡野中学校には児童・生徒の支援のための加配教員というものがそれぞれ2名配置されています。養護教諭を初め管理職、生徒支援担当教員を中心に連携を図りながら、組織としてこれらの課題に対応している状況です。今後においても県に対して加配教員の要望は行っていきますし、ふれんどる一むの教育についていろいろ支援できる指導員の増員なども図りながら学校保健教育の充実に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、山岡議員の就学前教育についてお答え申し上げます。

幼保一元化への取り組み状況の現状については、合併後、幼保支援課となってから教育委員会部局となりまして、今年度小・中学校の教員と保育園職員全員を対象に合同研修会を開催しまして、講演会形式で豊かな心をはぐくむ高知の保・幼・小の連携、滑らかな接続を図る幼・小・中の連携等の内容で学習をいたしました。また、園長会では香南市の保幼連携施設等の見学を行いました。

幼稚園への支援策については、香美市の幼稚園は私立のため現在支援はしておりません。ただし、幼稚園への補助の形で幼稚園児の家庭に対して、家庭の所得状況に応じて経済的な負担を軽減することを目的に就園奨励事業を行っております。幼稚園職員と保育園職員間の研修については、香美市では幼稚園が私立、保育園が公立のため市として職員間の研修は行っておりませんが、県の主催では幼稚園、保育園両職員を対象とした研修が行われております。

幼稚園と保育園の教育内容の違いにつきましては、保育園はゼロ歳から小学校入学前の保育に欠ける子どもを養育する児童福祉法上の福祉施設であり、幼稚園は親の就労状

況を問わず、満3歳から小学校入学前の幼児を対象とした学校教育法上の学校であります。国の所管も保育園は厚生労働省で幼稚園は文部科学省であり、目的も違っています。保育園における保育内容は、保育指針に基づき養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育成するところに特性があり、幼稚園の教育内容は、学校教育法に規定する教育療養に基づき教育を行い、生きる力の基礎を育成するところに個性があります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 学校保健教育でございますが、相当に養護教員が多忙であるということが答弁にありましたが、養護教員の多忙さにつきましてちょっと著書を紹介をさせていただきます。天野敦子さんという愛知教育大学の教授でございますが、この方の著書によりますと「学習指導要領は、子どもたちが心を豊かに主体的、創造的に生きていくことができる資質や能力を育成することをねらいとして策定された。新教育課程が第一に目指していることは、教育活動、団体を通じて児童の発達段階や各教科等の特性に応じ豊かな心を持ちたくましく生きる人間の育成を図ることである。この目標を達成するために、保健室の役割は今まで以上に重要になっている。保護者や地域社会への直接的な保健指導の働きかけが養護教諭としての領域であると考えられる。また、養護教諭の保健指導は教科外における諸活動を主に領域として展開されており、児童・生徒の健康問題にかかる教育活動であり、児童・生徒の健康管理の管理能力を育て、ひいては人権形成まで関与する援助活動である。一般的な原則ではなく、子どもの生活実態から導き出された健康問題に対して具体的な指導を行うことが求められている。学校五日制の導入に伴い教育課程の見直しがなされ、保健指導の時間確保がますます難しくなってきた。とって何もしなければそれで終わってしまう。子どもたちに与えられた課題は多く、心身の発育、発達時期を考えると、いますぐにでも手を差し伸べて指導していかなければならないことばかりである。」このようなことが著書に書かれておりますが、養護教員は多忙な状況なので、子どもたちの心の悩みを解消するためにお尋ねしますが、養護教員の複数制についてどのように考えるかお尋ねをします。

先ほど、学校教育課長は県に加配教員の要望も続けていくと言われましたが、養護教員の複数制についての考えをお尋ね申します。

また、就学前教育でございますが、幼稚園の支援策でございますが支援はしていないと答弁がありました。例の就園奨励費でございますが、これは園児1人当たり奨励金が支給されておりますね。そこで、その園児1人当たりの金額はどれぐらいか。また、確かにこれは国からの交付金の算定基準に応じてされておりますが、このとおりの、国の予算どおり支給されておりますでしょうか。

また、幼稚園職員と保育園職員の研修の問題でございますが、公立保育園と私立保育園の状態に関して交流研修はやってないということでございますが、教育長は昨日の同

僚議員の質問に対して教育効果を上げるには教員の増員と質の向上が必要であるというふうに言われましたが、保育園職員と幼稚園職員との資質の向上のために合同による交流会が必要であるというふうに思われます。また、幼保支援課ができてから保育園は、公立の保育園はどのように変わってきたか。合併以前の旧土佐山田町の当時、保育園の体質につきましているろいろな意見がありました。現在はどのようにそれが変わってきておるかということをお尋ねをします。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 山岡義一議員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

養護教諭のことですが、学校教育課長からもお答えさせていただきましたように養護教諭には子どもたちのけがや病気、体調不良等の対応、身体検査等の定期健診やその結果の処理や報告とかいうこと以外に、もう最近はその心のケアの問題が大きな仕事の1つになっておりまして、もうこの十数年前からそういった特別の講座を教育センターへ受けに行きまして研究をしておるといふような、もう養護教諭がほとんどその状態になっております。山田小学校と鏡野中学校は500人近かったり430人おったりしまして、児童・生徒も多く大変であると思っております。今年はどうなるかわかりませんが、昨年の異動におきましては児童・生徒数が20人か19人か、すみません、そのあたりでしたが、それおりましたら養護教諭をつけると、1人。いふような県の方針でありまして、香美市内の学校は、例えば24人の佐岡小学校も、小・中あわせて28人の繁藤小・中学校も養護教諭が、小・中学校、繁藤は兼務で1人でございますけれどもついているといふような状態でございます。今年も事務職もそうですが、その児童・生徒の（割合の）ラインを下げるのか維持するのかまだ決まっていふような県から報告もありました。そういうように、例えば児童が20人でも養護教諭が1人と。500人でも1人といふような状況でございますが、養護教諭を複数つけてる学校は県下でも余りありません。教頭の2人制とかいうことは取り入れまして、山田小学校でも現在そのようになっております。養護教諭も過労になりますのでその辺は、どのように助け合っていけばよいかといふことは今後検討したいと思っておりますが、先日の校長の異動のヒアリングでは両校とも養護教諭の複数の問題は出ておりませんでした。過労にならないようにみんなで助け合っていけるという方向であろうかと思っております。

次に、就学前教育についてでございます。

香美市になりまして、就学前教育といひますか保育の行政が幼保支援課として教育委員会の所管になりました。そういう中で、毎月園長会を開きまして、それから園訪問もするといふふうにしております。昨夜も「認定子ども園と保育制度の行方」という題だったと思っておりますが、保育部の主催のそういう題の高知女子大学の先生の講演がありまして、保育部のほうからお誘いを受けましたので、私と幼保支援課長と職員3名、ほ

とんどの者で参加をして勉強を一緒にしまして大変よかったですと思いました。慌しい今朝の中で「会議へ行っちゃいてよかったね。」言うて幼保支援課の者と話し合っってここへ来たような状態でございます。私もきれいにはよう覚えてないですがその話の中で、私もその認定子ども園については勉強不足ですが、一回研究してみる必要があると思っっていました、いわゆる幼保支援課長が申しましたように保育と幼稚園は児童福祉法のもとにできておるものと学校教育法の上に立っっておるもので違っわけですけれども、今は県教委も数年前から幼保一元化ということで一つの研究もしてあります。認定子ども園はまだ県内で3つ、今、試行的にやっっておるというようなことでしたが3園。そういうことを通してひとつ今後の保育園の制度の進み方としては、より保育園も就学前教育を取り入れた方向に進んでいくというように私は受け取りました。

そういっった中で、そのご指摘いただきました合同研修の件でございます。ぜひ一緒の、学校の教職員と保育士の一緒の研修会をしたいと思っまして、幼保支援課長が言っましたような研修会を夏に行いしました。そのときに、私も幼稚園の先生をお呼びすればいいかどうかと個人的に考えましたけれど、これもまたちょっと今までの行きがかりもありまして、教職員の研修の組織と保育士の研修の組織が少し違っまして、保育園のほうは、保育士の保育部が主催をすると。教職員のほうは、あくまでも私や課長が中心となりました教職員として市の研修をするというような趣旨でございます。学校にも自主的な研修と私たちがそういうふうにやっっておる研修と2つはあるのです。それは市教研と言っまして香美市教育研究会とかいうのをつくりまして、昔、香美郡でつくっっておった会が合併して2つに、香南と香美と分かれたんですが、各教科領域部会と校長が会長になりましてやっっておる会も、自主的な研修会もあります。ありますけれども、その夏に行っったのは私が主になってといっますか、教育委員会主導の研修会を年に3回ないし4回やっっているわけですし、その1つとして取り組みました。けれども、保育は今まではずっと保育部が、ゆうべの会もそうですが、保育部が主となって自主的に研修をするといっような形がずっと残っっております。ゼロ歳児サークルとか1歳児サークルとか言っまして、月に1回研修をすっております。そういっったことで研修をすりましたので、私も幼稚園の先生には声はようかけませんでした。けれども、食育をずっと進めてありますが、その食育を進めるに当たっましては、かつて旧土佐山田町の時代に私立の幼稚園も、それから公立の保育園も一緒になって家庭で調査をすっただいたり、また、当時は地域教育指導主事でしたが、出向いて調査をすったりとかいっようなこともありましたし、そういっった会の委員にも、保育のほうの先生はその当時入っっていました。保育のほうの先生と幼稚園の先生と両方に委員になっていただくというようにもしてあります。今後におきましては、どういっうふうに合同研修を進めていったらよいかといっことを考えていきたいと思います。公立の保育園も、今、動いっているのは10園がありますけれども多少、物部町と香北町と土佐山田町では特色がございます。保育士の交流もいたしましたが、まだ多少、地域の要望もありまして違っが出ています。が、それを、特色を

生かしながら世の中の流れに沿ってどういうふうに進めていったらいいかということを考えています。ちなみに、ご質問はいただけていませんが1月には校長と、公立ではありますが（保育）園長が合同で今後の保育と小学校の連携について、県のほうから講師を招いて会をするような準備をしております。そういったように一つ一つ一緒になって研修をすることによって、いろんな面で高まっていきやっけていきたいと思っています。

先日、県のほうが（保育）園を訪問をするという事業がございました。去年は、さくら保育園に来てもらいました。今年はどうしても私は土佐山田町でないところへ来てもらいたいと思ひまして、美良布保育園へ来てもらいました。それで私も行きました。

「教育長がこんな会へ来るのは珍しい。」という県の担当は言っておりましたけれど、その中でもあとの子どものかかわりの様子を見た後でこういろいろ研究をしたんですが、やはり旧香北町と旧土佐山田町では特色があるなということを感じました。しかし、保育の先生は本当に熱心であるということは、私はわかりました。土佐山田町であれ香北町であれ物部町であれ、みんな本当に熱心に研究をしております。ゆうべも子育て真っ最中の保育士さんもたくさんおいでますけれど、6時半から2時間余り公民館でその田中先生の話の話を聞きました。後で質問も何人か出ておりました。みんな一生懸命やっておるので、ご心配いただけておることも生かしながらよりよい方向で学校と同じように進めたらいいなど、努力をしたいと思っています。その中には、もちろん幼稚園の先生も保育園の先生も一緒になって研修をするというようなことも取り入れていきたいと思ひます。ご指摘のあった夏の研修については、私の一歩踏み込みが足りませいでそういうようなことになって申しわけないと思ひています。今後、皆さんにご指導いただきながらやっけていきたいと思ひます。なお、お金の面につきましてはまた幼保支援課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、山岡議員の就学前教育の2回目のお答えをさせていただきます。

私の方からは、就園奨励費の額ということですが、これは家庭によりまして、所得ごとに幾つかの段階がありまして支出をしております。1人の子どもさんの場合は2万8,400円から最大7万200円となります。それから第二子、2人お子さんがいる場合ですが、4万円から9万2,500円が上限となっております。本年度の対象が87人ということになっております。それと算定の基準なんですけれども全体に多いということで、香美市としては国の基準の約半分程度の費用になっておることになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 学校保健教育であります。養護教諭の複数制の問題につきまして、来年度の要望に校長から出てないというお答えがありました。これも20人

で1人ということですが、やっぱし山田小学校、鏡野中学校については相当数、養護教諭に対して役割が過重になっておるといふふうに思われますので、ぜひ今後教育委員会としましても複数制について考えていくべきではないだろうかと思えます。

それから、就学前教育についてでございますが、教育長から認定子ども園の研修に、県の研修に参加をしたということですが、ぜひこの認定子ども園に香美市も手を挙げるといふ方向でですね研究をしていただくといふような思いがするところでありまふ。また、幼保一元化に向けて今後幼稚園、保育園、公立、私立とそれぞれ違いますが、ぜひ職員の合同研修を教育委員会の主催でやるべきではなからうかと思えますが、それをもちまして質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 山岡議員さんの3回目の質問に答えさせていただきます。

教員の人数といふのは、小学校が何学級であれば何人という定数が決まっております。校長、教頭あわせて6学級であれば何人という。そういった中で、鏡野中学生が中1の30人学級に、例えば申請をしたらといふようなことを昨日も答えさせていただきましたし、山田小学校が教頭2人制にしておるといふ話もさせていただきました。今回は養護教諭を2人制ということになりましたが、そういうことになるとその人数の中に入るわけでございます。それで学校の、何学級であれば校長、教頭あわせて何人と。それと事務と養護を足して何人という数が決まりますが、それ以上に、例えば小学校1年生の30人学級をするならば何人来るとか。それから生徒支援が必要な学校にはその旨の加配をもらうとか。それから、授業改善の工夫をすればといった意味でもらうかといふようなことも、すべて先ほど言いましたような人数も含めてどこの学校には何人の教員が来たということになるわけですので、1人をふやせば1人が減るといふか、学校の重点的なものの要求がどこにあるかといふことで違ってくるわけでございます。学校とも連絡を取りまして、鏡野中学校も山田小学校もどこに力点を置くのかといふことでまた考えながら、ほかの学校もすべてそうですが、いわゆる加配をもらうときには交渉していくことにならうかと思えますので、その点ご理解いただきたいと思えます。

それから、保育園と幼稚園の問題につきましては、これから認定子ども園のことも含めまして研究をしていきたい。もうすぐA園ができましたら大きく保育行政といひますか、も変わると思ひます。やっと思途もつきましてできかけるように、皆さんにもご審議いただきてなりかけておりますが、すこやか子育てプランの計画どおりできるとすればまた大きく変わってくることもあらうと思ひますので、それにも向けまして研究をみんな進めていきたい。皆さん方のご指導、ご協力もいただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 山岡義一君の質問が終わりました。

次に、15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。皆様方、さぞお疲れ

のことと思いますが、簡潔に早く済ませますのでおつき合い願います。教育長さんにおかれましては、きょうは本当に最後の最後までお世話をかけますが、おつき合いお願いいたします。あしたはゆっくりできますので、よろしくお願いいたします。

それで、質問の前に申しわけございません。通告文にちょっと字が欠けておりましたので、追加をお願いいたします。通告文の質問事項の「全国学力・学習調査について」となっていますが、正確にはこの「学習」の後に「状況」を入れなくてはなりませんのでそこに「状況」を入れていただきたいということと、質問要旨の方にも同じ部分で「全国学力・学習調査」になってます。その間に「状況」をお願いします。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

最初に、全国学力・学習状況調査についてお尋ねをいたします。

今回、この問題については前段に3人の議員が質問を行いました。私も昨夜一生懸命自分のやっているところを直しましたが、まだまだきょうもお2人の議員さんが質問されて、私が聞きたいと思うところでご答弁いただけたりしたので省いていこうと思いますが、若干重複することもあるかと思いますがお許しをいただきたいと思います。

この学力・学習状況調査、いわゆる学力テストの結果ですが、高知県では特に中学生に授業への関心度の低さや学習意欲の低下が見られました。香美市ではどのような結果でしたかということで、先ほどご答弁をいただきました。公表しないということですので結構ですが、中学校では特に国語、数学ともに県平均より低くなっているそうです。その学力低下の原因の1つに指導方法が関係してるんじゃないかということをご答弁をされました。ちょうど、今回県教委が「この中学校などの授業力向上に向けた支援を強化するために、来年度の当初予算見積もりにこの支援のための予算を見積もった。」という高知新聞記事がありました。先ほども教育長が言われましたが、中1年生を対象にした30人学級の導入、これも県のほうで来年、モデル的に今年は2校やったけど来年その枠をふやすということで、それへも香美市として手を挙げたいという、昨日ご答弁がありました。ぜひそれをお願いしたいと思います。それとあわせて、その中学校の教員の指導力アップをするための、そしてまた授業研究に重点を置いた仮称「教師塾」を新設するそうです。そういうことを県教委のほうで計画をしているようですので、あわせてこちらのほうも一緒に手を挙げてみてはどうかと思います。

教育長は、学力テストを行い、香美市の位置がわかり非常によかったということをおっしゃいました。せっかく行ったのですから、この結果を今後どのように生かすかが重要になってこようと思います。今回の結果を点数の優劣だけで判断し、学校の序列化につながるようなことになってはなりません。先生方の今後の取り組みに生かしていくことが本来のねらいだと思います。この学力テストの結果を、昨日の答弁によると各学校は分析ができているということですが、先ほども同僚議員から分析の仕方の指摘があったようにやっぱりPDCAサイクル、これをきちっとしなければ、せっかく行ったことが無意味になります。反省点や問題点などを明確にして、その課題を今後どのように改善す

るかまでを各学校でできているでしょうか。できていない学校があると思います。公表をしないということですが、ぜひこれだけは各学校できちんと行えるように指導すべきだと思います。教育長の見解をお尋ねいたします。

今回の新聞発表の結果から、子どもたちの生活習慣や規範意識が学力向上に大きく影響を与えることを感じました。教育長も学力低下の原因の1つに、子どもの生活習慣の確立を言われておりましたね。学力向上も大切ですが、子どもたちにみずから課題を見つけみずから行動ができるような生きる力を身につけさせることが大切ではないかと思えます。そして、先ほども教育長が言われましたが、学習方法、いわゆる勉強の仕方がわからないとか、家庭学習が小学校より中学校になって時間数が少なくなっている。家庭学習の仕方がわからないということが子どもたちの中にあるのではないのでしょうか。そこで、やはり正しい学習方法を教えるということが必要だと考えます。そのことを授業のどこで取り入れるか、工夫が必要だと思います。このことも教育長の見解をお尋ねいたします。

また、各学校がそれぞれ課題解決に向け取り組もうとしていると思いますが、予算配分や支援はややもすると評価のいいところへ配分しよりそこで進めるということになりがちですが、そうではなく、課題を抱え、何とか克服しようとするところへいるべきだと考えます。その課題回復に向け、人材や財政的支援が必要な学校に対しての具体的な支援があれば教えていただきたいと思えます。

次に、前納報奨金についてお尋ねをいたします。

議会開会初日の市長の諸般の報告で、前納報奨金の廃止について土佐山田町審議会が承認したことを聞きました。香北町や物部町の話し合いもまだ行われておらず、廃止決定までにはまだ期間がありますがお尋ねをいたします。この市税の平成18年度の収入率は平成17年度と比べ低下していると感じますが、税額にしても平成18年度は住民税が税制改革の影響で増収が見られましたものの、固定資産税の評価がえによる影響や標準税率の適用による影響が出てきているのではないのでしょうか。現時点での収入率はどれぐらいですか。行政運営に当たり、自主財源の確保はますます重要になってきますが、前納報奨金が廃止されると収入率はますます低下するのではないかと心配するものです。前納報奨金が廃止されると、何もメリットがないのであれば分割納入をする市民がふえ振込手数料の経費もかかるのではないですか。どのような議論があったのでしょうか。これをお聞きしたいと思いましたが答弁者が税務課長さんとなっておりますので、もしわかれば結構でございます。また市税調定額に占める前納報奨金の割合はどれぐらいですか。この前納報奨金を廃止したとき、資金の運用や活用面で支障はないものか見解をお尋ねいたします。

続いて、紙製容器包装についてお尋ねをいたします。

本市では容器包装リサイクル法に基づき分別収集に取り組み、可燃ごみの減量化に努めております。環境省の分別収集についての集計によると、プラスチック容器包装の分

別収集に取り組んでいる自治体は、全国1,827自治体の68%が取り組んでおりますが、紙製容器包装の分別をしている市町村は33%にとどまっているとのことです。ペットボトルやガラス製容器は90%を超える自治体で実施しているが、プラスチック容器包装は2005年度より5ポイント、紙製容器包装は3ポイント上昇したものの、まだまだ全国的に低調だそうです。容器包装リサイクル法の改正により質の高い分別収集や再商品化を推進するため、来年4月からプラスチック容器包装や紙製容器包装の分別収集に積極的に取り組む自治体に対して、容器の製造会社や飲料メーカーなどが資金提供する制度が始まるそうです。こういうことは新聞で見たんです。今までもこのメーカーさんがリサイクル協会を通じて資金は出されていたとは思いますが。9月議会でも質問をしましたが、紙製容器包装を分別することで可燃ごみを大きく削減でき、焼却場の延命もでき、経費の削減も可能です。従来、自治体が分別収集に積極的に取り組めば取り組むほど財政を圧迫しており、循環型社会に逆行しております。今回のこの制度を利用すれば経費は軽減できます。ぜひ紙製容器包装の分別収集に取り組んではどうかお尋ねいたします。

最後に、物部川の環境改善についてお尋ねいたします。

皆さんは最近物部川をごらんになったことがありますか。現在は町田堰からの越流はなく、魚道には水は流れておりません。堰の下のすき間よりわずかに水が流れているだけです。堰の下流では、瀬切れが起きて魚は動けなくなっております。川は森につながり、森は水をはぐくみ、その水は私たちの命を守っているのです。この川を守っていかねばならないと思います。しかしながら、近年物部川の河川環境は悪化しております。この川の再生は、濁水問題の解決と鮎をふやすことにかかっていると思います。この物部川は香美市の大きなシンボルでもあり、限りない観光資源にもなり得るのです。私は、この資源を何としても生かさなければと考えます。平成16年春には鮎が200万匹遡上と言われ、たくさんの釣りファンを喜ばせました。しかし、その後相次ぐ台風により長期濁水となり、1年のうちに天国と地獄を味わう年となりました。平成17年、平成18年と長期濁水や土砂流入が続いたことで、鮎はもとより川魚が住める状態ではなく、河川環境は予想以上に悪化しており生態系にも大きく影響を及ぼし、そして農業にも深刻な影響を与えております。昨年は長期濁水を何とか解決しようと、市、国や県と有識者や漁業関係者が集まり対策会議やシンポジウムなどを開催して、多くの人に現状を知ってもらい取り組みましたが、まだまだ解決には至っておりません。同僚議員からも質問があったように、この濁水問題にはダムが大きく影響しているのです。ダムがあることで、底にたまった土砂が雨が降るたび濁水となり流下するのです。市長には引き続きこの土砂の取り除きの声を上げて行ってほしいと思います。また、ダムにより上流から流れてくる大きな石、小石や砂利がそこでせきとめられ、川下へは全く届かずに河床の低下がどんどん進み、河川環境や生態系の破壊とながっております。この大きな石や栗石が少なくなったことで鮎の産卵場所が限られ、流量が少ないがために河口閉塞

をたびたび起こしているのです。鮎にとっては危機的状況です。今年は7～8月の台風による濁水はありましたが、長期化にはいたってませんでした。決して濁水問題が解決をしたわけではありません。9月以後は少雨のため川への流量も少なく、濁水が問題となっております。10月から11月にかけて鮎の産卵期ですので水が必要な時期ですが、放流量がカットされるため、統合堰より下は瀬切れを起こし、産卵期を迎えた鮎が下れない状況です。やっとその瀬切れを渡ろうとすると、ミサゴやサギやカワウが待ち構え、食べられるのです。11月8日には鮎の産卵をスムーズにするため産卵場が完成をしましたが、その後県庁堀や岡西をのぞいてみますと依然として流量が少ないため瀬切れ状態となり、流下できない親鮎がとどまっているのです。この鮎を産卵場へ下らすためにも2～3日でよいので、この時期にダム湖の水を1～2%流すことができないものでしょうか。この産卵期に水の確保ができれば、平成16年春のように天然鮎遡上、200万匹も可能です。そうなれば釣り人が多く訪れ、香美市に外貨が入り有力な観光資源となります。このままの減水状態が続けば環境悪化はますます進みます。人が川に寄りつかなくなります。清流物部川を取り戻すため、川の再生に向け具体的な取り組みに早急に着手すべきではないかと考えますが、香美市として、市長として物部川の位置づけをどのように考えておりますか。市長の見解をお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 依光美代子議員の学力・学習状況調査についてお答えさせていただきます。

まず、もう前の議員さんたちにもお答えいたしました。成績を言いますと、学校別に見ますと、小・中あわせて何校かは県平均よりも、全国平均よりもよい学校があります。1校、2校ではありません、何校かあります。中学校の成績ですが、中学校は国語の市全体の平均は、Aが全国平均プラスマイナス5ポイント以内で全国並みです。Bは全国平均より少し低いですが、県平均よりは上でした。国語はよかったということです。数学につきまして、A、Bともに課題があったという結果でございます。それにつきまして、各学校はどのように分析し取り組んでいるかということですが、11月の校長会で話しましたが、詳しいことまではまだ私も把握しておりません。それで、先ほども申しました、別の議員さんに申しましたように、26日の会とかを手がかりにしまして各学校より分析したものも持ち寄って、研究をしていこうと考えております。ただ、学校訪問を。鏡野中学校だけが研究発表等もあってまだようしていません。17日に行く予定ですが。ほかは学校教育課長と指導主事と3人で、教職員との話し合いをもちました。

それから、先日異動につきまして県から3人担当の者が来まして、校長が来年度の構想を話し人事についての意見を述べるという会をしたのですが、その席には毎年教育次長と一緒に参加しております。学校訪問をしたときの学校の話は学校教育課長が知って

おりますし、ヒアリングの中で校長が言ったことは教育次長が知っておるわけですが。こんな話もありました。学校訪問をして帰りに学校教育課長が言いますのには、車の中で。教育長が何ぼ「指定を受けて研究してみたらどうかいうて勧めても、しょう乗ってこざったね。」って言うた学校もありました。なかなか学校によりましてはいろいろな思いがありまして、それぞれ学校の特色もあると思うんですが、そう必ずどうこうするというわけにもいきません。ただ、私もきょうの新聞はよう見てないですが、今、中学校の授業改善は今年からです。県下で8校言うたででしょうか、何か指定をしまして研究している学校があります。東部では香我美中学校と、香南市の、東洋町の中学校です。が受けています。それから、小学校も4～5校研究している学校が指定を受けて、ありまして、それは過去2年ですがそのうちの1校は楠目小学校であります。鏡野中学校につきましては、今年もう5年くらい文科省と県指定と続けて、5年くらい研究しましたことについて11月22日に発表いたしました。私も本当にそれは喜んでおります。小学校もいろいろ研究発表もしましたけれども、あれくらいの規模の中学校で全部のクラスが公開授業をし、また学活をするということは今なかなか、子どもの状況を見てにくい状況であります、学校の規模とかいろいろ言ひまして。そこへ踏み込んで研究して発表しましたので、出発点ができたと思います。鏡野中学校は続けて学力についての研究をしたいというふうには申しております。どういう結果になるかわかりませんが、そういう状態であるということをお話させていただきます。

それで、その学テの結果を受けていろいろ取り組んでおるはずですけども、学校によって特色もあろうかと思ひます。前の議員さんにも言ひましたが、その探求型がいわゆる自立心を要請し、生きる力をつくると。社会で役立つ人間をつくるというような研究は、例えば環境教育であり、ものをつくって、米をつくったり、野菜をつくったりして売ったりするとかいうような自然体験学習といひますか社会体験学習といひますか、そういったことをするということです。もう1つは、その知識、理解を深めるために、定着さすために学校の授業そのものをどうするかということを考えて指導するということです。そのバランスが議員さんもおっしゃったように大事だと思ひます。ですから、文科省のほうでも総合的な時間減して理数科や英語をふやすというような話が出ているという現状であります。

土佐の教育改革が終わりまして、県教委のほうでも未来を見据えた、「翔べ、土佐の子どもたち」とかいうようなリーフレットを配っております。その中でいろいろ課題を示しておるわけですが、成果と課題を示してはありますが、就学前教育の部と中学校教育の部がありまして小学校教育の部はありません。これはどうしてと思われませんか。小学校はある程度研究が進んだと、軌道に乗ったというような押さえ方だと思ひます。私もそう思ひます、香美市を見ましても。けれども、まだ香美市内の小学校にもまだまだ何校か頑張らなければいけない学校もあることはあるんですが、全体としてはそういう方向ではなかろうかと思ひています。中学校の先生に言わせれば、「中学校だけが授業の工

夫が進んでないというわけではない。」と言いますけれども、よりよい方向でやっていきたいと思っています。

たくさんの方に学力テストについてご質問をいただきましたので、なるべく重ならないようにというように答弁をさせていただきましたが、抜かっている点もあろうかと思えますので、抜かっている点がありましたらまたご質問いただければお答えさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 依光議員のご質問にお答えいたします。

前納報奨金についてということでございます。

平成18年度の市税収入率は平成17年と比べて低下しているという、まずご質問でございすけれども、依光議員はご存じ、お聞きになってると思うんですが、合併のときにシステムの関係で統合に手間取りまして、過年度についてはおくれておる、収納率が落ちておるという状況についてはご説明をしたところでございますが、現年度、つまり前納報奨金に係る現年度につきましては収納率は変わりません。市民税につきましては、現年度が98.04（%）であったものが97.93（%）、固定資産税につきましては、97.33（%）であったものが97.76（%）と横ばいというかほぼ横ばい状況で、低下はいたしておりません。

それと、前納報奨金を廃止すると収入率がますます低下するのではないかというご質問でございすけれども、もう高知県の市においてはほとんどの市で廃止をしております。その先に廃止をしたところ等に聞きますところによりますと、前納報奨金の廃止によって収納が落ちたということはないというふう聞いておりますし、納税者の方の納税意識の高揚というのは一定図られておるというふうと考えております。また、収納の関係ですが、収納額につきましては11月末で市民税が117.6%の増、固定資産税が103%の増となっております。また市税に占める前納報奨金の割合というのは、対調定額で0.98%でございます。それと資金の運用、活用というのは、税務課はこの資金の運用、活用をする課ではないのですけれども、この税金の活用という面について言えば前納報奨金を廃止しても支障はないというふう聞いております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 依光議員の紙製容器包装の分別収集についてにお答えをさせていただきます。

容器包装リサイクル法の一部が改正され、平成20年4月1日から施行されます。内容は、市町村の分別収集、選別保管業務の質が、指定法人等に引き渡す分別基準適合物の品質を通じて再商品化のコストに大きな影響を及ぼすことから、市町村において容器包装廃棄物の排出抑制の取り組みを進めるとともに、消費者の協力を得て汚れたものを含む異物の除去を徹底して分別基準適合物の質を高めれば、再商品化の質の向上、コス

トの削減につながるということを勘案したものとなっております。このことによりまして、指定法人等が再商品化の合理化に寄与する程度に応じて算定される額の資金を市町村に拠出する仕組みとなっております。紙製容器包装の分別収集を取り組むとすれば、収集運搬委託料としまして約1,000万円ぐらいが見込まれます。現時点ではペットボトル、ガラスビン及びプラスチック製容器包装の香美市への拠出金額の見通しが立っておりませんし、この制度が見合うものであるか否か見てみる必要があると現時点では考えております。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 依光議員の物部川の環境改善についてをお答えをさせていただきます。

ご質問にもございましたように、物部川は今濁水問題と減水問題、いわゆる渇水の問題の2つの大きな課題を持っていると思います。その原因に行き着くところは、自然環境の変化と山林の荒廃が大きな要因と考えられます。地球温暖化によるところが大きいと言われます異常気象によりまして自然の生態系に大きな悪影響を及ぼしており、物部川においてもその影響は甚大であるというふうに認識をいたしております。豊かな水をはぐくむ水源の森であった自然林は戦後の国策の中で人工林に変わり、それにより保水力が低下をし、また山村集落の生活維持活動が困難となる中、過疎化と高齢化が進み耕作放棄地が拡大をしました。そして、異常気象による近年の局地的豪雨により、至るところで山林の崩壊が発生をしております。このことが物部川の濁水問題や、あるいは渇水、減水問題の大きな要因となっているということをご承知のとおりでございます。これらの根源をたどっていけば、すべて人間により生み出されていったと言っても過言ではないと思います。環境の時代と言われる今、我々が英知を持って改善に向けて取り組むことが求められていると思っております。そうした中で、現在、物部川漁協を初め各種団体によりまして自然の生態系回復のための努力がなされており、行政も一緒になって努力していくことが大切というふうに考えております。

また、香美市にとりまして物部川の位置づけはというふうなご質問でございました。ご承知のとおり、この香美市という新しいまち、合併ができたのもやはり物部川の流れの中で長年育ってきたきずなが大きかったというふうに思います。そういう意味からしてこの香美市の、物部川の上中流域を結ぶきずなの川と言ってもいいと思いますし、また同時にこの香美市の飲料水の大部分も占めております。持っておりますし、また農業の面でも大変大切な物部川の川の水でございます。そういう意味では香美市の命の水であるというふうにもとらえております。そういう意味で、香美市全体にとりましてはまさにシンボルであるというふうに位置づけを、私自身はいたしております。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子です。お疲れのところもう数分で済みますので、すみません。2回目の質問をさせていただきます。

教育長、お疲れのところをすいません。1点抜かっていたかと思うんです。県の来年度の新しい事業の中にその30人学級導入と、もう1件、教員の指導力アップや授業研究を重点的にやる教師塾、それも一緒に手を挙げたらどうかという。何か高知新聞で見たとき2つがセットのような感じに書いてあったように思うんです。30人学級とこれが。ぜひこのご答弁をお願いをいたします。教育長もかなりご苦労されてる、教育長の思いを校長さんに伝えてもなかなかその思いが伝わらないということらしいですけど、そこに、何か伝え方に工夫をされることによってまた違いがあるがでないでしょうかね。何かそこにネックになっているんじゃないかというような気もいたしますが。

それで、先ほどもご答弁で小学校は全国平均より高いところも幾つかあったというようなご答弁がありましたけど、私も全学校まだよう回ってないんですけど、学校によったらその改善点まできちっとして、その改善点を出して先生方が一堂に会して話し合っ、この課題についてどういったらいいかというような話し合いをされてる学校もあるようです。なかなかいい取り組みをしているから、せめてこの26日の会、もしくはその校長会で各学校の課題に対しての取り組みをお互いが意見交換をすることが大事じゃないのか。そうすることによって、まことに申しわけないけど学校によってはそのやり方がわからないというように感じられる学校がありました。私も学校、外部評価で回ったときに「改善されてどこがよかったですか。その点を見らせていただきたいんですが。」と言っても、「いやあ。」言うて後のお声がなかったような学校もございました。そのやり方というか、そこへきちっとよう導かないというか、それを感じられるような学校があるので、やはりよその学校の意見を聞くことで、あ、あそこを参考にしてとかいうようなこともできるんでは。お互いが情報を共有することでいい面を取り合っていく。そのいい面を取り入れることがどこの学校も同じになるということではないと思うがです。それぞれがその学校の特色を出しながらやっていけたらいいと思いますので、ぜひその辺よろしく願いいたします。

次に、その容器包装についてですが、その新しく始めれば1,000万円ぐらい収集料が必要となるから見定めていきたいということでございます。ぜひ、なかなかすぐということ、前回の分別収集のときにもやはり何か月もかかりましたよね。前段にその説明会をずっと開いたり、あるいは周知したからいい方向で取り組みができたと思います。これをぜひ前向きに考えて行うんだと。この紙製容器包装は収集料も必要ですけど、また相手側に、買って、引き取りもしてくださると思うがですよね。その辺もあるから、ぜひ前向きに検討をお願いをいたします。

それから、最後に物部川のことですが、本当に市長がそういう思いを持って、ほいできずなの川として、命の水としてとらえてるということで大変心強く思います。それにあわせて、ぜひこの物部川を観光資源とも考えていただきたい。前回、平成16年のときに私も戸板島のほうで釣ってた方にちょっとお声をかけましたら静岡県、1人の人は埼玉県からお出てるということで、奥さんも一緒に来ている方、「奥さんは？」と言

うと、「きょうは日曜市とか高知城を見に、観光に言ってるんですよ。」ということで、今夜、土佐山田町で泊まって、あしたは伊尾木川のほうへ行かれるということで、結構これが観光資源にもなってるんですよ。それを考えると、新たに新しくものをつくるんじゃなくてそれを生かしていくという観点から考えたら、いい観光資源になるんじゃないかと思いますが。ぜひその辺のご見解をもう一度お尋ねをいたします。

それともう1点、水の件ですが、今、本当に減水状態で大変な状態ですけど、水には水利権のことが絡んでくると思うんです。しかしながら、その年その年によってその雨の降り方とか違ってくると思うんですよ。今年なんか本当に最悪で、水利権の更新時期がきて見直されて放流量が改定をされました。しかしながら、今年は現状でいく、来年からその減水の状況でやっていくという形にはなりましたけれど。この舟入川は、ずっと私たどってみましたら美術館のところまではよう行きませんでしたけれど。そのときに感じたのが、大変産卵期で困ってるその10月、11月ですよ。その限界で水を使ってるということが本当に何カ所もなかったんですよ。せめてその水を夜だけでも物部川へ入れる。夜使うところはほとんどないですよ。それにはその農業者の方との合意形成ということもしなければならぬけど、そこな辺が何かもう一つ工夫ができるんじゃないかと考えますが、市長の見解をお尋ねをいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

暫時、4時から時間の延長をいたします。

○教育長（原 初恵君） 依光美代子議員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

余り言っておると大体想像がついたりするので大まかに言わせていただきますと、小・中学校あわせて全国平均より上の学校は何校もありました。ということです。それから1～2校ではありません。大分ありました。

それから、分析と改善が進んでおる学校は、私は学力テストに限らず教育効果の上がっている学校だと思います。それは、校長の資質と指導力の問題になりますが、校長だけでなく組織として教育計画を立て、学校評価システム事業に乗り、そして子どもたちの授業改善に取り組んでいるという学校は、今、何をどんな方法でどの程度のことをやっておってどうなるかということ、校長だけでなくみんなが知ってると思うんですよ。ですから、何の結果がありましてもすぐにどうしたらえいかとかということが話せると思うんです。校長も皆指導力もあるいい人ばかりですけど特色はありますので、教育に対する考え方も右から左までいろいろあります。指導力もいろいろあります。まあそういったことをご理解をいただきたいと思います。

それから、私の学校に対する、校長に対する伝え方ということですが、これも学校訪問をしますと、これは学校教育課長がいろいろわかったと思うんですが、一緒に行きましたので、ずっと鏡野中学校以外は行ってますので。私も共通して各学校に話したこと

もあります。が、その学校は「こういうことが数年来よくなってきた。」と。「しかし、こういうことは課題として考えたらどうだろうか。」ということも言ってまいりました、どこも。もちろん学校教育課長も話しましたし、自分の立場で。それから指導主事も話しました。そして、みんなの意見も聞いたんですが、雰囲気というかいろいろありました。が、おおむね私は、もう旧土佐山田町のときもそうですし香美市になってもそうですが、本当に教職員はいろいろ、個人的には思想信条は自由ですので、ありまして今の教育改革にのっかって本当によくやってくれておると。校長もみんなそれを束ねてよくやってくれておると感謝をしています。厳しいことも言いますができるだけ褒めるようにはして、えい点は。全体の研修等では感謝しているということを常に言っています。

それから、その30人学級とセットの件ですが、そうかもわかりません。次々に指定についての示されてまいります。先日も教育長会で文科省から示されておる予算についてのが出てくるんですが、あります。そういったことでまた鏡野中学校に限りません。1回言うて受けざって懲りたらいけませんので、またその学校へも、なかなか乗ってこなかった学校へもまたアタックしたりして、またみんなで行っていきたくと思っています。私が校長会で常に校長に言っていることがあります。個人的に校長に言っていることもあります。いろいろ校長も難儀話とかいうのをしにくるわけです。が、校長と教育長を比べたらどっちがしんどいか、どっちがやりがいがあるか。それは子どもが目の前におる校長であると常に校長には言っております。教育長、そういえばこんな大事な仕事を請け負いまして、教育長という、無責任と思われる方もあろうかと思いますが、目の前に子どもがあおりますと日々一人一人の活動も気になりますし、目につきましますし、本当にその責任者である校長は気の休まるときがないと私は思っています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 依光議員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

1回目のご質問のときもお答えさせていただきましたが、現時点ではこの制度が見合うものであるか否か見てみていきたいということでございます。それに基づきまして分別収集の費用対効果も勘案して考えてみたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 依光議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

物部川を観光面としてとらえていくことというご指摘でございました。まさしく観光資源としては大変重要な位置を占めております。しかしながら、今の物部川はなかなかご承知のとおり状況でございまして、それに鮎のいわゆる減少の中で、なかなかそこへ結びつけていくことが難しいわけでありまして。この、議員も持っておると思いますが依光先生が執筆されております「物部川」というこの本にも、大変この物部川再生に向

けてのご努力、漁業組合をはじめNPOの皆さん方の取り組みも紹介をされております。確かにこの物部川の本流を浄化をし、そして再生をすることも大変大事ですし、努力をしなければならないと思います。しかしながら、それと同時にやはりこの源流域のことに目を向ける、そのことが大事ではなかろうかと私自身は思っております。私も高校時代から40数年振りに今年の春、三嶺へ登りました。そしてこの秋にももう一度登り、今年2回三嶺へ上がってきました。その中で感じたことは、あのずたずたに傷んだ沢を見たときに、本当に40数年ぶりに見た、前のそのときと本当に変わっておるということを痛切に感じました。そして、私の家の上に甫喜ヶ峰疎水の隧道の入口に書いてあります。「源を忘れるなかれ」という言葉を当時の知事が寄稿してありますが、まさにそのとおりであると。やはり川を守るために、そして川の下流を美しく流れさすためには源をやはり忘れてはいけません。そして、そのためには人々にそういう意識を持ってもらうということがまず一番重要であろうというふうに思っております。やはり観光面へ、そうした面から含めて再生をした中では大きな香美市の資源となり得る財産であるというふうに認識しておりますので、行政としても努力をしてまいりたいというふうに思います。

また、利水権の問題ですが、現在の利水状況、私もつぶさにもわかっておりません。しかしながら、先日テレビで物部川再生についてもやっておりました。国土交通省の河川事務所長も、確かに利水問題については既得権等の問題があってなかなか難しいというふうな話もされておりました。しかし、時代の流れ、さまざまな流れの中で随分変化もあろうかと思えます。そうした中で調整もなされておるというふうにもお聞きをいたしておりますが、そうしたことを含め今後我々も真剣に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。お疲れのところ遅くまで本当にご苦労さまでございます。

教育長さんにおかれましては、本当に今議会ご苦労さまでございました。本当に孤軍奮闘されてるお姿がよくわかりました。ぜひその26日の会で、やっぱり課題に向けて取り組み、それをぜひきちっと方向性をお願いいたしたいと思えます。それと支援については、やはりその支援が必要なところへ。よりすぐれているところではなく、支援が必要なところのほうへ支援をお願いをしたいと思えます。

それと、紙製容器包装ですけれど、分別をもっときちっとやっていきたいとこと。本当にそれは大切なことと思えます。前議会でもお願いしたんですけど、ぜひ年に1回はその分別状況。あなたたちの、住民の協力によってこれぐらい、分別によって収集量これだけ、金額はこうこうですよというようなことをぜひ啓発を続けてしていただきたいと思えます。

それから、物部川についてですが、今の状況ではなかなか観光資源には難しいということで源流域に目を向けないかと。それはもう最も、一番大切なことと思います。私も何度か山へ入りましたが、本当に今のこの香美市の山、悲惨な状況になってます。何とかこれを復活をさせなければならないと思います。そのことが一番大切、そこをすることでこの物部川がよみがえってきます。すると、そこに人も携わってくれますので、ぜひそれを、続けて取り組みをお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。本当に教育長さんご苦労さまでした。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 依光美代子君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議はございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会をすることに決定をしました。本日の会議はこれで延会をします。

次の会議は、9月13日午前9時から開会をします。

（午後4時06分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 1 9 年 1 2 月 1 3 日 木曜日

平成19年第5回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成19年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月13日木曜日（会期第9日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 3 番	竹 平 豊 久
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水

欠席の議員

1 4 番 島 岡 信 彦

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	久 保 和 昭
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	阿 部 政 敏
総 務 課 長	鍵 山 仁 志	ふれあい交流センター所長	甲 藤 みち子
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	岡 本 篤 志
財 政 課 長	吉 村 泰 典	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	小 松 清 貴
収 納 管 理 課 長	後 藤 博 明	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	田 中 育 夫	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
保 険 課 長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税 務 課 長	高 橋 功	支所長兼参事兼事務管理長	萩 野 泰 三
福 祉 事 務 所 長	法光院 晶 一	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣
農 政 課 長	宮 地 和 彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹 内 敬 水道課長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成19年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成19年12月13日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 17番 竹 内 俊 夫 君
- ② 2番 矢 野 公 昭 君
- ③ 7番 千 頭 洋 一 君

会議録署名議員

15番、依光美代子君、16番、黒岩 徹君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をいたします。14番、島岡信彦君は病気治療のため欠席という連絡がありました。

議事日程に入る前に、昨日の本会議終了後に意見書案第26号、道路特定財源の確保に関する意見書の取り扱いについて議会運営委員会を開催しましたので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、西村芳成君。

○議会運営委員長（西村芳成君） 22番。おはようございます。昨日議会終了後に議会運営委員会をいたしましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

昨日の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、執行部から12月7日に提出依頼のあった意見書案第26号、道路特定財源の確保に関する意見書、これについてはお手元のほうに資料としてお返ししてあったと思いますが、取り扱いについて協議をいたしました。この意見書につきましては、道路整備事業促進期成同盟会高知県地方協議会会長から提出依頼が本市の執行部あてにあったものでありまして、趣旨は道路特定財源を一般財源化することなく全額を道路財源として充当することなどを求めたものであります。協議の結果、地方にとっては道路整備は必要不可欠な事柄であることから、全会一致を目指して最終日の本会議に上程することに決定をいたしました。

また、なおトンネルじん肺の防止に対する意見書について意見書案第22号の意見書が出ておりますが、これについて大岸議員のほうから補足説明をしたいということで申し出がありまして、そのじん肺防止に対する合意書の資料を提出されまして補足説明がございましたが11月30日の議会運営委員会で決定、確認をされておりますので、そのことも含んで最終日に上程することで再確認をいたしましたのでご報告をいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） はい。おはようございます。17番、竹内俊夫でございます。議長の許可をいただきましたので、通告文に従いまして一般質問を行います。

2点お伺いをいたしますが、まず最初にフェロモントラップの設置のことについてお伺いをいたします。

香美市は温暖な気候条件を利用して古くから平地では施設園芸が盛んであり、中山間部でも施設野菜、また露地野菜が多くつくられております。旧香北町でも日照時間、温度また狭い耕地と大変厳しい立地条件の中でも施設園芸とまた露地野菜をつくり、農業

所得を少しでも上げようと多品目の野菜が栽培をされております。昭和の後半は園芸野菜をつくるのに病虫害は少なく、また発生も少なかったわけでありまして。また、その害虫の被害をとめる農薬が多くありその農薬を使用することができたところでありまして、平成に入ってから農薬の使用がだんだんと厳しくなり始め、最近では登録農薬以外の農薬を使用することはできない。また濃度も大変薄くして使用しなければいけないということになりました。また回数もそれぞれの野菜、農薬で決められておりました、以前の半分の回数も使用できなくなったわけでありまして。そんな中、以前から農薬の多使用は大変大きな課題となっております。中でもハスモンヨトウという害虫は雑食性であり農薬に早く抵抗性ができるし、そしてまた夜行性の虫であるという特徴から農薬散布回数はふえる一方で、なかなか退治できない害虫でもあります。何とか防除できないものかと普及所、また農協、生産者、各団体で検討しながらようやくたどり着いたのが性ホルモン剤の使用でした。人工的にメスのにおいを発散させる、そしてオスの成虫をおびき寄せ捕獲をするという防除の方法です。ただ、性ホルモン剤は1つが何千円とする高額な薬剤、ホルモン剤でもあります。またそれを使用するにはトラップという物が要ります。それも1個当たり4,000円と大変高いため今まで旧香北町から、また近年香美市から補助金を出していただいております。そんな関係で設置の成果を申し上げますと、平成18年度でありますけれども捕獲数は1万8,000匹という捕獲をいたしました。そんなようなことで大変我々農家といたしましたら大きな、消毒の回数が減る、また安心、安全の商品が出せるということになってきたわけでございます。また、消費者からは最近より安全で安心できるものを求められており、その産地側としてのその要求にこたえるべくフェロモントラップをして、できるだけ減農薬、低農薬での栽培に努めております。より安全性の高い高品質の農産物の生産、出荷につなげることができているところであります。このような成果が出たフェロモントラップ設置事業に対しまして、今までは旧香北町で、また合併をして香美市で補助金を出していただいたところがありますが、これからのなお一層安心、安全の生産物を出荷をしなければいけないところからして、大変厳しい財政現状ではありますけれども今後の対応についてお伺いをいたします。

次に、市内の林道の今後の管理についてをお伺いをします。

香美市は90%以上が山である。中でも40年生から50年生の山林が多い地域でもあります。以前、山が便利になるように、また作業効率が上がるように昭和50年ごろから各町村で林道が開設をされております。開設して数年は管理者も若かったし、また、1年、2年のうちには道路の林道の両側の雑木も少なく、土砂の崩れも少なく関係者で林道の管理をしていましたが、今になったら林道両側の雑木は大きくなり、法面からの落石は多くなり、地元関係者だけではなかなか管理ができない状態になっております。今、市内にある林道は、夏は雑木が生い茂り側溝には土砂また落石があり、車が通りにくい場所もあります。集中豪雨のときには側溝にたまった土砂また雑木の葉、折れた枝

などでふさがれ、そこで夏の集中豪雨のときには側溝を流れなければいけない水は、ある程度までは流れてもどうしても土砂、雑木、葉の集まったところでせきとめられて、ついには路面を流れ出すというような状態にもなっております。路面を流れて崩壊をするおそれも出てきております。また今現在崩壊をしておるところもあります。そのような林道の管理を市として今後どのようにしていくのかお伺いをいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 竹内議員のフェロモントラップ設置についてお答えをさせていただきます。

ご質問の内容はハスモンヨトウへのフェロモントラップ設置事業の継続等についてとお聞きをしております。香美市の地域特性また特色を生かした農業の展開、農村の振興の中で、消費者の食の安全、安心に対する関心の高まりによる国産農産物への期待の拡大など産地にとっては有利な状況が生まれています。減農薬や無農薬野菜作りを推進する環境保全型の農業の推進も重要です。質問のフェロモントラップ設置事業は、露地野菜の害虫、ハスモンヨトウを駆除するために香北町地域において土佐香美農協香北生産者部会が主体になり31地区の295戸、年2回、8月、12月に設置し、安全で高品質な農産物の生産、販売へとつながっています。また直販所との連携からも学校給食への食材供給から地産地消など、地域の特色ある農業経営形態として進められています。このように一定の広い地域で害虫の習性に合った防除を共同で行うことにより、平均捕獲数、1地区当たり577匹という効果が上がっており今後も継続提案をしていきたいと考えていますが、今、平成20年度の予算編成時にこの質問をいただくと財源や事業優先度の協議、また財政計画に基づく議論もあり確約のお答えでないことをご理解願います。また、その他の地域でも一時の生産調整の時期にこのフェロモントラップもやられた経過がございます。しかしながら一定広範囲の地域がまとまらないと効果が上がっていないのが実情です。今、この時期にこのお答えをするということについては、先ほどの財政計画もございましたのでご理解を願いたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） おはようございます。竹内議員の市内の林道の今後の管理についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に林道につきましてでございますが、林道は効果的な林業経営の展開や森林の適正な維持管理のために開設されたものでございます。また一方、近年森林空間の総合的な利用の推進、山村の生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしていることから、通常は一般車両の通行を許しているところでございます。そういった目的道でございますので道路法の適用は受けません。ただし、道路交通法では一般交通に供するその他の場所として位置づけられております。

さて、その林道の維持管理でございますが、林道の維持管理、竹内議員からもご指摘

がありましたように通常は草刈りとか側溝をさらえる作業とか落石の除去、そして路面補修等がございます。香美市におきましては林道の維持管理について、これは、維持管理については林道規定によりまして管理者が林道の管理に関する規定等を設けなくてはならないことになっておりまして、市で林道管理規則を設けております。維持管理は、市の林道管理規則に基づきまして予算の範囲内で、主として支所業務として主に生活道を中心に、生活道との併用部を中心に、また集落と集落を結ぶ連絡部分等を中心に森林組合や自治会、または地元の方に作業をお願いして賃金払いをする等の方式で対応してきます。これは、旧3町村の方式がいろいろございますが、多種多様な方式をそのまま継承して現在に至っております。ご指摘の雑木の繁茂、側溝に土砂の堆積、落石箇所が多いということでございますが、林政課のほうでは定期的な巡視等を行っておりませんが、市の職員あるいは住民の方、通行車両等の情報をもとになるべく情報の収集には努めております。また、豪雨や台風後につきましては市内を5班体制とし、巡視調査を行って対応しております。維持管理におきましては各路線周りで方法等も違います。積算根拠等も若干相違がございます。しかしながら市内の膨大な林道の全延長、80路線、247.5キロ現在ございますが、この路線を年間を通して常に良好な状態で保つということは市町村の財政上困難と思われれます。林道の性格上、効率的な林業経営の展開とか森林の適正な管理に供する目的がございますので、そういったこと、施業等が行われているところとか、住民の方の利用の関係等の現状などの利用実態等を踏まえ、現在の管理方法を継承しながら徐々に検討も加え今後対応してまいりたいと思います。現在も具体的には維持管理につきまして予算で賃金や委託料、重機借り上げ料あるいは維持補修工事などの工事請負費、また原材料供給による原材料費等の予算を取っておりまして、多種多様な対応をいたしております。路面補修につきましては舗装事業を導入しまして順次舗装を行っております。日常の簡単な管理等につきましては、利用者等におきまして林道愛護の精神を持ってご協力いただければ幸いと考えております。また、林道愛護デーなどを設け、行政のみならず地域や森林使用者など受益者の参加によりますボランティアによる草刈りとか、側溝の維持補修等を考える必要も今後出てくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） フェロモントラップのことについてもう一度お伺いをいたします。

広い地域でフェロモントラップのようなものを設置をしたことがあるということでありました。が、フェロモントラップというものの効率というかよかったということを私が言わせていただきますと、旧香北町はご存じのとおり何と云うかまとまったと云うか、杉田、ここから言いますと物部川の杉田あたりではもう山と山が本当に近くなり、そして1キロも行きますと平らな、平たい平野になってくるというところでありまして、

ちょうどフェロモントラップを設置をしたら、どうも旧土佐山田町のほうからは虫が割合飛んできにくい地域ではなかろうかと思えます。そのようなことで香北町の入り口から物部町の境のところまで設置をしておるところでございしますが、割合にして、私が今まで自分も農業をしておりますしまたフェロモントラップを設置もしております。そして数も数えておりますし協力もしておるところであります。そのようなところから総合的に、後で反省というかそういう話をしたときに、割合にして物部川を中心にして風が吹くだろうか平野が多いところだろうかというところで、平たいところでは割合に虫がよく入ります。標高が300メートルぐらい上がったところに設置をしたこともあります。そのようなところからして見てみますと、標高の300メートルを越したところあたりからは割合にして、それも種類が大変高地はよけがあると、広いというところはまた別かも知れませんが、山が少しある、高地が少ないというところへ立てたときには、割合に虫が入らなかったというふうなことが、反省点として話し合ったときに出ておるところであります。そのようなことからして、どうもこう1つの地区にまとまった、仮に土佐山田町でありましたら（香南市）野市町から南国市のほうへと広いと。どこから虫が来るかわからないというようなことでもありますろうけれども、特にちょうど地域的によい地域ではなかろうかというふうに私は思いまして、大変こう農家の皆さん方が、いろいろ大変虫も多いです。多いですけども特にこのハスモンヨトウというのは、今も言いましたように雑食性でありますし、また夜飛んできて被害を与える、また卵を産む、幼虫がかえるというようなところで、大変農家にとりまして厄介な虫であるというふうになっております。大変厳しい状況ではありましようけれども、ぜひとも続けていただきますようお願いをいただきたいというふうに思います。

それから林道ですが、本当に1年、2年のときには雑草は少なく、それぞれの地域の林道関係者がせっかく待望の林道がついたということで1～2年のうちは、おかげで林道がついてよくなったということで若いも若い者も一緒になって精いっぱいこう林道の保持に努めようということで一生懸命やっておる林道もありました。けれども、やっぱり10年も20年もたちますと、なかなかそのときには若かった、力のあった、身の軽い人がおったのも、今になってみますとやはり農業も林業も同じようなもの、その地域もそうですけど、若者がだんだんだんだん少なくなり、ある程度若かった人も年がいき、その管理がなかなか大変な状態になっておるところでございします。香美市にも林道それぞれ、先ほど林政課長が言われましたようになかなかの距離数の林道があるわけでございまして、それぞれ管理をするのがなかなか大変な状態であろうかと思えますけれども、旧土佐山田町でも旧香北町でもまた旧物部村でも林道はあると思います。それぞれの町村、メートルのキロ数は違うかもしれませんが、それに応じた管理の仕方を支所費でやっていったらどうかと思えますが、その点よろしく願います。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 竹内議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

特に質問事項としていただいたようなこととは思いませんが、やはりハスモンヨトウの習性とか、今までの地域で特色のある、蓄積をしてきたノウハウの中で優良な産物が生まれておると思います。十分研究をしながら次の提案をしていきたいと、そんなに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 竹内議員の2回目のご質問にお答えします。

旧町村での距離に応じた管理をしていったらどうかというご質問であったと思いますが、旧町村別に言いますと土佐山田町分が18路線、約42キロでございます。香北町分が29路線、約90キロです。物部町分が33路線で115キロ、約でございますが、になっております。先ほども申しましたように旧の維持管理方法をずっと継承をしておるわけでございます。物部町の場合は全体的に物部森林組合のほうに委託をし、また足りない部分につきましては地元の自治会のほうで草刈り等をやっておるような状態になっております。香北町につきましては香美森林組合のほうに草刈り等を委託をしておるところでございます。また土佐山田町につきましては森林組合と地域の方等による維持管理が行われておるところでございます。距離に応じたということになりますと、その距離に応じた予算配分とかそういう意味なのかというふうにもとれんたですが、最初にも申し上げましたように市の財政的なもんもございまして今後検討していく必要があると思います。直ちにそういった状態に、距離数に応じた予算規模になるというようなことの想定は今のところできません。緊急性のあるようなところがあればご指摘をいただき、それに対応してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 竹内俊夫君の質問が終わりました。

次に、2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。通告によりまして一般質問をさせていただきます。

その前にちょっと訂正をしていただきたい。13ページですが、米の生産調整についてというところの①の上から4行目、「率であるが」とあります。この前に「転作」を入れていただきたい。「転作率であるが」とお願ひをいたします。

そしてもう1点、議会の初日でありましたか、私の席の前のほうでこんこんこんこんたごる人が何人かおまして、やばいなと思っておりましたがこの2～3日前からちょっと私もくしゃみ、せきなど出まして、中でいろいろとお聞き苦しい点などあろうかと思ひますけれども私の責任ではございません。よろしくお願ひいたします。

それでは早速質問をさせていただきます。2007年に本市への水稲作付割り当て面積が648ヘクタール、約でございますが。対しまして実際作付をされましたのが、これも約でございますが659ヘクタールでありまして、11.6ヘクタールの過剰作付と

なっております。来年、2008年の全国生産目標は、今年よりも量で13万トン、そして面積で10万ヘクタールの減ということが決定をされております。毎年のように生産調整が達成されないジレンマの中で、政府は追加的な生産調整実施者メリット、非実施者へのペナルティー、これの具体策を検討し、目標達成県と未達成県への生産配分量の公平性を重視をいたしまして、県そして調整実施者に対しましていろんな支援策を調整中であります。しかし、生産現場におきましては今の仕組みの中での生産調整、これにはもう、これは限界であるとの認識が大勢を占めております。2007年産米の全国削減必要面積7万7,000ヘクタールに対しまして、実際に減らせたのはわずか6,000ヘクタールであります。7万1,000ヘクタールもが未達成で、達成率は10%にも満たないと。こういうことからしても現状での生産調整は非常に厳しいと考えるのが妥当であります。そして、過日の日本農業新聞中で「生産調整をきちんと実行している生産者の正直者がばかを見ない政策を。」との声にこたえるために、自民党は実施者メリットの拡充を進めております。実施者メリットはよしといたしましても、「正直者がばかを見ない」という文言にはいささか抵抗を感じるものであります。浮き草のような、まだ十分保障もない生産調整を実行するのが正直者でそうでないのが悪者のようなとらえ方をしております。私も以前にはこの生産調整に協力をしていた時期がありました。しかし家族もふえ後継者もできた今、経営内容、規模も変わりました。自他ともに認めますところの正直者の私であっても、一家の経営、家族の生活を苦しめる。このような現状の生産調整には疑問を持っている者の1人であります。少し私見が入りましたけれども、今申しましたように一家の経営、家族の生活、これを考えましたときには今年の削減必要面積に対して達成率がわずか10%にも満たない。こういうことから見てもこの施策が生産現場ではいかに受け入れられていないか、このあかしでもあります。

また、実施者メリットと非実施者へのペナルティー、これもおかしな点が見受けられます。この調整につきましては各農家の経営主体が何であるかの内容が全く加味されてはおりません。経営内容に関係なく一律の生産調整をアメとムチにより義務づけようとしております。確かに米主体農家ほどこれに取り組み米価の安定を確立すべきであるとの考え方もあります。しかし、昨今の我が国の人口減、そして米消費量の減少などを考えますときに、今年仮に生産調整が100%達成されたとして、米価は果たしてどうなっていくのでしょうか。そして、来年以降米を取り巻く状況は一体どのようになるのでしょうか。この生産調整につきましては、余りにも不安定な材料、要素が多過ぎるところであります。米消費量は1962年、これがピークでありまして、1人1日324グラムあったのが、2005年には168グラム、約半分になっております。また、米政策改革が始まりました2004年以降、過剰作付は増加の一途をたどり、それに反比例をいたしまして価格は下降しております。

私はさきの6月議会におきまして地方の自立ということに関しまして市長に質問をいたしました。その答弁の中で市長は少し怒ったような感じで、「地方の自立、本市の自

立と言うのはたやすいが、そんな簡単なことではない。財源の伴わない地方分権は地方の衰退を一層促進する。」と、このようなお答えでありました。しかし、言葉は荒かったですが考えてみますとまさにそのとおりでありまして、さすが市長、さすが我が同級生と、このように思ったことでありました。

(笑い声あり)

この言葉を拝借し、また少し変えてみました。財源の伴わない生産調整は農業、農家の衰退を一層促進する。まさに今これが現実となってきております。最近、生産調整のみが各新聞報道等で大きく取り上げられておりますけれども、それと並行いたしまして、というよりもむしろ米の消費拡大を全面に出すべきであって、加工米としての消費も含め政府主導により米作は国民の食糧確保の基盤として、また生態系、生活環境の保全、そして国民全体の主食であるということをいま一度認識し、農業、農地、稲作を守るべく強い信念を持って財源の伴った農業施策を行うべきであります。以上の観点から3つほど質問をいたします。

まず1つ目ですが、本市では先ほど申しましたように2007年水稻割り当て面積に対しまして11.6ヘクタールの過剰作付であります。新聞等でも見られますように、2008年産はこの転作割合が今年よりもまだふえてくると思われます。今年本市では地域によりまして28%から63%も転作が求められております。その中でも土佐山田町、明治、岩村地区は最高の63%という転作が課せられております。来年もしこれが70%というふうな近くにでもなれば、達成は到底無理ではないかこのように思っております。農政課としても今後の見通し、そして取り組み方針を問うものであります。

2つ目、年間を通じまして園芸主体あるいは米作主体等経営方針の違う各農家に一律の生産調整を課していることに対してまた未達成県へのペナルティー、このようなアメとムチの施策を国が行うことに対してどのような見解を持ちそして対処していくのかお聞きをいたします。これも農政課長であります。

(3点目)そして次に市長にお聞きをいたします。現状の生産調整を全国的に見てみましたときに、それが仮に達成できたとして米価の安定また農業経営の安定につながるのか。米の需要が年平均で約9万トンも減少を今いたしておりますが、そのことに対して農水省は国民がもっと朝食をとるように、また学校給食では米飯の回数をふやすようにと努力をしております。これは当然のことでありまして、私は生産調整での米価安定よりも国はさらに米の消費拡大を全面に出すべきであって、これを政府に強く働きかけるとともに本市において企業誘致を推進するのであれば、米を含む農産物の加工、販売を目的としたところの1.5次産業、これの誘致に力を入れるべきではないか。このように思っております。市長の見解を問うものであります。

以上、3点の質問をいたしまして1回目を終わります。

○議長(中澤愛水君) 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 矢野議員の米の生産調整についてお答えをさせていただきます。

達成は無理ではないかと、農政課の意見ということでございますが、香美市の水田農業に対するあり方いうところをご答弁させていただきます。

生産調整において平成16年度から行政による需要に応じた生産目標数量の配分が行われ、平成18年度より生産者、生産者団体がみずからの生産調整方針を設定し、地域水田農業推進協議会では水田農業ビジョンを策定し、改革の基本的な方向を定め取り組んできました。新たな需給調整の中で香美市で生産目標数量は2006年産、2,982トン、2007年産、3,051トンが配分されました。米国の生産流通及び消費の動向からも、配分は平成20年産米で高知県においては240トンの新たな減量予定となっております。平成19年度も転作達成率は98%の見込みです。ご指摘のいろいろの各理由についても、今後の取り組みは方針、作成者、生産方針、作成者の調整、また配分の一般ルールの設定、そして需給調整を含めてビジョンの点検、見直し、それから産地づくり計画、この実行、これを地域水田農業推進協議会の中で議論をして効果を求めていきたいと考えております。

2点目の未達成県へのペナルティーについてでございますが、一律の配分率の部分もご指摘がありました。指摘のその各農家への転作配分率ですが、香美市として地域格差、収量、二期作権利用での補正でありまして、担い手としての認定農業者には配分率も議論し、傾斜配分も考慮しました。また、高知県の地域農業において小規模農家や兼業農家分も実情、専業農家の比率などの特性からも地域に合った将来方向を進めなくてはならないし、生産調整とともに消費拡大、食糧自給率の向上も必要と考えます。高知県の転作達成率も近年は85%台と記憶しております。達成できないその地域の罰則は相当量の削減が検討はされていますが、まだ詳細については決まっております。

3点目は市長のほうにお願いして、以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 矢野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

3点目の米価の安定と農業経営の安定のためには、米の需要が減少している今、生産調整での安定よりも国は米の消費拡大を全面に出すべきでこれを政府に強く働きかけるとともに、本市においては、企業誘致においては1.5次産業の誘致に努めるべきではないかというふうなご質問でございました。米の消費が年々減少している現状の中で米の価格は低迷を続けております。特に今年の米価は農協の仮渡し価格から見ましても、前年に比べましても非常に低い単価が予想されています。そこで、生産調整の意義であるわけでございますが、私自身はこれからも米の需要調整を行うことは、生産量と需要に見合う安定供給と価格安定を図る観点からも必要というふうに考えています。ただこうした、先ほど議員もおっしゃられましたように農家の努力、そうしたものに報いるためにも、今日の食生活の変化の中で米の消費は減少しておりますけれども、国はやはり

米の消費拡大に向けてきちっとその政策を取り組んでいく必要が特にあるというふうに思っておりますし、また、私もそのことには、議員の立場には同調するものでございます。そうしたことからやはり国に対して、あるいはそうした機関に対して今後も米の消費拡大に向けての努力を訴えていきたいというふうに思っております。しかしながら、現実的にこれからも大変厳しい環境は免れないというふうに予想をされております。そして、先ほどご指摘がありましたように今後米を含む農産物の需要拡大に取り組むには、ご指摘のような加工品を中心とした1.5次産業化の必要性もあるというふうに認識をいたしております。特に工業、そうした1.5次産業の誘致といいたまいますか、企業誘致を推進する場合にはそうしたものに向けての心がけを必要としますが、今のところ本市にはそうした部分がまだ見えておりませんので、今後の検討課題になろうかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。2回目の質問を行います。

いろいろわかりやすい答弁を農政課長さんそして市長からいただきましたが、旧食糧法が廃止をされまして今の食糧法、新食糧法、これが1995年に施行されております。その中でWTO、世界貿易機構の体制にこたえるために市場原理が導入されておりました、米作農家にはつくる理由そして売る理由があるとこのようにうたわれておりました、そして2002年には米政策大綱、これが策定されて、そのときに「2008年度には政府主導によりますところの米の生産調整、量の配分、これは2008年度には廃止をする。」と、このようなことがうたわれております。既に昨年度から、昨年度からと思っておりますが、生産調整につきましては行政が窓口をやっておりましたけれどもそれは既に廃止をされておりました、農協とかいわゆる生産者団体にそれが移っておるわけでございます。そういう中で1つ、これは通告にはなかったかとは思いますが、関連がありますが答えなければまた次の機会に質問させていただきますが、答えればお願いいたします。きょうの農業新聞中で「米の生産調整につきましては、政府は5年以上これを継続して行う者に対しては云々」と、こういうことが書かれておりました。ということは、政府主導での生産調整は来年度終わるわけで、多分終わると思っておりますけれども、5年間継続してということがうたわれております以上これはやはり継続して行っていく。じゃあだれが継続して行っていくかといいますと農業者、あるいは農業団体と、こういうことになりますけれども、そういう中でいわゆる財源、財源が伴わないということも市長も私もそら思っております。その中で政府は金を出すけれども口は出さないのか。そして金も口も両方出してくるのか、これに対してですね。これをどのように考えておるのか。これは農政課長ですか、お聞きをいたします。

そしてもう1つには、政府主導ということではなくなれば農業者または生産団体これが行うわけでありまして、そういうときに生産者団体そして生産者がもうこんなものはえ

いとそう言いますと、この生産調整それでもう終わりと、政府が主導でありませんので。そういうふうにとらえてもいいのか、これをお聞かせ願います。

これで2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 矢野議員の2回目のご質問にお答えをします。

答えなくてもえいというお言葉でしたが、特にその「国が関知をしない」という言葉については、生産調整とかその地域のビジョンとか地域の生産者の考えのもとにやっていたかという政策が今、移行されてます。その中でやはりその地域の農業をどうやってやっていくかという産地づくりの部分とか担い手対策の部分とか、それぞれの地域に合ったその農業を振興する政策の分は別にその生産調整独自から個別で離れたという考えではないと思います。地域に合ったその水田農業の活用ということは、地域の意志でというような方法と思います。確かに財源がどの部分で、今、交付金の各農家への産地づくりの支援とかそれから転作をしたときの加算金とかいう形の部分の財源として生産調整の金額がなくなるように思いますが、地域の農業を支援するという政策は何かの形で残るんじゃないかと、そんなに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） 矢野公昭君の質問が終わりました。

次に7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） はい。7番、千頭洋一でございます。平成19年度第5回定例会での一般質問につきまして議長の許しを得ましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。私は今回は3つのことについてお伺いしたいと思います。まず来年度の主要施策と予算編成方針について。それと、2つ目が国の中期計画素案の道路整備についてお伺いするし、3つ目は地上デジタル放送への対応と、この3つについてお伺いさせていただきます。

まず第1点目でございますけれども、来年度、平成20年度の主要施策と予算編成の方針について吉村財政課長にお伺いするものであります。

香美市発足から1年9カ月が経過し3回目の予算査定時期となりました。こうほく3町村合併協議会では香美市まちづくり計画を策定し、公共的施設への統合整備及び財政計画は合併後10年間を、また、昨年12月には香美市中期財政計画、これは平成18年度から平成22年度までで予定されておりますし、また、本年3月には第1次香美市振興計画、これは平成19年度から平成28年で定め、また過日ではその中の第1次実施計画として平成19年度から平成21年度の計画が示されております。そうした中で、この昨今原油高騰を拍車にかけた、特にガソリン、灯油等の価格が天井知らずの高騰になり、都市部ではいざなぎ景気と、いざなぎを超えた好景気とも言われているようです

が、この地方ではその影すらもなくますます疲弊し格差社会は非常に大きくなっていくと。本県のようなこの経済成長下での税収の伸びも期待できない状況下におきまして、中期財政計画の盛り込まれている持続可能な財政運営のための今後の施策で、平成20年度の主要な施策と予算編成についてお伺いさせていただきたいと思っております。

第2点目には、国の中期計画素案の道路整備についてのお考えを中井建設都計課長にお伺いいたします。

国土交通省は本年11月13日、平成20年度から10年間の道路整備計画の素案を発表されました。その内容には「総事業費68兆円で、そのうち国費35兆5,000億円を道路整備に使い、道路整備に使い道が限られている道路特定財源収入の31兆円から34兆円」、これは国交省の試算でございますが、「これを使い切る計算である。」と。「政府はこの年内にも中期計画を閣議決定する。」という新聞報道がございました。これは真に必要な道路の整備についてその選択と集中による効果的な事業を実施しようとするもので、地域の自立と活力の強化、安全、安心の確保に33兆円、国際協力の確保に24兆円など道路整備に65兆円を計上し、さらに道路関連事業として3兆円以上を含め、計68兆円を見込むものであります。特に本県、また本市も道幅が狭く救急車の走行や路線バスの運行などに支障がある生活幹線道路等の整備で、また、まちづくり計画の中にも新市の一体化を促進する道路として国道195号の二次改良、物部川北岸の県道日ノ御子土佐山田線、久保大宮線などを中心に1.5車線的な整備、改良を初め、都市計画道路、広域農道、市道等にうたわれているが、この香美市としてのこの素案に対してどのようなお考えを、取り組みをお持ちでしょうか。お伺いさせていただきたいと思っております。

第3点目の地上デジタル放送の対応について濱田企画課長にお伺いいたします。

本件につきましては、門脇市長の諸般の報告の中で企画課として報告がございました。また、一般質問の初日に山崎晃子議員からも地上デジタル放送の概要等については詳しく質問され、それに対しましてご答弁いただきましたのでもうこれは取り下げようかとも思いましたが、せっかくの機会でもございましたのでちょっと視点を変えましてお伺いさせていただきます。平成13年の電波法改正に伴いアナログ周波数の変更対策に国費を充てるための要件として、アナログテレビ放送による周波数の使用を10年以内に停止するということがとされました。これを踏まえて策定された放送用周波数使用計画等において、その使用期限を平成23年7月24日、これは計画変更の公示の日、平成13年7月25日から起算して10年目の日ということに規定されております。ご承知のように2011年、平成23年7月24日までにアナログ放送はこれで終了し、地上デジタル放送に完全に移行するものでございます。「全国では地上デジタル放送の難視聴は60万世帯」と、「全世帯の1%」と。また「本県では5,500世帯から8,000世帯。現在のアナログ放送は見られるが、完全デジタル放送化されるとテレビの視聴ができなくなる世帯は730世帯から2,400世帯。電波の中継局削減によりデジタル

放送も視聴できない世帯が3,000世帯。アナログ放送もデジタル放送も視聴できない世帯が1,700世帯から3,000世帯」と新聞報道でございました。総務省の報告の中に、そのNHKの資料として香美市では新たに難視聴が110世帯、デジタル放送化が困難な共聴施設が90世帯、アナログ放送難視聴200世帯の合計400世帯が難視聴世帯であると予定されております。これは初日の山崎議員の答弁に対しても濱田課長は400世帯ということをおっしゃってございました。その他、他の高知にはまだ高知放送とかテレビ高知とかさんさんテレビとありますけれども、そういったところも出していますが、大体360世帯から410世帯が本市では難視聴ではないかということがございます。また、総務省の地上デジタルテレビ放送に関する浸透度の調査結果を、平成19年5月7日にも発表されております。その結果では、アナログ放送の停止は、その知っている方が93.3%、その停止の時期はということと云ったら60.4%。地上デジタルテレビの対応の受信機の世帯普及率は27.8%となっております。2007年度から地上デジタル放送のエリアを順次拡大して、県内には52の中継局、2008年には16と。2009年には17、2010年には12局、計52局を設置する予定でありまして、本市では来年に大比山に中継局が設置される予定でございます。これによって物部町のほうはデジタル放送の受信が可能かということになりますが、いろいろお聞きしてみますとなかなか思ったように、その受信のあれは解消ができないようであるということもお聞きしました。

また、地上デジタル放送受信のために支援策として総務省の地域情報通信基地整備推進交付金による支援、高知県の支援施策、またこれは国の施策の補完、それから市町村負担とさまざまな支援策も予定されておるようでございますが、受益者の負担は1世帯当たり3万5,000円とお聞きしております。これは共聴施設としてするのが、整備するのが対象であり、個々の、個人個人の受信施設は対象外であるということがございます。このことについては多くの市民が承知しているかちょっと疑問なところもございます。これに対しまして広報等ピーアールもすることが重要であると思っておりますが、ご見解をお伺いいたします。

また、さらに地上デジタルテレビ放送を受信するには、各家庭ではUHFアンテナの設置が必要で、アナログテレビ（アンテナ）をそのまま使用してもデジタルチューナーを買い足すか新たな地上デジタルチューナーを搭載したテレビを買いかえる必要があり、いずれにしても多額の経費負担が必要となりますが、あと4年を切った地上デジタル放送が完全に移行するわけでございますが、もう早急に対処していかなければならないんじゃないかと、このように思います。本市の中でも特に中山間、へき地地域、物部町、香北町の地域では世帯数が極端に少ない割に広いカバーを持った山間部などの、予想以上の難視聴世帯が多くあるんじゃないかと危惧されております。高齢者等ニュース入手手段、娯楽の友としてのテレビが視聴が、テレビを見ることが奪われるということは非常に大変な問題ではなかろうかと。新しい言葉にもなっておりますデジタル難民という

のが、先ほど申しましたように香美市では400世帯以上になるのではないかと危惧しますが、この対応について等のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 千頭議員の来年度主要施策と予算編成方針についてにお答えいたします。

千頭議員さんが言われましたように日本の低経済成長下、特に香美市のような地方では税収の伸びは期待ができません。平成20年度の財政的な概況でございますが、平成19年度と比べますと3年間もらってきました新しいまちづくり支援交付金が終了。特別交付税における合併包括算定分の減少、臨時財政対策債の減少などによりまして、4億円以上の一般財源の減少が確実なところでございます。また、国等の動向によりましては交付税の減少、国・県交付金、補助金等の減少も考えておかなければなりません。このような中で平成20年度予算を編成していかなければなりません。平成20年度の主要な施策はどういうものがあるかというご質問でございますが、平成20年度予算はこれから予算の聞き取り、査定、それから予算案の策定というふうになってまいります。今後の予算聞き取りにおきまして担当部署から現状や考え方を聞き取りまして、中期財政計画を基本とし、それに振興計画や行政改革大綱と照らし合わせながら計上、案をつくってといくということになります。例えばということ言えば庁舎建設実施設計、それから新設保育園の建設、市営住宅黒土2号団地B棟の建設など挙げられますが、ほか農林、土木、民生、教育、環境等々それぞれに重要な施策が数多くあります。今後の査定を待つということになります。

それから、予算編成方針といたしましては、まず歳入につきまして、市税につきましては現状を見きわめ的確な判断により確実な見込み額を計上する。歳出につきましては、財源が限られておりますので住民の要望にこたえていくためにすべての事務事業について必要性、効率性、有効性からの検証を行い、優先順位をつけ、時代に合った施策を再構築していく。制度の廃止や縮減がされるものは市費への振りかえは行わず、事業の廃止や縮減を図るなどの方針を挙げています。各課からの予算要求に対しましては、その規模は特別なものを除き前年度マイナス5%を上限とし、新規事業を行う際には原則として他の経費を削減するというようにしてございますが、各課におきましては必要な事業、懸案事項が数多くありましてその上で要望してくるものでございますので、限られた財源の中で中期財政計画等をもとにどのように調整を図っていくかが大きな問題でございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 千頭議員さんの国の中期計画素案の道路整備についてお答えを申し上げます。

国は一般会計の財源不足の穴埋めの一方策としまして、道路特定財源のうち道路歳出を上回る税収を一般会計の財源にしようと、道路特定財源の見直しに関する具体案を昨年12月8日に閣議決定をいたしました。内容としましては、1つ目に真に必要な道路整備は計画的に進め、平成19年度中に中期的な計画を作成する。2つ目としまして道路特定財源の暫定税率は現行を維持する。3つ目としまして道路歳出を上回る税収は一般財源とするよう平成20年の通常国会で所要の法改正を行う。4つ目としまして既存の法則ネットワークの効率的活用、機能強化のため所要の法案を提出するとなっております。この閣議決定を受けまして国土交通省道路局が発表しました道路の中期計画素案には、平成20年度から平成29年度での10年間を計画期間といたしまして、必要な道路整備事業量としまして65兆円、道路関連施策としまして3兆円を見込んでおります。この計画は、千頭議員が言われるように日本の経済社会で競争力、成長力が確保され、また安全、安心で活力のある地域社会が維持できるよう今後の具体的な道路整備の姿を示したものであります。

香美市としましては、効率化ばかりを言うのではなくて地方に居住します人命にかかわる道路の整備、災害時の孤立解消のための道路、住民の安心、安全確保のためのネットワーク化などに対する地方への配慮としまして、補助率の引き上げや傾斜配分などを要望する意見書を5月に国土交通省道路局へ提出をいたしております。さきの議会では、道路整備の中期的な計画に関する意見書を決議をしていただきましてありがとうございました。今議会でも道路特定財源の確保に関する意見書を決議していただけるよう準備していると、先ほど議会運営委員会委員長さんのご報告もございました。今後も議会の皆様とともに地域活性化のための道路整備に声を上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 千頭議員の地上デジタル放送に係る対応についてのお尋ねについてお答えをいたします。

先に山崎晃子議員のご質問に対してもお答えをいたしました。本市でのデジタル放送が受信できない世帯数につきましては、先ほど千頭議員もご質問に中で言われておりましたけれども、総務省が出しましたロードマップ資料から引きますと難視聴世帯のうち地上アナログ放送は受信可能であるが、地上デジタル放送は受信困難と推測される新たな難視聴世帯。これは高性能アンテナの利用で減少するであろうと考えられる世帯数も含んでおりますけれども、これにつきましては放送事業者によって差異がございますが、例えばNHKを例に引きますと70世帯から110世帯。それから、地上アナログを辺地共聴で受信をしているけれども、現受信点での受信が困難であり受信点の大幅な移設等、大幅なデジタル改修を要する共聴加入世帯といたしましては90世帯。それから地上アナログも受信困難で、かつ地上デジタルも受信困難と推測される世帯が200世帯

とカウントされております。本市の対応につきましては、これまでも説明をしてきましたとおり現在の共聴施設について希望をとりまして、これに基づき基本調査を行い、その後支援制度等の活用によりまして可能な限りで改修等を進めたいと考えておるところでございます。

なお、結果といたしましては、これまでと同様にどうしても対応できない件数、これ受信ができない状況があるものというふうには考えております。その場合ですね、国は個別対応として衛星放送受信によることで対応してもらいたいという考え方を持っております。本市でも財政的にその国の制度を超えて負担ができればということ等考えますと、どうしてもそのような対応をお願いをするしかないというふうには考えておるところですが、そもそも今のままで事が足りておることからすると、必要、絶対にもかかわらずこういった切りかえをするということによって、その市民にとっても、それから市にとっても非常に重い負担がかかってくるということについて苦慮しておるというのが実情でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭です。2回目の質問をさせていただきます。ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

まず財政課長にちょっとお伺いいたしますが、先ほど言われましたようにその主要な施策につきましては保育園の整備とか黒土団地、庁舎等といろいろございますが、私もちょっと試算してみたんですが平成20年度の予算、これは中期財政計画に基づいてしたものですけれども、平成19年度の当初予算に比べますと3.6%ぐらいの増のような計画になっているようですが、先ほどのご答弁ではこれをマイナス5%ですか、ということですが、この中期財政計画とのこの整合性もこれは非常に重要なことではないかなというふうに考えております。市税なんかも平成20年度の予算では何か3.6%ぐらいの伸びというふうな状況があるようでございます。それに対して歳出は約4億6,000万円ぐらい足りないので財源の取り崩しが必要でないかというような中期財政計画であったように思います。こうやって中期財政計画、それからこの本日の本会議の初日に出されておりました第一次実施計画等々を参考にしてみますと、なかなかマイナスの要因よりもプラスになっているのが現実ではなかろうかというふうに考えます。確かに5%の削減というのは本当に行政としては楽なやり方かもわかりませんが、市民側にとってみれば本当に必要な財源は少々増額になってもいいじゃないかと。逆に不必要なものはどんどん切り下げていくと。こういった弾力的である財政計画を立てただけならば、本当に市民にとってもわかりやすい、ありがたいものではないかなと考えますが、そのあたりのまたご答弁をお願いいたします。

それから、道路整備でございますけれども、先ほど中井建設都計課長さんがご説明していただきました。私もいろいろ資料で調べてみたらそのようなことでございます

けれども、これから10年間にわたりましての素案でございます。これが今月中には閣議でも決定されるというような報道もございますので、今から準備していて、特に本市には、特に道路整備は重要な課題でございます。安全、安心、それから防災面に対しても早急に改良していかなければならないような道路もたくさんあると思いますので、そのあたりをまたよろしくお願いいたしたいと思います。

それから、地上デジタル放送の件でございますが、先ほど企画課長さんがご説明されましたように（地上デジタル放送の難視世帯の予測は）400世帯ということのようですがなかなか、私も先日ある専門の業者の方にお会いすることができましていろいろお聞きしてみました。そしたら、確かに来年の秋には物部町の大比山に中継基地が設置されることはわかりましたんですが、その確約をされておるかどうか。それと、「もし大比山に中継基地ができたとしても、それをカバーできるエリアというのは物部町の面積からいくとごく一部ではないか。」というような、その専門家の方のお話でございました。「今後そうなったときにどうなるか。」ということをしていろいろお聞きしましたら、「今はだれも余り具体的には言ってないですけども、もういよいよ地上デジタル放送、アナログ放送が停波、とまるといったころになったときには、電気屋さんなんかにも相当な駆け込みが出てくるんじゃないか。」と。それと、「国においても予算というものがあるのでそう簡単に、はいはいと言うわけにはなかなかいかないというようなこともある。」と。それから、機器が今でも、発注しても3カ月かかるようでございます。それがさらに時間が迫ってきますとなかなか、「機器を発注しても入荷できないじゃないか。」と。「そうやってきたときには、なかなか大きな問題なりはしないだろうか。」と、その方も非常に懸念されておりました。そういったことでできる限り早い機会、4年をもう切ったわけでございますけれども、広報紙等々で地域の皆さん方に周知徹底させていただいて、少しでも早くその対応をしていただくような形をしていただければありがたいなと思いますが、その点についてちょっとお伺いいたしまして2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、吉村泰典君。

○財政課長（吉村泰典君） 千頭議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

まずマイナス5%という各課への予算要求の方針、これにつきましては、さきに申し上げました一般財源が非常に歳出に比べて、またそうでなくてもまちづくり交付金の終了とかそういうようなもので4億円、5億円の減少が確実なところなんでございまして、その中でやっていくにはこれくらいのことをしなければ到底できない。しかしながら各担当部署におきましては、それこそ懸案事項。そういうものをたくさん必要な事項を抱えておきまして、なかなかそういうわけにはまいらないところが現実のところでございます。重点施策が当然ありますので、そのほうにお金をふやせばそのほかは減していただく。そういうふうなことをしていただかなければ予算が成立しないわけですが、なかなか現実的にそうはいかないと。それで予算の聞き取り査定において、多額な要望額

を削っていかなければならないというようなことになっていくのが現実だと思います。もちろん必要なことはお金のない中でもやらなければなりません。しかし、ないそでは振れないということで、その一方で減さなければならぬのが出てくるのが現実でございます。そういうことで中期財政計画もでございます。これに基づきまして予算を編成していくわけですが、予算の限られた財源の中で編成をしなければならないというような現実がございます。そういうことでございますのでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 千頭議員の地上デジタル放送に関する2回目のご質問にお答えをいたします。

本市ではその県下でも屈指の共聴施設を有しておりますところから、予算も早くいただいて、それからその事業者、業者ですけれども、これまでこういった施設整備をされてきたような経験を有する業者の方、あるいはその共聴組合に対して説明をするなどといったこと、それを県下に先駆けて取り組んできた経過もでございます。NHKさんにご相談に行ったときには、「えらい香美市は、しよう早いが。」と言われたようなことも、経過もございますけれども、そういった状況の中で一步でも早く先々進んでいくことが、この多い数をこなしていく上で絶対必要なことだろうというふうな認識でおりまして、業者の接触につきましても、その暁には香美市について特に特段の配慮をいただいて早目に対応していただきたいというねじ込みといたしますか、表現は悪いですけどそんなお話もその都度させていただいているような状況でございます。

もう1つのその周知につきましては、本当に早く知らせていくということが。それぞれ市民の方の準備のこともございますので、絶対必要なことだろうという認識ではおります。このことについても、特に共聴組合のほうについては組合に対しての説明もしましたので、共聴組合に対して徐々にこの情報については伝達もされていっておるでしょうし、理解もされるような形で共聴組合のほうからお話もしていただいていることだろうと思います。それ以外の方についても、市としては持ち得る情報伝達手段、広報がメインになると思いますけれども、そういったものを通じて一層徹底を図っていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終わりました。本日はこれで散会をします。

次の会議は、12月14日午前9時から開会をいたします。

どうもお疲れでございました。

（午前10時30分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 1 9 年 1 2 月 1 4 日 金曜日

平成19年第5回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成19年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月14日金曜日（会期第10日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

14番 島岡信彦

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	久保 和昭
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	阿部 政敏
総務課長	鍵山 仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	岡本 篤志
財政課長	吉村 泰典	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	小松 清貴
収納管理課長	後藤 博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中 育夫	支所長兼事務管理課長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	業務管理課長	横谷 勝正
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰三
福祉事務所長	法光院 晶一	業務管理課長	岡本 博臣
農政課長	宮地 和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 凡 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹 内 敬 水道課長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

- 議案第 91号 平成19年度香美市一般会計補正予算「第3号」
議案第 92号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」
議案第 93号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」
議案第 94号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
「第3号」
議案第 95号 平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」
議案第 96号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」（事業
勘定）
議案第 97号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」（保険事業
勘定）
議案第 98号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（サービ
ス事業勘定）
議案第 99号 平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第2号」
議案第100号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
議案第101号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
議案第102号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
議案第103号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
議案第104号 香美市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の制定に
ついて
議案第105号 香美市道の路線の認定について
議案第106号 香美市道の路線の変更について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成19年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第5号)

平成19年12月14日(金) 午前9時開会

- | | | |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第91号 | 平成19年度香美市一般会計補正予算「第3号」 |
| 日程第2 | 議案第92号 | 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」 |
| 日程第3 | 議案第93号 | 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」 |
| 日程第4 | 議案第94号 | 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」 |
| 日程第5 | 議案第95号 | 平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」 |
| 日程第6 | 議案第96号 | 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」(事業勘定) |
| 日程第7 | 議案第97号 | 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」(保険事業勘定) |
| 日程第8 | 議案第98号 | 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(サービス事業勘定) |
| 日程第9 | 議案第99号 | 平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第2号」 |
| 日程第10 | 議案第100号 | 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第101号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第102号 | 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第103号 | 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第104号 | 香美市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第105号 | 香美市道の路線の認定について |
| 日程第16 | 議案第106号 | 香美市道の路線の変更について |

会議録署名議員

15番、依光美代子君、16番、黒岩 徹君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をいたします。14番、島岡信彦君は病気療養のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

これから、議案質疑を行います。

なお、議案第91号、平成19年度香美市一般会計補正予算「第3号」については、本会議散会后連合審査会がありますのでその時点にて、その他の案件については各常任委員会へ付託となりますので、各議員は付託されていない議案についての質疑を行うようお願いをいたします。

日程第1、議案第91号、平成19年度香美市一般会計補正予算「第3号」、本案について質疑を行います。

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第92号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第93号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第94号、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第95号、平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第96号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」（事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第97号、平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」

(保険事業勘定)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第98号、平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(サービス事業勘定)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第99号、平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第2号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第100号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第101号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(中澤愛水君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第102号、香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第103号、香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番(山崎晃子君) 10番、山崎です。

これの議案103-4ページですけれども、(利用料金)、第12条のところですが、(1)の「診療報酬の算定方法により算定した額」、それから(2)「その他指定管理者が市長の承認を得て定める額」ということになってますけど、これをちょっとどういふことなのか詳しく、そしてまた月々幾らになるのか、ちょっとそういうのが出ておれば教えていただきたいんですけれども。

○議長(中澤愛水君) 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長(岡本篤志君) 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

その第12条の関係は、現在も委託という形で、診療報酬等はその委託している医療法人さんが請求してですね収受をしておるわけです。ただ、県のほうから「法的に問題がある。」という指導を受けまして、指定管理者制度へ移行して合法的に利用料金を収

受させるということが目的でこの条文を入れてございます。通常、1号のほうは診療報酬全般にかかる部分でございます。2号のほうはいろいろな診断書でありますとか各種証明書等の交付等にかかる部分につきまして、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て收受していくということを考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

そしたら1号のほうは、その診療報酬というのは2年に1回改定されるわけですが、そういう形ですっていいのですかね？

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） そのとおりでございます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

これ、管理委託した場合よね？そうかね、失礼。（所属委員会のため質疑取り下げ）
（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 多少関連しますけれども、最初の山崎議員の質疑とも関連しますが、そうすると今、委託で出ておりますその家賃とかいうふうなものはどうなりますか？その委託料として出ております。

それと、備品購入費はどういうふうになっていきますでしょうか。

それともう1点、この（大栃）診療所に関しまして、これまでも旧物部村当時の議会、それから香美市になりましたもこの（大栃）診療所については改善点があるのではないかとということで質問等がっておりますが、そういう点は改善を現在までされてきておりますでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 大岸議員さんのご質問にお答えいたします。

家賃につきましては、行政財産の貸し借りの部分になりますのでこの条例においては特に触れておりませんが、今後委託というか指定管理全般の条件の中で医療機関とちょっと詰めていきたいなと考えております。

備品購入につきましてもまだ具体的に医療機関と細かい条件について詰めているわけじゃございませんので、今後3月議会に向けて、指定管理に向けていろいろこう諸条件については詰めていくつもりでございます。

改善については一定、今まで委託をしていたということでいろいろ問題点があったと思いますけれど、この指定管理に移行することでほとんど解決するのではないだろうかと考えております。

以上でございます。

- 議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。
4番、大岸眞弓君。
- 4番（大岸眞弓君） この条例の制定は、（大栃）歯科診療所のほうもこれに該当しますか。
- 議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。
- 健康づくり推進課長（岡本篤志君） 大岸議員のご質問にお答えします。
（大栃）歯科診療所も含んでの条例改正です。よろしくお願ひします。
- 議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
日程第14、議案第104号、香美市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
3番、山崎龍太郎君。
- 3番（山崎龍太郎君） 3番、伺います。
この条例の制定によって、私有地であっても市が手続き等を踏ませることによって入っていきけるようになるというふうな認識でよいのか。
それから、あわせて（福岡県）宗像市初め鳥取県云々と参考資料等に書かれていますけれども、参考にしたということですが、そこら辺で参考にした自治体等の、（それ）によってのこの条例の実効性というか、これを制定することによって何か効果的なものがあつたのか。そこら辺は調査されているのか。その2点についてお尋ねします。
- 議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。
- 環境課長（阿部政敏君） はい。山崎議員のご質問にお答えいたします。
まず他市の、町もありましたが同じような条例を制定したところが全国的にはかなりあります。一応全部には当たってはおりませんが、（福岡県）宗像市とそれと東京近郊の町でしたが、この条例を制定しての申請等あつたかどうか、それに対する対処はどうであつたとかちょっと確認をさせていただきましたが、条例を制定した以後こういう紛争予防に関するところでいろいろ協議したことは、それとまた申請があつたことはないという答えでした。
それと、市有地というのは香美市の？
- 3番（山崎龍太郎君） いや私の。民地のこと。
関連。
- 環境課長（阿部政敏君） すみません。
- 議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。
- 3番（山崎龍太郎君） 具体的に申したら、ちょっと話題になつた新改のほうの、私のところを自分くやきということが開発されて、そういうところがこういう状況（産業廃棄物処理施設）になるときにそれに解決の方向に見出せるような、今まではくくりがなかつた分を具体的に言つたらくくりをつけるような方向なのかということをお尋ね

と具体的に聞いたわけですが。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 一応、この条例は事業者が業として、業というのは生業ですが、営業活動をするために処理施設をつくる場合に対象になります。それで、自己処理ですね。営業活動じゃなくて自己処理する場合については対象から外しております、自己処理は。要するに営業活動のために、生業のために施設をつくる場合が対象になるということにしております。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連ですが。その（福岡県）宗像市等のことを例を挙げられましたけれども、その条例等をさまざま取り寄せて整備されたという認識でいいのでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） はい。全部そのままコピーしたということではございません。一応かなり参考にさせてもらった部分はございますが、香美市に合うような形で変更もしてつくっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

香美市の中で、この産廃の問題で心配されてるのは、今、山崎議員の言われた場所、結局新改の奥の東川地区、ここはやっぱり市民の中からもその危険性があると。こういう事業をするんじゃないかという、やっぱり危惧は私たちの耳にも入ってきます。それ以外に執行部の耳の中に、耳によね、こういうところが具体的にというところはあるかどうか、その情報が入ってるかどうかをちょっとお尋ねします。と、同時に、きょうの高知新聞を見ましたら芸西村の和喰川という川の奥に、これは香南市の、地盤は香南市になるそうですけどもここに産廃の問題が常に起きてきてよね被害を受けるのは芸西村と。風評被害とか、あそこは農産物の出荷村として非常に有名なところでございますので、この風評被害というものがあるのかということで大変問題になってるんですが、その議会の中での質疑の中で「全国産廃問題市町村連絡会」という言葉が、私もこれ初めて聞いたんですけど、これに加入するかどうかということ、執行部の答弁の中で「加入することも考える。」というような答弁があってるけど、執行部としてこの全国産廃問題市町村連絡会というものはどういうように理解しているのか。またどういう役割を果たしているのか答弁をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） はい。片岡議員のご質問にお答えいたします。

現在香美市内にそういう産廃処理施設の動きというのは、環境課のほうには全く入っておりません。具体的なものはありません。

それと、その連絡協議会ですか、連絡会ですかね。それ私初めて、今議員からのご質問で耳にしたところでありまして、全然内容等も認識もしておりません、現実には。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第15、議案第105号、香美市道の路線の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

この栄町南組線のことについてでございますけれども、これはきょう討議をする、審議をします第91号の議案の中にも用地買収ということでこの栄町南組線ということで出てるし、9月議会におきましても600万円の工事請負の金額も出ておりますけれども、この（市道）認定の地図の中でよね、この国道から南に向って直線に入って物すごい急にカーブしてるんですけど、これ現地でいったら非常に窮屈な道になることになるんですが、これは直に行くんじゃないんですか。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員のご質問にお答え申し上げます。

本路線の予定は議案第105-3に示してありますとおりクランク状のこういう形で認定をさせていただきたいというふうに考えております。道路復帰につきましては、国道から入ってきましたところは現在私有地の、個人の方の指定道路のようなものになってございますが、新設する部分につきましては道路部分4メートルに45センチずつの側溝が、ふたつきの側溝がついて4メートル90センチになるという予定でございます。以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 関連ですけど、そうなればあそこよね、直に入ってこれほど急に90度の角度で曲がって岡林さんという家の横を歩いていくという形になった場合、非常にこの角度が、運転するということから言えば急にハンドルを切ってまた切り返してということで南に行かないかんということですけど、これは直に行ったらここにちょっと土地が残ってくるというような形でこういう隅を道が通っていくと。ここは鉄筋加工場でございますのでこういう形しかとれなかったのか。これは用地買収についてもよね、実際問題として施工する行政の立場から言ってもこれは不都合な道ということになるんじゃないんですか。こんなカーブは。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員のご質問にお答え申し上げます。

この通りによくってということは考えられますが、ハンチをとりまして運転には支障のないようなかっこうの道路にする予定ではございます。そのクランクになりました状況につきましても、当初はまっすぐ行かせていただきたいということで交渉させていただ

きましたけども、その残地形状が非常に悪くなると。余ったところが全く使えないというようなことで地権者の同意が得られなかったということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

先ほど片岡議員がお聞きになったこの栄町南組線の道ですけど、排水問題もここで問題になってましたよね。これは解決したでしょうか。またどういう方向でいかれるようになったのかお聞かせください。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 依光議員のご質問にお答え申し上げます。

ここの付近は低いところということでございまして、大雨が降ったら滞水をするというような話を現地の立会のときに初めて聞きました。それで、北のほうには流さないでもらいたいというようにお話をいただきまして、南の水路の組合のほうにお話をさせていただいて、新設の道路につきましては南のほうに勾配をとって南の水路に流させていただくということで排水の同意をちょうだいいたしました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第16、議案第106号、香美市道の路線変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） この予岳の関係ですけど、予岳城山線ですか。これ旧の（道路の）ほうは非常にカーブをして延長が長かったけど、新の（道路の）ほうは途中で切れたというか、これから、この切れた部分についてのこの管理というか、これはだれがどういう形になっていくのか。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員のご質問にお答え申し上げます。

この予岳城山線は1つ前の議案第105号とも関連をしておございまして、もともとの旧（の道路）は議案第106-2ページの位置図のと通りの路線でございましたが、ここの鉄道の交差部が第4種の踏み切りになっておりまして、JRさんのほうからこの踏み切りの撤去をさせてもらいたいというように申し入れがございました。地元の方々とも協議をさせていただきまして、この撤去には問題がないというふうなことで。それから、車の通行不能区間になってございまして。ほんで、ここの議案第105号のほうで少し新設で認定をさせていただいてます部分につきましては車の通行可能区間ということで残すということにしておりまして、この議案第106-3ページの新の（道路）部分につきましても車の通行可能区間ということで、市道として残すということで提案を

させていただいたもので、この消える部分につきましては旧の赤線がもうそのままの状態でありまして、草刈りをしなければもう通れないというふうなところでございます。車の通行不能区間でございますので、ここを市道から外させていただきたいという思いの提案でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） これは十分地元の人とかその地域の人とかいう、僕は場所は十分理解できないですけど、その道に対して関心のある利用とかそういうことについての住民の方との合意は十分できてるということ、理解してよろしいのでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員のご質問にお答え申し上げます。

ここを通っている形跡というのがが見られない状況が約1年ほどございました。その上で近所の畑をつくっておられる方にもお聞きをしまして、地元の部落長（自治会長）さん、そして中学校の校長先生にも同意をいただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第91号から日程第16、議案第106号までの質疑はすべて終わりました。各案件はお手元に配りました議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託をいたします。

お諮りをします。付託しました各案件は12月16日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって付託の案件は12月16日までに審査を終えるように期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。本日はこれで散会をします。

次の会議は、12月18日午前9時から開会をいたします。

どうもお疲れでございました。

（午前9時27分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日 火曜日

平成19年第5回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成19年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月18日火曜日（会期第14日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	久保 和昭
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	阿部 政敏
総務課長	鍵山 仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	岡本 篤志
財政課長	吉村 泰典	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	小松 清貴
収納管理課長	後藤 博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中 育夫	支所長兼事務管理課長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	業務管理課長	横谷 勝正
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰三
福祉事務所長	法光院 晶一	業務管理課長	岡本 博臣

農政課長 宮地和彦

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 山崎泰広

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 九内一秀

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹内敬 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

- 議案第 91号 平成19年度香美市一般会計補正予算「第3号」
- 議案第 92号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」
- 議案第 93号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」
- 議案第 94号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」
- 議案第 95号 平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」
- 議案第 96号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」（事業勘定）
- 議案第 97号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」（保険事業勘定）
- 議案第 98号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（サービス事業勘定）
- 議案第 99号 平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第2号」
- 議案第100号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第101号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 香美市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の制定について
- 議案第105号 香美市道の路線の認定について

議案第106号 香美市道の路線の変更について

議案第107号 土地の取得について

議員提出議案の題目

請願等第 3号 LPガスへの公平な扱いを求める陳情書について

請願等第 4号 生活道の工事復旧と連絡道（迂回路）の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情書について

発議第 3号 香美市長の専決処分事項の指定の一部改正について

意見書案第20号 拡大生産者責任（EPR）の法整備を求める意見書の提出について

意見書案第21号 家族従業者の人権保障のため所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について

意見書案第22号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について

意見書案第23号 地上デジタル放送の実施に関する意見書の提出について

意見書案第24号 来年度の「全国学力・学習状況調査」（全国学力テスト）を実施しないことを求める意見書の提出について

意見書案第25号 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出について

意見書案第26号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

議事日程

平成19年第5回香美市議会定例会議事日程

（会期第14日目 日程第6号）

平成19年12月18日（火） 午前9時開会

日程第1 諸般の報告

報告第 21号 専決処分事項の報告について
損害賠償の額の決定及び和解について（人身分）

日程第2 議案第 91号 平成19年度香美市一般会計補正予算「第3号」

日程第3 議案第 92号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」

日程第4 議案第 93号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」

日程第5 議案第 94号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」

日程第6 議案第 95号 平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」

日程第7 議案第 96号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」（事業勘定）

日程第8 議案第 97号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」（保険事業勘定）

日程第9 議案第 98号 平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」

(サービス事業勘定)

- 日程第10 議案第 99号 平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第2号」
- 日程第11 議案第100号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第101号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第102号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第103号 香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第104号 香美市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第105号 香美市道の路線の認定について
- 日程第17 議案第106号 香美市道の路線の変更について
- 日程第18 請願等第 4号 生活道の工事復旧と連絡道(迂回路)の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情書について
- 日程第19 議案第107号 土地の取得について
- 日程第20 請願等第 3号 LPガスへの公平な扱いを求める陳情書について
- 日程第21 発議第 3号 香美市長の専決処分事項の指定の一部改正について
- 日程第22 意見書案第20号 拡大生産者責任(EPR)の法整備を求める意見書の提出について
- 日程第23 意見書案第21号 家族従業者の人権保障のため所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第24 意見書案第22号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について
- 日程第25 意見書案第23号 地上デジタル放送の実施に関する意見書の提出について
- 日程第26 意見書案第24号 来年度の「全国学力・学習状況調査」(全国学力テスト)を実施しないことを求める意見書の提出について
- 日程第27 意見書案第25号 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出について
- 日程第28 意見書案第26号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について
- 日程第29 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

15番、依光美代子君、16番、黒岩 徹君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に議案の訂正がありますので発言を許します。

建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） おはようございます。朝の一番から申しわけありません。議案第105号と議案第106号でございます。開けていただきまして、議案105号の提出年月日に「平成」が抜けておりました。そして議案第106号も同じく「平成」が抜けておりましたので年号を追加記入していただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。市長から地方自治法第180条第2項の規定により、報告第21号の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。これから報告第21号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思っております。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第91号、平成19年度香美市一般会計補正予算「第3号」から日程第18、請願等第4号、生活道の工事復旧と連絡道（迂回路）の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情書について、以上17件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） おはようございます。19番、前田でございます。

12月定例会において総務常任委員会が付託を受けた案件につきまして、12月14日、1名病気の方がおられまして8名によって慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果の報告をいたします。

まず、議案第91号、平成19年度香美市一般会計補正予算「第3号」を議題といたしましたが、この案件は既に聯合審査会で質疑が終了しておりましたので、直ちに採決に入り、全員賛成をもって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第100号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、補足説明の後に質疑を行いました。

まず、「地方公務員の育児休業等に関する法律が改正された時期について。」の質問があり、これに対しましては「5月16日公布されたものである。」と答弁がありました。また、「部分休業はどれぐらいとれるのか。」という、「その期間についてどうなのか。」という問いに対しまして、「1日2時間であり、3歳までの育児休業が終わってから小学校に入学するまでである。」というお答えの後、採決を行いまして、全員賛

成をもって議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第101号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、執行部から詳細な補足説明のあった後に質疑に入りました。

まず、「人事院勧告は毎年あるのか。」との問いに対し、「国からは毎年ある。」というお答えでありました。

○9番（門脇二三夫君） 議長。

○議長（中澤愛水君） 議事進行ですか。

○9番（門脇二三夫君） 委員長にちょっと。

○議長（中澤愛水君） 暫時休憩いたします。

（午前9時05分 休憩）

（午前9時06分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

○総務常任委員長（前田泰祐君） 議案第101号であります、「人事院勧告は毎年あるのか。」という問いに対しては、「国からは毎年ある。」という答弁がありました。次に、「人事評価は現在されているか。」という問いに対しましては、「12月21日、プロポーザル方式により今年から取り組む予定である。」と答弁がございました。ほかに報告するような質疑はなく、採決の結果、本案は全員賛成によって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、小松紀夫君。

○教育厚生常任委員長（小松紀夫君） おはようございます。

今議会におきまして、教育厚生常任委員会が付託を受けた案件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

付託を受けた案件は、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第102号、議案第103号でございます。

まず、議案第95号、平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りましたが、格段の質疑はなく、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」（事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑の中で、「一般被保険者と退職被保険者の違いは。」との問いに対し、「退職被保険者は会社等を退職して年金を受給されている方である。それ以外は一般被保険者となる。」との答弁がございました。また、「高額医療費の中身は。」との問いに対し、

「高額医療で最も多いのは高額の手術である。」との答弁がございました。また、「療養給付費の財源内訳は。」との問いに対し、「一般被保険者は国庫支出金を充当、退職被保険者は療養給付費交付金を充当。一般の高額については一般財源を充当、退職の高額につきましては量療養給付費交付金等であり、財政調整基金繰入金で調整をしている。」との答弁がございました。また、「保険基盤安定繰入金の減額理由は。」との問いに対し、「当初予算は平成18年度実績で計上していたが、平成19年度実績が確定したため減額するものであり、人数が減ったためである。」との答弁がございました。また、「平成19年度の収納率は。」との問いに対し、「前年度より若干よい。」との答弁がございました。また、「保健衛生普及費のパンフレット等の中身は。」との問いに対し、「平成20年4月から開始される特定健診、特定保健指導に伴うパンフレット等である。」との答弁がございました。また、「退職被保険者医療給付費が前年と比べ大幅に増加傾向であるが、その理由は。」との問いに対し、「退職者は増加傾向にあり、伸び率から計算をして補正をした。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号、平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」（保険事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑の中で「介護サービス等諸費の減額と、介護予防サービス等諸費の増額の理由は。」との問いに対し、「認定の人数は介護が減少し、支援、いわゆる介護予防がふえてきている。その理由は平成18年度の制度改正によるものである。」との答弁がございました。また、「現年度分特別徴収保険料の減額理由は。」との問いに対し、「保険給付費に対する歳入の割合によって変わってくるが、今年度は保険給付費の減少が予想されていることから減額をしたものである。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号、平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（サービス事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑の中で「ケアプラン作成の現状は。」との問いに対し、「支援の方がふえてきたため、地域包括支援センターで実施しなければならないケアプラン作成がふえた。直営で作成するとなると包括支援センターの人員の問題もあるので、これまでどおりできるだけ事業者へ委託したい。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号、香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

格別の質疑はなく、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号、香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

補足説明の中で「香美市には現在4診療所があり、委託により医療法人に運営をお願いをしているが、県から「委託による運営には法的に問題がある。」との指摘を受けた。「ただ、これまではへき地の医療確保の観点から強い指導はしていなかったが、指定管理者制度ができたことから順次指定管理に移行するよう指導している。」との話があり、今回の条例改正となった。指定管理者については基本的に公募ということになっているが、健康づくり推進課としては地域住民にとって医療者が急に変更になるよりも、引き続き1期5年は現在の医療者に運営してもらう方がよいのではないかと考えている。」との説明がございました。

質疑の中で「指定管理になった場合、現在の診療所運営はどのようになるのか。」との問いに対し、「指定管理になっても基本的に大きく変わることはないが、管理権限は大きくなる。」との答弁がございました。また、「指定管理になると経費はどうなるのか。」との問いに対し、「4診療所それぞれ形態が違うが、患者数が基本的に少ないことから今の委託料や管理経費を減らして運営をすることは難しいと考えている。事務につきましては、指定管理者において行ってもらえることになるので軽減される。」との答弁がございました。また、「人命を扱うことから、指定管理になった場合、万一のときの責任は行政なのか、指定管理者なのか。」との問いに対し、「医療行為については医師の責任と考えるが、設置者は香美市であることから香美市の責任も出てくるかもしれない。」との答弁がございました。また、「以前には医師が不在のときがあったと聞いているが、現在医師の人数は確保されているのか。また、指定管理者との細部の取り決めはどうなっているのか。」との問いに対し、「現在香美市と医師との間で不在の状況をつくらぬとの契約を交わしている。また細かい取り決めについては、指定管理者との協定書によって定めることにしているが、4診療所それぞれ中身は変わってくるかと考えている。」との答弁がございました。

以上で質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹平豊久君。

○産業建設常任委員長（竹平豊久君） おはようございます。13番、竹平です。

産業建設常任委員会の委員長報告を行います。今期第5回定例会におきまして産業建

設常任委員会に付託されました議案は、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第99号、議案第104号、議案第105号、議案第106号の7件と、請願1件の計8件でございます。この議案につきまして12月14日に委員会を開催。定足数に達しておりましたので、各議案について審査を行いました。その審査経過と結果について順次報告をいたします。

まず、議案第92号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」を議題として、執行部の補足説明の後、質疑を行いました。

出された質疑といたしまして、「美良布簡易水道の日ノ御子地区の許可申請委託料500万円減額の件であるが、説明によると、これは合併補助金を活用して申請をし直すことだととらえていたのですが、そうすると今度会計に計上されてくるときはどのような形で出てくるのか。」との問いに、「今回国庫事業関連で当初補助申請を行っていましたが、対象事業がなくなったことによる減額である。合併補助金については、現在申請中の段階でまだ予算計上は行っていない。まず事業を議会で承認いただいた後に予算計上になるという形になってくる。」と答弁。また、「歳入の項にある諸収入の内容は。」との問いに、「これは検査手数料などの収入である。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第92号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第93号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」を議題として、執行部の補足説明の後、質疑を行いました。

出された質疑といたしまして、「予算組みかえで浸水対策下水道工事とあるが、その工事場所と内容について。」との問いに、「この工事は楠目地区の鏡野中学校のグラウンド前で雨水事業に伴う下水道工事を実施しているもので、この委託料からの組みかえを市上水道移設の組みかえとしたものである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第93号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第94号、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」を議題として、執行部から補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「受益者分担金の減額が計上されているが、これは当初計画に対する見込み違いであったと解釈するものであるが、その要因は何であったのか。」との問いに対し、「当初予算で50戸の加入を計画していたが、実績は32戸にとどまっている。そうした中で、平成18年度は40戸なので本年度も昨年並みの40戸加入をとすることに組み直し、戸当たり13万円の10戸分減の130万円減額した。この背景には今回消費税の還付金があり、一般会計からの繰出金を3月補正で減らしたものをまたふやすということになるので、今回40戸分に減額させていただき、消費税分は一般会計からの調整役にとの考えである。」と答弁。この答弁に関連をいたしまして質問が出されまして、「この事業については常々受益者分担金が課題になるが、今後

の見通しはどうか。今年度は消費税還付金が多く入ったということで調整しているが、来年度はこうしたことは見込めないと思う中で、そうしたことを踏まえての見通しや対策はどのように考えているのか。」との問いに、「土佐山田町、香北町を含めて下水道施設への加入が少ないということが下水道会計を圧迫している1つの要因ともなっている。下水道会計は負担金、分担金、使用料で会計が維持されている中で、加入者が少ないと当然使用料収入が少なくなるので当事業ではできる限りのピーアールに努めているが、今後についても現在の見通しとして40戸ほどしか見込めない状況になっている。ちなみに、昨年事業を行った橋川野地区では、対象戸数32戸であるのに対し現在の加入は2戸となっており厳しい状況となっている。また、投資経費についても美良布地区では戸当たり約300万円と高額な経費を要している。下水道事業は道路のように事業を行うと早い時期に効果が出てくるものと違い、受益が個人に特定されていることもあってさまざまな経済的負担の面から加入増につながっていないのが現状である。下水道課としても下水道事業は加入者が少ないと経営が厳しいことは承知しているので、1件でもふやす方法を考えていきたい。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第94号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第99号、平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第2号」を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑を行いました。

結果、質疑なしと認め、採決の結果、議案第99号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次、議案第104号、香美市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の制定についてを議題として、執行部の関係資料の提出を受け、この資料とともに補足説明がありました。

なお、補足説明の概要といたしましては、「現在香美市においては当該施設の設置やその計画は承知をしておりませんが、この条例の目的としては産業廃棄物処理施設の設置等により生ずるおそれのある環境保全上の支障について、事業者と市民等が意見等を交換する機会を確保することなどにより産業廃棄物処理施設の設置等をめぐる紛争を予防することを目的とするもので、この紛争を及ぼすものとして事業者の説明不足、あるいは住民と事業者の意思疎通のないこと。事業開始後の住民の不信感、事故発生への住民の不安などが挙げられるが、こうした紛争を予防するため事前の備えとして整理をして、今回の条例を制定しておくというものである。」ということの説明でございました。次に条例の概要として、「条例の構成、対象施設、市、関係人等、事業者のそれぞれの責務、事業者の行う事前手続き、市長の意見調整、市長の協定の締結、市長のあっせん、市長の意見聴取、事業者の処理施設設置後の責務、市長の指導または勧告、意見の陳述、市長の命令及び公表からなっている。」との説明をした。

こうした補足説明を受けた後、採決の結果、「紛争予防のための事前の備えとして条

例を制定しておくべき。」との意思表示と、「なお深く検討を加え、慎重に対処すべき事項である。」との意思表示が示され、議案第104号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第105号、香美市道の路線の認定についてを議題として、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

結果、質疑なしと認め、採決の結果、議案第105号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第106号、香美市道の路線の変更についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑を行いました。

出された質疑といたしまして、「本議案の内容に直接関係するものではないが、議案の中に字句の訂正があったが本会議で行うべきではないか。」との問いで、「本会議で訂正する。」と答弁。この件につきましては、先ほど中井建設都計課長のほうから訂正の内容の説明がございました。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第106号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願等第4号、生活道の工事復旧と連絡道（迂回路）の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情書についてを議題とし、審査を行いました。

まず、本陳情書に関しては、去る11月30日開催の議会運営委員会で取り扱いを協議したもので、その結果、議長が本陳情書を預った上で該当する委員会へ付託するという方法をとることにしました。このことから、議会運営委員会では該当する委員会として産業建設常任委員会へ付託し、当委員会はこれを受けて現地調査を行った上審査を行い、その結果を議長に報告することとしました。つまり、通常の議会運営委員会における委員会付託扱いという形をとらず、一たんこの陳情書を議長が預り、議長から陳情内容について調査付託の旨議会運営委員会に諮り、議会運営委員会では該当する委員会、今回の場合は産業建設常任委員会でございますがここへ調査を付託し、付託された委員会では調査と審査を行い、その結果報告書を議長に提出という形となっております。したがって、その後につきましては議長がこの報告書に基づき、執行部につなぐ必要がある旨についてはつないでいくということになります。

このことを踏まえまして審査をした結果、請願等第4号については継続審査と決定をし、議会閉会中に現地調査を行うことといたしました。

次に、閉会中の現地調査等の日程について協議した結果、調査日は平成20年1月29日、火曜日としました。また、この調査に当たって事前に整える必要な事項として調査行程と時間割り、関係執行部への出席要請、調査時の交通手段、昼食の手配、陳情関係者の招聘とその範囲、議員の傍聴に関する事等がありますが、これにつきましては委員長サイドで案を作成した上、委員会へ諮りまとめ上げていくことにいたしました。

以上が議案審査の経過と結果でございますが、この審査終了後、下水道課より香美市

公共下水道事業特別会計に係る公的資金補償金免除、繰上償還に係る公営企業経営健全化計画について、資料に基づき説明を受けました。

骨子といたしましては下水道事業会計に係る起債の繰上償還に関するもので、財政事情の厳しい地方等に対して国から地方財政健全化法に基づいてこうした事業があるが参加しませんかといった意味合いもあり、今回この事業に参加すべき事務手続きを行っていかねばならない中で、時間的制約から3月議会では無理が出てくるのでこの12月議会へ諮り、承認を得ておく必要性のあることから本日の説明となりました。そうした中で、資料をもとに詳細な説明があり、全委員が理解し了承をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

産業建設常任委員長にお尋ねいたします。議案第104号の審査においてですけども、当日担当課長より関係資料等が、法律や施行令等さまざま、また規則についてですけども当委員会の委員各位に配られたというふうに伺っております。これは、全議員にやはり渡して周知するということが大事やなかったかというふうに思いますけど、委員長としてそのような指示は環境課長のほうにされなかったのか。またその必要性についてはどのようにお考えなのか。かなり見らせていただきますと、やはりこの条例を制定するにおいて大事な内容等も、根拠になる部分なんかも載っておりましたが、その点について委員長としてどのような指示、（指示を）されるされないについてのことは委員の方のほうからも出てこなかったのか。また委員長もそのような、全議員に配るような必要性を感じなかったのか。その点をまず1点お伺いします。

それと、下水道についての最後にお話を下水道課長のほうからされたということですが、水道課長のほうは全議員に起債の繰り上げについて説明があったわけですけども、その下水道の繰上償還については全議員にやはり説明する必要性。委員長報告でかいつまんでされましたけれども、その必要性については、下水道課長のほうには必要性を求めなかったのか。その2点についてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○産業建設常任委員長（竹平豊久君） はい。山崎龍太郎議員の質問にお答えします。

委員会といたしまして、また委員長といたしましては、そうした個人的見解といいますかそうしたことは、コメントは差し控えていただきたいというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） すいません、個人的見解の部分は求めておりません。指示をされる必要があったのではないかということについてお尋ねいたします、再度。

○議長（中澤愛水君） 委員長の報告は経過と結果の報告でありますので、審議をしたのか、そういう指示をしたのかしないのか、経過と結果の報告をしていただきたいと思えます。

13番、竹平豊久君。

○産業建設常任委員長（竹平豊久君） お答えします。

指示はしておりません。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

反対討論ですか？

4番、大岸眞弓君。

討論がありますので、反対討論を許します。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。

私は、議案第104号、香美市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本条例案は、その第3条に（市の責務）として「事業者と関係人等との意見交換の手続き、意見の調整、あっせん等を適切に行い、環境の保全上の支障を防止するため紛争を予防するよう努める。」とし、事業者に対してはその第5条で「処理施設の設置等による環境保全上の支障についての必要な調査」の義務づけ。また第7条においては「事業計画書の提出」の義務づけ。その第10条では「関係人に対する説明会の開催等」を義務づけています。また「環境の保全上の支障を防止するために、必要な場合はその措置に関する事項等の協定を締結できる。」とした第15条なども意味を持つものではありません。産業廃棄物処理施設については市町村には許可権がなく、こうした条例を制定することによって県を通さなくても事業者と環境保全上必要と思われる点について事前協議ができるなどの積極面は認められるところです。しかし、条例案の第1条に「産業廃棄物処理施設の設置等をめぐる紛争を予防すること」がその目的として掲げられておりますが、廃棄物処理に係る条例ですから、冒頭には「廃棄物の抑制や減量」という市の理念がまず掲げられるべきではなかったでしょうか。また、第4条では「関係人等は処理施設の設置等により、廃棄物を適正に処理しなければならないという社会的要請について十分な認識を持ち、意見交換の手続き等が円滑かつ適切に行われるように努めなければならない。」として、関係人の責務を設けております。この条項は、場合によっては処理施設の設置によって風評被害をこうむるとか、飲み水が汚染されるとか、環境が著しく変化をしてそういうおそれがある場合、予想される場合など、平穏な暮らしを阻害されるなどの理由から反対する市民の行動を抑制する。つまり反対する人は処理施設の社会的要請に十分な認識を持っていないというふうな断定され、そこに住みづらくさせてしまうのではないかという懸念もはらんでおります。こうした問題は住民合意が

最も優先されるべきで、「手続き的に住民合意を得た上でないと着手してはいけない。」などの条項があるべきと考えます。香美市は面積のほとんどが山間地で、いわゆる迷惑施設の設置場所として候補地になることは今後も予測されるだけに、それに係る条例の制定については慎重に取り扱わなければなりません。

以上のような観点から本条例案に反対の立場を表明して討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） 　　ただいま、議案第104号について原案に反対の討論がありました。

次に、議案第104号の原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 　　13番、竹平です。

議案第104号について賛成討論を行います。

議案第104号、香美市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を申し上げます。

以前も、国民保護計画条例の制定の際にも申し上げましたが、今回のこれは備えあれば憂いなしで、この条例は市民の公益に期するという考え方のもとに制定しようとしている先駆的な行政の取り組み姿勢のあらわれであると認識するものでございます。すなわちこの条例の目的として掲げられております「産業廃棄物処理施設の設置等により生ずるおそれのある環境保全上の支障について、事業者と市民等が意見交換をする機会を確保する等により、産業廃棄物処理施設の設置等をめぐる紛争を予防することを目的とする。」とあります。つまり、これまでこうした施設に対しての住民感情として事業者の説明不足や、事業者と住民の意思疎通のなさ、また事業開始後の住民の不信感や事故発生に対する不安感などが常々あります。その一方では、こうした施設の必要性から法律のもとにその基準が合致していれば許可がおり施設の設置が行われてきたこともあります。そうした場合問題になるのが、関係市町村や住民側からすると計画後にその事業の詳細を知ることになり、冒頭申したようなトラブルが生じる場合があるわけでございます。ご承知のようにこの施設に係る許可権限は県であり、市町村ではないわけです。ですから、そうした許可された経過について権限が及ばない市町村では対応がしづらいこととなります。これの対応策としては計画が持ち上がった段階、つまり許可権者である県に申請しようとしているときに同時進行的に市が対処していくことができればその情報や動静が把握できるということになり、同時にその情報や情勢を住民と共有できるとともに早い段階で情報が収集できることで対応策、つまり紛争予防策もとれていくのではないかと考えるところでございます。この条例の場合、まさに事業者、市、関係住民、有識者団体、隣接市町村などが、それぞれの立場でこのことに関する役割や責務を盛り込んで紛争予防のための方策を構築をしております。すなわち申請から計画そして設置、稼働に至るそれぞれの過程の中で、関係住民等のもとより市や関係団体などが事業者とともに常に情報の共有と開示、状況のチェックを可能としていることです。また、

この条例制定のポイントとして思うことに、牽制効果も働くのではないかということです。つまり条例を制定することによって、県に許可申請を行うのであれば我が市にもこれに関係する条例がありますから手続きをお願いしますと言うことができ、ある意味県と市の二重のチェックが働くとも言えるのではないのでしょうか。

こうしたことから、冒頭申しましたように事前に対処策を講じておく姿勢は行政に求められる重要な責務であることを考えるとき、この条例には賛成をするものでございます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に、ただいまの議案第104号の原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので議案第104号の討論を終わります。次に、先ほどの議案以外についての討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。討論がないようですから、これで討論を終わります。これから議案第91号、平成19年度香美市一般会計補正予算「第3号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号、平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」(事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号、平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」(保険事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号、平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(サービス事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第98号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第99号、平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第2号」を採決し

ます。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第99号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第100号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第101号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号、香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第102号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号、香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第103号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号、香美市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第104号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号、香美市道の路線の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第105号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号、香美市道の路線の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第106号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願等第4号、生活道の工事復旧と連絡道(迂回路)の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情書についてを採決します。

請願等第4号については、産業建設常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。よって、請願等第4号は閉会中の継続審査にすることに決定をしました。

お諮りをいたします。日程第19、議案第107号、土地の取得についてから、日程第28、意見書案第26号、道路特定財源の確保に関する意見書の提出についてまでの案件は追加案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なし認めます。よって日程第19、議案第107号から、日程第28、意見書案第26号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定をしました。

休憩はいいでしょうか？休憩をとりますか、はい。

それでは、10分間暫時休憩をいたします。

(午前 9時50分 休憩)

(午前10時01分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第19、議案第107号、土地の取得についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長(山崎泰広君) 議案第107号、土地の取得について。

平成20年度建設予定の香美市立A保育園(仮称)の用地として下記の土地を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(平成18年香美市条例第58号)第3条の規定により議会の議決を求める。

記

1. 所在地 香美市土佐山田町山田字赤シサイ1150番ほか3筆
2. 数量 5,608平方メートル
3. 取得の方法 購入
4. 取得価格 5,308万54円
5. 契約の相手方 香美市土佐山田町山田228番地 宮地 誠ほか2名

平成19年12月18日提出。香美市長、門脇楨夫。

提案理由といたしまして、平成20年度に建設予定の保育所用地として土地を取得するために提案するものでございます。

資料としまして、土地の1筆ごとの明細、保育所用地の位置図、丈量図を添付しております。

以上よろしく申し上げます。

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

11番、片岡守春君。

○4番(片岡守春君) 11番、片岡です。

この用地買収のことですけれども、これは今年9月議会でもこの保育園費という中で公有地財産購入508万1,000円というものを買うてると思いますが、これでもう取得は、これで全部用地は終わりなのかどうかを1点と、これ平米当たり、ここは9,465円ぐらいが平米当たりで計算できるんじゃないかと思いが、これがあそこの地域の、言うたらとおりの相場といいますか、そういう。値段的に言えばこういう価格が妥当というように判断してよろしいんですか。

○議長(中澤愛水君) 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長(山崎泰広君) それでは片岡議員のご質問にお答えをいたします。

このA保育園の用地費につきましては、これで最後でございます。

それと価格でございますが、これは不動産鑑定を打っておりまして、それに基づいた

価格として提案をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第107号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

日程第20、請願等第3号、LPガスへの公平な扱いを求める陳情書についてを議題とします。

お諮りをします。請願等第3号については、香美市議会会議規則第135条第1項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。したがって請願等第3号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、請願等第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願等第3号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。したがって、請願等第3号、LPガスへの公平な扱いを求める陳情書については採択することに決定をしました。

日程第21、発議第3号、香美市長の専決処分事項の指定の一部改正についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 発議第3号、香美市長の専決処分事項の指定の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び香美市会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年12月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議

員、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。賛成者、同、竹平豊久。

意見書を朗読をさせていただきます。

(案文朗読)

以上であります。

【発議第3号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。
これから、発議第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、意見書案第20号、拡大生産者責任（EPR）の法整備を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平でございます。

意見書案第20号、拡大生産者責任（EPR）の法整備を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年12月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、竹平豊久。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。

提案説明につきましては書面の朗読によってかえさせていただきます。

(案文朗読)

以上、よろしく申し上げます。

【意見書案第20号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 竹平議員、最後の提出者を。

○13番（竹平豊久君） 大変失礼をいたしました。提出者は高知県香美市議会議長、中澤愛水としております。失礼しました。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第23、意見書案第21号、家族従業者の人権保障のため所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 意見書案第21号、家族従業者の人権保障のため所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年12月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。賛成者、同、竹平豊久。

意見書案の朗読をさせていただきます。提案理由とさせていただきます。

（案文朗読）

以上です。

【意見書案第21号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、意見書案第22号、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡守春です。

意見書案第22号、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年12月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、片岡守春。賛成者、同、大岸眞弓。賛成者、同、山崎龍太郎。

案文を朗読して提案にかえます。よろしく申し上げます。

(案文朗読)

なお、この今の提案文の中で補足説明をさせていただきます。

国の規制権限行使義務ということに違反してるということで、この政府が今度の合意に至ったわけですけど、この国の規制権限行使義務の内容についてちょっと説明をします。

国は工事の発注者責任があります。発注者責任は民法や労働安全衛生法にもはっきり記されています。その中身として1番に適正な工期。2番として、安全に配慮した設計や工法、行程。3番として、安全衛生を確保するための十分な経費。また国の発注者権限についても国土交通省には土木工事共通仕様書また土木工事安全施工技術指針。請負業者はこういう、国土交通省が申し立てることについては従わなければならないということになっております。粉じん防止対策については、こういう国土交通省からも指示がなかったということで全く野放しの状態でやられてきたことが、法の権限を逸脱しているということが司法の判断で出たということが内容でございます。ひとつご理解をお願いします。

また、もう1、2点補足しておきますと、合意書が取り交された背景というものが非常に大事でございますけれども、これは自民党じん肺対策議員連盟、公明党のじん肺プロジェクトチームの立ち上げ、各野党も要求を受けとめ支援する政治環境が作り上げられてきた中での合意ということでもあります。大きく進んできているのが事実でございます。

それからもう1つは、この合併するまでの旧土佐山田町議会におきまして、平成10年12月議会においてこのトンネルじん肺の根絶の意見書が、多数の賛同を得て可決をされているという経過もあります。また、皆さんのお手元にお配りをしてあります資料の中で高知県の53市町村の市長、町長、村長と、そこに至る議長さんの名前をずっと列記しておりますけれども、その頭に丸をつけてる市町村の議長、市長、町長、村長さんは、この合意書の批准を速やかに進めていってくれということで署名をお願いして、賛同いただいている市長等、議長でございます。香美市のところを見ましても門脇楨夫市長、それから中澤愛水議長も合意書の賛成の立場で進めていってくれという署名をお願いして、賛同を得ていることもあわせてお考えに入れていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【意見書案第22号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は

ありませんか。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 提出者の方にお尋ねいたします。

合意書につきましては十分理解します。ただ、4点目の合意書の中に「原告らと国はじん肺被害に関し本合意書に定めるほか何らの債権、債務のないことを相互に確認する。」とありますが、意見書の中に、2つ目のトンネルじん肺補償基金制度、これはこの何らの債権、原告と国ですね。（債権、債務の）ないことを相互に確認するということとのその整合性。トンネルじん肺補償基金制度を早急に創設ということでその整合性と。もう1点、この補償基金制度の財源をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） この制度につきましては新しくつくっていくということで、その債務の関係とは直接関係がないのではないかと思います。その制度の中身ですけど、どうしてそういう制度をつくっていく必要があるかということにつきましては、現在及び将来トンネル建設労働に従事する建設労働者の方々が安心して働ける労働条件の改善策の1つとして、トンネルじん肺との関連で業界全体として取り組むに値する実現可能な政策としてこの制度を提言をするものであるということ。もちろんトンネルじん肺を予防するための万全の施策を確立してトンネルじん肺を根絶することが基本的には大事であるけれども、この関連でよね考えた場合に、その完全にじん肺をなくするという施策は大事ではありますが、その実現には一定の年月を要するということは考えられます。少なくとも現在働いている建設労働者の中から、今後相当長時間、10年から20年の単位で一定数のじん肺患者が発生し続けるのは確実であることは明白であるということで、先々のこと、これから起こることは絶対とめないかんけど、今はもうやはりこういう論議をしゅう中でもじん肺とかそういう環境の中できりきり働いてる土木作業員が全国にどっさりおるわけなんです。そういう人たちを保障するためにはこういう制度によって保障していくということで、新しく増設をお願いしとるところです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 財源は、そしたら今の段階ではこの名目を早急にと言うたけど財源は全くわかってないということですか。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） この財源につきましては、当然国が発注者ということで国とやはり企業との出し合わせ。その割合とかそういう細部にわたっては詰めていかないかん問題ではありますけど、そういう2つの方向で設立していくと。国と企業ということで考えております。よろしく。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） それで、そうすると先ほど、初めに言いましたように合意書の中の「原告らと国は、じん肺被害に関し本合意書に定めるほか何らの債権、債務のないことを相互に確認する。」と、これの整合性をちょっとお聞きしたいです。もうちょっとわかりやすく。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） それはこれまでとこれからでよね、この制度を新しくつくっていくということの姿勢でございますので、そこは理解していただきたいと思います。今までは全然そういう制度そのものがなかったので、非常に労働者が不利な条件で解決をしてきたと。じん肺の結局区分4にならなければ労災の補償を適合してくれないという中で、もう体が弱かった中でこの裁判闘争に踏み込んでいかなければならんというような不条理な条項があったのでよね、それを保障していくと言ったことの新設の制度ですのでご理解をお願いします。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず反対の方の討論を許します。

賛成ですか。はい。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎です。

私は意見書案第22号、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

じん肺は、多数の粉じんが発生する職場でその粉じんを一定長期の期間吸入することにより発症する職業病です。患者はせきやたん、息切れなどじん肺特有の被害に苦しみ、症状が悪化すると横になって寝ることもできなくなったり、ふろにも入れなくなるなどの場合もあると伺っております。そのような状態になると患者は酸素吸入にすぎずしか生きる方法がないとされております。じん肺の原因である粉じんの危険性については古くから指摘され、1960年にじん肺法、1977年に改正じん肺法が制定されています。しかし、国策として推進されたトンネル建設工事のじん肺防止対策は元請企業の任せっきりにするなど、行政責任を負っている国はその権限を適時かつ適切に行使することを怠ってきました。その結果、トンネルじん肺が大きな社会問題となりました。大きくクローズアップされてから改正じん肺法が制定されたのですが、法施行後も重症患者は多数発生しています。厚生労働省の統計によります改正じん肺法が施行された1978年から2004年までのじん肺患者の発生数は、全産業で3万8,312人であり、

このうちトンネルじん肺患者が9,049人と全体の24%を占める状況になっております。また、高知県では要治療の方が239人と発表されています。トンネル建設工事は現在も多数の工事が行われています。また将来においても一定有益な公共工事として推進されていくことは間違いないところであります。このことからしてもトンネルじん肺問題は過去の問題としてだけでなく、現在さらには将来の問題としてとらえ、国は約束した事項を厳守し、1日も早くじん肺根絶を実現するべきと考えます。

以上、本意見書案はトンネル建設工事がもたらす悲惨な被害を根絶させるため非常に重要な意見書であると判断することから、本意見書案に賛成の立場を表明して討論いたします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 賛成少数であります。よって意見書案第22号は否決されました。

日程第25、意見書案第23号、地上デジタル放送の実施に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 意見書案第23号、地上デジタル放送の実施に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年12月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。賛成者、同、竹平豊久。

意見書の朗読をさせていただきます。提案理由といたします。

（案文朗読）

以上であります。よろしく。

【意見書案第23号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって意見書案第23号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、意見書案第24号、来年度の「全国学力・学習状況調査」(全国学力テスト)を実施しないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。4番、大岸眞弓君。

○4番(大岸眞弓君) 4番、大岸眞弓です。

意見書案第24号、来年度の「全国学力・学習状況調査」(全国学力テスト)を実施しないことを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年12月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、大岸眞弓。賛成者、同、山崎龍太郎。賛成者、同、山崎晃子。

案文を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

(案文朗読)

以上、同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第24号 卷末に掲載】

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番(竹平豊久君) 13番、竹平です。

この意見書案第24号について質疑を行います。まず、先ほどありました本意見書案に関することですね、これは12月6日の高知新聞に載っておりましたが、特に意見書案のこの末尾にある「実施の意味がない」、「実施にかかる巨額の費用を条件整備に」というくだりのこの2点についてお聞きをしたいと思います。

まず「実施の意味がない」についてでございますが、先ほどのこの高知新聞の掲載の内容をかいつまんで読んでみますと、「本年4月に実施された全国学力テストや学習状況調査で、学力の底上げや授業改善の必要性から授業力向上のために教師塾を新設し、その事業費として予算500万円を盛り込んだ。」とありますが、これはこの学力・学習状況調査を実施したことによってその必要性が承知をされました1つの効果ではないかと考えるところです。また、これを読み解いていきますと、教育現場の意識改革に通ずるものがあるのではないかと。つまり従来の教育は印象や心情で語られる傾向にあり、例えば生き生きと勉強しているという場合は、これは教師が感じる印象であり、また愛情を持って教えているとは、これは心情になるわけですね。すべてではないわけですが、こうした状態で学んでいるからといって学力が向上しているとは限らないわけですね。学力を着実に向上させるためには、やはり明確なデータをもとにして対策を講じることが

肝要で、そうしてこそ初めて問題点や改善点が見出され、その必要性が認識されると考えるわけですが。そうした観点からしても実施に意味がないのかお聞きしたいところです。

次に、実施にかかる巨額の費用、条件整備にということに関してでございますが、文部科学省の方針といたしまして、子どもにとって最大の教育環境は教師が子どもと向き合う時間を確保できる体制整備のために、事務の外部化に新規200億円余り。また教職員数の拡充を目指し、義務教育費国庫負担金は前年度比約300億円の増額を来年度の予算で求めております。具体的には「来年度から3年計画で約2万1,000人の教員を増員。外部人材の非常勤講師の採用、改正教育三法を踏まえたすぐれた教員を確保するためにメリハリのきいた給与体系の実現と、教育にかかるこうした施策を実施して行う。」としておりますが、こうした中でこうした巨額の費用云々といったようなことが、どのような思いでこういう表現になっているのか。

以上の2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） ちょっとたくさんお聞きいただきましたが、抜かるかもしれませんが、また抜かったらご指摘をください。

まず、「実施の意味がない」というふうに書いたのは、一般質問等でも申しましてまたご答弁の中にもあったかと思うんですが、例えば日ごろ読書をよくする子が国語の点数がいいとか、宿題をする子が、それから塾などで勉強する子の方が成績がいいとか、調査をしないまでも当たり前なのが書かれているということと、それから、これまで学校でCRTという試験を行ってございまして、そのCRTの中にも教科のほかにこうした生活調査に関する事細かないろんな調査項目がありまして、そのことによってもう既にわかっていることであって、殊さらに国がこういう調査を大がかりにやらなくてもわかっていることだと。それでそういう、またそうした情報は文部科学省が握っているよりも現場の先生方が握っておって、現場の先生方には十分そのことがわかっておって、現場で生かされることが重要かと思っておりますので。この文部科学省の悉皆調査というのは、そういう意味で調査に意味がないというふうなこととなっております。現場でもそういう声が出ております。

それから、データに基づいてといいますか温情主義、どう言いましたかね。温情主義でやってきてその今回のような、高知県の学力が下のほうに、一部ですが下のほうになったというふうにおっしゃいましたけれども、私は学力を上げるためにはいろんな、特に現場の方からもそういう声が出ておりますし、また全国の、全世界的な学力調査、OECDの学習到達度調査でそのフィンランドがよく引き合いに出されるんですけども、フィンランドではまず子どもたちの教育の条件を整備すること。教育機会の平等を目指すことを徹底的にやりましてですね、習熟度別の授業を廃止しまして、小人数学級、20人学級をずっと実施してやっております。できない子どもたちとできる子どもたちを

競争させてやるんじゃないなくて、できない子どもたちに徹底的に指導をして、先生がついて指導するということで3年連続でOECDの学力がトップクラスになったと。こういうことも見習うべきではないかと思います。そして、政府が予算をつけて教員を多く配置するという事なんですけれども、それは聞いてみますと加配をされるのは副校長、それからあるいは主幹、こういった人たちです。それで副校長というのは校長を補佐する人、主幹というのは教頭を補佐する人であって、現実には子どもたちにかかわって、子どもたちの声をよく聞いて指導する先生がたくさんふえるということではないことのようにです。お答えになってるかどうか、ほかに抜かっておったら。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） お尋ねします。

小学校、中学校は義務教育でいろんなことを学習するわけですが、要はものを学び学習するという事は、その結果がどれくらい習得されるか調べることは非常に大事な事だと思っておりますよ。そして、日本では義務教育ですので同一レベルの教育がされてると思っておりますけれども、自分の教育とか指導が正しいかどうか、全国レベルでどういう基準にあるかどうかということを知ることは、非常に現場の教師にとっても重要な事だと思っております。また、子弟を預けている父兄にとっても知りたいところです。これは毎年やって、その結果に触発されてもっと教育方針、指導方針を研究していくための、（していく）上でも絶対するべきでありますし、それがなければ学校教育で何を教えているか、どういう結果が出てわからないと思っておりますよ。ただクラスだけの単位でどれくらい理解してるかなど、（そういう）ことをやっても、全体的なレベルというのはやはり広域な、こういう文部科学省がやってるような学力テストをやらないとわからないと思っておりますが、そのところは提出者はどう考えてますか。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） その子どもたちの全国でいる位置とかですね、ふだん授業で教えている内容が十分習得されているかどうかという、そういう調査テストはあり得ると思っております。しかし、悉皆調査の必要はありません。ポイント、抽出調査で十分だというふうな、そういう識者の意見があります。現場もおおむねそういう意見です。

そしてもう1つ、今回の学力調査で最も問題とされるのは、この悉皆調査をやって順位をつけて競わせるという方向。そして、とてもその学力テストの学習を、教科が国語と算数また数学の2教科ですので、そのテストの点を上げるためにその数学と算数の、あるいは試験問題と予想されるものを繰り返し、試験の事前に繰り返し訓練すると。こういう学校は今回も、秋田県（後に「島根県」と訂正あり）なんかもトップになっているわけですね。ベネッセと提携して、そういう問題集を入手しましてやってるわけなんです。そういう訓練をすれば子どもたちの成績は、そら数字上は上がりますけれども、その競争にそうやって駆り立てていくことが本来の教育とはかけ離れてるんじゃないかと思うところです。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） すいません、ちょっと質問というより確認になるかもしれませんが。自分なりに一般質問でも、またほかにも3名の方が質問をされて学力テストの評価を受けて教育長の今後の取り組みも、十分お話も聞いたわけですが、三段論法的に現在自分が思うのは、結局賛成の立場で言うと国が学力向上を目指し教育方針として全国学力テストを実施した。そして来年も実施すると。ほんで香美市は学力向上を目指している。ゆえに香美市は教育方針として全国学力テストを実施した。そして来年も実施すると。ほんでこの意見書と地方自治法第99条の合意性の意味から三段論法で言うと、国の学力向上を目指す教育方針、学力テストは間違っている。香美市は学力向上を目指し全国学力テストを実施している。ゆえに香美市の教育方針が間違っていると思いますけど、これで間違いないでしょうか。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 全然違います。学力向上を目指すのは当たり前です。文部科学省も学校も教育委員会も。ただ、その方法として学力テストのこういうやり方が間違っていると、学力向上を目指す教育方針が間違っているとは一言も言っておりません。この学力テスト、学習状況調査は個人情報保護の問題もありまして、さまざまな問題がたくさん指摘されながら実施をしたんですね。それで今回高知県では事業に手を挙げまして学校支援改善プランというふうなものに乗り出そうともしておりますけど、そうしてやる方向が、もう嫌が上でもその悉皆調査をして順位を公表、ランク付けされて公表されて、そしたらもう来年は1点でも1位でも上へ上へいくようにという。それが一定その学力向上につながる部分はありますけれども、また逆に子どもたちを押しつぶしていく、こういう危惧があるのではないかというふうに思いますので。この学力テストのやり方、「悉皆調査じゃなくてもポイント、抽出調査で十分。そしてそれも2～3年に一遍で十分」というふうな現場の先生方の声もたくさんあります。そういうことで学力テストをやる、その今のそういう学力向上を目指すことが誤りとかいうふうなとらえ方はしてはおりません。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 一言申しますけれども、香美市も昨年合併をいたしまして、今自己評価とか外部評価を昨年、平成18年度にやりまして、今年もやっておるところでございますが。その中で学校の評価をするのに外部評価委員が、学校をそれぞれ委員が回って調査しながら勉強、普通の状態、そういったものも見ております。そういった中で先生方ともお話もいたしますが、「この全国学力テスト、それからまたその外部評価の中で非常にいい方向にいておる。」ということ聞いております。それで大岸議員の言われておるような現場のそんな、私は声は1人も私は聞いておりません。そういった中で、合併した中でやはり公表はそれぞれ各校もしておりませんけれども、合併

の中でこの香美市の義務教育自体が、統一的にやっぱりどこの学校とどこの学校がどういったところが違うというところがわかってくるわけですので、その教育の目標も一定するわけです。そういったことについては、私はこの外部評価の、香美市を見てもそうですが、そういった全国的にやはりそういったことも、レベルというものもやっぱり把握しながら今後の教育というものをどうもっていくかということは十分大事なことでありうと思いますし、それからまた先ほど大岸議員が副校長とか教頭、そういった者がふえとるだけと言った。その部分は今まで各教師が教頭のする部分を手伝ったりいろいろしなくちゃならんわけですので、そういった今学校の現場では多様化しております。そういった中でやっぱり校長の運営を助ける副校長、あるいは教頭を補佐するという形でできていることが、やはり全体的に見れば分野は違っても教頭の持っておった仕事を今その一般の教師がやるということになってなくなるわけですので。そういった点では私は、管理職のふえても実際教えておる先生のやっぱり時間が少しでも多く出てくるということになってくるわけです。全体的に管理職と言いましても役が全部、市役所も一緒ですが人をふやせばそれが全体的にできてくるわけですので。校長の仕事しかせんとか教頭の仕事しかせんということじゃないわけですので、そういった点で私はいいいいということでは賛成をするところでございますので、そういった点で提出者は香美市の全体の協議の問題とあわせて、どういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 外部評価とは、学力テストですので直接関係ないと思うんですけども。その今回の学力・学習状況調査でわかっている点、これ40年前と違う点ですけども、就学援助を受けておる子どもがたくさんいる学校はそうでない学校に比べて正答率が低いというふうな結果が出ております。その経済格差、それから親の厳しい生活状況が子どもたちの学力に大変顕著にあらわれていると。高知新聞の12月16日付けにもそういう記事が載っておりました。「高知は県民所得も何も45～6位なんだから子どもの学力もそんなもんだらう。」こういうふうな会話が合ったというふうなことが載りましたけれども、厳しいその環境に置かれながら学校と家庭、地域が協力して子どもたちの学力を上げるために努力しているということもありますけども、この経済的階層度との相関関係はこれからさらに強まっていくだろうと思います。私が言いたいのは、教育というのはやはり教育条件の整備、こういう困難な家庭の子どもたちに経済的な支援をする。また学校現場に、今、先生方が多忙化で最も望んでいるのは、その子どもたちと直接接して子どもたちの悩みに耳を傾けて、そういうその困難な子どもにも手厚く指導に当たっていただける。そういう教員をふやすことが大事ではないかと思っております。香美市の教育、学校評価との関係では、学力テストとは直接関係ありませんので。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番、小松です。

お尋ねいたします。先ほど来の答弁の中で競争が生じると。競争ということについて否定的なお考えというふうにお聞きしましたですけれども、この公教育が終わって高校受験となるともう既に競争ですし、社会に出ればもちろんもう競争の社会で、競走のない社会というのは今もうほとんどなくなっている、もう競争はあるわけです。一定の競争心というものも学校教育の中で育てていかなければ社会に出たときに非常に困るといふふうに自分は考えるんですけれども、そのあたりのご見解をお伺いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 今回の学力テストで文部科学省でさえその「過度な競争につながるおそれがあるので」といふふうな、その実施要綱に決められております。それで公表もやはり各県段階、各地教委段階に任せられたわけですが。辛うじて県だけ、県別に公表されたわけですけども、それですら沖縄県は異常事態のような、異常事態宣言のような沖縄県の教育委員会が出しておりますし、高知県の教育長もこれは大変な事態ということで、さっきから言っておりますように学校支援改善プランのようなものをつくりまして成果があった学校には予算を多く配分するんだと。こういうやり方でもう嫌が上でも競争に駆り立てております。その過度な競争につながっていくのでということです。

それから、さっきから引き合いに出しております世界的な学力テスト、3年連続で1位のフィンランドは競争主義では一切ありません。それをむしろ排除しております。そうした中で子どもたちは何か周りから抑圧を感じるほどの、競争競争というふうには駆り立てられていくことなくって伸び伸びと自分から学んでいることによってこういう世界3回連続で学力世界一になっているのではないのでしょうか。子どもたちがみずから学ぶことがより行われているのではないのでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 先ほどおっしゃられました結果データに基づいて沖縄県、またこの高知県等は、県教委、地教委もあわせてこれは大変だということで支援策等も考え教育力を向上させていくと。まさにそこが非常に重要なところで、それこそが学力調査の意義であるといふふうにお考えですけども、いかがでしょう。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） その、ですから調査を、そういう調査をするのであれば悉皆調査でなくて十分ということと、悉皆調査をすることによって、今回ベネッセとNTTに委託をされてるわけですが、そこが採点しますので、その子どもたちのふだんの家庭の状況の93項目にもわたる個人情報丸々ベネッセとNTTにプレゼントされてしまうと。また、それが漏えいするおそれもある。漏えいしないという保証もない中で悉皆調査を特に問題としております。ですから、こういう結果がわかって、その運用の方法もまた私は問題ではないかと思えます。今回いろんな、毎日朝ごはんを食べる子は成績がいいとかそういうことが結果として出ておりますけれども、同時に親の経済力によっ

て子どもたちの学力の差がこれほど出てるわけですが、そこには全然言及してないという点でもこの学力テスト、調査後の方向がちょっと違うのではないか。学力向上の方向とは違うのじゃないかというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 今回の同僚議員の答弁の中でですね、経済力が悪い、弱い家庭の子どもが学力が悪い発言を繰り返されていますけれども、そういう方もいるかもしれませんが経済的に豊かな方でも（学力が）悪い方はおるんで、そういう偏見を持った考えでするのはいかがだと思いますが、そのこと。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 偏見ではありません。そういうデータ結果がはっきり出ているということを申し上げております。12月16日付けの高知新聞にもそのように書かれております。決して私は偏見を持っているわけではありません。私自身もとても貧しい家庭で育ちまして一応社会人としてやっておりますので、そういうことに対して偏見というよりはむしろ応援をしていきたいという思いがあります。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。

私は意見書案第24号、来年度の「全国学力・学習状況調査」（全国学力テスト）を実施しないことを求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

今年4月行われた全国一斉学力テストで、文部科学省はそのねらいとして、「1、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から各地域における児童・生徒の学力学習状況を把握、分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証しその改善を図る。2、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係においてみずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る。」としていました。しかし、結果発表の内容は基礎的な知識に比べて活用する力が低い。地域的には沖縄県のように一部低いところはあるがおおむね差はない。家で宿題をする方が点数が高いや、読書の好きな子、ふだんから読書する子が国語の点数が高いなどでした。こうしたことは

新たに調査しないまでも子どもたちに日々接している現場の教職員が一番よくわかっていることではないでしょうか。また、悉皆調査については結果を一人一人の学習に生かすためとしています。返却時期や個人票からして生かしようがないものであることも明らかになりました。

一方、調査結果のポイントでは経済格差が学力格差につながっていることが明らかにされていながら、そのことの改善には言及しないまま県別に示される成績の順位を上げるため学校改善支援プラン作成などの事業に着手し、成果のあった学校には予算を多く配分するなど県ぐるみで競争をあおる方向に乗り出しています。学力テストは今回は県別の公表にとどまりましたが、早くも学校別やクラス別に公表すべきという声などが上がっている状況があります。このまま悉皆調査をして公表することを持続すれば、文部科学省も危惧している学校や地域の序列化や、また過度な学力テスト競争につながることは必然で、子どもたちの自主性や大らかさを阻害するだけでなく学ぶ喜びから逆に遠ざけることになるのではないのでしょうか。それは本来の教育とはかけ離れた姿です。来年も実施されようとしている学力テストは、個人情報保護上の問題も解決されておらず極めて危険なものです。子どもたちの学力向上のため今必要なことは、フィンランドのように少人数学級を実現し、教育機会の平等を経済的、物理的にすべての子どもに保障することではないのでしょうか。それはテスト実施後のマスコミ報道等でも多々指摘されているところです。

以上のことから、本意見書案に賛成の立場を表明して討論とします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 賛成少数であります。よって意見書案第24号は、否決されました。

日程第27、意見書案第25号、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 19番。

意見書案第25号、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年12月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。賛成者、同、竹平豊久。

意見書案の朗読をさせていただきます。

(案文朗読)

以上、よろしく申し上げます。

【意見書案第25号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。
脱字がありましたのでちょっと訂正をしたいと思います。先ほどの記3の本文の2行目「民事効」になっておりますけれども、「民事時効」でありますので訂正をお願いをしたいと思います。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） すいません、「民事時効」やなくて「民事効」という言葉があつて、議運の委員長に確かめてもうたらいと思ひますけども。たしかそういう説明書きをもうたような記憶がありますが、「民事効」という。議運の委員長、そうじゃなかったでしょうか。「民事効」という説明書きがありましたけど。

○議長（中澤愛水君） それでは訂正を取り消します。
これから、意見書案第25号を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よつて意見書案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第28、意見書案第26号、道路特定財源の確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番。

意見書案第26号、道路特定財源の確保に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年12月18日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、竹平豊久。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、小松紀夫。

提案説明につきましては、書面の朗読によってかえさせていただきます。

(案文朗読)

以上、よろしく申し上げます。

【意見書案第26号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。これから、意見書案第26号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって意見書案第26号は可決されました。

○4番（大岸眞弓君） 議長。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） すいません、ちょっと意見書案第24号のさっきの質疑の中で私が申した言葉がちょっと間違っている部分があったことに気がつきましたので、ここで訂正させていただいて構いませんか。

○議長（中澤愛水君） はい。

○4番（大岸眞弓君） 学力テストのその事前の問題をやったという、問題集を繰り返しやったというところで、ベネッセと提携したのが「秋田県」というふうに答えたと思うんですけど「島根県」の間違いですので。議事録に残りますのでそれを訂正させてください。

○議長（中澤愛水君） 今、大岸議員から訂正の発言がありましたが、ご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。それでは議事録を訂正をしたいと思います。

日程第29、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第99条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りをします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって議会運営委員会、各常任委員会

及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定をしました。

以上で、今期定例会に付された事件はすべて議了しました。

ここで、平成19年第5回香美市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会には、専決処分事項の報告案件6件、議案第91号から議案第106号までの16議案、継続審査となっております決算の認定案件9件、請願等2件、また追加議案1件、発議1件、議員提出の意見書案7件が上程され、それぞれ慎重な審議の上適切妥当な決定がなされました。今議会も住民の負託を受けた議員として14名から行政全般にわたっての一般質問が行われ、幾つかの提言もありました。また、議案質疑を通じて行政全般、香美市全体を見据えた議論がなされました。毎議会でも申し上げておりますが、既に承知のように議会には議決機関、チェック機関としての重要な使命と責務が課されております。議会は決定した予算政策を遂行する執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして住民のために、民主的になされているかどうか常に周囲をはらいつつ批判、監視することが重要な任務として課されております。定例議会が終わりますと平成20年度の予算編成作業がいよいよ本格化をしてまいります。執行部各位におかれましては本議会での議論の経過を今後の行財政運営並びに施策の展開、香美市のまちづくりのために十分留意し、取り組んでいかれますように申し添えておきます。

去る12日には今年を示す言葉として「偽」、「偽り」という言葉が選ばれましたが、本年は社会保険庁の年金記録不備問題、政治資金問題、さらにはミートホープや白い恋人、赤福、船場吉兆等ととどまることのない偽装、虚偽、信用失墜事件が多発をしました。組織トップの正しい経営理念が失われていることの象徴とも言えますが、視点を変えますと情報公開の時代であり、内部告発のあらわれであろうと見られます。正しい情報を共有し、理性に裏打ちされた行動が求められてまいります。現代社会においては企業、行政やあらゆる組織において正しい哲学と理念を持たなくては、社会に受け入れられ存在することができないことを証明する事例であるとも言えます。常日ごろそれぞれ各自で能力を磨き、正しい理念と正しい考え方のもとに最大限の熱意と行動力を発揮することが重要であろうと考えます。また、あらゆる場面で説明責任が求められておりますが、言うは易く実行には難しい課題もあります。議会としては議会の位置づけを明確にするとともに、今後活発な議会活動や議会広報、ホームページを最大限に活用し、与えられた使命の実行と説明責任を果たしていかなければなりません。

去る11月15日、16日には関東方面へ議員視察が行われました。議会としては絶好の機会と前向きにとらえ、研修目的を正しく認識して先進地自治体での視察研修や、1,000万人の東京都民の胃袋を賄う市場での調査と丸高会議、さらに地元選出国会議員への香美市の課題についての重点要望活動など、密度の高い意義ある活動が展開さ

れたと考へます。本市にも（茨木県）ひたちなか市や（青森県）弘前市を初め10市以上から視察がありました。さらに年明けにも視察依頼がきております。また、今月25日には市内中学校による子ども議会が予定されておりますが、子どもの目から見た香美市の課題についていろいろの提言や意見が聞かれるものと思ひます。議会としても今後ますます議会の活性化と研修、研さんを深めながら、議員自身の資質の向上と議会並びに議員活動の充実を通じて香美市の発展を図っていかねければならぬと考へております。

いよいよ議会が終わりますと年の瀬を迎えますが、各自ご自愛の上でご精励をいただきますよう祈念をいたしまして閉会のごあいさつといたします。

次に、市長からごあいさつがあります。市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

12月5日に開会をいたしました平成19年第5回香美市議会定例会も、議長の円滑なる議会運営と議員各位のご協力によりまして、今期定例会に提案をいたしました議案に対し慎重なる審査を得て、ここに全議案適切なるご決定をいただきました。まことにありがとうございました。

14名の皆様方からの一般質問を初め、会期中にいただきましたご提言あるいは指摘事項につきましては真摯に受けとめ、反省すべき点は謙虚に反省し、今後の行政運営に生かしていくよう職員一同努力いたす所存でございますので、今後とものご指導をお願いいたします。

さて、議会が終了しますと平成20年度予算編成作業に取りかからねければなりません。既に財政課には各課からの要求額が提出をされておりました。今後各課とのヒアリング作業を行い、1月下旬からの市長査定を実施し予算決定に至りますが、議会での質問にもお答えをいたしましたとおり、来年度の歳入におきましては相当の一般財源の減少が確実である中での予算編成作業であり編成作業の困難性が予想されますが、いずれにせよ持続可能な香美市の将来と課題を見据えた上で健全財政を旨とする予算編成を行っていかねければならぬと心いたしておるところでございますので、議員各位のご指導またご協力、そしてご理解をお願いいたします。

今年もあと10日余りとなりましたが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意いただきまして、ご家族そろって輝かしく新年をお迎えになられますようご祈念いたしまして閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） どうもありがとうございました。

これをもって平成19年第5回香美市議会定例会を閉会をいたします。

お疲れでございました。

（午前11時34分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成19年第5回香美市議会定例会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	12月5日 (水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。ただし、認定第1号から認定第9号までの決算継続審査案件については、本会議方式で報告から採決まで。
第2日	6日(木)	休 会	【一般質問通告期限（午前10時）】 ----- 議案精査のため
第3日	7日(金)	休 会	〃
第4日	8日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	9日(日)	休 会	〃 〃
第6日	10日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	11日(火)	本会議	一般質問 ①
第8日	12日(水)	本会議	一般質問 ②
第9日	13日(木)	本会議	一般質問 ③
第10日	14日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 ----- 本会議散会后、連合審査会（議案第91号） 連合審査会終了後、各常任委員会 総務常任委員会の審査 （議案第91・100・101号） 教育厚生常任委員会の審査 （議案第95・96・97・98・102・103号） 産業建設常任委員会の審査 （議案第92・93・94・99・104・105・106号）
第11日	15日(土)	休 会	議案審査整理のため
第12日	16日(日)	休 会	〃
第13日	17日(月)	休 会	〃
第14日	18日(火)	本会議	議案採決（付託議案の報告～採決） 追加議案の提案 （委員会付託省略し、説明から採決まで）

発議第3号

香美市長の専決処分事項の指定の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び香美会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年12月18日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 前 田 泰 祐

賛成者 香美市議会議員 小 松 紀 夫

賛成者 香美市議会議員 竹 平 豊 久

提案理由

香美市長の専決処分事項の指定の一部改正をすることによって、香美市特定公共賃貸住宅、香美市ふるさと住宅の家賃等の滞納があった場合に、支払及び明渡しの請求に係る事務手続を、円滑に推進することができるようにするため改正するものです。

香美市長の専決処分事項の指定の一部改正について

第5項を次のように改める。

- 5 香美市営住宅条例(平成18年香美市条例第208号)に制定する市営住宅、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年香美市条例第209号)に制定する特定公共賃貸住宅及び香美市ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年香美市条例第210号)に制定するふるさと住宅に係る家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

附 則

この専決事項の指定は、平成19年12月18日から施行する。

意見書案第 20 号

拡大生産者責任（EPR）の法整備を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 18 日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 竹 平 豊 久

賛成者 " 前 田 泰 祐

賛成者 " 小 松 紀 夫

拡大生産者責任（EPR）の法整備を求める意見書（案）

環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を形成するためには、経済社会システムにおいて、循環の輪を構築することが求められています。

このような中、平成 7 年 6 月に制定された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）により、一般廃棄物の 6 割を占める容器包装廃棄物の減量及びリサイクルを促進し、平成 9 年 4 月からはガラス瓶、ペットボトルを、平成 12 年 5 月からは紙類、プラスチック製の容器包装廃棄物が対象に加えられ実施されています。

この容器包装リサイクル法は、経済負担の少ない再商品化の義務を事業者課し、経費負担の大きい収集・運搬・分別・保管等を自治体の責務としているため、事業者によるワンウェイ容器の大量生産、大量使用が行われており、容器包装物の発生抑制に結びつかないばかりか、容器包装リサイクルに積極的に取り組む自治体の財政を圧迫しています。

平成 12 年 6 月に施行された「循環型社会形成推進基本法」では、有用廃棄物を循環資源と定義し、そのリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の優先順位及び事業者が製品廃棄後も環境負荷に一定の責任を負う拡大生産者責任（EPR）の原則が確立されました。

循環型社会の実現を目指すためには、容器包装リサイクル法においても循環型社会形成推進基本法に掲げられている循環資源処理の優先順位と拡大生産者責任（EPR）の原則をより明確にし、事業者にも適切な責任を果たさせることが必要であります。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、真の循環型社会実現のために、次の事項を含む拡大生産者責任（EPR）の法整備について特段の配慮がなされるよう強く要望するものです。

1. リデュース（発生抑制）を最優先順位で推進し、順次リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）を推進する効果的な手法を盛り込むこと。
2. 拡大生産者責任（EPR）の原則に基づき、事業者の経費負担を見直し、自治体の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月18日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
総務大臣	増田寛也	殿
財務大臣	額賀福四郎	殿
厚生労働大臣	舩添要一	殿
農林水産大臣	若林正俊	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
環境大臣	鴨下一郎	殿
内閣官房長官	町村信孝	殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

意見書案第 21 号

家族従業者の人権保障のため所得税法第 56 条の
廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 18 日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 前 田 泰 祐

賛成者 " 小 松 紀 夫

賛成者 " 竹 平 豊 久

家族従業者の人権保障のため所得税法第 56 条の
廃止を求める意見書（案）

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。その中
小業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第 56
条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない」
（条文要旨）により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は 86 万円、家族の場合は 5
0 万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得としてみなされるため、社会的にも
経済的にも全く自立できない状態となっています。家業を手伝いたくても手伝えない
ことが、後継者不足に拍車をかけています。

税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して青色申告と白色申告で差をつける制度自体が矛盾しています。ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、「自家労賃を必要経費」としている中、大きな見直しを求める声も出ています。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業員の人権保障の基礎を作るためにも、所得税法第56条を廃止することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月18日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	福田康夫殿
法務大臣	鳩山邦夫殿
財務大臣	額賀福四郎殿
内閣官房長官	町村信孝殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 22 号

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 18 日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 片 岡 守 春

賛成者 " 大 岸 眞 弓

賛成者 " 山 崎 龍 太 郎

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書（案）

国民が豊かで健全な社会生活を営む上で、安定した就業の場と安全で健康的な職場環境の保障は極めて重要です。

じん肺は、最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けている不治の職業病といわれ、炭坑や金属鉱山、造船等の職場にて多発し、特にトンネル建設工事業においては、未だに社会問題になっている状況にあります。

こうしたなか、全国 11 地裁において審理が進められてきたトンネルじん肺根絶訴訟で、東京・熊本・仙台・徳島・松山の 5 地裁において、いずれも「国の規制権限行使義務」の不行使を違法とする司法判断が示されました。

本年 6 月 18 日には、これらの判決を受けて、厚生労働大臣・国土交通大臣・農林水産大臣・防衛施設庁長官とトンネルじん肺根絶訴訟原告・弁護団の間で、じん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする「合意書」が調印されました。

この「合意書」内容に基づき、6 月 20 日には東京地裁・高裁にて国との和解が成立し、翌 7 月 20 日の金沢地裁を最後に、係争中の 4 高裁 11 地裁にて全て和解解決しました。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であることなどから、早急に解決を図るべき重要な問題です。

よって、衆・参両議院及び政府においては、発注者および施工者に対する適切な指導を行うとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺の抜本的な対策を早急に講じられるよう強く要求します。

記

1. 国は、2007年6月に調印した「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。
2. 公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため、「トンネルじん肺補償基金制度」を早急に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月18日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
総務大臣	増田寛也	殿
法務大臣	鳩山邦夫	殿
厚生労働大臣	舛添要一	殿
農林水産大臣	若林正俊	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
国土交通大臣	冬柴鐵三	殿
防衛大臣	石破茂	殿
内閣官房長官	町村信孝	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

地上デジタル放送の実施に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 18 日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 前 田 泰 祐

賛成者 " 小 松 紀 夫

賛成者 " 竹 平 豊 久

地上デジタル放送の実施に関する意見書（案）

国は、平成 23 年までに地上テレビジョン放送のデジタルへの移行を完了するという目標を掲げ、平成 23 年 7 月には現行のアナログ放送の終了を決定しています。地上放送のデジタル化は、高画質・高音質の放送にとどまらず、携帯端末に向けた放送やデータ放送、さらにはインターネットと連動した双方向での利用が可能になるなど、地域情報化の推進に大きく寄与されるものと期待されています。

公共分野や地域情報化に地上デジタル放送を活用するためには、全国あまねく地上デジタル放送が受信できることが前提となりますが、このたび国が公表された市町村別ロードマップによりますと、NHK の場合だけをとりえても、全国で約 19 万～26 万世帯のデジタル放送の難視聴世帯が見込まれています。本県の場合は、約 5,500～8,000 世帯が難視聴世帯となる見通しで、香美市では約 400～500 世帯が難視聴世帯になるとされています。

国は、情報通信審議会の第 4 次中間答申を踏まえて、アナログ放送の視聴可能世帯は地上デジタル放送においても 100%カバーされるよう、中継局の整備や共聴施設の改修等を推進していくとの方針ですが、平成 23 年 7 月のアナログ放送の終了時に、どうしても残る難視聴世帯に対しては、国および放送事業者が暫定的に衛星を使ってデジタル放送を送り届ける検討がされています。

しかしながら、衛星放送は悪天候時には受信できないことがあり、また、地方放送局の番組が見られない問題や、地元住民で共同受信施設を整備している地域への支援対策が不十分なことなど、解決をされなければならない問題点が多く残されています。

情報化の時代にあつて、格差是正の目的からも地上デジタル放送の難視聴世帯があつてはならないことは言うまでもなく、この対策は、国が100%責任を持って取り組むべきです。

よつて、国におかれましては、次の事項につき早期に実施されるよう強く要望いたします。

記

1. 地上デジタル放送への確実な全面移行に向け、難視聴世帯への対策はもとより、国が100%責任を持って取り組むことを明確にすること。
2. 有線地共聴施設のデジタル化改修を支援する「地域情報通信基盤整備推進交付金」については、制度の利用が進むよう、対象事業は、施設の更新や大規模な改修も含め幅広いものとし、対象地域も条件不利地域に限定しないなど、制度設計や運用の見直しに積極的に取り組むこと。
3. 共聴施設の基礎調査の実施ないしは補助制度の創設を行うとともに、技術的な相談に対する支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月18日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
総務大臣	増田寛也	殿
財務大臣	額賀福志郎	殿
内閣官房長官	町村信孝	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第24号

来年度の「全国学力・学習状況調査」（全国学力テスト）を
実施しないことを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年12月18日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 " 山 崎 龍 太 郎

賛成者 " 山 崎 晃 子

来年度の「全国学力・学習状況調査」（全国学力テスト）を
実施しないことを求める意見書（案）

「全国学力・学習状況調査」は、「序列化や過度な競争が生じるおそれ」（実施要綱）
があると、文部科学省すら認めるものであること、また個人情報保護の観点からも問
題が大きいことが分かっているながら、本年度4月24日に全国一斉に行われました。

この、「全国学力・学習状況調査」は10月24日に公表されましたが、その
中身は、これまで行われている調査で十分分析された内容でした。また、当初いわれ
た「結果を一人ひとりの学習に活かすため」ということに関しても実施から、半年た
ったのものであること、また返却されたものも、単なる「○×」が示されただけであ
り、現実的な指導には生かしようがないという声もあがっています。

文部科学省は、来年度も4月に同様の「全国学力・学習状況調査」を実施するとしていますが、既に実施の意味がないばかりか、弊害が大きくなっていく恐れすらあります。また、実施にかかる巨額の費用約、80億円の経費は、加配教員の増員など、人的なものも含め、条件整備にこそ使うべきです。

よって、来年度予定されている「全国学力・学習状況調査」は実施しないよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月18日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	福田康夫殿
財務大臣	額賀福志郎殿
文部科学大臣	渡海紀三郎殿
内閣官房長官	町村信孝殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年12月18日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 前 田 泰 祐

賛成者 " 小 松 紀 夫

賛成者 " 竹 平 豊 久

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書（案）

高齢者に対する寝具・リフォーム工事等の次々販売被害、呉服等の展示会商法など、クレジット悪質商法被害が全国で多発し、ついには、多額のクレジット債務を負った消費者が、自らの命を絶つ深刻なケースも発生しています。

こうした被害が発生する要因としては、クレジットは「代金回収と商品の引渡しを分化したシステム」であり、販売事業者が消費者の資力等を無視した勧誘を行うなどの構造的危険性を有しているにも関わらず、現行の割賦販売法が被害防止に向けた法改正を行ってこなかったこと等が挙げられます。

よって、衆・参両議院及び国におかれては、こうしたクレジット悪質商法被害の防止と、消費者の被害回復、更には、消費者にとって安心・安全なクレジット社会を築くため、次の事項を早期に実現されるよう強く要望いたします。

記

1. クレジット事業者の既払金返還責任（無過失共同責任）

被害の集中する契約書型クレジットについては、クレジットが違法な取引に利用された場合、クレジット事業者は既払金返還を含む無過失共同責任を負うものとする。

2. クレジット事業者の不公正与信防止義務

契約書型およびカード式も含め、クレジット事業者は、違法な取引にクレジットが利用され、顧客に被害が発生することを防ぐための調査等、不適切な与信を防止する義務を負うものとする。

3. 過剰与信防止義務

クレジット事業者に、過剰与信を防止するための調査義務等を明記し、さらに過剰与信防止義務違反については、民事効を認める等、同義務が実効性のあるものとする。

4. 契約書型クレジットに関する規制強化

契約書型クレジットについて、カード式同様登録制度を導入し、且つ契約書面交付義務を明記すること。

5. 指定商品（権利・役務）制および割賦要件の廃止

原則として、指定商品（権利・役務）制および割賦要件を廃止し、支障のある取引については、ネガティブリストにより対応するものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月18日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
内閣官房長官	町村信孝	殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

意見書案第26号

道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年12月18日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 竹 平 豊 久

賛成者 " 前 田 泰 祐

賛成者 " 小 松 紀 夫

道路特定財源の確保に関する意見書（案）

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会基盤であり、地域間の交流・連携を促進する高規格道路から住民生活に密着した市町村道まで、体系的な整備が必要不可欠であります。

しかし、本県では日常生活における安全・安心の確保の面からの、緊急車両の進入可能な道路の拡幅改良や防災施設整備、災害発生時における孤立解消の道路のネットワーク化など最低限の整備すら出来ていない状況です。

道路新設・改良に関しては、都市も地方も一律の制度を適用していますが、地域の実情に合った制度の新設や制度運用を図るべきであり、効率化を前面に出すと地方では事業の実施は困難となります。また、国の進めた「三位一体の改革」は、地方自治体の体力を落とし、真に必要な事業であっても財源難を理由に事業縮小をせざるを得ない状況であります。

道路特定財源諸税の暫定税率の廃止など、現行の税体系が大幅に変更されることになれば、立ち遅れている地方の道路整備は多大な影響を受けることとなります。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、都市と地方の均衡ある発展と地域間格差是正のため、「真に必要な道路整備」がこれ以上後退すること無いよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望するものです。

1. 受益者負担という制度の趣旨に基づき、道路特定財源を一般財源化することなく全額を道路予算に充当するとともに、市町村合併の支援などの課題に対応するためにも、暫定税率を維持し、道路整備の財源として十分な額を確保すること。
2. 遅れている地方の道路整備と計画的な維持管理を機動的かつ弾力的に行うため、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続し、拡充すること。
3. 地方に密着し、日常の生活に直接影響を与える市町村道の整備を計画的に行うことが出来るよう、いまだ整備が不十分である自治体への補助率の引き上げや制度の新設などに、必要な財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月18日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	福田康夫殿
総務大臣	増田寛也殿
財務大臣	額賀福志郎殿
国土交通大臣	冬柴鐵三殿
内閣官房長官	町村信孝殿
経済財政担当大臣	太田弘子殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

平成19年12月 5日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

総務常任委員会委員長 前 田 泰 祐



常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成19年11月 6日(火)

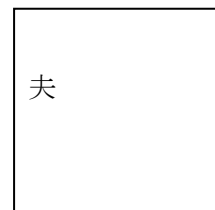
2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議 案 名	審査結果
認定 1	平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定 2	平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定

平成19年12月 5日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

教育厚生常任委員会委員長 小松 紀夫



常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成19年11月 6日(火)

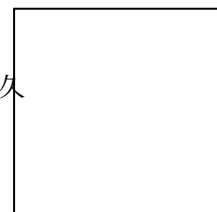
2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議 案 名	審査結果
認定 6	平成18年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定 7	平成18年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(事業勘定)の認定について	認 定
認定 8	平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算(保険事業勘定)の認定について	認 定
認定 9	平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算(介護サービス事業勘定)の認定について	認 定

平成19年12月 5日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹 平 豊 久



常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成19年11月 6日(火)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議 案 名	審査結果
認定 3	平成18年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定 4	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定 5	平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定

平成19年12月18日

香美市議会議長 中澤愛水 殿

総務常任委員会委員長 前田泰祐

常任委員会の審査報告について



本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成19年12月14日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
91	平成19年度香美市一般会計補正予算「第3号」	可決
100	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
101	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決

平成19年12月18日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

教育厚生常任委員会委員長 小松 紀夫

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成19年12月14日(金)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議 案 名	審査結果
95	平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」	可 決
96	平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」(事業勘定)	可 決
97	平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」(保険事業勘定)	可 決
98	平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(サービス事業勘定)	可 決
102	香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
103	香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決

平成19年12月18日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹平 豊久

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

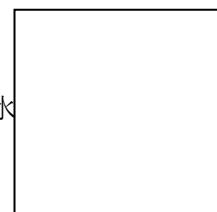
1. 審査の年月日 平成19年12月14日(金)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議 案 名	審査結果
議案 92	平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」	可 決
議案 93	平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」	可 決
議案 94	平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」	可 決
議案 99	平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第2号」	可 決
議案 104	香美市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の制定について	可 決
議案 105	香美市道の路線の認定について	可 決
議案 106	香美市道の路線の変更について	可 決
請願等 4	生活道の工事復旧と連絡道(迂回路)の接続、道路の開設、林道の開設について	継 続

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水



議決した議案等の送付について

平成19年第5回香美市議会定例会において議決した、下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
認定 1	平成18年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定 について	H19.12.5	認 定
認定 2	平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別 会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 3	平成18年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	〃	〃
認定 4	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	〃	〃
認定 5	平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業 特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 6	平成18年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決 算の認定について	〃	〃
認定 7	平成18年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳 出決算（事業勘定）の認定について	〃	〃
認定 8	平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決 算（保険事業勘定）の認定について	〃	〃
認定 9	平成18年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決 算（介護サービス事業勘定）の認定について	〃	〃

平成19年12月18日

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水

議決した議案等の送付について

平成19年第5回香美市議会定例会において議決した、下記の議案等を送付します。

記

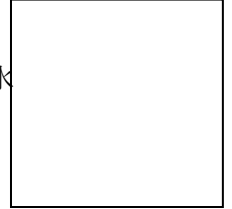
議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
議案 91	平成19年度香美市一般会計補正予算「第3号」	H19.12.18	可 決
議案 92	平成19年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」	〃	〃
議案 93	平成19年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」	〃	〃
議案 94	平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」	〃	〃
議案 95	平成19年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」	〃	〃
議案 96	平成19年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第2号」(事業勘定)	〃	〃
議案 97	平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」(保険事業勘定)	〃	〃
議案 98	平成19年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(サービス事業勘定)	〃	〃
議案 99	平成19年度香美市水道事業会計補正予算「第2号」	〃	〃
議案 100	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 101	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 102	香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
議案 103	香美市立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H19.12.18	可 決
議案 104	香美市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例の制定について	〃	〃
議案 105	香美市道の路線の認定について	〃	〃
議案 106	香美市道の路線の変更について	〃	〃
議案 107	土地の取得について	〃	〃
請願等 3	L P ガスへの公平な扱いを求める陳情書について	〃	採 択
請願等 4	生活道の工事復旧と連絡道（迂回路）の接続、道路の開設、林道の開設に係る陳情書について	〃	継 続
発議 3	香美市長の専決処分事項の指定の一部改正について	〃	可 決
意見書 20	拡大生産者責任（E P R）の法整備を求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 21	家族従業者の人権保障のため所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 22	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について	〃	否 決
意見書 23	地上デジタル放送の実施に関する意見書の提出について	〃	可 決
意見書 24	来年度の「全国学力・学習状況調査」（全国学力テスト）を実施しないことを求める意見書の提出について	〃	否 決
意見書 25	割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出について	〃	可 決
意見書 26	道路特定財源の確保に関する意見書の提出について	〃	〃

平成19年12月18日

香美市長 門脇 慎夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水



会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成19年第5回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

記

- | | | | |
|----------|----------|-----------------|-------|
| 1. 会議の別 | 定例会 | | |
| 2. 開会 | 平成19年12月 | 5日 | |
| 3. 閉会 | 平成19年12月 | 18日 | |
| 4. 会期 | 14日間 | | |
| 5. 議員の出欠 | 12月 5日 | 出席 24人 | 欠席 1人 |
| | 12月11日 | 出席 24人 | 欠席 1人 |
| | 12月12日 | 出席 24人 | 欠席 1人 |
| | 12月13日 | 出席 24人 | 欠席 1人 |
| | 12月14日 | 出席 24人 | 欠席 1人 |
| | 12月18日 | 出席 25人 | 欠席 0人 |
| | 計 | 145人 | 5人 |
| 6. 議案の提出 | 市長提出のもの | 17件 (議案 17) | |
| | 議員提出のもの | 8件 (発議 1・意見書 7) | |
| | 請願等 | 2件 (陳情) | |

7. 議決の状況	可 決	22件 (予算 9・条例 5・その他 3 ・意見書 5)
	採 択	1件 (請願等)
	継 続	1件 (請願等)
	認 定	9件 (第3回定例会にて継続審査の決算)
	否 決	2件 (意見書 2)
	合 計	35件

8. 委員会付託の状況	総務常任委員会	3件
	教育厚生常任委員会	6件
	産業建設常任委員会	8件 (請願等1件含む)
	計	17件

9. その他 閉会中の所管事務の調査

10. 議決書の写 別紙のとおり

11. 会議録の写 作成次第後送